【表紙】

【提出書類】	**有価証券報告書**
【根拠条文】	**金融商品取引法第24条第１項**
【提出先】	**関東財務局長**
【提出日】	**平成30年６月29日**
【事業年度】	**第60期（自　平成29年１月１日　至　平成29年12月31日）**
【発行者の名称】	**欧州投資銀行** (European Investment Bank)
【代表者の役職氏名】	Sandeep Dhawan **(資本市場部ヘッド・オブ・ディビジョン)** Richard van Blerk **(資本市場部デピュティ・ヘッド・オブ・ディビジョン)**
【事務連絡者氏名】	**弁護士　　黒　丸　博　善**
【住所】	**東京都港区六本木六丁目10番１号** **六本木ヒルズ森タワー23階** **ＴＭＩ総合法律事務所**
【電話番号】	(03) 6438-5511
【縦覧に供する場所】	**該当なし**

（注）１．本書中、「発行者」「EIB」または「当行」とは、欧州投資銀行を意味する。
２．本書中、「ユーロ」または「EUR」と表示される金額は、欧州単一通貨を意味する。2018年５月31日現在、株式会社三菱ＵＦＪ銀行により公表されたユーロに対する日本円の対顧客電信直物売買相場の中値は１ユーロにつき126.73円であった。
３．EIBの会計年度は暦年である。
４．本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第１ 【募集（売出）債券の状況】

募集債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
第１回欧州投資銀行円金利差額型変動利付(当初固定利付)円貨債券(2004)	2004年11月	16,300,000,000円	8,000,000,000円	8,300,000,000円(1)	該当なし
第16回欧州投資銀行円貨債券(2010)	2010年６月	60,000,000,000円	0円	60,000,000,000円	該当なし
第12回欧州投資銀行米ドル・円金利差額型変動利付(当初固定利付)円貨債券(2010)	2010年６月	20,000,000,000円	0円	20,000,000,000円	該当なし
第17回欧州投資銀行円貨債券(2010)	2010年７月	40,000,000,000円	0円	40,000,000,000円	該当なし
第１回欧州投資銀行豪ドル・円金利差額型変動利付(当初固定利付)円貨債券(2014)	2014年３月	5,000,000,000円	0円	5,000,000,000円	該当なし

注(1) 本債券は2019年11月の満期に先立ち、2009年12月12日に5,000,000,000円、2012年12月４日に3,000,000,000円が部分償還された。

売出債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
欧州投資銀行2027年9月21日満期期限前償還条項付 円建･円／ユーロ為替連動債券	2007年9月	1,082,000,000円	0円	1,082,000,000円	該当なし
欧州投資銀行2018年6月22日満期期限前償還条項付 豪ドル為替連動 円建債券	2008年6月	11,885,000,000円	7,168,000,000円	4,717,000,000円(1)	該当なし
欧州投資銀行 2020年12月18日満期 豪ドル建債券	2008年12月	24,850,000豪ドル	0豪ドル	24,850,000豪ドル	該当なし
欧州投資銀行2019年１月満期豪ドル建債券	2014年1月	44,100,000豪ドル	0豪ドル	44,100,000豪ドル	該当なし
欧州投資銀行2017年１月満期トルコリラ建債券	2014年1月	81,000,000トルコリラ	81,000,000トルコリラ	0トルコリラ	該当なし
欧州投資銀行2017年１月満期ブラジルレアル建債券（円貨決済型）	2014年1月	380,500,000ブラジルレアル	380,500,000ブラジルレアル	0ブラジルレアル	該当なし

注(1)　本債券は2018年６月の満期に先立ち、2011年10月24日に343,000,000円、2012年10月５日に409,000,000円、2013年３月14日に1,389,000,000円、2013年６月４日に671,000,000円、2014年２月３日に909,000,000円、2014年６月６日に705,000,000円、2015年２月２日に564,000,000円、2015年９月８日に1,062,000,000円、2016年２月10日に516,000,000円および2017年５月19日に600,000,000円が部分償還された。残額の4,717,000,000円は2018年６月22日に全額満期償還された。

2017年度中、EIBの経済的健全性およびEIBが業務を行う法的枠組みに、本債券所有者の権利に重要かつ悪影響を与える変化はなかった。

第２ 【外国為替相場の推移】

米ドル、豪ドル、ユーロ、ブラジルレアルおよびトルコリラについては、そのそれぞれと円との間の為替相場が、日本国内において時事に関する事項を掲載する２以上の日刊新聞紙に最近５年間の会計年度において掲載されているため、記載を省略する。

(1) 【最近５年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

該当なし

(2) 【当会計年度(又は事業年度)中最近６月間の月別為替相場の推移】

該当なし

(3) 【最近日の為替相場】

該当なし

第３ 【発行者の概況】

１ 【発行者が国である場合】

該当事項なし

２ 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

３ 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1) 【設立】

① 設立の根拠、設立年月日および沿革

欧州投資銀行（「EIB」）は、欧州連合の機能に関する条約（随時改正、補足済）（「本条約」）により設立された自治的公共機関である。EIBの資本金は欧州連合（European Union）（「欧州連合」または「EU」）の加盟国（「加盟国」）によって応募される。EIBはこれまでEIBが発行した有価証券のいかなる元利金の支払も怠ったことがない。EIBは、EIB自身の資本源および資本市場からの借入を利用し、投資に対して特に融資および保証の形で資金を提供する。EIBは、98-100, boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg に所在する。

EIBは欧州投資基金（「EIF」）の過半数の株式を所有し、EIFはEIB、欧州委員会および金融機関の三者による株式所有構成となっている。EIBはまた、マイクロファイナンス・アンブレラ・ファンドであるEUマイクロファイナンス・プラットフォーム FCP-FIS（「EUMPF」）の全契約済受益証券の55.56%を保有している。EIBグループはEIB、EIFおよびEUMPFで構成されている。

EIBは欧州連合の諸機関と分離しており、自らの経営主体、収入源および財政運営を有し、自身の債務についてのみ責任を有する。EIBは本条約、本条約の議定書として添付された改正済EIB定款（「定款」）および欧州連合の特権および免除に関する議定書の規定により統治される。

② 目的

本条約に基づき、EIBは、主に資本市場にアクセスを有することにより、加盟国間の共同市場における安定的かつ均衡のとれた発展に貢献することを目的としている。その実現に向け、EIBは非営利の運営を行い、欧州連合内の発展が充分でない地域を開発するプロジェクト、および、以下のプロジェクトが個々の加盟国内で利用可能な財源からの資金提供ではすべてが賄えない規模と性質のものである場合は、事業を現代化もしくは開発するまたは新たな活動を開発するプロジェクト、または複数の加盟国に共通の利益となるプロジェクトに融資および保証を行うことを本条約により要求されている。さらに、EIBは欧州連合域外のプロジェクトに対しても通常、欧州連合と非加盟国との合意の枠内において、融資および保証を行う。

③　法的地位、特権および免責特権

EIBは法人格を有し、各加盟国の法律のもとで法人に与えられる最も広範な法的資格を有する。EIBは自らの名において財産の取得および譲渡を行うことができ、また訴訟当事者能力を有する。

EIBならびにその資産、収入およびその他の財産は加盟国のあらゆる直接税を免除される。EIBはまた、EIBが所在する加盟国内における、応募済資本金および払込済資本金の増額に伴うあらゆる課税その他の賦課ならびに当該増額に伴うあらゆる法的手続を免除される。定款に基づき行われるEIBの活動は、加盟国内におけるいかなる取引高税の対象にもならない。

定款に基づく加盟国の義務の履行ならびに総務会およびEIBの理事会によって採られた措置の法的有効性に関する一定の訴訟については、本条約により、欧州連合司法裁判所（「司法裁判所」）が専属的管轄権を有する。当該専属的管轄権に属するものを除き、加盟国の行なった保証に基づく請求を含む、EIBとその債権者または債務者との間の訴訟についてはそれぞれの国内管轄裁判所において行うことができる。加盟国内のEIBの財産および資産は、裁判所の判決を受けかつ司法裁判所がそれを承認した場合を除き、強制執行による差押または押収の対象とはならない。

④　日本との関係

該当なし

(2) 【資本構成】

① 資本構成および準備金

表示日現在のEIBの資本構成および準備金は次の通りである。

	2017年 12月31日現在
	(単位：千ユーロ)
資本金	
－応募済資本金	243,284,155
－払込未請求資本金	-221,585,020
－払込請求済資本金	21,699,135
－控除：払込予定資本金	-9,936
－払込済資本金	**21,689,199**
準備金および当期利益：	
準備基金	
－期首残高	24,328,415
－期末残高	**24,328,415**
－払込予定準備金	-16,047
－期末払込残高	**24,312,368**
その他準備金	
－期首残高	**7,214,264**
－前年度利益処分(1)	2,733,472
－期末残高	**9,947,736**
特別活動準備金	
－期首残高	6,776,060
－前年度利益処分(1)	728,031
－期末残高	**7,504,091**
一般貸倒準備金	
－期首残高	3,305,458
－前年度利益処分(1)	-604,902
－期末残高	**2,700,556**
当期利益	**2,805,711**
自己資本合計	**68,959,661**

注(1) 2017年４月25日、総務会は、2016年12月31日終了年度のEIBの当期純利益2,856,601,000ユーロをその他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが事実として生じているが、これは基礎的業務のリスクの動きに伴うものである。

② 応募済資本金

EIBの加盟国は、欧州連合の加盟国28か国である。

加盟国の決定により、2012年12月31日付でEIBの応募済および払込請求済資本金は100億ユーロ増加した。加盟国は、この100億ユーロの増資分を、それぞれの負担分に応じて、2013年３月31日、2014年３月31日および2015年３月31日を期日とする３回までの分割で払い込む義務を負っていた。2013年３月31日および2014年３月31日および2015年３月31日を期日とするすべての拠出金は全額決済され、2015年12月31日現在、100億ユーロの増資の100%が決済済みである。

下表は2017年12月31日のEIBの応募済資本金に関する各加盟国の分担である。

加　盟　国	金　　額
	(単位：ユーロ)
ドイツ	39,195,022,000
フランス	39,195,022,000
イタリア	39,195,022,000
イギリス	39,195,022,000
スペイン	23,517,013,500
オランダ	10,864,587,500
ベルギー	10,864,587,500
スウェーデン	7,207,577,000
デンマーク	5,501,052,500
オーストリア	5,393,232,000
ポーランド	5,017,144,500
フィンランド	3,098,617,500
ギリシャ	2,946,995,500
ポルトガル	1,899,171,000
チェコ	1,851,369,500
ハンガリー	1,751,480,000
アイルランド	1,375,262,000
ルーマニア	1,270,021,000
クロアチア	891,165,500
スロバキア	630,206,000
スロベニア	585,089,500
ブルガリア	427,869,500
リトアニア	367,127,000
ルクセンブルク	275,054,500
キプロス	269,710,500
ラトビア	224,048,000
エストニア	173,020,000
マルタ	102,665,000

計	243,284,154,500

EIBの理事会は、EIBの債務を賄うためにEIBが必要とする限度において、応募済資本金の残額の払込を要求することができる。各加盟国はそれぞれの応募済資本金の分担に比例して、かかる払込を行う。加盟国のEIBからの脱退に関する規定はない。

(3) 【組織】

EIBは、総務会、理事会および経営委員会によって指揮および運営される。総務会は各加盟国より任命された国務大臣（通常は財務大臣）をもって構成される。理事会は、加盟国および欧州委員会の指名に基づき、総務会により選任された理事29名および理事代理19名をもって構成されている。理事会にはさらに６名の議決権のない専門家が選任される。経営委員会は、理事会の提案に基づき総務会により６年任期で選任される総裁および副総裁をもって構成されている。

① 総務会

総務会は、各加盟国より１名ずつ任命された国務大臣（通常は財務大臣）をもって構成され、定款に規定された特定の機能を有している。これらの機能は、理事会および経営委員の任免、経営委員の定数の変更、ならびに理事会の年次報告書、年次貸借対照表および損益計算書の承認を含む。年次報告書が承認されない場合、定款に従い、理事会は全員辞任しなければならない。通常、総務会の決議は多数決をもって行われるが、この多数は応募済資本金の少なくとも50%を代表していなければならない。

② 理事会

理事会は、加盟国および欧州委員会の指名に基づき、５年任期で総務会により選任された理事29名および理事代理19名をもって構成する。

また、理事会は、理事会構成員として３名、理事代理として３名の、６名の議決権のない専門家を選任する。

以下は別段の表示のない限り、2018年６月25日現在のEIBの理事、理事代理、および議決権のない専門家の一覧表である。

理　事

Thomas WESTPHAL	Emmanuel MASSÉ
Gelsomina VIGLIOTTI	David LUNN
Carlos SAN BASILIO PARDO	Filipe CARTAXO
Marc DESCHEEMAECKER	Arsène JACOBY
Mickie SCHOCH	Julie SONNE
Des CARVILLE	Attila GYÖRGY
Andres KUNINGAS	Armands EBERHARDS
Migl TUSKIEN	Karin RYSAVY
Kristina SARJO	Eva HAGHANIPOUR
Marinela PETROVA	Petr PAVELEK
Ante MATIJEVI	Kyriacos KAKOURIS
László BARANYAY	Paul DEBATTISTA
Piotr NOWAK	Andrej KAVI
Ivan LESAY	Kerstin JORNA

（１つの経営委員席が空席である。）

議決権のない専門家

（３つの議決権のない専門家席が空席である。）

理事代理

Martin HEIPERTZ	Rudolf LEPERS
Anthony GAY	Shanti BOBIN
Francesca MERCUSA	Stefano SCALERA
Jennifer YOUNG	Sarah Jane SANYAHUMBI
Rosa CAETANO	Otto de SMETH
Rasmus RØNNE-AHM	Boni Florinela CUCU
Anne af URSIN	Aija ZITCERE
Péter TÁRNOKI-ZÁCH	Benjamin ANGEL

（３つの理事代理席が空席である。）

議決権のない代理専門家

（３つの議決権のない代理専門家席が空席である。）

理事会は、EIBの運営を監督し、その健全な運営を確保し、かつEIBが欧州連合条約、欧州連合の機能に関する条約（随時改正、補足済）および定款の諸条項ならびに総務会の一般的指示に従って運営されることを確保する責任を負う。理事会は、融資の供与、特に貸付（加盟国域外への貸付を除く。）および保証の形式によるものに関し、その貸付金利および保証手数料の設定およびEIBによる借入の承認を決定する。また特定多数の決定に基づき、その権限を一部経営委員会に委任することができる。

定款は、理事会の構成員はEIBに対してのみ責任を負う旨を規定している。各理事は、１議決権を有し、いつでも、EIBの手続規定に従ってその議決権を委任することができる。定款に別段の定めある場合を除き、理事会の決定は、少なくとも応募済資本金の50%以上を代表する議決権を有する３分の１以上の構成員によりなされなければならない。特別多数決は、賛成が18票以上入り、かつそれが応募済資本金の68%を代表していることを要する。

③ 経営委員会

EIBの経営委員会は、現在のところ、理事会の推薦に基づき総務会により６年任期で選任されるEIBの総裁１名および副総裁８名をもって構成されている。2018年６月25日現在の経営委員およびそのEIBにおける役職は、次の通りである。

経営委員	EIBでの役職
Werner HOYER	総裁
Dario SCANNAPIECO	副総裁
Jonathan TAYLOR	副総裁
Ambroise FAYOLLE	副総裁
Andrew MCDOWELL	副総裁
Vazil HUDÁK	副総裁
Alexander STUBB	副総裁
Emma NAVARRO	副総裁

（１つの経営委員席が空席である。）

経営委員会は、総裁の権限および理事会の監督のもとにEIBの日常業務の運営につき責任を負う。経営委員会は、多数決により、貸付および保証の供与ならびに借入につき理事会に対し提案を行う。総裁、または総裁が不在の場合は副総裁のうち１名が、理事会の議長となるが、この場合議決権を有しない。総裁、もしくは総裁に支障のある場合には副総裁１名が、裁判その他の事項についてEIBを代表する。定款は、経営委員会およびEIBの職員は、EIBに対してのみ責任を負い、その職務の遂行について完全に独立であるべき旨を規定している。

④ 監査委員会

監査委員会は、総務会により選任された６名の委員からなる。毎年EIBの業務が適切に運営され、かつ帳簿が適切に記録されている旨を検査し、理事会によって作成された財務書類および年次報告に含まれるその他の財務情報が、当該事業年度の資産および負債に関するEIBの財務状況、ならびにその業績およびキャッシュ・フローについて正確かつ公正に表示している旨の確認を行う。

2018年６月25日現在の監査委員は次の通りである。

Duarte PITTA FERRAZ	**議長**
Pierre KRIER	**委員**
John SUTHERLAND	**委員**
Mindaugas MACIJAUSKAS	**委員**
Vasile IUGA	**委員**

（１つの監査委員席が空席である。）

オブサーバー

Uldis CERPS

Jens Henrik Myllerup LAURSEN

(4) 【業務の概況】

① 業　務

イ）EU域内における貸付政策

EIBは、加盟国において実施される投資について、加盟国ならびに公企業および民間企業に対し、これらの借手が他の方法によっては資金を妥当な条件で調達できない場合に限って貸付および他からの借入の保証を行う。定款は、このような事業が経済一般の生産性を高めることに寄与し、共同市場の実現を促進するものでなければならない旨を規定している。

加盟国以外の企業または団体に対して貸付を行う場合には、EIBは、投資の実施予定地を領土とする加盟国による保証もしくはその他の適切な担保、または債務者自体の財務信用力のいずれかが得られることをかかる貸付の条件としなければならない。さらに借手が生産部門に従事する者である場合は、定款は、貸付に関する利息および分割償還金の支払が当該事業の予想営業利益によって賄いうる場合についてのみ、EIBが貸付および保証を供与することを認めている。

EIBの行う貸付およびEIBの保証する借入の残高の合計は、応募済資本金、準備金、未割当引当金、および損益計算書の当期純利益の250%を超えることができない。EIBによる資本参加の場合、後者の合計額から（払込済みか否かにかかわらず）応募済金額相当額が控除される。これは連結および非連結ベースにおいて適用される。EIBによる貸付および保証は対象プロジェクトの費用の一部のみを賄うもので、これは当該借手の自己資金や当該借手が他から調達した資金を補完するものでしかない。すなわち、一般的にEIBは対象プロジェクトの総費用の50%を上回る額の貸付は行わない。

EIBの貸付内容は多様化されており、１つの産業、経済部門もしくは国に偏在していない。EIBの貸付金は加盟国のすべてを通じて広範囲な企業の資金調達に供せられている。

ロ）EU域外への貸付

1960年代から、EIBはおよそ150の国々においてEUが推進している協力政策に積極的に参加している。EIBによる協力活動の付託条件は、通常、複数年のマンデートとなっており、EUによりEIBに割当てられる。

定款第16条第１項第２号の定めるところによると、理事会の提案に基づき、総務会は特定多数の議決により、EIBに対して加盟国の域外において全体または一部が実施される予定の投資について融資を行うことを授権することができる。かかる貸付は、その他の点においては、上述した加盟国内部の貸付に関する定款の各規定に沿って行われる。

EIBはこのような貸付を多くの場合欧州連合と他国家間の協力協定の融資関係議定書に基づき行ってきた。域外貸付においてほとんどの場合、EIBは、他の担保に加えて加盟国または欧州連合の保証を得ている。

ハ）資金借入

EIBは、いかなる通貨であれ、EIBにとって最も有利と思われる通貨で、またEIBが活動する資本市場においてその時の最も有利な条件で借入を行う。

EIBはいかなる借入金の元利金の支払に関しても、その履行を怠ったことはない。

ニ) 業績

2017年の動向ハイライト[(1)]

概　要

2017年度に、EIBはその使命[(2)]に従いEUの政策を実施しつつ、業務計画[(3)]に記載の通り、順調に目標を達成した。EIBの当年中の貸付契約は699億ユーロ[(4)]（このうち690億ユーロはEIBの自己資金源に基づく。）となり、実行済総額は584億ユーロ[(5)]（このうち579億ユーロがEIBの自己資金源に基づく。）に達した。全体の取引高（契約済金額764億ユーロのうち760億ユーロがEIBの自己資金源に基づき、また実行済金額604億ユーロのうち595億ユーロがEIBの自己資金源に基づく。）は2016年と比べてやや減少しているが、業務計画が想定する10%の裁量幅の範囲内に収まっている。

注(1)　このセクションでは欧州投資銀行の活動および財務情報に触れる。表示される数額は、（別段の記載がない限り）EU会計指令に準拠して作成されたEIBの法定財務書類とあわせて解釈される必要がある。
注(2)　EIBのコーポレート・ガバナンス報告書（英文）はEIBのウェブサイトで入手可能である。
注(3)　年次の業務計画は、営業の方向性を含み、また次期３年にわたるグループの主な優先課題および活動を詳細に記述する。
注(4)　すべての資金源、貸付金、株式および保証を含む。
注(5)　すべての資金源、貸付金、株式および保証を含む。

欧州戦略投資基金（EFSI）におけるEIBの役割に伴いより高リスクのプロジェクトへの貸付を増やしているにもかかわらず、EIBの貸付ポートフォリオの質は極めて高く維持されている。全体で見た貸付ポートフォリオ[(6)]は引き続き安定的であり、減損が生じているものは2017年末で0.3%（2016年末：0.3%）にすぎなかった。90日を超える支払延滞額はごく少額に維持され、2017年末現在では１億8,000万ユーロ（2016年末：8,960万ユーロ）であり、リスク・ポートフォリオの0.04%を占めるにすぎない。貸付に係る個別引当金は2016年末現在の５億3,870万ユーロから４億6,330万ユーロに減少した。厳格なリスク管理方針により、またプロジェクトのデュー・デリジェンスを通じて、EIBの高い信用状態が支えられている。

注(6)　本編で提供される貸付ポートフォリオの情報は、（別段の記載がない限り）自己資金源による貸付ポートフォリオに対応しており、これには「リスク・ポートフォリオ」およびEUまたはその加盟国からのグローバル保証による恩恵を受けるEU域外のポートフォリオ部分が含まれる（詳細は法定財務書類の注記Uを参照のこと。）。

EIBは2017年に、前年から概ね横ばいとなる年額28億1,000万ユーロ（2016年：28億6,000万ユーロ）の当期純利益を計上して良好な財務実績を確保した。純損益は全額留保され、長期的な資金供給能力を支えるEIBの自己資金に寄与している。この自己資金の増加はリスク加重資産の小幅な増加を十二分に補い、最終的にCET１（コア資本Tier１）比率を前年の26.4%から28.5%に押し上げた。レバレッジ比率[(7)]も同様に改善傾向を示し、自己資金の増加およびユーロ高を主因として2017年には667%（2016年：742%）まで低下した。

注(7)　レバレッジ比率は、（長期および短期の）債務総額を、調整後の株主持分（自己資金からEIFおよびEUMPF（EUマイクロファイナンス・プラットフォームFCP-FIS）の資本金に対するEIBの参加分を控除したもの）で除することにより算出される。

2017年の資金調達プログラムは、2016年末現在の事前調達を考慮したうえで予定通りに完了した。2017年にEIBは、貸付業務およびその他のキャッシュ・フロー需要に資金を充当するため、国際

資本市場で564億ユーロを調達した。借入およびコマーシャル・ペーパーの合計額は、2016年末現在の4,709億ユーロから213億ユーロ（4.5%）減少して2017年末現在は4496億ユーロであった。

EIBは、流動的かつきわめて質の高い投資に集中することで、流動性管理に対して慎重な姿勢をとっている。自己勘定取引資産は2017年末現在で721億ユーロ（2016年：835億ユーロ）であった。EIBの流動性比率は制限値の範囲内で良好に維持されており、流動性資産が2018年の予想純キャッシュ・アウトフローに占める割合は（2016年の75%に対して）74%であった。極端な流動性困難の状況下においては、EIBのユーロシステム再融資枠へのアクセスが補完的な保護を提供する点は重要である。

１．EIBは健全な財務業績を実現

EIBは低いマージンで多額の貸付金を供与することにより当期純利益を生み出しており、設立以降は毎年、年次の法定(8)財務書類に計上している。2017事業年度の当期純利益は28億570万ユーロであり、2016事業年度の当期純利益（28億5,660万ユーロ）と同等であった。財務実績に影響を与えた主な要素は次の通りである。

- EIBにより計上された正味受取利息(9)が、2016年の33億1,280万ユーロに対して2017年は32億5,980万ユーロとなった。受取利息および費用のさらなる詳細は、法定財務書類の注Nに記載されている。
- 一般管理費が前年比で１億1,490万ユーロ増加した。この変動は主に、職員に関する費用の増加（当該期間中の職員数の増加に関連する。）によりもたらされた。さらなる詳細は、法定財務書類の注Rに記載されている。
- 株式およびその他の変動利回証券からの収益は、2017年に認識された配当金（３億770万ユーロ）が2016年（２億1,830万ユーロ）から増加したため、前年比で8,940万ユーロ増加した。

EIBの貸借対照表総額は、2016年末現在の57億3,200万ユーロに対して2017年末現在は54億9,500万ユーロ（２億3,700万ユーロの減少）であった。

注(8)　EU会計指令に従って作成されている。
注(9)　受取利息および類似収益から支払利息および類似費用を差し引いたもの。

純損益および総資産の推移(*)(単位：百万ユーロ)

1.1. 強固な資本構成

純利益はEIBの業務を支えるために留保されることから、EIBの着実な収益性は、長年にわたり十分な準備金の積上げをもたらした。自己資金は、当期純利益の充当を受けて2016年末現在の662億ユーロから2017年末現在の690億ユーロに増加した。

2017年12月31日現在の自己資金構成

自己資金 （単位：千ユーロ）		2017年 12月31日		2016年 12月31日
資本金				
- 応募済	243,284,155		243,284,155	
- 払込未請求	-221,585,020		-221,585,020	
		21,699,135		21,699,135
準備金				
a) 準備基金	24,328,415		24,328,415	
b) その他準備金	9,947,736		7,214,264	
c) 特別活動準備金	7,504,091		6,776,060	
d) 一般貸倒準備金	2,700,556		3,305,458	
		44,480,798		41,624,197
当期純利益		**2,805,711**		**2,856,601**
自己資金合計		**68,985,644**		**66,179,933**

当期純利益については、以下への処分が提案された。

(ⅰ) 準備基金： なし
(ⅱ) その他準備金： ６億4,760万ユーロ
(ⅲ) 特別活動準備金： 21億2,260万ユーロ
(ⅳ) 一般貸倒準備金： 3,550万ユーロ

1.2. EIBの払込未請求資本金は十分な緩衝を提供

EIBは28のEU加盟国により所有されている。2012年12月31日に、EIBの株主は全員一致で、払込済資本の100億ユーロの増強を承認した。資本増強に向けた現金の払込みにより、EIBの払込済資本金は217億ユーロに増加した。さらに、EIBには応募済だが未払いの資本金、すなわち払込未請求資本金があり、その額は2,216億ユーロにのぼる。EIBの加盟国には、EIBがその債務を履行するために必要とする場合、必要な払込未請求資本金の各々の分担割合分を、EIBの定款の規定(10)に従い、EIBの理事会の請求により支払うべき法的義務がある。この法的義務は、各国法に優先するEU条約に由来しており、このことはEIBの際立った特徴となっている。払込未請求資本金（自己資金の一部とも、CRR/CRD IV（第４次自己資本規制・指令）の自己資本充足目的ともみなされない。）は、EIBの借入金の概ね半分に相当するバッファーである。

注(10) EIBの定款第５条(3)：「理事会は、EIBの債務を履行するためにEIBが必要とする限度において、応募済資本金の残額の払込みを求めることができる。」

1.3. 将来の見通し

来年に向けた業務計画がEIBの理事会により2017年12月12日に承認され、2018年１月22日に公表された。新しい計画に基づき、EIBは利益を生む投資への取組みを維持するとともに、市場のギャップに対処して最大限の効果を確保するための活動に狙いを定め続ける。EIBは資金源の最適な編成を確保できるよう通年で業務目標を見直し、一方で財務力および信用力の維持にも注意を向け続けている点は重要である。

EIBの2018年の貸付契約目標は670億ユーロであり、これには＋10%から－20%の裁量的許容差が設けられている。貸付では引き続きEIBの公共政策上の目標、とりわけイノベーション、中小企業（SME）および中堅公開企業（mid-cap）向け金融、インフラストラクチャーおよび環境、ならびにEUの社会経済的な団結および気候変動に関する２つの包括的政策目標に重点を置き続ける。

これらの目標に沿って、EIBは、官民の投資家がプロジェクト（グローバル競争力および雇用の創出における欧州支援、安全保障および移民の課題への取組み、ならびに究極的にはEU内外の両方で欧州の価値向上に貢献するもの）のために利用可能な長期金融を実施している。貸付、混成援助および助言というグループ中核業務に加え、EIBは引き続き第三者からのマンデートも受け入れる。

業務計画における資金調達プログラムの予測は、業務目標を支えるために必要な借入を反映している。理事会は2018年について、グローバル借入承認案件の上限を650億ユーロとすることを承認し、またEIBは600億ユーロの資金調達プログラムを想定している旨を公表した。

事業戦略を追求するにあたり、EIBはそのリスク選好および公的使命に従い、信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクのみを受け入れる。EIBは高い信用状態を維持することを目指しており、それがビジネス・モデルの核心となっている。同時に、収益の安定および自己資金の経済的価値の保存を目指しており、これにより長期的な成長のための資金を自給することが可能となる。

EIBと英国の関係

欧州連合条約（「TEU」）第50条に基づきEUを離脱する旨の英国の欧州理事会に対する2017年３月29日付の通知は、EIBへの影響に対する市場の疑念を呼んだ。TEUに従い、離脱の条件はEUおよび離脱する加盟国の間で交渉される。

2017年12月８日、EUと英国政府の交渉官は、「TEU第50条に基づく交渉の第一段階における欧州連合からの英国の秩序だった離脱の進展に関する欧州連合および英国政府の交渉官による共同報告書」（共同報告書）を公表した。

共同報告書および英国との交渉の進展に関する欧州理事会の2017年12月８付の勧告に基づき、欧州理事会は2017年12月15日、第一段階の交渉は、EUと英国の将来の関係に係る移行期間および枠組みに関する第二段階に進むために十分な進展を遂げたと判断した。

この共同報告書は、以下の見解とともに、2017年12月14日および15日の欧州理事会の（第50条下の）会合に提出された。「すべてが合意されるまで何も合意されないという前提のもとで、この共同報告書の中で述べられている共同のコミットメントは、全詳細に至るまで離脱協定に反映されるものとする。このことは、移行期間に関する取決めが交渉の第二段階で合意された場合に備えて適切と思われる調整方法を予め判断するものではなく、また、将来の関係の枠組みに関する議論に影響を与えようとするものでもない。」

EIBに関して、次の主要原則が共同報告書で合意されている。

英国の未請求資本：「英国は、離脱の日における払込未請求資本金に相当する額の保証を差し入れる（払込未請求資本金の現在の金額は357億ユーロ）。」「この保証は、離脱の日におけるEIBの取引累積額が償却されるに従って減少するものとし、この減少は、累積残高が離脱日現在の応募済

資本金合計と同額になる日に開始し、当該残高が離脱日現在の払込資本金合計と同額になる日に終了する（いずれの資本金もEIBの定款で定義されている。）。」

英国の払込資本：「払込資本金に関する英国の持分」（現在35億ユーロ）「は、2019年末より12年賦で払い戻される。英国は、払い戻される払込資本金の額について、EIBの取引累積額の残高が離脱日現在の払込資本金合計と同額になるまでは責任を負い続けるものとし、同額となった時から、残存する未返済取引額に応じて責任額の償却が開始する。こうした払戻しの他には、EIBは英国のEIBからの脱退または英国の保証の差入れを理由としたその他の支払、返金または報酬の支払を行わない。」

請求：未請求の保証または払込金（現金または保証金）に対する請求はすべて、離脱日現在の取引額に充当するためまたは離脱日現在の累積取引に起因するリスク（ALM（資産負債管理）上のリスクまたはオペレーショナル・リスクなど）をカバーするために用いられる場合、加盟国によりなされる請求または支払と「同順位」となる。特定の貸付に関連しないリスクや離脱日後に形成された取引の累積に起因しないリスクなどその他のものについては、英国の責任は、事象発生日現在の取引累積残高と総取引額との比率により按分される。

英国における資金提供：英国は、脱退日現在の取引累積額の償却が終了するまで、条約に付属する第５および第７の議定書によるEIBの特権および免除を維持する。脱退日以降、英国の取引は、連合のマンデートに基づくものを含め、EIBにより加盟国のために確保されている新規取引の適格を有しない。英国は、EIBとの継続的な関係について関心を表明しており、その可能性は交渉の第二段階で検討される。

2017年12月15日、欧州理事会のドナルド・タスク議長は、例示として「EUはEIBグループの資金提供活動およびそのビジネス・モデルを英国の離脱（Brexit）後も維持するよう努める」と述べ、欧州陣営としての統合の継続を確信している旨を表明した。

２．貸付業務 － プロジェクト評価を通じた安定的な貸付高

EUの銀行として、EIBの使命は、欧州連合の機能に関する条約第309条に規定されている通り、EUの政策目的を実施するための実現可能なプロジェクトに投資することである。資金供与を受けるプロジェクトは厳格な経済、技術、環境および社会基準をみたす必要があり、入念なデュー・デリジェンスおよびリクス管理の実施対象となる。

2017年12月31日現在、EIBの実行済貸付金のポートフォリオは4,550億ユーロ(11)であり、これに対して2016年末は4,554億ユーロであった。契約済貸付金の残高は総額で5,679億ユーロ(12)（2016年末：5,687億ユーロ）と安定的であり、そのうち88.9%（2016年：88.6%）がEU域内プロジェクト向けであった。

注(11)　自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。
注(12)　自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

2.1. 新規契約

2017年の新規契約のフローは699億ユーロ(13)であり、このうち690億ユーロがEIBの自己資金源によるものであった（2016年：764億ユーロ、うち760億ユーロが自己資金源によるもの）。新規契約の90%がEU加盟国のプロジェクトに対して資金供与するものである（地理的分布の詳細は以下の表を参照のこと）。

注(13)　自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

国別または地域別の契約実績

契約先	2017年 (百万ユーロ)	対合計比 (%)	EFSI 2017年	2016年 (百万ユーロ)	対合計比 (%)
イタリア	11,010	16%	1,808	9,870	13%
スペイン	10.197	15%	2.322	10,043	13%
フランス	7,403	11%	2,274	8,001	11%
ドイツ	6.606	9%	1,175	7,524	10%
ポーランド	5,061	7%	1,122	4,444	6%
スウェーデン	2,355	3%	1,011	1,688	2%
オランダ	2,175	3%	218	2,565	3%
ギリシャ	2,110	3%	804	1,516	2%
英国	1,843	3%	0	6,963	9%
ポルトガル	1,514	2%	359	1,486	2%
ベルギー	1,502	2%	39	2,288	3%
ルーマニア	1,327	2%	178	1,055	2%
フィンランド	1,311	2%	323	2,220	3%
オーストリア	1,252	2%	319	1,447	2%
他のEU加盟国	6.973	10%	1,829	7.312	9%
EFTA	351	0%	0	331	0%
候補国および 潜在的候補国	837	1%	0	2,655	4%
その他諸国	6,114	9%	0	4,950	6%
	69,941			**76,358**	
EFSIによる契約	13,781	20%		13,008	17%

EFTA：欧州自由貿易連合

EFSI（欧州戦略投資基金）

伝統的なEIBの貸付業務を踏まえ、欧州委員会（EC）およびEIBは2014年11月に、欧州戦略投資基金（EFSI）を設立することに合意した。EFSIは、欧州の経済成長および競争力を強化し雇用を創出する目的で、３年の期間にわたり3,150億ユーロの追加投資を実施するよう設計されており、これはECおよびEIBによる210億ユーロのリスク資本拠出金により支えらる。EFSIは、EIBとEIFの両者によって、それぞれインフラストラクチャーおよびイノベーション・ウィンドウ（IIW）ならびにSMEウィンドウ（SMEW）を通じて展開されている。

低迷し続けるEUの対内投資水準に対処するため、ECは、2020年までの投資目標を5,000億ユーロに引き上げると同時にECおよびEIBによる拠出金を増額するEFSIの拡張（EFSI 2.0の設定）を提案した。立法手続の完結を受けて、EFSI 2.0を成立させる法制が2017年12月27日の欧州連合官報で交付され、2017年12月30日付で発効した。これに対応するための実施協定の改定は、2018年第１四半期中に採択される予定である。

2.2. EFSIの進捗

2017年末現在、EIBグループは717件のプロジェクトに総額513億ユーロの資金を供与することを承認しており、実施される投資は2,569億ユーロと見込まれる（金額は、グローバル承認案件や完全に解約された取引を除いたアクティブな取引を参照している。）。この額は３か年計画の82%を占める。

2017年12月31日現在、IIWのもとで362件のプロジェクトが承認されており、供与される資金の総額393億ユーロのうち274億ユーロについてはすでに契約済みとなっている。IIWのもとで契約された取引のうちEIBの実行済取引は102億ユーロであり、その内訳は98億ユーロが負債型取引および４億4,100万ユーロが持分型取引であった。

SMEウィンドウのもとで、71億4,000万ユーロにのぼる224件の金融保証取引が承認されており、このうち29億2,000万ユーロの取引が当期中に承認された。2017年末現在、EFSIの援助の恩恵を受ける契約済みの保証取引は60億7,000万ユーロであった。当期末現在、EFIはまた、SMEWの持分およびリスク資本資金源受託業務を通じて、投資基金への48億1,000万ユーロを上限とする131件の取引を承認しており（このうち12億5,000万ユーロの取引が2017年中に承認された。）、2017年12月31日現在における契約額は41億4,000万ユーロとなった。

インフラストラクチャーおよびイノベーション・ウィンドウ（IIW）	合計	2017事業年度
承認済みプロジェクト件数	362	194
2017年12月31日現在の		
承認済み取引（100万ユーロ）	39,310	18,417
うち株式取引	3,975	2,453
うち負債取引	35,335	15,964
契約済みプロジェクト件数	278	161
2017年12月31日現在の		
契約済み取引（100万ユーロ）	27,412	13,781
うち株式取引	3,279	2,200
うち負債取引	24,133	11,581

2017年12月31日現在の		
実行済み取引（100万ユーロ）	10,244	6,042
うち株式取引	441	353
うち負債取引	9,803	5,689

SMEウィンドウ（SMEW）	合計	2017事業年度
承認済みプロジェクト件数	355	134
2017年12月31日現在の		
承認済み取引（百万ユーロ）	11,950	4,168
契約済みプロジェクト件数	323	124
2017年12月31日現在の		
契約済み取引（百万ユーロ）	10,213	3,246
2017年12月31日現在の		
実行済み取引（百万ユーロ）	5,857	3,038

2.3. 綿密なデュー・デリジェンスおよび厳格な選別基準

EIBのデュー・デリジェンス手続（EFSIに基づくものを含め、すべての取引に適用される。）は、すべてのプロジェクトに厳格な適格基準を適用することで貸付金の優良性を確保している。プロジェクトの評価手続には、貸付担当役員、エコノミスト、エンジニアおよびその他の分野の専門家、リスク管理者および法律家による査定が含まれる。プロジェクトの実現可能性は、４つの角度（経済、技術、環境／社会および財務）から検討される。

プロジェクトの選定時から貸付金の残存期間を通じてリスク方針が適用される。

契約後の監視は、当初の状態からの悪化または契約条項への違背の有無を注意深く捕捉して早期に介入できるようにするために行われている。プロジェクトの審査および事前評価の厳守は、定期的な事後検証と相まって、EIBの貸付ポートフォリオの質を支えている。

気候変動の観点は、全プロジェクトの調査およびモニタリングを通じて考慮される。EIBは、直接に資金供給を行ったプロジェクトで重大な排出を伴うものすべてに関し、絶対値および相対値ともに、二酸化炭素排出量を計算および報告する。さらに、二酸化炭素の経済的価値が環境外部経済性の会計処理に含められる。

2.4. 高度に担保された優良な貸付ポートフォリオ

EIBが従う保守的な貸付方針は、融資対象プロジェクトの性質および強固な担保の設定と相まって、よりリスクの高い貸付に向かうEIBの最近の動きにもかかわらず優良な貸付ポートフォリオの維持を可能としている。貸付ポートフォリオが高格付けであることは、EIBの貸付減損率の低さおよび債務不履行が現在に至るまで低水準であったことに反映されている。

・ EIBの貸付ポートフォリオの圧倒的多数は、信用補填またはECもしくはEUの加盟国に対する求償権による恩恵を受けている（この場合、EIBは優先債権者としての地位（PCS）およびEIBの定款により与えられる保護に基づく恩恵を受ける。）。信用補填の多くは、EUソブリン保証、欧州共同体予算による保証、投資適格を有する銀行および企業による保証、ならびに質の高い金融担保および権利または質権の設定という形態をとっている。銀行および企業に対する無担保

の貸付金は、合計で1,291億ユーロ[(14)]であり、2017年12月31日現在の貸付ポートフォリオ全体の22.7%（2016年：21.3%）を占めた。

注(14)　自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

- 貸付エクスポージャーに関する予想損失は、専用の一般貸倒準備金（GLR）に割り当てられる。
- EIBの資産が極めて優良であることから、内部格付け上の投資適格水準[(15)]をみたす借手または保証人に対するリスク・ポートフォリオの割合は、2017年末現在で77.4%（2016年：73.6%）であった。

注(15)　Baa3を上回る格付け。

- 2017年末の貸付業務を通じたEIBの実行済ソブリン・エクスポージャーは454億ユーロ（2016年：446億ユーロ）であり、ソブリンによる保証が付された契約済エクスポージャーは856億ユーロ（2016年：881億ユーロ）であった。EIBは保有するEUソブリン・エクスポージャーおよびEUソブリン保証エクスポージャーに関していかなる減損も計上しなかった。EIBの優先債権者としての地位およびEIBの定款に基づいて与えられる保護により、EIBのソブリン資産の全額回復が保証されるとみなされる。
- 2017年末現在、実行済みの総エクスポージャーについて、13億ユーロ（2016年：15億ユーロ）の24件の減損貸付契約（2016年：26件の減損貸付契約）が存在した。こうした実行額は貸付ポートフォリオ全体の0.3%（2016年：0.3%）であり、そのためにEIBは総エクスポージャー（実行済エクスポージャー、経過利息および延滞エクスポージャー）に対して総額４億6,330万ユーロ（2016年：５億3,870万ユーロ）の個別引当金を計上している。
- 欧州連合予算または加盟国の保証により担保されていない貸付金（EIBのリスク・ポートフォリオと称されるが、類型的に信用補填の恩恵を受けることはできる。）について、90日を超える延滞額は、2017年12月31日現在で１億8,000万ユーロ（2016年：8,960万ユーロ）であった。EIBの通常業務のリスクを上回るリスクを伴う業務は、「特別活動」といわれる。2017年に締結された新規の特別活動[(16)]の（原リスク・プロフィールに基づく）規模は180億ユーロ（2016年：131億ユーロ）で、そのうち27億ユーロ（2016年：11億ユーロ）はEIBの自己リスクで実行されており、残りの153億ユーロ（2016年：120億ユーロ）はポートフォリオ信用リスク削減によりカバーされている。自己資金源による特別活動[(17)]の累積は、180億ユーロ（2016年：172億ユーロ）に増加した。これは主に、貸付残高の償還および信用の質の改善が、2017年中の新規契約のペースを部分的に相殺するにとどまったためである。自己資金源による特別活動は、現在は貸付ポートフォリオ全体の約3.3%（2016年：3.2%）となっており、これらはEUまたは加盟国の包括保証によってはカバーされていない。EIBの自己リスクによる特別活動に伴う予想外の損失は、それ専用の特別活動準備金（SAR）に割り当てられ、これは2017年末現在で48億ユーロ（2016年：30億ユーロ）の水準にあった。さらに、48億ユーロ（2016年：45億ユーロ）の特別活動準備金がEIBに代わりEIFが管理している持分ファンド業務に対して割り当てられている。2017年の業績の割当て案による加算後で、特別活動準備金は96億ユーロとなる（上記「強固な資本構成」のセクションを参照のこと）。

注(16)　貸付金、株式および保証を含むが、EIBのEIFに対するマンデートを含まない。
注(17)　貸付金、株式および保証を含むが、EIBのEIFに対するマンデートを含まない。

・　要注意リストは、一般的に継続して債務が履行されてはいるが、高度のモニタリングが必要であるとみなされる貸付取引により構成される。貸付取引は、内部貸付格付けの変更または重大な信用事由が発生した場合に、要注意リストに入れられる。要注意リスト上の取引の金額は下降傾向にあり、49億ユーロ（2016年：65億ユーロ）に減少した。これは、リスク・ポートフォリオの0.9%（2016年：1.2%）を占める。この傾向は主に、カウンターパーティーの格付けの引上げに起因する内部貸付格付けの向上および要注意リスト上の取引の返済により導かれたものである。

2.5. EU域外の業務

EU域外に貸付金を提供することにより、EIBはEUの対外的政策目標を積極的に推進している。

EU外の業務の大部分は、EUからの保証（対外貸付マンデート）またはEIB加盟国からの保証（コトヌゥー協定）により、包括保証または政治リスク保証の形式でカバーされている。EU外での貸付で90日を超える延滞額は、2017年12月31日現在で220万ユーロ（2016年：400万ユーロ）であった。EU予算または加盟国により保証される貸付のうち請求済みかつ未返済の累積額は、全体で５億230万ユーロ（2016年：４億8,920万ユーロ）であった。

ロシア

EIBは、欧州議会により2014年に採択された対ロシア制裁措置を引き続き適用している。ロシア連邦内の借手に対するEIBの実行済エクスポージャーは、2017年末現在で総額１億3,770万ユーロ（2016年：１億6,080万ユーロ）であり、そのうち１億1,040万ユーロ（2016年：１億2,360万ユーロ）はEIBの自己リスクによるものである。それ以外はEU域外貸付マンデート保証でカバーされるオペレーションからなる。さらに、EIBはロシア国外にあるロシア系グループの海外子会社に対するエクスポージャーを有し、その額は２億9,450万ユーロ（2016年：６億9,260万ユーロ）であった。このエクスポージャーのうち１億1,950万ユーロ分は、債券または金融担保の差入れにより担保されていた。

ウクライナ

ウクライナでの実行済エクスポージャーは、2017年末現在で総額10億1,060万ユーロ（2016年：９億2,070万ユーロ）であった。そのうち９億1,020万ユーロ（2016年：８億9,310ユーロ）はEU域外貸付マンデート保証でカバーされるが、それ以外はEIBの自己リスクによる。契約済みだが未実行のオペレーションにおいて34億ユーロの追加が確約されており、そのうち４億1,290万ユーロがEIBの自己リスクによると見通されている。

３．最良の銀行業の慣行に従った保守的なリスク管理

EIBはそのリスク管理を最良の銀行業の慣行に合わせるよう心掛けており、こうした慣行の厳守は、総務会に直接に報告を行う独立の監査委員会により監視されている。年次の業務目標および方向性を決定するための手法は、堅固な信用状態、貸付事業の長期性向およびポートフォリオの粒度を維持するというEIBの目的を考慮に入れている。EIBは、その活動に付随する信用リスク、流動性リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクを監視する一式の指標を定めている。この指標には、最低自己資本要件、EIBの貸付ポートフォリオの信用状態の分布、リスク集中措置および流動性措置が特に含まれる。

EIBの貸付方針は、貸付業務における債務者および保証人の双方に最低信用水準を設定しており、受入れ可能とみなされる有価証券の種類を特定している。リスク分析において、EIBは貸付に関して

内部格付制度を適用しており、カウンターパーティーに内部格付けを付与している。さらに、カウンターパーティーおよび部門に係る制限の制度を通じて、信用方針は貸付ポートフォリオの十分な分散を確保している。EIBはその上位10種の産業に関して部門ごとの制限を設定し、またその他12種の産業についてエクスポージャーの総額をモニタリングしている。制限は、ストレス下の資金需要、すなわちある産業が低迷に陥った場合の総エクスポージャーに基づき設定される。

定款はEIBに、為替リスクに対するリスク許容度を最低限に抑える旨の制限を課している。EIBは、その貸付および借入活動により発生する市場リスクに関しても同様の態勢をとり、リスク選好度を最低水準に設定している。

グループの事業活動から生じる主なリスク・カテゴリーは次の通りである。

- **信用リスク：** 決済リスク等のあらゆる形式の信用エクスポージャーに基づき、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトから生じる損失のリスク。
- **市場リスク：** 金利、為替および株価のような市場変数に対するエクスポージャーから生じるリスク。
- **流動性および資金調達リスク：** グループが合理的な価格により、あるいは極端な状況下ではいかなる価格によっても、資産調達の資金繰りおよび義務の履行ができなくなるリスク。
- **オペレーショナル・リスク：** 内部プロセス、人員およびシステムの不備または過誤、あるいは外部事象の結果として生じるおそれのある損失。

財務リスク管理の詳細については、法定財務書類の注UおよびEIBのウェブサイト上のリスク管理開示報告書（英文）を参照のこと。

４． 資金調達業務

2016年中に実現した事前調達を考慮に入れたうえで、資金調達プログラムは予定通りに完了した。EIBは2017年に564億ユーロを調達し、また2016年の調達額（664億ユーロ）のうち38億ユーロの資金は2017年資金調達プログラムに関して調達されたものであった。国際資本市場での債券発行を通じて長期資金を調達することにより、EIBはその貸付業務を維持している。資金調達業務は、設定した目標額を達成し、EIBの資産負債管理に必要な満期償還を実現し、コストを持続可能な範囲で最適化することを目指す。EIBは、３つの中核通貨（ユーロ、米ドルおよび英ポンド）建の大規模かつ流動性が高い債券（「ベンチマーク債」）と、対象を絞って個別に設定するその他の複数通貨建債券の発行を組み合わることで、この目標を達成する。資金調達の源泉および設定期間の多様化がEIBの資金調達戦略を支えている。2017年に、EIBは15の通貨建で債券（そのうち３種はシンセティック形式）を発行した。

4.1. EIBの資金調達の満期構成

- 資金調達の平均満期は、2016年（7.1年）を上回る8.1年であり、過去の水準および現在の資産負債管理上の要求に沿うものとなった。
- ユーロ建債券は通常、EIBの中核通貨の中で最も長い平均満期が設けられ、2017年のユーロ建平均満期は11.4年であった。これは、30億ドルのユーロ・エリア・リファレンス・ノート（EARN債）（16年）の発行、10億ユーロのEARN債（2032年４月満期）のタップ発行、10億ユーロの気候変動への認知度を高める（CAB）ユーロ・コーオペレーション（Ecoop）債（30年）の発行および総額17億5,000万ユーロのEcoop債（幅20-30年）のタップ発行を含む、長期債および超長期債の発行により牽引された。
- 米ドル建平均満期は5.1とやや短くなったが、これは英ポンド建資金調達の平均満期が4.8年に伸びたことで一部相殺された。

・　全体で見た非中核通貨建発行の平均満期は6.3年で、昨年から横ばいであった。

	平均満期（単位：年）	
通貨	2017年	2016年
ユーロ	11.4	9.6
英ポンド	4.8	4.5
米ドル	5.1	5.3
その他	6.3	6.2
全体	**8.1**	**7.1**

4.2. EIBの中核通貨による資金調達

ユーロ、米ドルおよび英ポンドの３つの中核通貨建の発行は、合わせて2017年の調達総額の87%（2016年：92%）を占めた。ベンチマーク債形式による発行の総額比は、英ポンド建および米ドル建の発行が減少したため、2016年の74%に対して65%となった。

・　**ユーロ建：** ユーロ建では、EIBはEARN債形式でベンチマーク債（典型的には幅３-５年のユーロ建債券）の発行を実施しており、Ecoop債形式の発行がこれを補完している。総額ベースで、EIBは前年をやや下回る263億ユーロをユーロ建で調達し、これは調達総額の47%を占めた（2016年：292億ユーロ、44%）。

EARN債の発行にあたり、EIBは投資家の需要に応えて長期物に集中し、また当年をかけて総額160億ユーロの４件の新規ベンチマーク債（6.5年、７年、10年および16年）を提供した。発行債券の注文台帳は、強固な需要を反映して大幅な募集枠超過となった。EIBは、Ecoop債形式による発行を、2016年の100億ユーロから2017年の88億ユーロへと幾分減らした。

・　**米ドル建：** EIBは、総額で188億ユーロ相当額の米ドル建債券を発行し、調達総額比は2016年の37%に対して33%であった。市場環境が全般的に米ドル建の発行を支え、EIBは米ドル建の国際機関債および政府機関債の限定的な供給により利益を受けた。EIBはグローバル債形式における有力な発行体であり、2017年には６件の新規発行枠を通じて175億米ドル（160億ユーロに相当）を調達した。特記すれば、EIBは、30億米ドルの米ドル建グローバル債（３年、2020年４月満期）および15億米ドルの米ドル建グローバルCAB債（10年、2027年５月満期）からなる初の米ドル建デュアル・トランシェ債を発行した。さらに、投資家需要に後押しされ、EIBは2017年に19億5,000万米ドルの米ドル建変動利付債も発行した。

・　**英ポンド建：** EIBは引き続き英ポンド建の有力な発行体であり、2017年に同通貨建で34億5,000英ポンド（40億ユーロに相当）を調達した。英ポンド建の国際機関債およびソブリン債（英国債務管理局のものを除く。）の取扱高は2016年より減少したが、政治的混乱や積極的な発行体の減少にもかかわらず市場は堅調を維持した。当年をかけて、EIBは10億英ポンドの新規英ポンド建ベンチマーク債（３年）および５億英ポンドの英ポンド建債の発行枠（６年）を追加設定し、９件の起債を行った。さらにEIBは、2019年２月満期債について、2,500万英ポンドの2021年９月満期債との交換による公開買付けを実施した。

	ユーロ相当額（単位：十億ユーロ）	
通貨	2017年	2016年
ユーロ	26.3	29.2
英ポンド	4.0	7.7

米ドル	18.8	24.5
その他	7.3	5.0
合計	**56.4**	**66.4**

4.3. EIBの非中核通貨による資金調達

- EIBの通貨多角化の方針は、資金調達の柔軟性を強化するとともに、EIBが費用優位性を獲得し、現地通貨による実行の需要に応えることを可能にする。2017年に、EIBは15の通貨建で債券を発行し、そのうち３件はシンセティック形式によるものであった（2016年：16通貨、うち３件がシンセティック形式）。非中核通貨の発行額は2016年の50億ユーロから2017年には73億ユーロへと大幅に増加し、当年の調達総額の13%（2016年：７%）を占めた。
- 非中核通貨のうちトルコ・リラが74億トルコ・リラ（19億ユーロに相当）で最大額を占めた。トルコ・リラ債券は、２桁の利回りおよび大半の発行において集中的に５年以下に絞った満期設定を理由に急増した。
- EIBは引き続きポーランド・ズロチ建のベンチマーク発行を展開しており、15億ポーランド・ズロチの新規ベンチマーク発行枠（2024年５月満期）を追加設定し、また既発債のタップ発行を行った。EIBは総額ベースで52億ポーランド・ズロチ（12億ユーロに相当）を調達した。EIBはポーランド共和国に次ぐポーランド・ズロチ建債券の有力な発行体であると自負しており、ポーランド・ズロチのイールド・カーブの形成に尽力している。
- オーストラリア・ドル（豪ドル）建の国際機関債および政府機関債の発行は、2017年に勢いよく増加した。EIBは16億豪ドル（11億ユーロに相当）の豪ドル建債を供給し、豪ドル建発行額を前年比でほぼ倍増させることができた。さらに、EIBはカンガルー債形式による初のCABを提供し、2028年２月の満期設定で発行した。
- EIBは引き続きスウェーデン・クローナ建およびノルウェー・クローネ建の有力な発行体である。スウェーデン・クローネ建の発行高は97億スウェーデン・クローネ（10億ユーロに相当）であり、投資家需要に後押しされてこのうちほぼ半分はCAB形式で供給した。投資家がノルウェー・クローネから高利回り通貨に乗り換えたことから、ノルウェー・クローネ建の発行高はやや減少して69億ノルウェー・クローネ（７億5,200万ユーロに相当）であった。
- 仕組債の発行高は15億ユーロ（2016年：17億ユーロ）と大きくなく、調達総額の３%（2016年：３%）を占めた。
- EIBはブラジル・レアル建、インドネシア・ルピア建およびインド・ルピー建で総額10億ユーロの数多くのシンセティック通貨形式による起債を実施し、2016年の発行額（５億ユーロ）から倍増させた。

	ユーロ相当額（単位：十億ユーロ）
通貨	**2017年**
トルコ・リラ	1.85
ポーランド・ズロチ	1.20
オーストラリア・ドル	1.10
スウェーデン・クローナ	1.00
メキシコ・ペソ	0.75
ノルウェー・クローネ	0.75

南アフリカ・ランド	0.54
ロシア・ルーブル	0.14
日本円	0.01
合計	7.34

4.4. グリーンボンド

- EIBは、2017年も引き続き国際機関で最大のグリーンボンド発行体であり、気候問題への認知度を高めるための債券（CAB）の形式で43億ユーロ（2016年：38億ユーロ）の発行を行った。2007年以降、EIBは11の通貨建で2017年12月31日現在194億ユーロのCABを供給しており、グローバル・グリーンボンド市場全体で最大の発行体としての地位を維持している。
- EIBが2007年に世界初のグリーンボンドを先駆的に発行してから10年の節目を迎えるにあたり、EIBは市場最長の期間設定で10億ユーロのグリーンボンド・ベンチマーク債Ecoop CAB（2047年11月満期）を起債した。同債券は、EIBのユーロ建グリーンボンド・カーブ上に５つ目の参照ポイント（それ以外の他の発行枠の満期は２年、６年、９年および20年）を提供している。
- EIBはまた2017年に、15億米ドルのグローバル債形式のCAB（2027年満期）を追加し、初めて２億豪ドルのカンガルー債形式のCAB（2028年満期）を起債した。
- 当年をかけて、融資実行額のうち44億ユーロがCABの発行受取金の配分に係る適格をみたすこととなり、EIBの配分手続に従いCABの発行受取金から44億ユーロ（2016年：41億ユーロ）が当該実行に配分された。自己勘定CABポートフォリオとして配分されないCABからの受取金の残高は、当年の期首現在で12億ユーロおよび期末現在で11億ユーロであった。
- EIBは、グリーンボンド原則（GBP）を通じて、また気候政策の専門家と資本市場の実務家の地域を超えた対話のファシリテーターとして、市場におけるベスト・プラクティスを支援している。2017年11月に、EIBは中国金融学会のグリーン・ファイナンス委員会（GFC）との共著で、「グリーン・ファイナンスにおける共通言語の必要性（原題：The need for common language in Green Finance）」と題する白書を発行した。この白書は、グリーンボンドの基準の比較を提供し、グリーン・ファイナンスの定義の一貫性を強化するための道筋をつけている。さらにEIBは、欧州委員会が設置した持続可能な金融についてのハイレベル専門家グループ（HLEG）にオブザーバーとして参加しており、EIBは特に気候変動緩和に係る資産の分類について専門的な助言を提供している。

4.5. 地理別ハイライト

欧州は投資家需要の主要な源泉と位置付けられ、その66%（2016年：68%）を占めた。EIBのユーロ建および一部の非中核通貨建の発行で特に高まりつつある力強い需要に伴い、アジアの投資家の関心がやや増加し、これによりアジアの取引先からの需要は全体で微増となった。さらに、EIBの米ドル建の発行に対する米国の需要も急伸した。

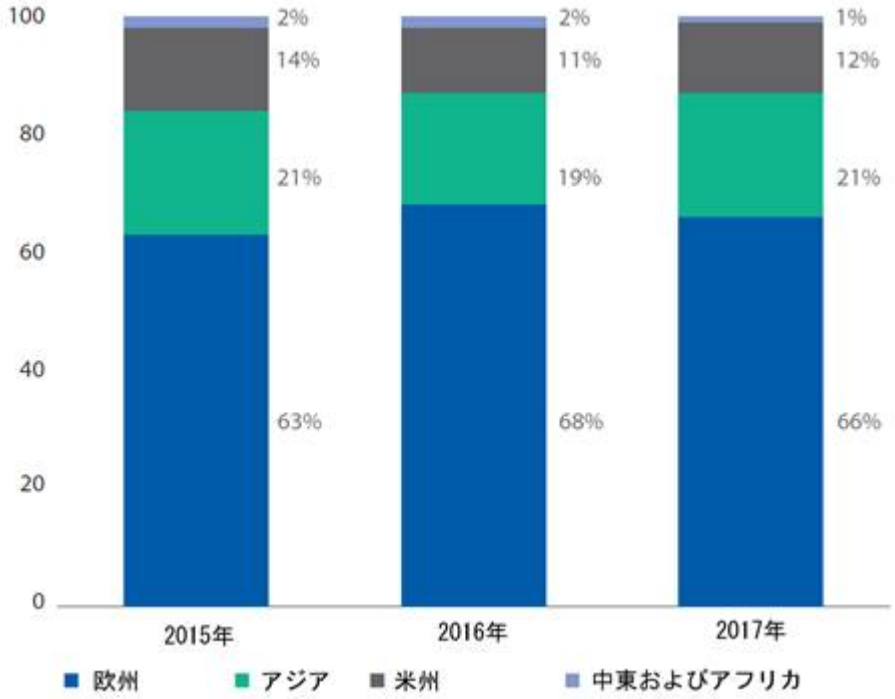

4.6. 投資家の種別

- EIBの自己勘定取引は引き続き大きな需要を呼び込みその44%を占めた一方、全体比は前年に対して縮小した。
- 大口投資家（ファンドマネージャー／保険会社、年金基金など）は全体的に安定した需要を維持した一方、EIBの非中核通貨による新たな利回り機会を模索した。
- 需要における中央銀行の比率は一貫して28%を維持した。この投資家種別では、特にEIBのユーロ建の発行への選好が17%から22%へと高まりを見せ、またEIBの米ドル建ベンチマーク債の発行でも大きな比率を維持した。
- その他の投資家（法人およびリテール投資家を含む。）に由来する需要の比率は、特にEIBの非中核通貨建の発行に需要が集中したことに伴い、2016年の４%から2017年の７%に増加した。

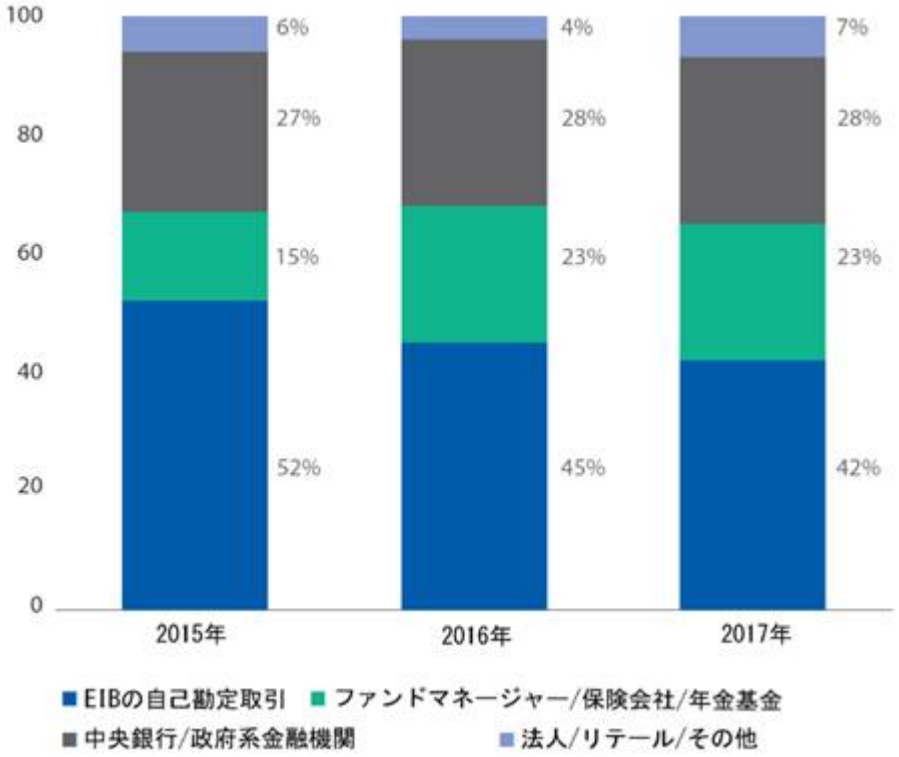

５． 自己勘定取引活動

5.1. 高品質の資産

自己勘定取引管理には、財務コミットメントを継続的に履行する能力をEIBに確実に備えさせ、およびEIBの資産負債方針を実施するという２つの役割がある。資金は、多様化における低リスク戦略に基づく所定の基準に従って定まるポートフォリオに投資される。EIBのポートフォリオ管理は常に、EIBの統治機構が設定したガイドライン、健全性に係る制限および指標に準拠していなければならない。

2017年末現在、自己勘定取引の対象には以下のポートフォリオが含まれる。

- 短期自己勘定取引ポーオフォリオ（TMP）：日々の流動性管理のために設定される。
- 有価証券流動性ポートフォリオ（SLP）：ユーロ、英ポンドおよび米ドルの通貨に投資して自己勘定取引資産のリターンを向上させるとともに、多様性を提供することを目指す。欧州中央銀行（ECB）の適格担保資産の75%保有が課される中での運用となり、SLPもまた流動性の補完ルートとして機能する。
- 長期ヘッジ・ポートフォリオ（LTHP）：高品質ユーロ建資産を対象とした資産負債管理（ALM）ツールとして機能する。

当年末現在、これらの資産の大部分（89%）は満期１年未満の短期商品に投資される自己勘定取引金融ポートフォリオとして保有されていた。自己勘定取引ポートフォリオの信用エクスポージャーの内訳については、EIBの法定財務書類の注記を参照のこと。

5.2. 慎重な流動性管理

自己勘定取引活動は、投資される資本を保護し、かつEIBが確実に全額について期限弁済できることを第一目標に据えて実施されている。流動性は一貫して、EIBの業務環境に対応して設定される健全性に係る限度内で維持されている。

2017年末現在の総自己勘定取引資産は721億ユーロ（2016年：835億ユーロ）であり、またEIBの総流動性比率は74%（2016年：75%）と、最低流動性要件の25%（18）を十分に上回った。流動性カバレッジ比率は当年末現在で201%（2016年：199%）であった。

注(18)　最低流動性比率は、翌12か月に関する予想純キャッシュ・アウトフローの25%である。

ユーロシステムの金融政策オペレーションの適格取引当事者として、EIBは欧州中央銀行の金融政策オペレーションへのアクセスも有している。このアクセスは、その恒常的な業務の維持を確保するために、たとえ低水準であっても一貫した手法で活用されてきた。オペレーションは、EIBが最低準備金要件をカバーするための預け金をルクセンブルク中央銀行に維持している場合は、ルクセンブルク中央銀行を通じて遂行される。欧州中央銀行適格担保をレポする能力は、EIBの流動性バッファーを大幅に増加させる。

EUソブリンに対するEIBの（代替貸付金を除いた）自己勘定取引エクスポージャーは2017年末現在で178億ユーロであり、総自己勘定取引資産の25%を占めた（2016年：それぞれ252億ユーロ、30%）。このエクスポージャーの大部分（2016年末現在の91%に対して、2017年末現在は89%）は、満期12か月未満の短期商品として保有されていた。

5.3. 2017年の自己勘定取引金融損益

市場環境は中短期債に関連するユーロのマイナス金利から影響を受けて続け、これは期間、信用の質および流動性の要件をみたす投資機会を特定することが引き続き困難であったことを意味した。当年の自己勘定取引ポートフォリオからの金融収益は２億5,900万ユーロ（2016年：２億100万ユーロ）であり、EIBの自己勘定に係る総合平均リターン率は0.5%（2016年：0.4%）であった。

5.4. 資産負債管理

EIBの資産および負債に係る金利、為替および基礎的リスクのポジションは、所定の制限値の範囲内で管理されている。この中で、管理対象リスク要素のエクスポージャー目標額を実現するために、標準的なデリバティブ商品を用いて多様なリスクプロファイルを調整している。資産負債管理（ALM）方針は、EIBの事業の自立的な持続可能性および自己資金の増強を確保することを目標としている。

６．企業の社会的責任

EIBは、資金提供先となる投資プロジェクトを一定の基準に基づいて評価および選定しており、これにはプロジェクトの環境、社会およびガバナンスの側面など持続可能性に係る適格性が含まれる。一部の活動はEIBの融資対象から完全に排除されており、また投資プロジェクトは環境および社会に係るEIBの規範および基準を遵守する必要がある。さらにEIBは、社会に対する投資プロジェクトのコストおよび貢献を全体的に評価するための経済的評価を実施する。

知的で持続可能で包摂的な成長を支援するというEIBの目標と関連があるようなEIBの業務および影響力についての概要を提供するため、EIBは毎年、持続可能性報告書を発行している。この報告書は、グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）による基準の「包括」オプションに従って作成され、外部監査人による限定的な確認審査を受けている。これは、毎年公表される持続可能性報告開示書類と併せて読まれるべきである。どちらの書類方ともEIBのウェブサイトで入手可能である。

② 業務上の重要な協約

該当なし

③ 日本との関係

日本の資本市場におけるEIBの活動は1970年代まで遡り、その中には１兆円を上回る規模の60を超える案件(シンジケート・ローン、公募および私募債券発行)が含まれる。

EIBは日本および日本の居住者に対して貸付を行ったことがない。

(5) 【経理の状況】

①【ＩＦＲＳに基づく連結財務書類】

(a) 当有価証券報告書の本項に記載されているEIBグループの2017年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結純損益およびその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書（「IFRSに基づく連結財務書類」）は、欧州連合によって採用された国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されている。

(b) 当有価証券報告書に記載されているIFRSに基づく連結財務書類は、EIBの会計監査人であるKPMGの監査を受けている。

次へ

連結貸借対照表

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

資産	2017年12月31日		2016年12月31日	
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金（注B.1）		**162,483**		**316,769**
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券（注B.2）		**41,642,957**		**51,759,729**
3. 金融機関貸付金および預け金				
a）要求払	937,805		865,097	
b）その他の貸付金および預け金（注C）	33,889,316		35,216,160	
c）貸付金（注D.1）	123,174,159		126,110,230	
		158,001,280		**162,191,487**
4. 対顧客貸付金および預け金				
a）その他の貸付金および預け金（注C）	1,740,923		2,219,000	
b）貸付金（注D.1）	334,098,532		332,737,553	
c）貸付金および預け金の減損（戻入れ控除後）（注D.2）	-409,657		-476,692	
		335,429,798		**334,479,861**
5. 確定利付証券を含む負債証券（注B.2）				
a）公共機関による発行	7,060,841		8,673,315	
b）その他による発行	8,704,556		7,240,070	
		15,765,397		**15,913,385**
6. 株式およびその他の変動利回証券（注B.3）		**7,245,151**		**6,028,211**
7. デリバティブ資産（注Q）		**43,861,007**		**63,651,371**
8. 有形固定資産（注E）		**265,338**		**272,900**
9. 無形資産（注E）		**21,264**		**16,219**
10. その他の資産（注G.1）		**154,631**		**136,568**
11. 払込予定応募済資本金および準備金（注W.1）		**25,724**		**76,656**
12. 前払金		**82,827**		**75,217**
資産合計		**602,657,857**		**634,918,373**

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結貸借対照表（続き）

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債および資本	2017年12月31日		2016年12月31日	
負債				
1. 金融機関に対する債務（注H.1）				
a）要求払	4,952,467		12,420,433	
b）期日払または通知払	57,526		694,207	
		5,009,993		**13,114,640**
2. 顧客に対する債務（注H.2）				
a）要求払	1,922,566		1,927,330	
b）期日払または通知払	8,346		25,030	
		1,930,912		**1,952,360**
3. 債務証書借入（注I）				
a）負債証券	473,489,010		499,728,861	
b）その他	16,538,646		18,173,985	
		490,027,656		**517,902,846**
4. デリバティブ負債（注Q）		**32,651,732**		**32,869,229**
5. その他の負債（注G.2）		**1,730,478**		**1,682,462**
6. 繰延収益（注F）		**180,315**		**171,233**
7. 引当金				
a）年金制度および健康保険制度（注J）	5,565,841		4,715,296	
b）保証引当金（注D.4）	23,460		42,479	
		5,589,301		**4,757,775**
負債合計		**537,120,387**		**572,450,545**
資本				
8. 資本金（注W）				
a）応募済資本金	243,284,155		243,284,155	
b）払込未請求資本金	-221,585,020		-221,585,020	
		21,699,135		**21,699,135**
9. 連結準備金				
a）準備基金	24,328,415		24,328,415	
b）その他準備金	3,449,568		4,379,438	
c）公正価値準備金	2,470,292		2,181,108	
d）特別活動準備金	7,504,091		6,776,060	
e）一般貸倒準備金	2,700,556		3,305,458	
		40,452,922		**40,970,479**
10. 当期純利益／損失（注K）		**3,317,978**		**-276,892**
EIB株主に帰属する資本合計		**65,470,035**		**62,392,722**
11. 非支配持分		**67,435**		**75,106**
資本合計		**65,537,470**		**62,467,828**
負債および資本合計		**602,657,857**		**634,918,373**

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結損益計算書

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2017年		2016年	
1. 受取利息および類似収益（注L）		**23,410,596**		**22,183,575**
2. 支払利息および類似費用（注L）		**-20,137,070**		**-18,764,977**
3. 株式およびその他の変動利回証券からの収益		**336,162**		**241,540**
4. 受取手数料（注O）		**347,541**		**297,321**
5. 支払手数料		**-112,257**		**-64,896**
6. 金融業務損益（注M）		**513,900**		**-3,214,362**
7. その他の業務収益（注N）		**11,038**		**8,334**
8. その他の業務費用		**0**		**-153**
9. 貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）（注D.2、D.4）		**80,352**		**26,011**
10. 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利回証券の減損の変動（戻入れ控除後）		**-24,719**		**-47,892**
11. 一般管理費（注J、P）				
a）人件費（注J）	-810,859		-650,360	
b）その他の管理費	-265,176		-257,919	
		-1,076,035		**-908,279**
12. 減価償却費および償却費：有形固定資産、投資用不動産および無形資産（注E）				
a）有形固定資産	-31,810		-28,369	
b）無形資産	-7,388		-6,651	
		-39,198		**-35,020**
13. 当期純利益／損失		**3,310,310**		**-278,798**
帰属先：				
非支配持分		**-7,668**		**-1,906**
EIB株主		**3,317,978**		**-276,892**

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結純損益およびその他の包括利益計算書

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2017年		2016年	
当期純利益／損失		**3,310,310**		**-278,798**
その他包括損益				
その後に純損益に振替えられることのない項目：				
確定給付債務の再測定		**-518,504**		**-1,277,685**
その後に純損益に振替えられる項目：				
売却可能金融資産-公正価値準備金				
1．売却可能金融資産に係る正味未実現損益	328,138		69,653	
2．連結損益計算書に振替えられた減損	16,962		0	
3．連結損益計算書に振替えられた実現損益	-55,774		38,219	
売却可能金融資産合計		**289,326**		**107,872**
その他包括損益合計		**-229,178**		**-1,169,813**
包括損益合計		**3,081,132**		**-1,448,611**
帰属先：				
非支配持分		**-7,668**		**-1,906**
EIB株主		**3,088,800**		**-1,446,705**

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結持分変動計算書

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	応募済資本金	払込未請求資本金	準備基金	その他準備金	公正価値準備金
2016年１月１日現在の残高	**243,284,155**	**-221,585,020**	**24,328,415**	**2,205,500**	**2,074,342**
包括損益					
当期純利益／（損失）	0	0	0	0	0
その他包括損益	0	0	0	-1,277,685	107,872
包括損益合計	**0**	**0**	**0**	**-1,277,685**	**107,872**
前年度利益処分額	**0**	**0**	**0**	**3,448,371**	**0**
株主との取引					
その他	0	0	0	3,252	-1,106
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	0
株主との取引合計	**0**	**0**	**0**	**3,252**	**-1,106**
2016年12月31日現在の残高	**243,284,155**	**-221,585,020**	**24,328,415**	**4,379,438**	**2,181,108**
包括損益					
当期純利益	0	0	0	0	0
その他包括損益	0	0	0	-518,504	289,326
包括損益合計	**0**	**0**	**0**	**-518,504**	**289,326**
前年度欠損金処理額	**0**	**0**	**0**	**-400,021**	**0**
株主との取引					
その他	0	0	0	-11,345	-142
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	0
株主との取引合計	**0**	**0**	**0**	**-11,345**	**-142**
2017年12月31日現在の残高	**243,284,155**	**-221,585,020**	**24,328,415**	**3,449,568**	**2,470,292**

連結持分変動計算書（続き）

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	特別活動準備金	一般貸倒準備金	処分前当期純利益／損失	合計	非支配持分	連結自己資本合計
2016年１月１日現在の残高	**5,933,881**	**3,318,610**	**4,277,398**	**63,837,281**	**71,012**	**63,908,293**
包括損益						
当期純利益／（損失）	0	0	-276,892	-276,892	-1,906	-278,798
その他包括損益	0	0	0	-1,169,813	0	-1,169,813
包括損益合計	**0**	**0**	**-276,892**	**-1,446,705**	**-1,906**	**-1,448,611**
前年度利益処分額	**842,179**	**-13,152**	**-4,277,398**	**0**	**0**	**0**
株主との取引						
その他	0	0	0	2,146	0	2,146
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	6,000	6,000
株主との取引合計	**0**	**0**	**0**	**2,146**	**6,000**	**8,146**
2016年12月31日現在の残高	**6,776,060**	**3,305,458**	**-276,892**	**62,392,722**	**75,106**	**62,467,828**
包括損益						
当期純利益	0	0	3,317,978	3,317,978	-7,668	3,310,310
その他包括損益	0	0	0	-229,178	0	-229,178
包括損益合計	**0**	**0**	**3,317,978**	**3,088,800**	**-7,668**	**3,081,132**
前年度欠損金処理額	**728,031**	**-604,902**	**276,892**	**0**	**0**	**0**
株主との取引						
その他	0	0	0	-11,487	0	-11,487
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	-3	-3
株主との取引合計	**0**	**0**	**0**	**-11,487**	**-3**	**-11,490**
2017年12月31日現在の残高	**7,504,091**	**2,700,556**	**3,317,978**	**65,470,035**	**67,435**	**65,537,470**

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結キャッシュ・フロー計算書

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
A．営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	**3,310,310**	**-278,798**
調整額：		
貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	-80,352	-26,011
有形固定資産、無形資産および投資用不動産の減価償却費および償却費、売却目的保有非流動資産の売却に係る純損益ならびに償却	39,198	32,173
株式およびその他の変動利回証券の減損の変動額	24,719	40,842
売買目的負債証券の公正価値変動額	-22,753	-4,796
貸付金および関連するスワップの公正価値調整	-1,905,081	762,033
借入金および関連するスワップの公正価値調整	1,874,364	2,324,779
その他デリバティブの公正価値調整	-521,601	104,951
正味受取利息	-3,273,526	-3,418,598
為替調整額	22,352	225,520
営業活動による利益	**-532,370**	**-237,905**
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-48,759,528	-54,320,048
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	47,480,834	52,252,742
中央銀行預け金の変動額	154,286	-110,672
流動性国庫証券ポートフォリオの変動額	4,351,930	-750,621
金融機関および顧客に対する債務の変動額	-8,126,095	-2,451,126
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額	355,150	335,816
投資基金に係る契約債務および発行した保証に関する引当金の変動額	-19,019	-61,904
現金および現金同等物に係る経過利息の変動額	-69,083	15,297
その他の資産およびその他の負債の変動額（非支配持分を除く）	-29,545	233,552
利息受取額	21,663,852	22,488,638
利息支払額	-18,860,590	-16,613,136
営業活動による／（で使用した）正味現金	**-2,390,178**	**780,633**

	2017年	2016年
B．投資活動によるキャッシュ・フロー：		
期中に購入した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	0	-105,529
期中に満期が到来した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	13,500	1,606,000
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオの購入	-4,250,895	-5,443,890
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオの償還	5,046,227	3,045,166
株式およびその他の変動利回証券の増加	-1,571,017	-1,364,640
株式およびその他の変動利回証券の売戻し	676,610	577,470
有形固定資産、無形資産、投資用不動産および売却目的保有非流動資産の購入	-37,521	-42,686
有形固定資産および売却目的保有非流動資産の処分	840	2,220
売却目的保有非流動資産の売却手取額	0	6,782
投資活動による／（で使用した）正味現金	**-122,256**	**-1,719,107**

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
C. 財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証書借入の発行	123,643,914	165,543,970
債務証書借入の償還	-123,056,139	-160,554,709
加盟国の拠出	51,967	51,967
EIF株式売却	2,550	3,198
EUMPFの資本払戻し	42,227	22,514
増資	44,416	40,988
非支配持分に対する配当金の支払	-9,842	-9,085
財務活動による／（で使用した）正味現金	**719,093**	**5,098,843**

	2017年	2016年
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	**54,840,859**	**50,334,953**
以下による正味現金：		
営業活動	-2,390,178	780,633
投資活動	-122,256	-1,719,107
財務活動	719,093	5,098,843
保有現金に係る為替調整	-1,287,400	345,537
現金および現金同等物期末残高	**51,760,118**	**54,840,859**

現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	35	35
発行後３ヵ月内満期の短期金融市場証券	18,863,479	23,483,405
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	937,805	865,097
その他の貸付金および預け金（注C）	31,958,799	30,492,322
	51,760,118	**54,840,859**

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

		現金を伴わない変動			
	2016年	キャッシュ・フロー	為替差額	借入の公正価値の調整および未払利息	2017年
長期借入	495,700,513	1,635,068	-20,059,650	-6,537,916	470,738,015
短期借入	22,202,333	-1,047,293	-1,865,399	0	19,289,641
財務活動による負債合計	**517,902,846**	**587,775**	**-21,925,049**	**-6,537,916**	**490,027,656**

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

次へ

欧州投資銀行グループ

連結財務書類に対する注記

2017年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, Luxembourgである。

EIBと子会社を合わせて「グループ」と総称する。

EIBの子会社については、注B.4.1.に開示されている。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 基準等への準拠

欧州投資銀行グループの連結財務書類（「本財務書類」）は、欧州連合により採択された国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されている。

経営委員会の提案を受け、理事会は2018年３月15日に本財務書類を採択し、2018年４月27日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

A.1.2. 測定基準

本財務書類は、公正価値で測定されたデリバティブ金融商品、売却可能金融資産、損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された資産および負債、売買目的金融資産ならびに金融保証を除き、償却原価に基づいて作成されている。確定給付債務に関する負債は、同債務の現在価値に未認識の保険数理利益を加算した値から未認識過去勤務費用または未認識の保険数理損失を差し引いた金額で認識される。また、別途明記されていない限り、本財務書類は千ユーロ単位に四捨五入して表示されている。

A.2. 重要な会計上の判断および見積り

本財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

金融商品の公正価値

貸借対照表に計上する金融資産および金融負債の公正価値は、活発な市場から入手できない場合は、数学的モデルの使用も含め、様々な評価技法を用いて算定する。これらのモデルに使用するデータは、可能であれば観察可能な市場から入手するが、不可能な場合は、時価の設定に際しある程度の

判断を要する。こうした判断には、流動性や長期デリバティブの相関性やボラティリティ等のモデルへの入力データの検討が含まれる。

貸付金および預け金の減損損失

グループでは、報告日ごとに貸付金および預け金を検証し、減損引当金を計上すべきか否かを評価している。特に、引当金所要額を算定するにあたっては、将来キャッシュ・フローの金額と発生時期の見積りにおいて経営陣の判断を要する。こうした見積りは多くの要素に関する仮定に基づいており、実際の結果は見積りと異なることがあり、結果として、将来、引当金が変動する場合もある。個別に重要な貸付金および預け金に対する個別引当金の他に、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、貸付金または預け金のデフォルト・リスクが付与された当初よりも高まっているエクスポージャーに対して、グループは集合的な減損テストも実施している。

金融保証に係る引当金

グループは、金融保証契約の開始時点において債務の公正価値で負債を認識している。その後、当該保証は債務の最善の見積り、または当初認識額から適宜認識された償却累計額を控除した額のいずれか高い方での金額で測定される。金融保証引当金は当該債務を決済するための費用に対応しており、この費用は、連結貸借対照表日時点で存在するすべての関連する要素および情報に基づいて見積られた予想損失である。

非上場持分投資の評価

非上場持分投資の評価は、通常、次のいずれかに基づいて行われる。

- **最近の第三者間市場取引**
- **実質的に同様な他の金融商品の時価**
- **予想キャッシュ・フローを、条件とリスク特性が類似した項目に適用される現行の割引率で割り引いた値、または**
- **その他の評価モデル**

非上場持分投資のキャッシュ・フローおよび割引係数を決定するにあたっては、重要な見積りを要する。グループでは評価技法を定期的に調整しており、同じ金融商品で観察可能な現行の市場取引の価格か、入手および観察可能な他の市場データの価格のどちらかを用いて、妥当性をテストしている。

持分投資の減損

公正価値が原価を著しく下回っている場合、公正価値が長期にわたり原価を下回っている場合、または減損が生じていることを示す他の客観的な証拠がある場合、グループは、売却可能持分投資に減損が生じたものとして会計処理している。「著しい」または「長期」の程度を決定するには判断が必要である。グループでは、一般的に、30%以上を「著しい」とみなし、24ヵ月超を「長期」とみなしている。加えて、上場株式の株価の通常のボラティリティ、非上場持分の将来キャッシュ・フローおよび割引率等、他の要因についても評価している。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、および将来の給与ならびに年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う。

グループが持分を保有する事業体の連結

グループは、グループが持分を保有するいずれの事業体（欧州投資基金（「EIF」）およびEUマイクロファイナンス・プラットフォーム FCP-FIS（「EUMPF」）を除く）も支配していないという重要な判断を行った。これは、かかる事業体のすべてにおいて、ゼネラル・パートナーもしくはファンド・マネージャーまたは理事会が当該パートナーシップの活動および業務の管理および統制の責任を単独で担い、当該パートナーシップが投資および方針のガイドラインを遵守して目的および目標を遂行するために必要なすべての事項を実行する権限を有している事実による。

グループの英国に対するエクスポージャー

2017年３月29日、英国政府は欧州連合条約（「TEU」）第50条を発動し、EU加盟国からの英国の離脱プロセスを正式に開始した。2017年12月８日、EUと英国政府の交渉官は、「TEU第50条に基づく交渉の第一段階における欧州連合からの英国の秩序だった離脱の進展に関する欧州連合および英国政府の交渉官による共同報告書」（共同報告書）を公表した。この共同報告書は、以下の見解とともに、2017年12月14日および15日の欧州理事会の（第50条下の）会合に提出された。「すべてが合意されるまで何も合意されないという前提のもとで、この共同報告書の中で述べられている共同のコミットメントは、全詳細に至るまで離脱協定に反映されるものとする。このことは、移行期間に関する取決めが交渉の第二段階で合意された場合に備えて適切な調整方法を予め判断するものではなく、将来の関係の枠組みに関する議論に影響を与えるものではない。」

払込未請求資本金および払込資本金に関して、次の原則が共同報告書に盛り込まれている。

「英国は、離脱日における払込未請求資本金に相当する額の保証を差し入れる（払込未請求資本金の現在の金額は357億ユーロ）。」「この保証は、離脱日におけるEIBの取引累積額が償却されるに従って減少するものとし、この減少は、累積残高が離脱日現在の応募済資本金合計と同額になる日に開始し、当該残高が離脱日現在の払込資本金合計と同額になる日に終了する（いずれの資本金もEIBの定款で定義されている。）。」

「払込資本金に関する英国の持分」（35億ユーロ）「は、2019年末より12年賦で払い戻される。英国は、払い戻される払込資本金の額について、EIBの取引累積額の残高が離脱日現在の払込資本金合計と同額になるまでは責任を負い続けるものとし、同額となった時から、残存する未返済取引額に応じ

て責任額の償却が開始する。こうした払戻しの他には、EIBは英国のEIBからの脱退または英国の保証の差入れを理由としたその他の支払、返金または報酬の支払を行わない。」

A.3. 会計方針の変更

下記の変更を除き、グループは注A.4.に記載した会計方針を、本連結財務書類において表示されている期間について継続的に適用している。グループは、以下の新基準および基準の改訂を適用した。

適用された基準

以下の解釈指針ならびに既存の基準の改訂および修正が、2017年１月１日付でグループの連結財務書類に対して有効となった。

IAS第７号「キャッシュ・フロー計算書」の修正－開示イニシアチブ

この修正は、財務書類の利用者が財務活動から生じる負債の変動を評価できる開示を要求している。ここには、キャッシュ・フローから生じる変動と現金以外の変動の両方が含まれる。この修正は、2017年１月１日以降に開始する年次報告期間から有効となり、早期適用が認められている。

グループに関連する追加開示には、以下から生じる変動が含まれる。

－ 借入金の引出しや返済等のキャッシュ・フロー

－ 取得、処分および未実現の為替差異等の現金を伴わない変動

年次改善2014年 - 2016年サイクル－各種基準（IFRS第12号の修正）

この修正は、IFRS第12号の開示要件が、要約財務情報を除いて、売却目的保有に分類される事業体に対する持分に適用される旨を明らかにしている。以前は、IFRS第12号の他の要件のすべてがこうした持分に適用されるかが明確でなかった。

これらの修正の適用がグループの連結財務書類に与えた重要な影響はなかった。

公表済みではあるものの未適用の基準

次の基準、基準の修正および解釈指針の効力は2017年１月１日より後に開始する事業年度から発生する。グループは、本連結財務書類の作成にあたって以下の新基準または改訂基準を適用していない。

IFRS第９号「金融商品」

IFRS第９号「金融商品」の適用の影響の見積り

従来のIAS第39号「金融商品:認識および測定」の指針を置き換えるIFRS第９号「金融商品」の最後の部分が2014年７月24日に発行された。現行のIAS第39号「金融商品:認識および測定」の指針を置き換えるIFRS第９号「金融商品」の最後の部分が2014年７月24日に発行された。IFRS第９号は、金融資産および金融負債の分類、測定および認識中止の課題に取り組み、金融資産の減損について新たな予想信用損失モデルを導入し、また、ヘッジ会計について新たな規則を導入している。

IFRS第９号は、2016年11月22日にEUによって承認され、2018年１月１日以降に開始する年次報告期間から有効となるが、早期適用が認められている。グループは、この基準を効力発生日より前には適用しなかった。グループは、IFRS第９号の初度適用が連結財務書類の資本に及ぼす影響の見積りを算定した。

（単位：千ユーロ） 増加／（減少）	2017年12月31日現在 報告額	2018年１月１日現在の 資本の見積修正額	2018年１月１日現在の 見積修正後開始残高
グループ資本額	65,470,035	273,968	65,744,003

この影響額は、現在までに実施された評価に基づいており、以下に要約されている。IFRS第９号の適用の2018年１月１日現在の実際の影響は、以下の理由により変動する可能性がある。

－ グループは、新しいITシステムに対する制御のテストと評価を完了していない。
－ 新しい会計方針は、グループが初度適用日を含んだ最初の財務書類を表示するまでに変更される可能性がある。

分類および測定

IFRS第９号には、金融資産が管理されるビジネスモデルおよび当該資産のキャッシュ・フローの特性を反映した、金融資産の新たな分類および測定のアプローチが含まれている。

IFRS第９号に含まれる主たる金融資産の３つの分類カテゴリーは、償却原価（「AC」）で測定するもの、その他の包括利益を通じた公正価値（「FVOCI」）で測定するもの、および損益を通じた公正価値（「FVTPL」）で測定するものである。この基準は、満期保有、貸付金および債権ならびに売却可能という既存のIAS第39号のカテゴリーを廃止するものである。

加えて、IFRS第９号の下では、組込デリバティブは、主契約が当該基準の適用範囲内の金融資産である場合、区分処理されない。その代わり、複合金融商品については、分類目的上、一体として評価される。

グループは、その評価に基づき、この新たな指針が以下を除き、金融資産および金融負債の分類および測定に重要な影響を及ぼすことは見込んでいない。

－ IFRS第９号の下で、大半がヘッジ会計適格になると見込まれる、公正価値オプション（「FVO」）に基づき現在指定されている項目。公正価値オプションからヘッジ会計への会計処理上の分類の変更は、貸付金1,253億ユーロ（現在のFVOによる貸付金の86%）および借入3,566億ユーロ（現在のFVOによる借入の94%）に関連することになる。
－ 株式と同種のリスクを負う「借入」に分類される準株式ローン。この種類の商品のキャッシュ・フローは基本的な貸付の取決めとは無関係の株式タイプの特徴を持っている。IFRS第９号の要件によると、グループの457.5百万ユーロの準株式ローンは、IAS第39号の下での貸付金および債権からIFRS第９号の下ではFVTPLで測定するものに組み替えられ、準株式ローンに関する引当金5.5百万ユーロは、グループの準備基金を通じて取り崩される。しかし、引当金の取崩しからの準備

金に対するプラスの影響は、マイナスの影響となる公正価値調整によって部分的に相殺される。こうした正味公正価値調整は、1.1百万ユーロである。

－ 株式投資：EIBグループは次の２つの種類の株式投資を行っている。(i) EBRDへの戦略的資本参加ならびに(ii) ベンチャー・キャピタル業務および投資ファンドで構成されるその他の株式投資。2017年12月31日現在、グループはその他の株式投資のうち、公正価値64億ユーロを売却可能として、そして公正価値342百万ユーロをFVTPLで測定するものとして分類した。IFRS第９号の下では、これらの投資をFVTPLで測定するものとして指定している。関連する減損11億ユーロは取り崩されて未実現損失と相殺され、一方、取り崩されてグループの利益剰余金と相殺された公正価値調整の総額は21億ユーロであった。現在売却可能に分類されている公正価値467百万ユーロの戦略的資本参加は、FVOCIで測定するものに指定される予定である。結果として、すべての公正価値損益はOCIに計上され、純損益に計上される減損損失はなく、売却損益に組み替えられる損益もない。

IFRS第９号は金融負債の分類について、IAS第39号の現行規定の大部分を踏襲している。ただし、IAS第39号の下では、FVTPLで測定するものに指定された負債の公正価値の変動が損益に認識されるが、IFRS第９号の下では、これらの公正価値の変動は次のように表示される。

－ 「自行信用リスク調整」（「OCA」）と呼ばれる負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、その他の包括損益（「OCI」）に表示される。

－ 残りの公正価値の変動額は損益に表示される。

借入がヘッジ会計適格ではないが、FVOの適格基準を満たし、当初認識時にFVOに指定されている場合、当該借入はFVTPLで測定される。これらの項目について、グループの自行信用リスクに関連して以前に損益で認識された変動額は、負債信用準備金としてOCIに振り替えられる。2017年12月31日現在、グループの自行の信用リスク調整（OCA）の金額はゼロである（注Rを参照）。

減損

IFRS第９号は、IAS第39号の「発生損失」モデルを、将来を考慮した「予想信用損失」（「ECL」）モデルに置き換えている。これは、経済的要因の変化がECLにどのように影響するかについての判断を要求するものであり、この判断は確率加重に基づいて行われる。

EIBグループ内では、この新しい減損モデルは償却原価（AC）で測定される金融資産だけでなく、オフ・バランスシートのコミットメントにも適用される。

IFRS第９号の下では、損失引当金は次の何れかに基づいて測定される。

－ 12ヵ月ECL：これらは、報告日後12ヵ月以内に発生する可能性のあるデフォルト事象によるECLである。

－ 全期間ECL：これらは、金融商品の全期間にわたって発生する可能性のあるデフォルト事象によるECLである。

IFRS第９号の基準は、減損について、当初認識以来の信用度の変動に基づいた「３ステージ」モデルを提示している。金融商品は、当初認識以降に信用リスクの著しい増加（「SICR」）が特定された金融商品を除き、ステージ１に分類される。当初認識以降に信用リスクの著しい増加があるかの判定については、EIBは適切かつ過度のコストも努力もなしに利用可能な、合理的かつ裏付け可能な情報を検討する。これには、定量的および定性的の両方の情報およびEIBの過去の経験および与信専門知識に基づいた分析が含まれ、将来を考慮した情報も含まれる。信用リスクの著しい増加が発生した場合、当該金融商品はステージ２に移されるが、まだ信用毀損があるとはみなされない。金融商品に信用毀損がある場合は、当該金融商品はステージ３に移される。グループによるステージの評価は、カウン

ターパーティーまたは商品固有の情報（行内デフォルト事象、特別高リスク、監視対象、格付悪化、延滞日数－30日超）を使用した逐次的アプローチに基づいている。

全期間ECLの測定は、ステージ２およびステージ３の資産に適用され、12ヵ月ECLはステージ１の資産に適用される。

グループは、IFRS第９号の減損モデルの対象範囲の資産については、減損損失は増加し、また変動が大きくなる可能性が高いと考えている。以下に記述する減損手法に基づき、グループは2018年１月１日現在でのIFRS第９号の減損要件の適用は、次のように追加的な減損損失をもたらすと見積もっている。

(単位：百万ユーロ)	2018年１月１日現在で認識される見積追加減損
金融機関貸付金および預け金	312
代替貸付金	2
資金運用資産	3
金融保証契約	53
未実行金額	17
追加減損損失総額	387

財務管理資産は、信用度の高い有価証券で構成され、したがって、グループはIFRS第９号の下での信用リスクの低い金融商品のための実務的簡便法を使用することに決定した。

予想信用損失は、次の変数に基づいて算出された。

－　デフォルト確率（PD）
－　デフォルト時損失率（LGD）
－　デフォルト時エクスポージャー（EAD）

デフォルト確率（PD）は、カウンターパーティーが、今後12ヵ月間または当該債務の残りの全期間のいずれかでデフォルトする確率を表す。PDの見積りは、特定の日における見積りであり、統計的格付モデルに基づいて算出され、様々なカテゴリーのカウンターパーティーおよびエクスポージャーに合わせた格付ツールを使用して評価される。

格付は、エクスポージャーに関するPDの期間構造の決定のための主たるインプットである。グループは、グループの信用リスク・エクスポージャーについて、履行とデフォルトに関する情報を収集している。収集されたデータは業種別、地域の種類別に分類される。信用サイクルに同質的な方法で反応する異なった業種および地域は、一緒に分析される。

グループは、収集したデータを分析して、エクスポージャーの残りの全期間のPDおよび時の経過の結果としてこれらがどのように変化すると見込まれるかの見積りを作成するために、統計的モデルを採用している。この分析には、デフォルト率の変動と主要なマクロ経済的要因の変動の間の関係の特定と調整が含まれる。グループは、国内総生産（「GDP」）成長率を適合するマクロ経済的要因と特定した。この変数の予測に基づいて、３つのマクロ経済シナリオが作成され、これらのシナリオは信用サイクルに変換され、最終的にはPDに変換される。

デフォルト時損失率（LGD）は、デフォルトとなったエクスポージャーに関する損失の程度についてのグループの予想を表す。グループが使用するLGDの定義は、次の回収率の定義から導かれる（すなわち、「1-LGD」）。つまり、デフォルトとなった各契約についての回収率は、デフォルト日より後に受け取ったキャッシュ・フローの割引後の金額と、デフォルト日時点での元本残高の比率である。LGDは、カウンターパーティーの種類、請求権の優先性の種類および担保またはその他の信用補完の可用性によって異なる。回収率は、次の４つの主要な借手のクラスにわたって定義される。すなわち、EU加盟国ソブリン、非EU加盟国ソブリンおよび公共機関、金融機関、企業の４つである。

デフォルト時エクスポージャー（EAD）は、デフォルト時の予想エクスポージャーを表し、現在の当該カウンターパーティーに対するエクスポージャーおよび現在契約で認められている金額の、分割返済を含む潜在的な変動に基づく。金融資産のEADは、契約済のオンバランスシート残高のエクスポージャーである帳簿価額総額である。貸付コミットメントおよび金融保証については、使用済金額に加えて、契約下で引き出される可能性がある潜在的な将来の金額がEADに含まれる。

グループは、2018年１月１日時点でのIFRS第９号の減損要件の適用により、IAS第39号の下で認識された減損に対して、減損は387百万ユーロ増加すると見積もっている。

以下の表は、金融機関および対顧客貸付金および預け金、代替貸付金、未実行貸付金および金融保証契約についての与信額およびECLに対する見積エクスポージャーに関する情報を表示している。資金取引に係る信用リスクの概要については、注S.2.4.1を参照のこと。

（単位：百万ユーロ）*	実行済金額	未実行金額 **	見積減損引当金	信用毀損
ステージ１	395,590	113,907	82	未発生
ステージ２	40,931	5,151	297	未発生
ステージ３	1,903	71	433	発生
合計	**438,424**	**119,129**	**812**	

* FVTPLで測定される貸付の実行済金額および未実行金額を除く。

** ステージ３については、未実行金額は金融保証契約に関連している。

ヘッジ会計

IFRS第９号は、その適用時に公正価値オプションを撤回し、ヘッジ会計手法に置き換える機会を提供している。グループはこの機会を活用し、現在公正価値オプションを使用している貸付金および借入金の一部をヘッジ会計に移行する予定である。

IFRS第９号により、グループは、ヘッジ会計関係をグループのリスク管理の目的および戦略と確実に整合させることが求められ、またヘッジの有効性評価に定性的かつ将来を考慮に入れたアプローチを適用することが求められる。IFRS第９号ではまた、ヘッジ関係のリバランスと、ヘッジ会計の任意の中止の禁止に関する新たな要件が導入されている。この新しいモデルの下で、ヘッジ会計適格となるリスク管理戦略は増加する可能性がある。

ヘッジ関係がIFRS第９号の要件を満たしていることを実証するために、グループは定期的にそのヘッジの有効性を評価する。IFRS第９号の下では、ヘッジ関係が以下の有効性要件のすべてを満たしている場合に、ヘッジ会計適格となる。

- ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係がある。
- 信用リスクの影響が、当該経済的関係から発生する価値変動の支配的要因となっていない。
- ヘッジ関係のヘッジ比率が、グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の数量と、当該ヘッジ対象の数量をヘッジするためにグループが実際に用いるヘッジ手段の数量がもたらす比率と同一である。

ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係を示すために、グループはヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が一致しているまたは密接にそろえられ、ヘッジ関係の有効性が高いとみなすことができるかを評価する。信用リスクによる公正価値変動の要素が、公正価値変動全体に対して支配的ではないことを示すために、グループは定性的な測定を定義している。

IFRS第９号が認めている３種類のヘッジ関係に中で、グループは公正価値ヘッジ会計のみを適用する。公正価値ヘッジは、認識された資産もしくは負債、または未認識の確定約定、またはこうした項目の一構成部分の、特定のリスクに起因し、損益に影響を及ぼす可能性がある公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。現在、グループのヘッジ会計関係は、金利リスクおよび／また

は為替リスクを金利スワップまたはクロス・カレンシー・スワップを通じてカバーしているのみである。

グループは、この基準によって提供される、外貨のベーシス・スプレッド（「CBS」）を分離してヘッジのコスト・アプローチの下で会計処理する可能性を活用している。結果として、この指定外の金額は、ヘッジ対象に関連する範囲においてOCIで計上され、OCIの独立構成要素として資本の部に累積される。指定日に測定されたヘッジ手段の当初CBSは、ヘッジの残りの全期間にわたり直線的に償却される。CBSのその後の公正価値の変動は、OCIで直接的に認識される。

IFRSのヘッジ会計要件の適用がもたらす2018年１月１日現在での準備金に対する影響の見積りは、グループ資本の646百万ユーロの増加である。当初CBSは、2017年12月31日現在でマイナス661百万ユーロと見積もられている。

開示

IFRS第９号は、特にヘッジ会計、信用リスクおよび予想信用損失について、広範な新しい開示を要求している。グループの予備的評価には、現在のプロセスと比較してのデータの差異を特定するための分析が含まれていた。グループは、要求されるデータを捕捉するために必要と考えられるシステムおよび統制の変更の実施を計画している。

移行

IFRS第９号の適用から生じる会計方針の変更は、以下に記述する事項を除き、通常は遡及的に適用される。

- グループは、分類および測定（減損を含む）の変更に関して過去の期間の比較情報の修正再表示をしないことを認める例外を活用する予定である。IFRS第９号の適用から生じる金融資産および金融負債の帳簿価額の差異は、概ね2018年１月１日時点でグループの資本において認識される。
- 新しいヘッジ会計要件は、外貨のベーシス・スプレッドの会計処理を含め、通常は将来に向けて適用されるべきである。
- 次の評価は、初度適用日現在で存在する事実および状況に基づいて行われなければならない。
  - 金融資産が保有されるビジネスモデルの決定
  - 特定の金融資産および金融負債に関する、FVTPLで測定されるものとしての指定と、従来の指定の取消し
  - トレーディング目的保有ではない特定の持分商品投資に関する、FVOCIで測定されるものとしての指定

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は、収益が認識されるべきか否か、ならびに収益が認識される金額および時期を判定するための包括的な枠組みを確立している。この基準は、現行の収益認識ガイダンスであるIAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」およびIFRIC第13号「カスタマー・ロイヤルティー・プログラム」を置き換えるものである。

IFRS第15号の基本原則は、企業は約束した財またはサービスの顧客への移転について、これらの財またはサービスと交換に権利を得ると見込まれる対価を反映する金額での移転を描写するように収益を認識すべきということである。具体的には、この基準は収益認識に５段階のアプローチを導入している。

- 顧客との契約の特定
- 契約における履行義務の特定
- 取引価格の算定
- 契約における履行義務への取引価格の配分
- 企業が履行義務を充足した際の収益の認識

IFRS第15号の下で、企業は履行義務が充足された際、すなわち具体的な履行義務の基礎となる財およびサービスの「支配」が顧客に移転された際に、収益を認識する。

IFRS第15号が発効した時点で、追加的な開示が要求される。

この基準は、以下を含む一連の移行方法の可能性を規定している。(i)全面的遡及アプローチ、(ii)実務上の簡便法を伴った修正遡及アプローチ、および(iii)比較情報の修正再表示を伴わない累積的影響法。

現段階で、グループはこの新基準を適用した連結財務書類に対する影響の評価を完了している。次の４つの主要な収益の種類の性格は、この基準がこれらに適用されるか否かを評価するために、さらなる分析が行われている。

- 受取利息および類似収益
- 金融業務損益
- その他の業務収益
- 受取手数料

グループの分析では、受取手数料のみがIFRS第15号の適用範囲に含まれる旨を示した。

貸付金および保証に関する受取手数料に関しては、グループは手数料の種類ごとに評価を実施した。この評価は、手数料は実効金利の計算の重要な一部であり、IFRS第15号の適用範囲外（IFRS第９号の適用範囲内）とみなされる事実に基づいている。IFRS第15号の適用範囲内である手数料の種類については、グループはそれぞれの種類についてIFRS第15号の５段階アプローチに従って収益認識のパターンを評価し、現行のパターンと比較した。

委託業務に係る受取手数料に関しては、グループはIFRS第15号の要件の評価を、委託業務または性格と手数料の種類が類似した委託業務群を伴う契約ごとに、評価を実施した。IFRS第15号の5段階の評価の結果は、現行の収益認識方法と比較されている。

IFRS第15号は、2016年９月22日にEUによって承認され、2018年１月１日以降に開始する年次報告期間から有効となる。

グループは、この基準を修正遡及法を使用して適用する予定であり、このことは、適用による累積的影響が2018年１月１日現在の利益剰余金で認識され、比較情報は修正再表示されないことを意味する。

IFRS第15号の適用から生じる影響のグループによる詳細な評価に基づき、この新しい基準がグループの連結財務書類に重大な影響を及ぼすことは見込まれていない。

IFRS第16号 「リース」

IFRS第16号は、2016年１月に公表され、現行のIAS第17号の指針を置き換えるものである。この基準では、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区別が撤廃されたため、ほぼすべてのリースが貸借対照表上で認識される結果をもたらす。新基準の下では、資産（リース物件を使用する権利）と賃借料を支払う金融負債が認識される。唯一の適用除外は短期および低額リースである。リース賃貸人にとっての会計処理は、大幅には変更されない。

IFRS第16号は、2017年10月31日にEUによって承認され、2019年１月１日以降に開始する年次報告期間から有効となるが、IFRS第15号が適用された場合には早期適用が認められている。

グループは、この基準の早期適用を計画しておらず、またこの基準の適用によるグループの連結財務書類への重要な影響はないと見込んでいる。

IFRIC第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」

この解釈指針は、企業が外貨建契約について前もって対価の支払または受取が行われた場合に適用される。この解釈指針は、外貨建取引に関する基準であるIAS第21号を適用する際の取引日の決定方法を検討し、取引日が資産、費用または収益が当初に認識された日か、それとも前渡対価が支払われたもしくは前受対価を受け取ったそれよりも前の日付で、前払または繰延収益の認識をもたらすかについて指針を提供している。

この解釈指針は、まだEUによって採択されていない。欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の最新情報によると、今年末までの承認は見込まれていない。

グループは、この基準の早期適用を計画しておらず、またこの解釈指針の適用によるグループの連結財務書類への重要な影響はないと見込んでいる。

A.4. 重要な会計方針の要旨

A.4.1. 連結基準

子会社

子会社は、グループによって支配されている企業である。グループが企業を支配するとは、グループが当該企業への関与から生じる変動リターンにさらされているか、または変動リターンに対する権利を有しており、かつ、こうしたリターンに対して当該企業への権限を通じて影響を及ぼす能力を有している場合である。子会社の財務書類は、支配を開始した日から、支配を停止した日まで、連結財務書類に含められている。

本財務書類は、欧州投資銀行（「EIB」）ならびにその子会社である欧州投資基金（「EIF」）およびEUマイクロファイナンス・プラットフォームFCP-FIS（「EUMPF」）の財務書類により構成される。両子会社の財務書類は、EIBと同じ報告年度について作成され、EIBと一貫した会計方針に基づいている。

EIBは、EIFの応募済資本金の58.47%（2016年：59.88%）を保有し、EUMPFの契約済受益証券全体の55.56%（2016年：55.56%）を保有しているため、連結財務書類を作成するにあたり、IFRS第10号で規定されている会計原則を適用した。したがってグループは、資産、負債、資本、収益、費用の類似項目を合算し、EIB、EIFおよびEUMPFの財務書類を科目ごとに連結している。

貸借対照表および損益計算書上の勘定を合算した後、グループ内取引から生じたグループ内の残高、取引、収益および費用をすべて相殺消去している。

第三者投資家が保有するEIF株式に係るコミットメント

EIFの非支配株主が保有する1,869株（2016年：1,758株）に関するリプレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキングの条件に従い、EIBはこれらの株式の買付けの募集を毎年行っている。権利行使価格はEIFの監査済年次財務書類に基づいて算定されるが、これはEIF払込請求済資本金に資本剰余金勘定、法定準備金、公正価値関連の準備金、留保利益、当期純利益を加えて、EIF株主総会で決議された配当を差し引いた値における各株式相当分に対応する。この株式購入コミットメントは、連結貸借対照表上の「その他の負債」（注Gも参照）に債務として含まれている。

IFRS第10号は、非支配持分の取得を資本取引として会計処理するよう要求している。支配持分と非支配持分の帳簿価額は、EIF純資産に対する関連持分の変化を反映するように調整されている。非支配持分の調整金額と金融負債の公正価値との差額は、資本の「その他」に直接計上され、親会社の所有者に帰属する。取得日後に金融負債の公正価値に生じた変動は、損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上される。

関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける持分

グループの被投資会社における持分は、関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける持分で構成される。関連会社は、グループが財務および業務上の方針に対して重要な影響力を持つが、支配力または共同支配力は持たない企業である。ジョイント・ベンチャーは、グループが共同支配力を持ち、それによってグループが当該事業体の資産に対する権利および負債に対する債務ではなく、純資産に対する権利を有する事業体である。

関連会社およびジョイント・ベンチャーに係る会計上の取扱いは注A.4.7.3で詳述されている。

連結の際に消去される取引

グループ内残高およびグループ内取引、ならびにグループ内取引から生じる未実現の収益および費用は、相殺消去している。持分法を用いて会計処理されている被投資会社との取引から生じる未実現利益は、グループの当該被投資会社への持分の範囲で、投資と相殺消去している。未実現損失は、未実現利益と同一の方法で相殺消去されるが、これは減損の証拠がない範囲に限定される。

A.4.2. 外国通貨の換算

本財務書類は、EIBの機能通貨、ならびに加盟国の資本勘定の測定単位とされているユーロ（「EUR」）建てで、表示されている。

グループは、ユーロ、欧州連合加盟国の他の通貨および非EU通貨で業務を運営している。EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。

ユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢換算レートに基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は、連結損益計算書に計上される。

外貨建ての取得原価で測定された非貨幣性項目は、当初の取引日の為替レートで換算されている。外貨建ての公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値算定日の為替レートで換算されている。

非貨幣性金融資産の為替差損益は、公正価値変動に含まれる。非貨幣性金融資産の分類に応じて、為替差損益は損益計算書か貸借対照表の資本の中の準備金のどちらかで認識される。

取引日の為替レートと決済日の為替レートの差異により発生する為替差損益、および未決済の外貨建貨幣性資産および負債に関する未実現為替差損益は、連結損益計算書で認識されている。

A.4.3. デリバティブ

グループのすべてのデリバティブ商品は損益を通じて公正価値で評価され、デリバティブ資産または負債として計上される。公正価値は、公表市場価格の参照、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション・モデルにより入手される。オプション・モデルでは、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールド・カーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。

グループは主に借入・貸付取引に係る市場のエクスポージャーをヘッジするため、またその資産および負債の管理活動の一環としてデリバティブ商品を利用しており、それにより、予定取引に伴うエクスポージャーを含む、金利および為替リスクを管理している。グループは、１つまたは複数のデリバティブ取引と共に貸借対照表項目がIAS第39号の修正後の公正価値オプションに適合する場合、そして会計上の不整合が著しく軽減される場合に、修正後の公正価値オプションを採用している。

グループは、IAS第39号で認められているヘッジ会計適用規定の一切を現在採用していない。

デリバティブは公正価値で評価され、公正価値が正の値の場合は資産として、負の値の場合は負債として計上される。デリバティブの公正価値変動は、「金融業務損益」に含まれている。

グループのスワップの大部分は、特定の債券発行をヘッジする目的で締結されている。グループは、借入資金を当初別の通貨に交換し、満期時には借入返済に必要な資金を元の通貨で入手する通貨スワップを締結する。

資産および負債の管理目的で利用しているマクロ・ヘッジ・スワップは、社内の評価モデルにより値洗い（公正価値評価）されている。 実現損益および未実現損益は「金融業務損益」の中で認識される。デリバティブに伴い発生する未収利息は、計上される公正価値の一部となる。

デリバティブは「主契約」に組み込まれることがある。このような組み合わせは複合商品として知られており、主に特定の仕組負債商品の発行に際して発生する。主契約が時価評価されず、公正価値変動が連結損益計算書に計上されていない場合は、主契約の経済的特徴およびリスクがデリバティブの経済的特徴およびリスクと密接な関係を有しておらず、組込デリバティブがデリバティブ商品の定義を満たす場合のみ、組込デリバティブは主契約から切り離され独立した１つのデリバティブ商品として公正価値で評価される。

A.4.4. 金融商品

デリバティブ金融商品は、取引日基準により計上される。デリバティブ以外の金融商品は決済日基準により計上される。

金融商品の公正価値

公正価値は、グループが測定日時点で利用することができる主要な市場、またはその市場が存在しない場合は最も有利な市場における、測定日の市場参加者間の秩序だった取引において、資産の売却により受領するあるいは負債の移転で支払う価格である。負債の公正価値には、不履行リスクが反映されている。

該当する場合には、グループは商品の公正価値を当該商品の活発な市場における公表価格を使用して測定する。当該資産または負債について、継続的に価格情報を提供するために十分な頻度と量の取引が行われる場合、市場は活発とみなされる。

貸借対照表に計上する金融資産および金融負債の公正価値は、活発な市場から入手できない場合は、数学的モデルの使用も含め、様々な評価技法を用いて算定する。これらのモデルに使用するデータは、可能であれば観察可能な市場から入手するが、不可能な場合は、時価の設定に際しある程度の判断を要する。選択された評価技法には、市場参加者が取引の価格決定の際に考慮すると考えられるすべての要素が組み込まれる。

グループがその市場リスクまたは信用リスクのいずれかについて正味エクスポージャー・ベースで管理している市場リスクまたは信用リスクのある金融資産または金融負債のポートフォリオは、特定のリスク・エクスポージャーについてその正味ロング・ポジションを売却する際に受け取る価格または正味ショート・ポジションを移転するために支払う価格に基づいて測定される。これらのポートフォリオ・レベルでの調整は、個別の資産および負債にポートフォリオ内の個別の商品それぞれの相対的リスク調整に基づいて配分される。

グループは公正価値測定に使用されるインプットの重要性を反映した以下のヒエラルキーを用いて公正価値を測定する。

- レベル１：グループが利用可能な同一の商品の活発な市場における未修正の公表市場価格であるインプット
- レベル２：レベル１に含まれる公表市場価格以外の、直接的（価格等）あるいは間接的（価格から導出された値等）に観察可能なインプット。このカテゴリーには、類似した商品についての活発な市場における公表市場価格、同一または類似した商品についての活発ではない市場における公表市場価格、またはすべての重要なインプットが直接的または間接的に市場データから観察可能なその他の評価技法を使用して評価される商品が含まれる。
- レベル３：観察不能なインプット。このカテゴリーには、評価技法に観察可能なデータに基づいていないインプットが含まれ、観察不能なデータが当該商品の評価額に重要な影響を持つすべての商品が含まれる。このカテゴリーには、類似した商品の公表市場価格に基づいて評価され、商品間の相違を反映するために重要な観察不能な修正または仮定が必要とされる商品が含まれる。

グループは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動を、変更が起きた報告期間の期末時点で認識している。

A.4.5. 現金および現金同等物

グループは、容易に換金可能な短期有価証券および満期が90日以内の利付預金を現金および現金同等物と定義している。

A.4.6. 受取手数料

グループは様々な種類のサービスを顧客に提供することにより、受取手数料を得ている。 受取手数料は大きく２種類に分けられる。

－ 一定期間にわたり提供したサービスに基づき、顧客に対して通常年間ベースまたは半年ベースで請求される収入

－ 取引形態のサービスを提供することによる収入

一定期間に提供したサービスによる収入は、サービスの提供期間にわたって発生主義により計上される。取引形態のサービスはサービスの提供が完了した際に計上される。パフォーマンスに左右される手数料は、パフォーマンスの基準を満たした際に計上される。

A.4.7. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券、確定利付証券を含む負債証券、ならびに株式およびその他の変動利回証券

A.4.7.1. 売買目的ポートフォリオ

売買目的ポートフォリオ（運用ポートフォリオのP1およびP2）は金融機関により発行および保証されている上場負債証券で構成されている。この負債証券はグループによって保有されている。また、このポートフォリオで保有されている有価証券は連結貸借対照表上、時価評価されており、公正価値変動による損益は発生した期間の連結損益計算書に計上される。

売買目的資産の売却または償還により実現された損益および公正価値変動による未実現損益は、「金融業務損益」として計上される。売買目的ポートフォリオ資産からの受取利息は、「受取利息および類似収益」に含められている。

売買目的ポートフォリオ資産の公正価値は、その場合に応じて、活発な市場における市場価格、業者相場、プライシング・モデル（市況および経済状況に基づく予測を使用する）または経営陣による見積り等に基づき決定される。

A.4.7.2. 満期保有目的ポートフォリオ

満期保有目的ポートフォリオは、グループの長期ヘッジ・ポートフォリオ（「LTHP」）、短期財務ポートフォリオ（「TMP」）、および代替貸付金ポートフォリオで構成されている（注B.2参照）。

グループの長期ヘッジ・ポートフォリオには、EIBのLTHPポートフォリオおよびEIFの投資ポートフォリオの有価証券が含まれ、最終満期日まで保有する目的で購入した有価証券で構成されている。これらの有価証券は、下記の機関が発行または保証している。

－ 欧州連合加盟国政府、G10諸国、およびそれらの政府機関

－ 多国籍開発銀行を含む国際公的機関

これらの有価証券は、当初、公正価値に直接帰属する取引費用を加えた値で計上される。有価証券の帳簿価額と償還金額との差額は、保有する有価証券の残存期間にわたり実効金利法により償却される。

グループの短期財務ポートフォリオTMPはグループの適切な流動性の確保のために保有され、短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券等の、満期が12ヵ月以下の短期金融市場商品によって構成されている。これらの有価証券は、最終満期日まで保有され償却原価で本財務書類に計上されている。

代替貸付金ポートフォリオは、主に特別目的事業体（「SPV」）または信託事業体が発行した債券、ノートあるいは証書の形の債務で構成されている。これらの有価証券は満期保有目的として分類され、償却原価で計上される。

グループでは、貸借対照表日ごとに、金融資産または金融資産グループに減損が生じているか否かを示す客観的な証拠の有無を評価している。金融資産または金融資産グループは、当該資産の当初認識後、１件以上の事象が発生（発生した「損失事象」）した結果減損が生じていることを示す客観的証拠があり、当該損失事象（１つまたは複数）が、同金融資産または金融資産グループの見積将来キャッシュ・フローに及ぼす影響を高い信頼性をもって見積ることができる場合に限り、減損が生じているとみなす。減損損失は損益で認識され、損失額は、帳簿価額と、当該金融商品の本来の実効利率で割引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。

A.4.7.3.　売却可能ポートフォリオ

売却可能ポートフォリオは、以前は運用短期金融市場ポートフォリオA2および運用債券ポートフォリオB1（現在の有価証券流動性ポートフォリオ、注B.2参照）で保有していたうちの残存有価証券、ユニタリー基金の有価証券ならびにEIFの運用ポートフォリオ、ならびに株式およびその他の変動利回証券（注B.3参照）で構成されている。IAS第39号の下では、売却可能ポートフォリオに分類される証券は、その他のポートフォリオ、つまり「売買目的」ポートフォリオ、もしくは「満期保有目的」ポートフォリオに属さないものである。ポートフォリオ形成時において、経営委員会が有価証券の適切な分類を決定している。１つのポートフォリオ内の金融商品は常に同じ分類となる。売却可能金融投資は、流動化の要請または金利、信用の質、為替相場および市場価格の変動により売却される可能性がある。

売却可能金融投資は公正価値で評価される。それらは、当初、公正価値に取引費用を加算した値で計上される。当該投資が売却、回収、もしくは処分されるまで、または減損の決定がなされるまで、未実現損益（外国通貨換算差損益を除く）は包括損益に計上され、公正価値準備金に累積される。外国通貨換算差損益は、連結損益計算書に計上されている。売却可能投資が減損したと決定された場合には、すでに公正価値準備金勘定で認識されている累積未実現損益は当該会計期間の連結損益計算書に計上される。金融投資については、その帳簿価格が回収可能額を上回る場合に減損したものとされる。市場価格のある金融投資について、原価を下回る市場価格の下落が、予見可能な将来の期間内に回復することが合理的に予測できない場合、それは減損したものとみなされる。市場価格のない持分投資については、回収可能額は認められた評価技法を適用することにより決定される。

金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利が失効した場合、またはグループが所有に伴うリスクと利益を実質的にすべて譲渡した場合は、同金融資産の認識を中止する。売却可能投資を処分した際に、公正価値準備金勘定で認識されている累積未実現損益は、当該会計期間の連結損益計算書に振り替えられる。処分に伴う損益は、加重平均原価法により決定される。売却可能金融投資に係る受取利息および配当は「受取利息および類似収益」および「株式およびその他の変動利回証券からの収益」に含められる。売却可能負債証券および他の確定利付証券の利息は実効金利法により、損益計算書で認識される。持分投資の配当は、グループの配当受領権が確定した時点で、損益計算書で認識される。

売却可能金融投資の公正価値は、市場価格、業者相場、信用格付けおよび満期が同じ金融商品の市場価格を用いて計算された予想割引キャッシュ・フロー、被投資会社の経営成績および財政状態の検討、市場価格の入手可能な同業他社との比較により決定される。

ベンチャー・キャピタル事業および投資ファンドの保有は、中長期投資を構成する。これらは合計純資産価額（「NAV」）法を適用して公正価値で測定される。この評価方法では、組み入れられたファンドのNAV（年度末のファンド・マネージャーの報告書より前の最新の利用可能な情報に基づく）がIAS第39号に準拠して算定された公正価値に相当すると考えられる場合には、全ファンドのNAV合計も同じように算定された公正価値に相当する。最新の利用可能なNAVと年度末報告時のNAVとの間隔を埋めるために、後発事象のレビュー手続きが実施され、差異に重要性がある場合、報告されたNAVは調整される。NAVが容易には決定できない特定の投資に関しては、他の指針（例えば欧州プライベート・エクイティ・ベンチャー・キャピタル協会（「EVCA」）が公表したプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタルの国際評価指針であるインターナショナル・プライベート・エクイティ・ベンチャー・キャピタル評価（「IPEV」）ガイドライン等）が使用されることもあり、その場合はより綿密な監視と検証が必要とされる。この方法に従い、ファンドは内部的に次の３種類に分類される。

－ カテゴリーI － IAS第39号またはIPEVガイドラインの公正価値要件を適用しており、NAVが信頼性の高い公正価値の見積りであることを確認するため特定の検証が実施されているファンド。
－ カテゴリーII － IAS第39号に沿ったものと考えることができる他の評価ガイドライン（旧EVCAの2001年版ガイドライン等）または評価基準を適用しており、NAVが信頼性の高い公正価値の見積りであることを確認するために特定の検証が実施されているファンド。
－ カテゴリーIII － IAS第39号またはそれに沿った他の評価ガイドラインの公正価値要件を適用していないファンド。

グループでは、貸借対照表日ごとに、金融資産または金融資産グループに減損が生じているか否かを示す客観的な証拠の有無を評価している。金融資産または金融資産グループは、当該資産の当初認識後、１件以上の事象が発生している（発生した「損失事象」）結果減損が生じていることを示す客観的証拠があり、当該損失事象（１つまたは複数）が、同金融資産または金融資産グループの見積将来キャッシュ・フローに及ぼす影響を高い信頼性をもって見積ることができる場合に限り、減損が生じているとみなす。

売却可能に分類される持分投資については、投資の公正価値が原価を著しく下回っている場合や、あるいは長期にわたって公正価値が原価を下回っている場合に、減損が生じているとされる。減損の証拠がある場合は、取得原価と現在の公正価値との差額として測定される累積損失から、連結損益計算書において従来認識された当該金融資産の減損損失を控除した値を、持分から減算し、損益計算書において認識する。持分投資の評価損は、連結損益計算書を通じて戻入れが行われることはなく、減損認識後の公正価値の増加は、貸借対照表の「資本」で直接認識される。これとは対照的に、売却可能に分類された負債商品の公正価値がその後増加し、客観的に見てその増加が減損損失認識後に発生した事象に関係している可能性がある場合、減損損失は損益計算書を通じて戻入れられる。

グループは、プライベート・エクイティおよび同様の事業体に関するIAS第28号およびIFRS第 11号の適用除外を使用する条件を充足しており、合弁事業への投資に対して持分法や比例連結を（もしあったとしても）使用しない。当初の認識時に、合弁事業や関連会社に対する持分は損益を通じて公正価値で評価される区分に指定されており、以後はIAS第39号に従って公正価値で測定されて、公正価値の変動はその変動があった期の連結損益計算書上で認識されている。

合弁事業は、グループと他の当事者が共同支配の対象となる経済活動の実施を約束した契約合意である。前述した共同支配とは契約により合意された経済活動に対する支配の共有で、かかる共有は、活動に関する戦略上、財務上または業務上の決定が支配を共有する当事者（合弁参加者）全員の同意を必要とする時にのみ存在する。一般的に、グループが自己勘定で、または委任者に代わって取得する参加権は、プライベート・エクイティまたはベンチャー・キャピタル・ファンドへの投資である。業界の慣行によれば、そのような投資は概して多数の投資家が共同で応募する投資であり、どの投資家も当該ファンドの日々の運営および投資活動に対し、個人的に影響力を行使することはできない。結果として、ある投資家がそのようなファンドの統治機関のメンバーになったとしても、原則的には、それにより当該投資家がそのファンドの日々の運営に影響を与える権利を手にするものではない。さらに、プライベート・エクイティやベンチャー・キャピタル・ファンドに対する個別投資家は、配当その他の分配に関する方針等、ファンドの方針を決定することがない。一般的にそのような決定は、ファンドの経営陣と全株主の権利および義務を規定した株主契約に基づき、ファンドの経営陣が行っている。また一般的に株主間の合意は、個別投資家がファンドとの間で実質的な取引を行ったり、役員を相互に交換したり、重要な専門情報にアクセスする特権を得たりすることも防止している。グループが自己の計算で、または委任者に代わって行う投資は、上記の業界慣行に沿って執行される。

A.4.8.　金融機関および対顧客貸付金および預け金

金融機関および対顧客貸付金および預け金（または「貸付金および債権」）には、直接借手に資金が提供される貸付金が含まれる。

貸付金および債権は、現金が借手に渡った時に認識される。それらは当初原価（正味実行額）、すなわち貸付金の公正価値に付随費用を含めたもので計上され、その後は実効金利法により償却される。貸付金のうち、未実行分は注記事項に名目値で表示される。

貸付金が公正価値オプションの修正後の基準に適合し、当初の認識時に損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された場合には、当該貸付金はその公正価値で評価される。この場合、割引キャッシュ・フローを公正価値の見積り方法として採用する。公正価値評価に指定された貸付金は、貸借対照表に公正価値で計上される。公正価値の変動は「金融業務損益」に計上される。

A.4.8.1.　貸付金利息

グループによる貸付金の利息は、実効金利法によって連結損益計算書では「受取利息および類似収益」に、連結貸借対照表では「貸付金および預け金」に計上される。

A.4.8.2.　リバース・リパーチェス取引（リバース・レポ）

リバース・リパーチェス取引は、担保有価証券を提供する金融機関に対してグループが流動資金を貸出す取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。

この取引は、支払引替渡しの原則に基づき行われる。すなわち、流動資金の借手は、契約価額での決済と引き換えに、グループの保管業者に有価証券を引渡すのである。これによってグループに、金融市場と連動したリターンが発生する。

こうした種類の業務は、グループの目的から、保証された金利が付加された貸付とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取扱われるため、提供しまたは受領した現金額に未収（経過）利息を加えた金額で計上されている。リバース・レポは、連結貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： b) その他の貸付金および預け金」に計上される。

リバース・リパーチェス契約に基づいて受取った有価証券は、有価証券に含まれる契約上の権利を支配できない限り、連結貸借対照表において認識されない。グループは、これらの受取った有価証券の市場価格を日々管理しており、原契約に従い追加担保を要求する。

リバース・リパーチェス契約により稼得する利息は、それぞれの契約の期間にわたる受取利息として計上される。

A.4.8.3. 貸付金手数料

貸付金のフロントエンド・フィーは、融資枠の発生および維持に関連する直接費用と共に繰り延べられ、実効利回りの調整として関連する貸付金の実行から返済までの期間にわたり連結損益計算書に計上される。融資が実行されることなく融資枠の期間が満了した場合の手数料は、満了時に一括して認識される。 フロントエンド・フィーは繰り延べられ、原貸付金の残存期間にわたり、損益計算書上の「受取利息および類似収益」で認識される。

A.4.8.4. 利子補助金

前受利子補助金（注F参照）はIAS第18号に準拠して繰り延べられ、実効利回りの調整として認識されて、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって連結損益計算書に計上される。

A.4.9. 貸付金および預け金の減損

グループが、原契約の条件に基づく債権全額またはそれに相当する値を回収できないことを示す客観的証拠が存在する場合には、貸付金および預け金の減損または契約債務に係る引当金が計上される。「債権」とは貸付金、信用状等の融資枠、保証、融資枠契約、または一部のその他の与信商品を指す。

減損は、連結貸借対照表では債権の帳簿価額減額として計上され、一方、契約債務のようなオフ・バランスシート項目に関しては、貸倒引当金が「引当金」に計上される。減損または貸倒引当金の追加は、「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」を通じて計上される。

A.4.9.1. 個別の貸付金および預け金に関する減損引当金

原契約の条件に基づく残高の全額または一部あるいはそれに相当する金額を回収できないリスクを示す客観的証拠が存在する場合、期末時における個別の貸付金および預け金の残高について減損損失が計上されている。これらの引当金の変動は、連結損益計算書で「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」として計上される。貸倒引当金は、以下のように個別相手先ごとの方法に基づいて評価される。

グループが原契約条件の全額または同等の金額を回収することができない可能性が高いとEIBが判断したときは、債権は減損したものとみなされる。個々の相手先に対する与信エクスポージャーは、借手の性質、総括的な財政および資金状況、返済履歴、財政的に信用できる保証人からの援助の可能性、また該当する場合は担保の実現可能価額に基づき評価される。回収可能見込額は、リストラクチャリングまたは清算によって生じる将来キャッシュ・フローの現在価値により算定される。減損が生じたとみなされる債権の帳簿価額と回収可能見込額との差額について、減損が測定され、貸倒引当金計上される。損失額は金融資産の帳簿価額と本来の実効利子率により割引かれた将来キャッシュ・フローの現在価値との差額である。

すべての減損された債権は最低半期ごとに検討および分析される。それまでの見積りと比較した将来の予想キャッシュ・フローの金額や時期にその後生じた変化は貸倒引当金に反映され、貸倒引当金繰入が費用計上または戻入計上される。信用の質が改善し原契約条件どおり元本および利息が回収されるという合理的保証が得られた場合のみ、貸倒引当金は戻入される。債権の全部または一部について、回収不能と認めるか、または債権を放棄する場合は、貸倒損失として処理される。貸倒損失は、以前に設定された貸倒引当金を取崩す形で、または当該債権元本を減額し直接貸倒損失費用として計上される。貸倒償却処理された債権の一部または全部の回収については、貸倒損失の戻入として処理される。

不良債権に関しては、減損が生じた場合、当初の契約条件に基づく未収利息の計上は停止される可能性がある。

A.4.10. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債商品の条件に従って支払期日に支払いを履行できない場合に、グループに、その商品の保有者に損失を補填するための所定の支払いを義務付ける契約である。

既存の規則のもとでは、これらの保証は（IFRS第４号「保険契約」で定められているところの）保険契約の定義を満たしていないため、IAS第39号「金融商品：認識および測定」で定義が示されている特徴および特性に応じて「デリバティブ」または「金融保証」のどちらかとして、IAS第39号に準拠して計上される。

デリバティブに関する会計方針については、注A.4.3に記載する。

金融保証は、当初、金融保証の発行に直接起因する取引費用を公正価値に加えた額で、連結貸借対照表の「その他の負債」に認識される。当初認識時において、支払義務は、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する。

その後、金融保証は、1）当初の認識額からIAS第18号「収益」に準拠して認識された償却累計額を適宜差し引いた値か、2）保証の結果生じる現在の金融債務をIAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に準拠して決済するのに必要な支出に関する最良の見積りのどちらか高い方で評価される。

支出の最善の見積りは、IAS第37号に準拠して算定される。金融保証引当金は、当該債務を決済するための費用に対応しており、この費用は、財政状態計算書日時点で存在するすべての関連する要素および情報に基づいて見積られた予想損失である。

IAS第39号に基づいて測定された金融保証業務の認識が中止され、IAS第37号に基づいて会計処理された場合、それまで「その他の負債」に計上されていた値は、貸借対照表の「保証引当金」の項目に振り替えられる。

保証履行請求に対する支払以外の金融保証に伴う正味負債（IAS第39号に従って測定）の増加または減少は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

金融保証引当金（IAS第37号に従って測定）は、連結損益計算書の「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」に認識される。

受取プレミアムは、IAS第18号に準拠した償却期間に基づき、金融保証期間にわたって連結損益計算書の「受取手数料」で認識される。

A.4.11. 有形固定資産

有形固定資産には、土地、グループが使用している不動産ならびにその他機械および設備が含まれる。

有形固定資産については、定期的に減損の検討が行われている。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具、事務機器ならびに自動車は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額で連結貸借対照表に計上される。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：５年
- 事務機器および自動車：３年

A.4.12. 投資用不動産

投資用不動産は、賃料の稼得またはキャピタル・ゲインあるいはその両方を目的として保有される不動産である。投資用不動産は、取得原価から減価償却累計額と減損損失を控除した金額で表示され、貸借対照表日に減損の兆候の有無についてレビューが行われる。

減価償却費は、有形固定資産と同じ見積耐用年数を使用し定額法で計算されている。

A.4.13. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

無形資産は資産として認識され、見積経済耐用年数にわたり定額法で償却される。無形資産は、連結貸借対照表日ごとに減損または将来の予測便益の変化の兆候について検討されている。もし、そのような兆候が存在する場合は、帳簿価額が全額回収可能かどうかを評価する分析が行われる。帳簿価額が回収可能額を超える場合は、減損を行う。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から３年にわたり定額法で計算）控除後の取得原価で計上されている。

A.4.14. 売却目的保有非流動資産

売却目的保有として分類される非流動資産には、投資用不動産から組み替えられた、売却の可能性が高く、現状で直ちに売却することが可能な資産が含まれる。これらの資産は、帳簿価額が継続的使用よりもむしろ売却によって回収可能であるため、売却目的保有として分類され、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定される。

A.4.15. 年金制度および健康保険制度

グループは、すべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。また、グループはEIBの元職員に対して、特定の追加的な退職後医療費給付も行っている。これらの退職給付はIAS第19号の定義による非積立型の年金制度である。年金給付に要するそれぞれの年金制度の費用は、予測単位積立数理評価方式により決定される。確定給付年金制度に関する連結損益計算書上の費用は、資格を有する外部の保険数理士により確定された当期の勤務費用および利息費用に基づき計上される。

A.4.15.1.　職員年金制度

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全EIB職員が対象とされている。

退職給付債務は、適正な債務水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に１度は評価を受ける。直近の評価は2017年９月30日付で実施され、これに基づく推定を用いて2017年12月31日付で更新された。保険数理士が用いた主な保険数理上の仮定については、注Jを参照。

数理計算上の積立過不足累計額は、全額が「その他包括損益」で認識される。純利息費用は、損益計算書の「支払利息および類似費用」で認識される。

EIFの主要な年金制度は、職員とEIFの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全EIF職員が対象とされている。この制度は、従来の確定拠出年金制度に代わり、2003年３月に実施された。

A.4.15.2.　健康保険制度

EIBは職員のため、EIBおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。これは、確定給付制度として会計処理される非積立型の制度である。定年退職年齢にある職員については、特定の引当金が連結貸借対照表の負債側に計上される。EIFは定年退職年齢に達した職員の福利厚生のため保険会社の健康保険制度に加入しており、EIFとその職員からの拠出金を原資としている。

これらの給付の受給資格は、定年退職年齢まで職員が勤めあげること、および最低勤続年数を満たしていることである。この給付の見積給付費用は、確定給付年金制度と同じような方法を用いて、雇用期間にわたり発生する。健康保険債務は、年金制度と同日に行われる保険数理計算に基づいて算定される。

A.4.15.3.　経営委員会委員年金制度

グループ貸借対照表の「負債」に表示されている関連する引当金は、すべての制度がそうであるように、IAS 19 に準拠して算定されたものである。給付額は、勤続年数と、当該制度で定義されている最終年の総基本給に対する一定の比率に基づいて、決定される。経営委員会委員に対する年金制度は、職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている（注A.4.15.1）。

A.4.15.4.　任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。これは職員および使用者の拠出金に基づいて会計処理され、対応する負債は「その他の負債」に計上されている。

A.4.16.　金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、当初の時点においては原価で計上され、財務書類において償却原価で表示される。金融機関および顧客に対する債務の利息は、実効金利法を用いて「支払利息および類似費用」として損益計算書に計上される。

A.4.17.　債務証書借入

債務証書借入は、当初、受取額の公正価値である原価で測定される。取引費用および正味のプレミアム（ディスカウント）は当初測定額に含まれる。その後は、償却原価で測定され、借入期間に

わたり、実効金利法を用いて純受取額と償還額との差額を償却し、連結損益計算書において認識される。借入が修正後の公正価値オプションの適格基準を満たし、当初の認識時に損益を通じた公正価値評価に指定された場合は公正価値で測定され、貸借対照表にも公正価値で計上される。公正価値の変動は「金融業務損益」に計上される。流動市場価格が無い場合、採用される公正価値測定手法は、カレント・イールドカーブを用いた割引キャッシュ・フローである。

外国為替相場または指数に係る複合負債商品は、ストラクチャード商品とみなされる。組込デリバティブを含むすべての負債商品について、グループはリスクを完全にヘッジするためにスワップを行っている。

負債証券の固定金利リスクをヘッジすることがグループの方針であり、重要な会計上の不整合が軽減される際には修正後の公正価値オプションが適用される。その効果として、こうして選択された負債商品の帳簿価額は、取得価格で計上され発生主義で会計処理されるのではなく、公正価値の変動に合わせて調整される（注Q：デリバティブ金融商品を参照）。

負債商品の支払利息は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」勘定および原負債商品が計上されている連結貸借対照表の負債項目に計上されている。

発行手数料および償還プレミアムもしくはディスカウントは、借入が時価評価され、かつ直ちに連結損益計算書に計上される場合以外においては、関連する借入期間にわたって償却される。

A.4.18. 前払金-繰延収益

これらの項目は、以下のものから構成される。

－ 前払金：当期の支出であるが翌期に関連する費用。

－ 繰延収益：貸借対照日以前に支払いを受けるが翌期に関連する収益。

A.4.19. 準備金

A.4.19.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.4.19.2.その他準備金

その他準備金には、グループの残りの留保利益が含まれている。

A.4.19.3. 公正価値準備金

公正価値準備金には、売却可能金融資産の公正価値の変動（減損以外のもの）が含まれる。

A.4.19.4. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために割り当てられた専用準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の資本配分に基づき、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.4.19.5. 一般貸倒準備金

2009年に、グループの方針ガイドラインに倣って、EIBの貸付金および保証ポートフォリオの予想損失に対する「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.4.20. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

A.4.21. 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、すべての利付商品に関して、実際の購入価額（直接取引費用を含む）に基づき、実効金利法により発生主義で損益計算書に認識される。これは、金融資産の償却原価を計算し、当該期間にわたり受取利息を配分するという方法である。実効利率は、当該金融資産の見積保有期間を通して将来受け取る金額の見積りを同金融資産の純帳簿価額に割り引く際の割引率にあたる。

この科目には、貸付金・預け金利息および手数料、有価証券ポートフォリオからのその他の収益の他、期限前償還に関してグループが受け取った債務者による補償金支払いが含まれている。

IAS第39号「金融商品：認識および測定」の規定に準拠して、貸付金の期限前返済に関して受け取った補償金は、同貸付金の認識中止時に直ちに連結損益計算書に計上される。

IAS第32号「金融商品：表示」に準拠して、リプレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキング（注A.4.1参照）の結果取得したEIFの非支配持分は、予測される取得法に準拠して「支払利息および類似費用」に表示される。

A.4.22. 受取配当

配当は、当該事業体の支払いを受ける権利が確定した時点で、損益計算書の「株式およびその他の変動利回証券からの収益」に認識される。

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金、負債証券ポートフォリオ、株式およびその他の変動利回証券ならびに他の事業体に対する持分（単位：千ユーロ）

B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2017年12月31日現在162,483千ユーロ（2016年：316,769千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2017年12月31日現在162,448千ユーロ（2016年：316,734千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ

各ポートフォリオの2017年および2016年12月31日現在の詳細は、以下のとおりである。

	2017年12月31日	2016年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	41,642,957	51,759,729
確定利付証券を含む負債証券	15,765,397	15,913,385
負債証券合計(*)	**57,408,354**	**67,673,114**

(*)うち非上場分は、2017年12月31日現在7,472,799千ユーロであった（2016年：16,976,819千ユーロ）。

2017年12月31日現在	分類	帳簿価額	公正価値 (1)
グループ長期ヘッジ・ポートフォリオ	満期保有目的	551,119	667,634
短期財務ポートフォリオ			
－短期金融市場証券	満期保有目的	27,930,209	27,931,715
有価証券流動性ポートフォリオ：			
－P1：固定利付ポートフォリオ	売買目的	4,594,500	4,594,501
－P2：変動利付ポートフォリオ	売却可能	20,284 (2)	20,284
－P2：変動利付ポートフォリオ	売買目的	2,917,196	2,917,196
運用ポートフォリオ－EIF	売却可能	1,249,000 (3)	1,249,000
資産担保証券ポートフォリオEIF	貸付金および債権	199,422	199,422
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	満期保有目的	4,414,515	4,624,358
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	貸付金および債権	15,532,109	15,589,015
負債証券合計		**57,408,354 (4)**	**57,793,125**

(1)経過利息を含めた公正価値
(2)未実現利益252千ユーロを含む。
(3)未実現利益30,914千ユーロを含む。
(4)うち現金および現金同等物18,969,421千ユーロ

2016年12月31日現在	分類	帳簿価額	公正価値 (1)
グループ長期ヘッジ・ポートフォリオ	満期保有目的	567,001	706,035
短期財務ポートフォリオ			
－短期金融市場証券	満期保有目的	37,537,451	37,530,726
有価証券流動性ポートフォリオ：			
－P1：固定利付ポートフォリオ	売買目的	2,987,023	2,987,023
－P2：変動利付ポートフォリオ	売却可能	66,679 (2)	66,679
－P2：変動利付ポートフォリオ	売買目的	4,133,731	4,133,731
運用ポートフォリオ－EIF	売却可能	1,285,902 (3)	1,285,902
資産担保証券ポートフォリオEIF	貸付金および債権	178,677	178,677
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	満期保有目的	6,769,389	7,123,683
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	貸付金および債権	14,147,261	14,131,708
負債証券合計		**67,673,114 (4)**	**68,144,164**

(1)経過利息を含めた公正価値
(2)未実現利益1,750千ユーロを含む。
(3)未実現利益54,680千ユーロを含む。
(4)うち現金および現金同等物23,483,405千ユーロ

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。このポートフォリオの資産には減損が発生しておらず、したがって2017年および2016年12月31日現在で減損は計上されていない。

欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護を考慮し、また公正価値修正要件の詳細な見直しの結果、グループは、期末現在の満期保有目的および売却可能EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2017年度および2016年度には減損を計上しなかった。

次の表は、2017年および2016年12月31日現在のグループの負債証券ポートフォリオにおける、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2017年12月31日現在	帳簿価額	公正価値(1)
EU加盟国ソブリン債		
- オーストリア	103,019	103,012
- ベルギー	1,157,756	1,157,739
- チェコ共和国	808,754	886,509
- デンマーク	551,407	551,426
- フィンランド	327,465	327,600
- フランス	4,706,614	4,715,944
- ドイツ	1,720,388	1,783,716
- ギリシャ	15,534	15,729
- ハンガリー	37,213	39,079
- アイルランド	126,381	126,408
- イタリア	3,708,226	3,736,636
- リトアニア	13,630	13,630
- ルクセンブルク	5,555	5,555
- オランダ	130,298	142,422
- ポーランド	169,117	171,328
- ポルトガル	10,453	10,453
- ルーマニア	106,550	106,592
- スロバキア	49,254	50,007
- スロベニア	25,626	25,588
- スペイン	2,510,083	2,510,525
- スウェーデン	373,442	373,311
- イギリス	2,050,906	2,050,860
	18,707,671	**18,904,069**
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	**38,700,683**	**38,889,056**
合計	**57,408,354**	**57,793,125**

(1)経過利息を含めた公正価値

2016年12月31日現在	帳簿価額	公正価値(1)
EU加盟国ソブリン債		
- オーストリア	1,290,326	1,289,730
- ベルギー	910,402	910,947
- ブルガリア	6,251	6,254
- チェコ共和国	720,360	839,791
- デンマーク	107,736	107,745
- フィンランド	49,432	49,432
- フランス	6,374,307	6,384,212
- ドイツ	4,054,557	4,127,051
- ギリシャ	33,009	32,548
- ハンガリー	19,272	21,810
- アイルランド	27,499	27,499
- イタリア	6,943,382	6,972,927
- リトアニア	25,247	25,247
- ルクセンブルク	17,241	17,241
- オランダ	1,312,866	1,326,790
- ポーランド	140,671	143,709
- ポルトガル	842,383	842,434
- スロバキア	124,920	125,841
- スロベニア	12,162	12,147
- スペイン	2,917,113	2,917,877
- スウェーデン	471,382	471,308
- イギリス	23,955	23,955
	26,424,473	**26,676,495**
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	**41,248,641**	**41,467,669**
合計	**67,673,114**	**68,144,164**

(1)経過利息を含めた公正価値

B.3. 株式およびその他の変動利回証券

残高の内訳は以下のとおりである。

	ベンチャー・キャピタル事業	EBRD持分		投資基金	合計
取得原価：					
2017年１月１日現在	4,035,661	157,500		705,719	4,898,880
当期取得額	1,249,468	0		321,549	1,571,017
当期除却額	-491,813	0		-184,797	-676,610
2017年12月31日現在	**4,793,316**	**157,500**	**(1)**	**842,471**	**5,793,287**
未実現利益／損失					
2017年１月１日現在	1,748,576	285,097		183,646	2,217,319
未実現利益	635,730	24,874		60,177	720,781
未実現損失	-329,782	0		-43,747	-373,529
2017年12月31日現在	**2,054,524**	**309,971**		**200,076**	**2,564,571**
減損					
2017年１月１日現在	-1,038,156	0		-49,832	-1,087,988
純増加額	-29,543	0		4,824	-24,719
2017年12月31日現在	**-1,067,699**	**0**		**-45,008**	**-1,112,707**
純帳簿価額：					
2017年12月31日現在	**5,780,141**	**467,471**		**997,539**	**7,245,151**
2016年12月31日現在	**4,746,081**	**442,597**		**839,533**	**6,028,211**

(1) 157,500千ユーロ（2016年：157,500千ユーロ）は、欧州復興開発銀行（EBRD）の資本金に対するグループの応募額900,440千ユーロに係る2017年12月31日現在のグループの払込資本である。2017年12月31日現在、グループは、EBRDの応募済資本金の3.03%（2016年：3.03%）を所有している。

B.4. 他の事業体に対する持分

B.4.1.グループの構成

B.4.1.1. 欧州投資基金

欧州投資基金（「EIF」）は、1994年６月14日にルクセンブルクで国際金融機関として設立された。登記上の事務所所在地は、37 B avenue J.F. Kennedy, L-2968, Luxembourgである。

EIBは、EIFの応募済資本金45億ユーロ（2016年：43.8億ユーロ）の58.47%（2016年：59.88%）を保有している。

EIFの主要任務は、適切なレベルの資本利益を創出しつつ、以下を通じて欧州連合の目的の追求に貢献することである。

－ 金融機関に対する中小企業（「SME」）向け融資保証の提供
－ 持分投資の取得、保有、運用および処分
－ 第三者から受託した特別財源の管理
－ 関連業務

EIFの株式資本は普通株式のみで構成され、EIBはEIFの普通株式を直接的に保有しており、保有する所有持分割合は、EIBが保有する議決権に等しい。EIFの設立国または登記国は、主たる事業所の所在地でもある。

B.4.1.2. EUマイクロファイナンス・プラットフォーム FCP-FIS

EUMPFは、専門投資信託に関するルクセンブルグの2007年２月13日法（「2007年法」）の下で、ルクセンブルグの契約型投資信託－専門投資信託（fonds commun de placement- fonds d'investissement spécialisé）として組成され、2010年11月22日に運用を開始した。同ファンドはアンブレラ・ファンドとして設立され、複数のサブファンドを持つことができる。このファンドは無期限で設定されたが、サブファンドの運用が終了し、その時点で他に運用中のサブファンドがない場合は、自動的に清算が開始されるとの条件が付けられている。

現在、EUMPFの唯一のサブファンドは、ヨーロピアン・プログレス・マイクロファイナンス・ファンドである。

EUMPFは法人化されていない有価証券およびその他の適格資産の共同所有であり、法人格は有していない。そのため、EUMPFはルクセンブルグ法および約款に従って、管理会社（「EIF」）が受益証券保有者の利益のためのみに管理する。

約款に従い、EIFはEUMPFのアンブレラ・ファンドおよびEUPMFのサブファンドに対して管理会社としてサービスを提供している。EIFは規制要件に沿って、管理会社としての資格において、EUMPFを代理して、投資家との間で合意した関連する約款を厳守し、投資に関する標準的な決定を下している。

EUMPFの全般的な投資目的は、投資リスクの分散およびポートフォリオの運用の成果を投資家に提供することを目的として、その資産を2007年法（改正済）に基づき管理されている専門投資信託において許容された様々な有価証券およびその他の資産に投資することにある。

EUMPFの具体的な投資目的は、以下を対象として、一連のマイクロファイナンスの分野の金融商品およびサービスの利用手段および利便性を増加させることにある。

－ 自家営業を含む自己の事業を開始しようとしている者
－ 企業、特に零細企業
－ マイクロファイナンス金融機関およびマイクロファイナンスの分野において積極的な組織の能力構築、専門化および品質管理
－ 現地および地域の雇用および経済開発への取組み

EIBは、EUMPFの全契約済受益証券180.0百万ユーロの55.56%（2016年：55.56%）を保有している。EIBは、2015年１月１日付で、EUMPFを連結することを決定した。

2017年12月31日現在の非支配持分は67.4百万ユーロ（2016年：75.1百万ユーロ）である。

EIB、EIFおよびEUMPFを合わせて「グループ」と総称する。

B.4.2. 非連結ストラクチャード・エンティティへの関与

ストラクチャード・エンティティの定義

ストラクチャード・エンティティは、議決権または類似した権利が、誰が事業体を支配しているかを決定する際の支配的な要因とならないように設計された事業体である。IFRS第12号では、ストラクチャード・エンティティが次の特徴の一部または全部を備えていることが多いとしている。

－ 制限された活動。
－ 限定され、明確に定義された目的。例えば、節税効果のあるリースの実行、研究開発活動の実施、企業への資本もしくは資金源の提供、または当該ストラクチャード・エンティティの資産に付随するリスクおよび利益を投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供等。
－ 不十分な資本。ストラクチャード・エンティティが業務活動資金の調達を可能にするためには劣後的な財務支援が必要。

－　トランシェ。信用リスクまたはその他のリスクの集中を発生させる、複数の契約上関連している投資家向け商品の資金調達。

非連結ストラクチャード・エンティティ

「非連結ストラクチャード・エンティティ」という用語は、グループによって支配されていないすべてのストラクチャード・エンティティを指し、連結されていないストラクチャード・エンティティにおける持分を含む。

ストラクチャード・エンティティにおける持分の定義

IFRS第12号は、「持分」を広義に定義しており、エンティティの業績から生じるリターンの変動に報告企業がさらされるような、契約上または契約に拠らない関与を含むものとしている。このような持分の例には、株式持分または資金の提供、流動性支援、信用補完、他の事業体に対するコミットメントおよび保証等のその他の形態での関与が含まれる。IFRS第12号は、通常の顧客・サプライヤーの関係だけでは、報告企業が他のエンティティの持分を持つことにはならないと述べている。

ストラクチャード・エンティティの種類	性格および目的	グループが保有する持分
プロジェクト・ファイナンス：特別目的事業体（SPV）への貸付	プロジェクト・ファイナンス取引（PF業務）は、債務者からの債務の返済が、当該債務者の唯一または主要な収益源に依存する取引であり、その収益源は、当該借入によって資金調達された資産または当該プロジェクトに契約によって関係づけられたその他の既存の資産などの単一または限定的な数の資産から生じる。 PF業務はSPVを通じて資金調達されることが多い。	正味実行済金額 受取利息
ベンチャー・キャピタルおよび投資基金	グループは、ベンチャー・キャピタルおよび投資基金に資金提供している。ベンチャー・キャピタルおよび投資基金は、優れた成長潜在性を備えた中小企業におけるプライベート・エクイティ持分やインフラストラクチャー・プロジェクトへの投資を望む投資家からの資金をプールし、管理する。	ベンチャー・キャピタルおよび投資基金が発行する受益証券／株式への投資 受取配当として受領した配当金
SPVが発行する資産担保証券	SPVが発行する債券へのグループによる投資は、プロジェクトのプロモーターまたは仲介者への資金提供の代替的な手段である。資産担保証券は、分離されたSPVによって発行され、金融機関またはその他の機関によって組成された資産プールによって裏付けられる。グループは、かかるSPVのスポンサー／プロモーターとしての機能は果たさないことに留意するべきである。	SPVが発行した債券への投資 受取利息
第三者SPVが供与した貸付金に対する保証の付与	グループは、金融機関、公共団体またはSPVに供与されうる保証および資金を拠出しない証券取引を行う。	保証エクスポージャー 保証料
マンデート管理	グループは、第三者の代理でマンデートの管理を行い、外部資金の管理を受託し、関連する事務管理および会計サービスを提供する。	サービスに対する管理報酬

以下の表は、グループが報告日現在で持分を有する非連結ストラクチャード・エンティティの帳簿価額、およびこれらのエンティティに関する信用リスクの最大エクスポージャーを示している。

信用リスクの最大エクスポージャーには、帳簿価額および関連する未実行コミットメントが含まれる。

(単位：百万ユーロ)	項目	2017年12月31日		2016年12月31日	
		帳簿価額	信用リスクの最大エクスポージャー	帳簿価額	信用リスクの最大エクスポージャー
プロジェクト・ファイナンス：SPVへの貸付	対顧客貸付金および預け金	14,281	15,766	15,157	16,288
ベンチャー・キャピタルおよび投資基金（注B.3参照）	株式およびその他の変動利回証券	6,778	15,324	5,586	12,440
代替貸付金：SPVが発行した資産担保証券への投資（注S.2.3.6参照）	確定利付証券を含む負債証券	5,873	5,873	7,318	7,318
第三者SPVが供与した貸付金に対する保証の付与（注S2.5.3参照）	保証引当金	23	6,818	42	6,069
合計		**26,955**	**43,781**	**28,103**	**42,115**

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2017年12月31日	2016年12月31日
定期預金	25,740,610	24,631,472
翌日物預金	200,000	174,000
三者間リバース・レポ	7,948,706	10,410,688
金融機関貸付金および預け金	**33,889,316**	**35,216,160**
対顧客貸付金および預け金	**1,740,923**	**2,219,000**
その他の貸付金および預け金合計	**35,630,239**	**37,435,160**
うち現金および現金同等物	31,958,799	30,492,322

注D：貸付金明細表（単位：千ユーロ）

D.1. 貸付金総額

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に対して実行される貸付金	最終受益者に直接実行される貸付金	2017年の合計	2016年の合計
実行済金額	123,155,257	333,890,113	457,045,370	458,730,797
未実行金額	28,890,536	84,037,546	112,928,082	113,320,448
貸付金総額	**152,045,793**	**417,927,659**	**569,973,452**	**572,051,245**
分割貸付債権	18,902	208,419	227,321	116,986
代替貸付金ポートフォリオ（注B.2）			19,946,624	20,916,650
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額			**590,147,397**	**593,084,881**

D.2. 貸付金および預け金の減損（戻入れ控除後）

減損の客観的証拠が存在する場合には、個別の減損が計上される。引当額は、当該貸付金の額面価格と、減損が生じた同資産の見積将来キャッシュ・フロー全額の現在価値との差異を反映した値とされる。

個別減損の推移の明細は以下のとおりである。

	2017年	2016年
１月１日現在	476,692	489,284
当期取崩額	-180,039	-46,504
当期目的使用額	-2,616	0
当期繰入額	120,922	38,882
為替調整額	-5,302	-4,970
12月31日現在	**409,657**	**476,692**

減損が生じた貸付金の未収利息は、2017年12月31日現在、7,000千ユーロ（2016年：8,667千ユーロ）であった。減損貸付金に関して保有する金融担保は、注S.2.3.4に開示されている。

D.3. プロジェクトが実施されている国別に表示した貸付金の地域別内訳

欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金：

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額(*)	実行済金額(*)	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
スペイン	800	95,539,859	87,963,538	7,576,321	16.18%	16.06%
イタリア	760	68,660,891	56,390,738	12,270,153	11.63%	11.69%
フランス	565	57,552,726	43,967,498	13,585,228	9.76%	9.54%
イギリス	324	49,802,981	44,082,225	5,720,756	8.44%	8.92%
ドイツ	406	46,443,535	37,792,860	8,650,675	7.87%	8.03%
ポーランド	374	45,679,978	34,559,776	11,120,202	7.74%	7.45%
ギリシャ	162	19,973,129	18,168,015	1,805,114	3.39%	3.35%
ポルトガル	267	19,391,630	17,645,730	1,745,900	3.29%	3.34%
オーストリア	187	15,937,173	13,803,688	2,133,485	2.70%	2.82%
オランダ	137	14,851,737	12,182,305	2,669,432	2.52%	2.30%
ベルギー	146	13,509,816	10,179,695	3,330,121	2.29%	2.31%
スウェーデン	103	10,977,523	7,133,177	3,844,346	1.86%	1.60%
ハンガリー	90	10,273,633	8,419,772	1,853,861	1.74%	1.82%
フィンランド	156	9,673,938	7,177,274	2,496,664	1.64%	1.60%
チェコ共和国	117	7,645,779	6,972,142	673,637	1.30%	1.32%
ルーマニア	111	7,154,426	4,435,083	2,719,343	1.21%	1.15%
アイルランド	68	6,278,004	4,858,404	1,419,600	1.06%	0.96%
スロバキア	72	5,062,251	3,620,884	1,441,367	0.86%	0.87%
クロアチア	63	4,359,903	3,472,830	887,073	0.74%	0.70%
スロベニア	55	3,707,862	3,151,573	556,289	0.63%	0.68%
デンマーク	44	3,056,026	1,978,007	1,078,019	0.52%	0.46%
キプロス	52	2,693,869	1,993,922	699,947	0.46%	0.44%
ブルガリア	47	2,430,176	1,709,529	720,647	0.41%	0.46%
リトアニア	25	1,947,336	1,628,141	319,195	0.33%	0.35%
エストニア	31	1,366,724	1,033,754	332,970	0.23%	0.24%
ラトビア	18	1,096,764	788,271	308,493	0.19%	0.18%
ルクセンブルク	14	652,326	370,725	281,601	0.11%	0.15%
マルタ	13	454,083	346,326	107,757	0.08%	0.07%
小計	**5,207**	**526,174,078**	**435,825,882**	**90,348,196**	**89.18%**	**88.86%**

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額(*)	実行済金額(*)	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
候補国	321	22,802,822	19,644,678	3,158,144	3.87%	4.27%
地中海沿岸諸国	234	16,562,702	10,234,486	6,328,216	2.81%	2.77%
東欧諸国、南コーカサス諸国およびロシア	90	7,181,325	2,059,335	5,121,990	1.22%	1.33%
アジア	62	5,766,435	2,205,604	3,560,831	0.98%	0.83%
アフリカ、カリブ海および太平洋（ACP）諸国	100	3,541,655	1,421,658	2,119,997	0.60%	0.67%
ラテンアメリカ諸国	49	3,524,659	2,148,319	1,376,340	0.60%	0.51%
欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国	26	1,737,840	1,425,112	312,728	0.29%	0.27%
潜在的候補国	37	1,507,666	1,143,331	364,335	0.26%	0.27%
南アフリカ	22	1,083,018	853,213	229,805	0.18%	0.21%
海外の属国および属領	3	37,876	30,376	7,500	0.01%	0.01%
小計	**944**	**63,745,998**	**41,166,112**	**22,579,886**	**10.82%**	**11.14%**
2017年の合計(*)	**6,151**	**589,920,076**	**476,991,994**	**112,928,082**	**100.00%**	
2016年の合計(*)	**6,041**	**592,967,895**	**479,647,447**	**113,320,448**		**100.00%**

(*)代替貸付金を含み、分割貸付債権（2017年：227百万ユーロ、2016年：117百万ユーロ）を除く貸付金総額

D.4. 保証業務に係る引当金の変動

グループが付与した保証に関して損失を被るという客観的証拠が認められるため、保証に係る引当金が認識されている。2017年12月31日現在、こうした引当金は23,460千ユーロにのぼる（2016年：42,479千ユーロ）。

注E：有形固定資産および無形資産（単位：千ユーロ）

	土地	ルクセンブルクの建物	家具備品および設備	有形固定資産合計	無形資産合計
取得原価：					
2017年１月１日現在	20,145	375,046	94,256	489,447	22,172
当期取得額	0	6,728	17,520	24,248	13,273
当期除却額	0	0	-19,230	-19,230	-6,503
2017年12月31日現在	**20,145**	**381,774**	**92,546**	**494,465**	**28,942**
減価償却累計額：					
2017年１月１日現在	0	-167,174	-49,373	-216,547	-5,953
当期減価償却額	0	-9,792	-22,018	-31,810	-7,388
当期除却額	0	0	19,230	19,230	5,663
2017年12月31日現在	**0**	**-176,966**	**-52,161**	**-229,127**	**-7,678**
純帳簿価額：					
2017年12月31日現在	**20,145**	**204,808**	**40,385**	**265,338**	**21,264**
2016年12月31日現在	**20,145**	**207,872**	**44,883**	**272,900**	**16,219**

土地および建物はすべて、グループが自身の活動のために使用している。グループは事後測定用には、IAS第16号 の「原価モデル」を採用している。ルクセンブルグの建物には、新棟の建設に係る原価38,513千ユーロ（2016年：31,785千ユーロ）が含まれており、新棟は、2021年に完成予定である。

注F：繰延収益（単位：千ユーロ）

	2017年12月31日	2016年12月31日
前受利子補助金(1)	101,077	106,693
前受運用報酬	14,504	16,638
その他	64,734	47,902
	180,315	**171,233**

(1)　欧州委員会より受領した金額の一部は、長期預け金として提供され、負債の部の「繰延収益」に計上されており、以下のもので構成されている。

- アフリカ・カリブ海および太平洋地域（ACP）諸国と調印した協定および地中海沿岸諸国と締結した議定書に基づく欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金の利子補助金に関する金額。
- グループ自身の財源を使った欧州連合域内における特定の貸付業務に係る利息補助金。当該補助金は、1979年８月３日の欧州経済共同体理事会規則（EEC）第1736/79号に基づきEMSに関連して、および1992年５月２日に署名された欧州自由貿易連合（EFTA）の協定に基づきEFTA加盟諸国により創設された金融メカニズムに基づき認められたものである。

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

G.1.　その他の資産

	2017年12月31日	2016年12月31日
保証およびベンチャー・キャピタル事業に係る受取手数料	88,702	62,372
その他	43,789	50,529
ベンチャー・キャピタル事業売却代金未収金	19,655	20,389
職員住宅ローン(1)	2,485	3,278
合計	**154,631**	**136,568**

(1) 上記残高は、過年度にEIBが職員に供与した職員住宅ローンに関連するものである。1999年以降、こうした住宅ローンに代わり、常勤職員によるグループ職員規程に準拠した職員住宅ローン利用を可能にする外部金融機関との取決めが導入された。該当職員全員に対して、同一の利率と条件が適用される。

G.2. その他の負債

	2017年12月31日	2016年12月31日
EIFの非支配持分の購入コミットメント(2)	813,042	753,544
任意補足年金制度（注J）	526,536	470,839
未払人件費	114,925	92,495
金融保証	91,807	85,878
未払金およびその他債務	53,349	49,590
重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに係る未払費用	13,596	13,596
ファーストロス一部負担金	8,164	101,079
西バルカン諸国のインフラ基金	393	886
その他	108,666	114,555
合計	**1,730,478**	**1,682,462**

(2) 2017年12月31日現在、貸借対照表上のEIFの非支配持分は813百万ユーロ（2016年：754百万ユーロ）、連結純損益（注L）の非支配持分はマイナス36百万ユーロ（2016年：マイナス49百万ユーロ）であった。

注H：金融機関および顧客に対する債務（単位：千ユーロ）

H.1. 金融機関に対する債務

	2017年12月31日	2016年12月31日
要求払	4,952,467	12,420,433
短期預かり金	57,526	213,198
銀行とのレポ契約	0	314,990
スワップに係る未払預託金	0	166,019
合計	**5,009,993**	**13,114,640**

H.2. 顧客に対する債務

	2017年12月31日	2016年12月31日
翌日物預金	4,160	12,971
欧州連合および加盟国口座		

- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	372,158	375,451
- 預金口座	1,546,248	1,538,908
短期預かり金	8,346	25,030
合計	**1,930,912**	**1,952,360**

注I：債務証書借入（単位：千ユーロ）

財務活動におけるグループの目標の１つとして、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証書借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。次の表は、2017年および2016年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日をまとめたものである。

債務証書借入（単位：千ユーロ）

支払通貨	2017年12月31日現在残高	平均利率2017年(*)	満期日	2016年12月31日現在残高	平均利率2016年(*)
ユーロ	233,246,441	2.00	2018/2057	220,901,207	2.21
米ドル	119,928,350	1.75	2018/2058	146,683,436	1.67
英ポンド	49,311,992	2.63	2018/2054	51,872,036	2.86
オーストラリア・ドル	11,111,557	4.54	2018/2042	12,317,012	4.85
スイス・フラン	6,831,909	2.16	2018/2036	8,002,794	2.14
スウェーデン・クローナ	5,369,877	2.57	2018/2040	5,214,132	2.96
ノルウェー・クローネ	4,071,522	1.98	2018/2037	5,240,229	2.70
トルコ・リラ	4,008,066	8.23	2018/2027	3,498,782	7.38
南アフリカ・ランド	3,778,963	7.83	2018/2032	3,683,341	7.60
日本円	3,698,520	1.00	2018/2053	6,732,871	1.11
カナダ・ドル	3,562,299	2.00	2018/2045	3,784,938	2.02
ポーランド・ズロチ	2,097,199	2.65	2021/2026	872,846	2.83
メキシコ・ペソ	1,007,979	4.96	2020/2027	369,743	4.34
ニュージーランド・ドル	459,941	3.74	2018/2021	577,253	4.21
チェコ・コルナ	410,718	2.18	2018/2034	399,456	2.16
ハンガリー・フォリント	290,658	0.07	2020/2021	291,127	0.66
ロシア・ルーブル	230,574	6.75	2018/2020	307,154	6.73
デンマーク・クローネ	124,133	3.46	2024/2026	124,308	3.46
ルーマニア・レイ	18,890	1.15	2019/2019	19,388	0
香港ドル	12,974	4.96	2019/2019	30,584	5.27
中国人民元	12,801	3.28	2018/2018	0	0
合計	**449,585,363**			**470,922,637**	

	2017年12月31日現在残高	2016年12月31日現在残高
合計（名目値）(**)	**449,585,363**	**470,922,637**
借入の公正価値の調整および未払利息	40,442,293	46,980,209
債務証書借入の合計	**490,027,656**	**517,902,846**

(*)　貸借対照表日現在の加重平均利率

(**) 2017年12月31日現在、損益を通じて公正価値で評価される債務証書借入の名目値は、3,791億ユーロ（2016年：3,991億ユーロ）である。2017年12月31日現在、償却原価で評価される債務証書借入の名目値は、705億ユーロ（2016年：718億ユーロ）である。借入の公正価値の定義については、注A.4.17を参照。

注J：年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

グループは３種類の確定給付年金制度を運営している。また、グループはEIBの元職員に対して、特定の退職後の医療費給付も行っている。これらの給付は、IAS第19号の定義による非積立型の年金制度であり、制度は規制対象外である。年金給付に要するそれぞれの年金制度の費用は、予測単位積立数理評価方式により決定される。保険数理評価は2017年９月30日に行われ、2017年12月31日時点へのロール・フォワードを行うことにより数値を算出している。

これらの制度により、概してグループは金利リスク、長寿リスクおよび昇給リスクなどの保険数理リスクを負う。もう一つのリスクは、制度加入者の扶養家族（遺族配偶者および遺児給付）に対する支払に伴うリスクである。

金利リスク	確定給付債務の現在価値は、高格付けの社債利回りを参照して決定される割引率を使用して算出される。社債利率が低下することにより、年金債務は増加する。
長寿リスク	確定給付制度債務の現在価値は、制度加入者の雇用期間中および退職後の両方の死亡率の最善見積りを参照して算出される。制度加入者の平均寿命が延びることにより、制度の債務は増加する。
昇給リスク	確定給付制度債務の現在価値は、制度加入者の将来の給与を参照して算出される。制度加入者の昇給により、制度債務は増加する。

次の表には、追加的制度である任意補足年金制度（確定拠出年金制度）は算入されていない。それに対応する債務527百万ユーロ（2016年：471百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

グループの制度における年金および退職給付債務の決定に当たって使用された主要な仮定は以下のとおりである。

（単位：%）	2017年	2016年
年金制度の割引率	2.09	1.95
健康保険制度の割引率	2.09	1.95
将来昇給率（インフレーションを含む）	3.50	3.50
将来年金給付上昇率	1.75	1.75
医療費上昇率	4.00	4.00
現受給者の60歳時の平均余命（年）	25.10	25.00
現従業員の60歳時の平均余命（年）	26.80	26.70
保険数理表	ISCLT	ISCLT

保険数理上の補助的な人口統計パラメータの定期的な更新が2017年に実施され、関連する保険数理損益は、「人口統計上の仮定の変更」に含めて会計処理されている。

感応度分析：

確定給付債務の算定のための重要な保険数理上の仮定は、割引率、予想昇給率および死亡率である。以下の感応度分析は、それぞれの仮定の合理的に可能性のある変動が報告期間末において発生し、他のすべての仮定は変動しないとの前提に基づいて算定された。

EIB年金：

- 割引率が１%上昇（低下）した場合、確定給付債務は19%減少（25%増加）する。
- 予想昇給率が１%上昇（低下）した場合、確定給付債務は６%増加（５%減少）する。
- 男女について平均寿命が１年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は４%増加（４%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が１%増加（減少）した場合、確定給付債務は18%増加（14%減少）する。

EIF年金：

- 割引率が１%上昇（低下）した場合、確定給付債務は25%減少（36%増加）する。
- 予想昇給率が１%上昇（低下）した場合、確定給付債務は12%増加（10%減少）する。
- 男女について平均寿命が１年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は４%増加（４%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が１%増加（減少）した場合、確定給付債務は22%増加（17%減少）する。

経営委員会年金：

- 割引率が１%上昇（低下）した場合、確定給付債務は13%減少（15%増加）する。
- 予想昇給率が１%上昇（低下）した場合、確定給付債務は６%増加（５%減少）する。
- 男女について平均寿命が１年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は５%増加（５%減少）する。

－　インフレにより将来の予想年金が１％増加（減少）した場合、確定給付債務は９％増加（８％減少）する。

EIBの健康保険制度：

－　割引率が１％上昇（低下）した場合、確定給付債務は23%減少（33%増加）する。
－　男女について平均寿命が１年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は６％増加（６％減少）する。
－　インフレにより将来の予想医療費が１％増加（減少）した場合、確定給付債務は32%増加（23%減少）する。

EIFの健康保険制度：

－　割引率が１％上昇（低下）した場合、確定給付債務は29%減少（44%増加）する。
－　男女について平均寿命が１年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は６％増加（６％減少）する。
－　インフレにより将来の予想医療費が１％増加（減少）した場合、確定給付債務は42%増加（29%減少）する。

一部の仮定は相関している可能性があり、仮定の変動が互いに独立して発生する可能性は少ないため、上記で示された感応度分析は、確定給付債務の実際の増減を示さない場合がある。

さらに、上記の感応度分析の表示において、確定給付債務の現在価値は、報告期間末時点において予測単位積立方式を使用して算出されており、貸借対照表における確定給付債務負債の計算に適用された方式と同一である。

感応度分析の作成に使用された方法および仮定は、過年度から変更されていない。

次の表は、各種制度の保険数理(利益)／損失実績および確定給付債務の合計を示している。

	EIB年金	経営委員会年金	EIF年金	健康保険	合計	確定給付債務合計
2017年	267,349	2,409	24,013	-39,610	**254,161**	**5,565,841**
2016年	-67,192	-772	-3,163	-17,963	**-89,090**	**4,715,296**
2015年	-142,817	-4,122	10,131	5,078	**-131,730**	**3,163,451**
2014年	-1,343	-2,628	1,690	881	**-1,400**	**3,580,970**

次の表は、確定給付債務の2017年および2016年中の変動の内訳を示している。

	EIB年金	経営委員会年金	EIF年金	健康保険	2017年の合計
期首債務	3,644,435	53,702	228,906	788,253	**4,715,296**
a）当期勤務費用	158,919	2,696	20,751	74,891	**257,257**
b）利息費用	71,919	1,052	4,652	16,048	**93,671**
c）過去勤務費用	2,263	0	74	0	**2,337**
純損益合計	**233,101**	**3,748**	**25,477**	**90,939**	**353,265**
a）保険数理(利益)／損失実績	267,349	2,409	24,013	-39,610	**254,161**
b）人口統計上の仮定の変更	426,873	499	32,505	-31,581	**428,296**
c）財務上の仮定の変更	-134,833	-1,131	-13,052	1,476	**-147,540**
OCI合計(*)	**559,389**	**1,777**	**43,466**	**-69,715**	**534,917**
a）従業員による拠出金	37,464	0	3,937	1,563	**42,964**
b）支払給付金	-71,564	-2,225	-1,414	-5,398	**-80,601**

その他合計	**-34,100**	**-2,225**	**2,523**	**-3,835**	**-37,637**
2017年12月31日現在の給付債務	**4,402,825**	**57,002**	**300,372**	**805,642**	**5,565,841**

(*) EIB株主帰属（518,504千ユーロ）および非支配持分帰属（16,413千ユーロ）。

	EIB年金	経営委員会年金	EIF年金	健康保険	2016年の合計
期首債務	2,599,190	41,541	133,252	389,468	**3,163,451**
a）当期勤務費用	96,240	2,448	10,863	28,458	**138,009**
b）利息費用	102,292	1,629	5,451	15,690	**125,062**
c）過去勤務費用	3,350	0	544	0	**3,894**
純損益合計	**201,882**	**4,077**	**16,858**	**44,148**	**266,965**
a）保険数理(利益)／損失実績	-67,192	-772	-3,163	-17,963	**-89,090**
b）人口統計上の仮定の変更	7,502	137	375	1,638	**9,652**
c）財務上の仮定の変更	936,250	10,912	76,910	374,358	**1,398,430**
OCI合計(*)	**876,560**	**10,277**	**74,122**	**358,033**	**1,318,992**
a）従業員による拠出金	29,112	0	3,238	1,461	**33,811**
b）支払給付金	-62,309	-2,193	1,436	-4,857	**-67,923**
その他合計	**-33,197**	**-2,193**	**4,674**	**-3,396**	**-34,112**
2016年12月31日現在の給付債務	**3,644,435**	**53,702**	**228,906**	**788,253**	**4,715,296**

(*) EIB株主帰属（1,277,685千ユーロ）および非支配持分帰属（41,307千ユーロ）。

EIBの従業員は固定率の拠出金を支払い、その固定率は５年ごとに見直される。2014年１月１日から2018年12月31日までの期間の従業員の拠出金は年金算定基礎給与の10.9%である。残りの拠出金（バックサービス支払を含む）はグループによって支払われる。グループおよびその職員の全拠出額がグループの資産へ投資されている。積立要件は、現地の保険数理測定の枠組みに基づいている。この枠組みにおいては、割引率は無リスク金利に設定されている。さらに、プレミアムが現在の給与に基づいて算定される。グループは確定給付制度から生じるすべての年金支払に対して責任を負う。

2017年12月31日現在の給付債務の平均デュレーションは、以下のとおりに分かれている。

EIB年金：

- 現従業員：25.76年（2016年：26.25年）
- 待機者(*)：25.30年（2016年：27.61年）
- 受給者：11.45年（2016年：11.16年）

EIF年金：

- 現従業員：30.08年（2016年：31.12年）
- 待機者(*)：35.26年（2016年：33.10年）
- 受給者：16.56年（2016年：15.38年）

経営委員会年金：

- 現従業員：20.35年（2016年：20.59年）
- 待機者(*)：20.42年（2016年：20.42年）
- 受給者：9.72年（2016年：9.82年）

EIBの健康保険制度：

- **現従業員：30.69年（2016年：31.11年）**
- **待機者(*)：24.63年（2016年：25.50年）**
- **受給者：15.02年（2016年：17.00年）**

EIFの健康保険制度：

- **現従業員：36.13年（2016年：36.58年）**
- **受給者：20.70年（2016年：22.68年）**

グループが確定給付制度について翌事業年度に純損益に認識すると見込んでいる金額は、432,283千ユーロである。

(*) 標準退職年齢前にグループを離職し、繰延年金に対する権利を有する元職員。

注K：当期損益

2017年12月31日終了年度のEIB個別財務書類（欧州連合会計指令に基づいて作成）に計上された当期純利益2,805,711千ユーロの処分案は、承認を受けるため2018年４月27日までに総務会に提出される。

注L：受取利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用（単位：千ユーロ）

L.1. 正味受取利息

	2017年	2016年
受取利息および類似収益：		
デリバティブ	15,299,723	14,038,219
金融機関および対顧客貸付金および預け金	7,274,721	7,773,297
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券	760,523	307,651
EUからの利子補助金	19,675	20,655
現金、中央銀行および郵便局預け金	0	25
有利子負債に係るマイナス金利	51,422	42,115
その他	4,532	1,613
合計	**23,410,596**	**22,183,575**
支払利息および類似費用：		
債務証書借入	-10,627,994	-11,567,322
デリバティブ	-8,642,078	-6,773,763
給付債務に係る利息費用(注J)	-93,671	-125,062
EIFの非支配持分の購入コミットメント(注G.2)	-36,277	-49,169
第三者委託に係る利息	-13,395	-11,741
金融機関および顧客に対する債務	-6,435	-5,335
利付資産に係るマイナス金利	-708,005	-220,945
その他	-9,215	-11,640
合計	**-20,137,070**	**-18,764,977**
正味受取利息	**3,273,526**	**3,418,598**

次の表は、各種類の金融資産および金融負債に関する正味受取利息を示したものである。

	2017年	2016年
受取利息および類似収益：		
デリバティブ	15,299,723	14,038,219
貸付金および債権	3,723,116	3,086,726
損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定	3,687,010	4,783,505
満期保有目的	578,042	141,290
売却可能	17,792	21,843
売買目的負債証券	100,381	110,379
その他	4,532	1,613
合計	**23,410,596**	**22,183,575**
支払利息および類似費用：		
損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定	-9,989,940	-10,852,494
デリバティブ	-8,642,078	-6,773,763
満期保有目的	-707,732	-220,945
償却原価で測定される金融負債	-657,873	-731,903
非金融負債	-139,447	-185,872
合計	**-20,137,070**	**-18,764,977**
正味受取利息	**3,273,526**	**3,418,598**

L.2. 受取利息および類似収益の国別分析

	2017年	2016年
欧州連合加盟国：		
スペイン	1,027,724	1,117,789
イギリス	930,177	964,700
ポーランド	629,938	637,253
イタリア	578,333	638,169
ギリシャ	515,584	530,830
フランス	451,100	445,583
ドイツ	334,715	505,585
オーストリア	263,350	268,592
ポルトガル	257,414	284,162
オランダ	174,247	161,242
ハンガリー	172,112	201,182
ベルギー	152,584	162,802
ルーマニア	100,416	112,443
スウェーデン	95,270	91,808
アイルランド	75,994	115,095
フィンランド	70,219	68,785
クロアチア	67,800	68,320
スロバキア	66,175	67,329
スロベニア	52,716	54,410
リトアニア	47,289	49,371
ブルガリア	45,546	47,968
チェコ共和国	32,879	63,103
ラトビア	15,158	15,545
キプロス	12,693	13,881
デンマーク	12,486	29,128
マルタ	11,034	11,147
ルクセンブルク	5,011	5,164
エストニア	4,696	11,696
欧州連合加盟国の合計	**6,202,660**	**6,743,082**
欧州連合域外	1,001,994	1,007,412
合計	**7,204,654**	**7,750,494**
国別分析の対象外の収益(1)	16,205,942	14,433,081
受取利息および類似収益合計	**23,410,596**	**22,183,575**

(1)国別分析の対象外の収益：

- 長期ヘッジ・ポートフォリオ、代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオからの収益	180,168	172,483
- 有価証券流動性ポートフォリオおよびEIF運用ポートフォリオからの収益	118,173	132,294
- 短期金融市場証券からの収益	462,182	2,874
- 短期金融市場オペレーションからの収益	141,164	85,598
- デリバティブからの収益	15,299,723	14,038,219
- 払込資本金および払込予定準備金の現在価値調整額による受取利息の戻入れ	1,035	1,034
- その他	3,497	579
	16,205,942	**14,433,081**

注M：金融業務損益（単位：千ユーロ）

M.1. 損益の性質別

	2017年	2016年
デリバティブの純損益(1)	521,601	-104,951
公正価値オプションに基づく貸付金および関連するスワップの純損益(2)	1,905,081	-762,033
公正価値オプションに基づく借入金および関連するスワップの純損益(3)	-1,874,364	-2,324,779
	552,318	**-3,191,763**
外国為替損益	-3,074	3,268
スワップの解消に係る損益	988	77,566
債務証書借入買戻損益	-2,999	-1,284
株式および変動利回証券に係る純損益(4)	396	-34,396
有価証券流動性ポートフォリオの純損益（有価証券のみ）	-24,960	-59,903
金融保証に係る純損益	-8,769	-7,850
金融業務損益	**513,900**	**-3,214,362**

(1) デリバティブの純損益の大部分は、マクロ・ヘッジのスワップおよび財務資産スワップの公正価値であった。これらのスワップは、2016年12月31日現在が104,951千ユーロのマイナスの効果であったのに対し、2017年12月31日現在は521,601千ユーロのプラスの効果であった。

(2) デリバティブでヘッジする貸付金には公正価値オプションを適用している。公正価値評価に指定されている貸付金の帳簿価額は、2017年12月31日現在、1,660億ユーロ（2016年：1,620億ユーロ）であった。貸付金に公正価値オプションを適用したことで、2017年12月31日現在で損益計算書に1,905,081千ユーロの増加（2016年：762,033千ユーロの減少）が計上されている。公正価値オプションを適用したEIBの貸付金およびその関連スワップの合計公正価値におけるプラスの変動は、基本的に、市場の状況の変化に伴うスワップ・カーブの変動によるものであった。

(3) デリバティブでヘッジする借入金には、公正価値オプションを適用している。借入金の大半は体系的にヘッジされており、公正価値評価に指定されている借入金の帳簿価額は、2017年12月31日現在、4,190億ユーロ（2016年：4,450億ユーロ）である。借入金および関連するスワップに関して、2017年12月31日現在の損益計算書に及ぼした正味の影響は、1,874,364千ユーロの損失である（2016年：2,324,779千ユーロの損失）。公正価値オプションを適用したEIBの借入金およびその関連スワップの合計公正価値におけるマイナスの変動は、主として、スワップ・カーブの変動およびEIBの信用スプレッドの影響によるものであった。

(4) グループの会計方針（注A.4.7.3）に従ってFVTPLで会計処理されたファンドに係る18,342千ユーロを含む。

M.2. 資産および負債の分類別

	2017年	2016年
損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債	5,951,604	-2,214,009
売却可能金融資産	27	-41,145
償却原価で測定される金融負債	0	-1,284
売買目的金融商品	-42,950	-60,321
損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産	-2,169,302	2,050,956
リスク管理のために保有するデリバティブ	-3,238,440	-2,951,828
その他	12,961	3,269
金融業務損益	**513,900**	**-3,214,362**

注N：その他の業務収益（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
一般管理費の過年度未使用引当金の戻入れ	8,776	4,370
賃貸料収益	199	3
その他	2,063	3,961
その他の業務収益合計	**11,038**	**8,334**

2016年１月、EIFは建物を6,782千ユーロで売却した。「売却目的保有非流動資産」の売却益2,872千ユーロは、上表のその他に含まれている。

注O：受取手数料（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
保証手数料	80,279	53,951
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	47,447	45,846
Jaspersの手数料	31,063	32,510
Jeremieの手数料	8,124	8,941
Jessicaの手数料	9,691	12,353
貸付金手数料収益	5,025	7,318
ヤウンデ／ロメ協定の手数料	2,459	2,696
InnovFinの手数料	30,429	28,572
その他の委託に係る手数料	133,024	105,134
受取手数料合計	**347,541**	**297,321**

注P：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
給与および手当(1)	-435,311	-354,968
福利厚生費およびその他人件費	-375,548	-295,392
人件費	**-810,859**	**-650,360**
その他の一般管理費	-265,176	-257,919
一般管理費合計	**-1,076,035**	**-908,279**

(1) このうち経営委員会委員に対する金額は、2017年12月31日現在で2,844千ユーロ、2016年12月31日現在で3,230千ユーロである。グループの職員数は、2017年12月31日現在、3,682名（2016年12月31日現在は3,291名）であった。

注Q：デリバティブ金融商品

Q.1. デリバティブ金融商品の利用

グループの資金調達活動において

グループは、主として調達資金の通貨・金利といった属性を貸付金のそれに一致させるため、および資金調達費用を削減するために、資金調達戦略の一環としてデリバティブを利用している。また特定の財務取引をヘッジするため、および資産負債管理のため、長期スワップを利用している。

長期デリバティブは、資金調達、貸付金および財務取引のヘッジ、ならびに市場リスク・エクスポージャー低減に関連して利用される。

最も一般的に利用されているデリバティブは、以下のものである。

通貨スワップ

通貨スワップは、ある通貨の資金を別の通貨に交換することを合意し、それと同時に調達された資金を期日に返済できるよう、両通貨を将来において再度交換するための先渡為替予約を締結する契約である。

金利スワップ

金利スワップは一般的に、変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利および通貨スワップの利用により、グループは、顧客からの要求に応えて借入ポートフォリオと他のポートフォリオの金利および通貨を変えることができるとともに、グループのある特定の資本市場への有利なアクセス条件をスワップ・カウンターパーティーと交換することにより、資金調達コストを削減することも可能となる。

グループの流動性管理において

グループは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務の通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期の通貨スワップおよび為替予約を行っている。

短期通貨スワップの想定元本は、2017年12月31日現在で43,942百万ユーロであり、これに対して2016年12月31日現在は46,312百万ユーロであった。短期為替予約取引の想定元本は、2017年12月31日現在585百万ユーロ（2016年：667百万ユーロ）であった。

公正価値は、2017年12月31日現在で短期通貨スワップがマイナス23百万ユーロ、短期為替予約取引が39百万ユーロ（2016年：それぞれ847百万ユーロおよび18百万ユーロ）であった。

短期財務ポジションの金利リスクをヘッジするために、金利先渡契約が使用される。2017年12月31日現在の金利先渡契約の想定元本はゼロ（2016年：ゼロ）であり、公正価値もゼロ（2016年：ゼロ）であった。

グループの資産負債管理（ALM）において

グループのALM方針は、グループの経済的価値のボラティリティを制限するだけでなく、高収益、安定収益を維持することを目的としている。

したがってグループは、

－　高収益、安定収益を確かなものとする為に自己資金投資プロファイルを採用し、

－　この投資プロファイルに関連する残余金利リスクを管理している。

残余金利リスクを管理する目的で、グループは貸付金と借入金に関するナチュラル・ヘッジ、またはグローバル・ヘッジ・オペレーション（金利スワップ）取引を行っている。

資産負債管理の一環として用いるマクロ・ヘッジのスワップは、IAS第39号に準拠して、公正価値で評価される。

Q.2.　デリバティブ金融商品の公正価値

公正価値で測定されている金融資産については、以下の公正価値測定値ヒエラルキーのレベル別に公正価値測定を開示することが必要である。

レベル１ - 活発な市場における同一資産または負債の（未修正の）時価。

レベル２ - レベル１に含まれる時価以外の、当該資産または負債に関して直接的（価格等）あるいは間接的（価格から導出された値等）に観察可能なインプットを組入れた評価技法。

レベル３ - 観察可能な市場データに依拠していない当該資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を用いた評価技法。これらの金融商品の公正価値は、内部評価モデルを用いて算定する。

評価技法には、正味現在価値・割引キャッシュ・フロー・モデル、金利モデルのハル・ホワイト・モデルおよびLiborマーケット・モデル、ならびにオプション・モデルのブラック・ショールズ・モデルが含まれる。評価技法で用いる仮定およびインプットとしては、無リスク金利、ベーシス・スワップ・スプレッド、通貨ベーシス・スワップ・スプレッド、為替レートおよび先渡レート、株価および株価指数ならびにそれらの予想ボラティリティおよび予想相関性、消費者物価指数ならびにその予想ボラティリティおよび予想相関性が挙げられる。評価技法の目的は、独立第三者として行動する市場参加者が決定したであろう報告日現在の当該金融商品の価格を反映した公正価値を算定することである。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因も盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関して市場インプットを直接入手できない場合に、主にある種の金利およびクロス・カレンシー・モデルにおける相関性の推定ならびに長期株価連動および長期物価連動取引のボラティリティの推定に、グループ内の見積りや仮定が評価方法に取り入れられることがある。

次の表は、資産または負債として計上されているデリバティブ金融商品の公正価値（市場価格に基づく公正価値、評価モデルへのインプットがすべて市場で観察可能な評価技法に基づく公正価値、および市場で観察不能なインプットを用いた評価技法に基づく公正価値）と想定元本をまとめたものである。想定元本の値は期末時点で未決済の取引高を示すものであって、市場リスクや信用リスクを示すものではない。

評価方法別に示した2017年12月31日現在のデリバティブ（単位：百万ユーロ）

デリバティブ資産	レベル１		レベル２		レベル３		2017年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能なインプットを用いた評価技法		市場で観察できないインプットを用いた評価技法			
	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値
金利スワップ	0	0	257,463	32,853	1,477	88	258,940	32,941
クロス・カレンシー・スワップ	0	0	96,701	10,387	673	134	97,374	10,521
短期為替契約	0	0	18,086	341	0	0	18,086	341
ワラント	0	0	0	0	3	58	3	58
合計	**0**	**0**	**372,250**	**43,581**	**2,153**	**280**	**374,403**	**43,861**

デリバティブ負債	レベル１		レベル２		レベル３		2017年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能なインプットを用いた評価技法		市場で観察できないインプットを用いた評価技法			
	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値
金利スワップ	0	0	250,225	23,466	842	55	251,067	23,521
クロス・カレンシー・スワップ	0	0	106,005	8,691	556	94	106,561	8,785
短期為替契約	0	0	26,441	325	0	0	26,441	325
その他	0	0	0	0	0	21	0	21
合計	**0**	**0**	**382,671**	**32,482**	**1,398**	**170**	**384,069**	**32,652**

評価方法別に示した2016年12月31日現在のデリバティブ（単位：百万ユーロ）

デリバティブ資産	レベル１		レベル２		レベル３		2016年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能なインプットを用いた評価技法		市場で観察できないインプットを用いた評価技法			
	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値
金利スワップ	0	0	298,493	40,106	2,057	225	300,550	40,331
クロス・カレンシー・スワップ	0	0	161,080	21,928	1,465	251	162,545	22,179
短期為替契約	0	0	31,413	1,127	0	0	31,413	1,127
ワラント	0	0	0	0	14	14	14	14
合計	**0**	**0**	**490,986**	**63,161**	**3,536**	**490**	**494,522**	**63,651**

デリバティブ負債	レベル１		レベル２		レベル３		2016年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能なインプットを用いた評価技法		市場で観察できないインプットを用いた評価技法			
	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値
金利スワップ	0	0	221,866	27,076	937	47	222,803	27,123
クロス・カレンシー・スワップ	0	0	48,824	5,349	863	135	49,687	5,484
短期為替契約	0	0	15,566	262	0	0	15,566	262

合計	0	0	286,256	32,687	1,800	182	288,056	32,869

EIBが行ったデリバティブ取引の大部分の時価は、市場では入手できない。そのような金融商品に関しては、可能な限り貸借対照表日現在の観察可能な実勢市場データに基づき、評価技法や評価モデルを用いて公正価値が見積られる。

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用する収益還元法により算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。

デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

次の表は、年度末において公正価値ヒエラルキーのレベル３に分類されるデリバティブ金融商品の測定に使用された市場で観察できない重要なインプットについての情報を示している（単位：百万ユーロ）。

金融商品の種類	2017年12月31日現在の公正価値	レベル3のスワップの2017年12月31日現在の公正価値	評価技法	重要な観察不能なインプット	観察不能なインプットについての見積りの範囲
OTC金利スワップ	9,420	33	確率論的金利モデル	イールド・カーブに関する複数のパラメーター、フォワードレート間の相関およびボラティリティのボラティリティ	パラメーター数２から３。 隣接した金利の相関60%から100%、ボラティリティのボラティリティ80%から120%
OTCクロス・カレンシー・スワップ	1,736	40	確率論的クロス・カレンシー・モデル	イールド・カーブとFXレート間の相関	相関は30%から50%

金融商品の種類	2016年12月31日現在の公正価値	レベル３のスワップの2016年12月31日現在の公正価値	評価技法	重要な観察不能なインプット	観察不能なインプットについての見積りの範囲
OTC金利スワップ	13,208	178	確率論的金利モデル	イールド・カーブに関する複数のパラメーターおよびフォワードレート間の相関	パラメーター数１から３。 フォワードレートとフォワードスワップレート間において65%から100%の相関
OTCクロス・カレンシー・スワップ	16,695	116	確率論的クロス・カレンシー・モデル	イールド・カーブとFXレート間の相関	相関は30%から50%

重要な観察不能なインプットは、次のように策定される。

- 相関およびボラティリティは、観察可能なボラティリティ、最近の取引価格、他の市場参加者による指値、コンセンサス価格サービスからのデータおよび最新の状況を反映して調整した過去のデータより推計される。

－ リスク調整後スプレッドは、利用可能な場合にはCDS市場、ならびに最新の状況を反映して調整した過去のデフォルトおよび期限前返済の推移から導出される。

IFRS第13号の適用により、2017年12月31日現在のデリバティブの公正価値評価には次の評価調整が含まれている。

－ カウンターパーティーのデリバティブ取引に係る信用リスクを反映した信用評価調整（CVA）マイナス145.5百万ユーロ（2016年：マイナス342.9百万ユーロ）が以下のとおり計上されている。
  - 貸付金をヘッジしているスワップにマイナス54.4百万ユーロ（2016年：マイナス115.4百万ユーロ）
  - 借入をヘッジしているスワップにマイナス73.2百万ユーロ（2016年：マイナス207.0百万ユーロ）
  - ALMスワップにマイナス17.6百万ユーロ（2016年：マイナス19.8百万ユーロ）
  - 長期財務スワップにマイナス0.2百万ユーロ（2016年：マイナス0.3百万ユーロ）
  - 短期財務スワップ（通貨スワップおよび為替予約）にマイナス0.1百万ユーロ（2016年：マイナス0.4百万ユーロ）
－ デリバティブ取引に係る自行の信用リスクを反映した債務評価調整（DVA）263.2百万ユーロ（2016年：365.8百万ユーロ）が以下のとおり計上されている。
  - 貸付金をヘッジしているスワップに106.4百万ユーロ（2016年：154.7百万ユーロ）
  - 借入をヘッジしているスワップに121.8百万ユーロ（2016年：186.3百万ユーロ）
  - ALMスワップに34.1百万ユーロ（2016年：23.5百万ユーロ）
  - 長期財務スワップに0.6百万ユーロ（2016年：0.7百万ユーロ）
  - 短期財務スワップ（通貨スワップおよび為替予約）に0.3百万ユーロ（2016年：0.6百万ユーロ）
－ 上記のCVAおよびDVAに加えて、2017年12月31日現在で、EIBのカウンターパーティーがデリバティブ取引に関して差し入れた担保に関連した特定のわずかな調整を反映した担保評価調整（COLVA）は、1.6百万ユーロであった。

  デリバティブの大半については、EIBのカウンターパーティーが差し入れた担保はすでにCVAの額に含まれている。

  しかし、一部のわずかな場合においては、担保は直接的に考慮されず（特定のCSA、現金担保）、そのため個別のCOLVA調整に分けられる。

Q.3. レベル３の商品の公正価値の感応度

グループは、公正価値の見積りは適切であると確信しているが、異なる手法または仮定を使用することにより公正価値の測定が異なる可能性がある。

観察不能なインプットにより、レベル３の商品の評価額にある程度の不確実性と変動が加わる可能性がある。

EIBは、それを評価し定量化するために、観察不能なインプットに関する合理的に可能な仮定の範囲を用いて、代替的な評価を実施している。

代替的な仮定は評価モデルに特化したものであり、個別に適用することができる。

レベル３のデリバティブは、原資産および評価モデルによって次の２種類のスワップにグループ分けすることができる。

a. 仕組金利スワップ

b. クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ

c. エクイティ連動スワップ

仕組金利スワップは、複数の要素のLibor市場モデル（LMM）のダイナミクスを使用してモデル化されており、ボラティリティのボラティリティのパラメーターが外部によって指定されている場合には、スワップションおよびスプレッド・オプションを使用して微調整されている。このカテゴリー(a)について、ボラティリティのボラティリティの10パーセント・ポイント引上げおよび10パーセント・ポイント引下げによって代替的な評価額が得られるが、このいずれの場合も悪影響をもたらす。前者は評価額の減少447千ユーロをもたらし、後者は47千ユーロの減少をもたらす。

クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップは、金利についてはハル・ホワイトの１ファクターモデル、為替レートについてはブラック・ショールズ・モデルに従って評価されている。

モデルは、金利、スワップションのボラティリティ、為替レート、為替オプションのボラティリティならびに金利と為替レート間の相関関係を考慮して調整されている。金利と為替レートの間の相関は、時系列で見積もられる。これらのカテゴリーについて、代替的な評価額は、相関構造を依存性の増加と独立性の増加の２方向に調整することによって算定される。このカテゴリー(b)については、最初のシナリオは好影響をもたらすことが判明して、評価額は1.3百万ユーロ増加した。他方のシナリオは悪影響を及ぼし、6.4百万ユーロの減少をもたらした。

エクイティ連動スワップは、ブラック・ショールズ・モデルを使用してモデル化され、ボラティリティを市場から捕捉している。金利および配当も、市場相場から捕捉される。長期スワップについては、ボラティリティと配当は長期の満期にわたって推定される。このカテゴリーについて、代替的評価額はボラティリティの0.10%低下および配当の0.10%増加によって算定される。他のシナリオは、ボラティリティの0.10%上昇および配当の0.10%減少によって構築される。好影響シナリオは、評価額の8.0百万ユーロの増加をもたらし、悪影響シナリオは5.1百万ユーロの減少をもたらした。

以下の表は、レベル３のデリバティブを金融商品の種類ごとに要約したものであり、代替的な仮定により公正価値が変動する（単位：百万ユーロ）。

2017年12月31日	有利な影響	不利な影響	評価技法	重要な観察不能なインプット
仕組金利スワップ（OTC）	0	-0.5	確率論的金利モデル	確率論的ボラティリティについてのボラティリティのボラティリティの変動
クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ	1.3	-6.4	確率論的クロス・カレンシー・モデル	金利と為替レートの相関関係
エクイティ連動スワップ	8	-5.1	確率論的エクイティ・モデル	ボラティリティと配当の変動

2016年12月31日現在	有利な影響	不利な影響	評価技法	重要な観察不能なインプット
仕組金利スワップ（OTC）	1.9	-2.2	確率論的金利モデル	コンスタント・マチュリティ・スワップ（「CMS」）レートの目標相関関係
クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ	1.8	-0.1	確率論的クロス・カレンシー・モデル	金利と為替レートの相関関係

注R：金融資産および金融負債の公正価値（単位：百万ユーロ）

次の表は、財務書類に計上されているグループの金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキー別の公正価値と帳簿価額を比較したものである。ただし、金融資産以外および金融負債以外の公正価値は記載していない。

2017年12月31日	公正価値				帳簿価額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計	
公正価値で評価される資産					
売却可能金融資産	1,259	10	6,903	8,172	8,172
有価証券流動性ポートフォリオ	20	0	0	20	20
運用ポートフォリオ・EIF	1,239	10	0	1,249	1,249
株式およびその他の変動利回証券	0	0	6,903	6,903	6,903
損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産	**0**	**126,025**	**40,259**	**166,284**	**166,284**
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	126,025	39,917	165,942	165,942
株式およびその他の変動利回証券	0	0	342	342	342
売買目的金融資産	**7,448**	**64**	**0**	**7,512**	**7,512**
有価証券流動性ポートフォリオ	7,448	64	0	7,512	7,512
リスク管理のために保有するデリバティブ資産	**0**	**43,581**	**280**	**43,861**	**43,861**
合計	**8,707**	**169,680**	**47,442**	**225,829**	**225,829**
償却原価で評価される資産					
満期保有目的投資	**25,383**	**7,841**	**0**	**33,224**	**32,895**
グループ長期ヘッジ・ポートフォリオ	662	5	0	667	551
短期財務ポートフォリオ	24,150	3,782	0	27,932	27,929
代替貸付金ポートフォリオ	571	4,054	0	4,625	4,415
貸付金および債権	**304**	**352,136**	**0**	**352,440**	**343,383**
ABSポートフォリオ-EIF	0	199	0	199	199
代替貸付金ポートフォリオ	142	15,447	0	15,589	15,533
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	336,490	0	336,490	327,489
現金、中央銀行および郵便局預け金	162	0	0	162	162
合計	**25,687**	**359,977**	**0**	**385,664**	**376,278**
金融資産合計	**34,394**	**529,657**	**47,442**	**611,493**	**602,107**
公正価値で評価される負債					
リスク管理のために保有するデリバティブ負債	**0**	**32,482**	**170**	**32,652**	**32,652**
損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債	**405,010**	**11,812**	**1,741**	**418,563**	**418,563**
債務証書借入	405,010	11,812	1,741	418,563	418,563
合計	**405,010**	**44,294**	**1,911**	**451,215**	**451,215**
償却原価で評価される負債					
償却原価で測定される負債	**53,651**	**27,838**	**0**	**81,489**	**78,406**
金融機関および顧客に対する債務	0	6,941	0	6,941	6,941
債務証書借入	53,651	20,897	0	74,548	71,465
合計	**53,651**	**27,838**	**0**	**81,489**	**78,406**
金融負債合計	**458,661**	**72,132**	**1,911**	**532,704**	**529,621**

2016年12月31日現在	公正価値				帳簿価額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計	
公正価値で評価される資産					
売却可能金融資産	**1,332**	**20**	**5,782**	**7,134**	**7,134**
有価証券流動性ポートフォリオ	66	0	0	66	66
運用ポートフォリオ・EIF	1,266	20	0	1,286	1,286
株式およびその他の変動利回証券	0	0	5,782	5,782	5,782
損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産	**0**	**121,892**	**39,918**	**161,810**	**161,810**
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	121,892	39,672	161,564	161,564
株式およびその他の変動利回証券	0	0	246	246	246
売買目的金融資産	**7,068**	**53**	**0**	**7,121**	**7,121**
有価証券流動性ポートフォリオ	7,068	53	0	7,121	7,121
リスク管理のために保有するデリバティブ資産	**0**	**63,161**	**490**	**63,651**	**63,651**
合計	**8,400**	**185,126**	**46,190**	**239,716**	**239,716**
償却原価で評価される資産					
満期保有目的投資	**25,747**	**19,613**	**0**	**45,360**	**44,874**
グループ長期ヘッジ・ポートフォリオ	701	5	0	706	567
短期財務ポートフォリオ	24,306	13,225	0	37,531	37,538
代替貸付金ポートフォリオ	740	6,383	0	7,123	6,769
貸付金および債権	**313**	**357,886**	**0**	**358,199**	**349,750**
ABSポートフォリオ-EIF	0	179	0	179	179
代替貸付金ポートフォリオ	313	13,818	0	14,131	14,147
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	343,572	0	343,572	335,107
現金、中央銀行および郵便局預け金	0	317	0	317	317
合計	**26,060**	**377,499**	**0**	**403,559**	**394,624**
金融資産合計	**34,460**	**562,625**	**46,190**	**643,275**	**634,340**
公正価値で評価される負債					
リスク管理のために保有するデリバティブ負債	**0**	**32,687**	**182**	**32,869**	**32,869**
損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債	**430,871**	**12,264**	**1,916**	**445,051**	**445,051**
債務証書借入	430,871	12,264	1,916	445,051	445,051
合計	**430,871**	**44,951**	**2,098**	**477,920**	**477,920**
償却原価で評価される負債					
償却原価で測定される負債	**53,471**	**38,340**	**0**	**91,811**	**87,919**
金融機関および顧客に対する債務	0	15,067	0	15,067	15,067
債務証書借入	53,471	23,273	0	76,744	72,852
合計	**53,471**	**38,340**	**0**	**91,811**	**87,919**
金融負債合計	**484,342**	**83,291**	**2,098**	**569,731**	**565,839**

以下、金融資産および金融負債の公正価値算定に用いる方法と仮定を記載する。

帳簿価額が公正価値に近似である資産

流動性が高い、あるいは満期が短い（３ヵ月未満）金融資産および金融負債の場合、帳簿価額と公正価値は近似していると仮定される。

公正価値で計上される資産および負債

金融商品の公正価値の算定に当たっては、まず、活発な市場の公表気配値が第一の情報源とされる。入手できる市場価格がない金融商品の場合は、可能な限り貸借対照表日現在の観察可能な実勢市場データに基づき、評価技法や評価モデルを用いて公正価値が見積られる。

こうした金融商品の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引現在価値を導出する評価技法を用いて算定される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。市場情報が直接入手可能でない場合には、内部的な見積りおよび仮定が評価技法に用いられることもある。

IFRS第13号の適用による、スワップでヘッジされている公表価格がないまたは流動性の乏しい借入に係るグループ自体の信用リスクを反映した自己信用調整（OCA）は、2017年12月31日現在でほぼゼロであった（2016年：95百万ユーロ）。

2017年には、次の項目が公正価値ヒエラルキーのレベル１からレベル２に振替えられた。

－ 20.9百万ユーロの売買目的金融商品（2016年：ゼロ百万ユーロ）
－ 305.3百万ユーロの貸付金および債権（2016年：ゼロ百万ユーロ）
－ 200.1百万ユーロの損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債（2016年：ゼロ百万ユーロ）

当事業年度中、特定の有価証券についての市場環境の変化により、これらの有価証券の活発な市場における公表価格は入手不可能になった。もっとも、これらの有価証券の公正価値を観察可能な市場インプットに基づいて測定するために十分な情報は入手可能であり、その結果、レベル１からレベル２へ振替えられた。

次の項目は、公正価値ヒエラルキーのレベル２からレベル１に振替えられた。

－ 20.9百万ユーロの売買目的金融資産（2016年： ゼロ百万ユーロ）
－ 31.6百万ユーロの満期保有金融資産（2016年：ゼロ百万ユーロ）
－ 141.9百万ユーロの貸付金および債権（2016年：ゼロ百万ユーロ）
－ 594.4百万ユーロの損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債（2016年：1,113百万ユーロ）

当事業年度中、これらの有価証券の活発な市場における公表価格が入手可能となり、その結果、レベル２からレベル１へ振替えられた。

次の表は、2017年12月31日終了事業年度におけるレベル３の金融商品の変動を示したものである（単位：百万ユーロ）。

	売買目的金融資産(*)	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産	売却可能金融資産	売買目的金融負債(*)	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債
2017年１月１日現在の残高	**490**	**39,918**	**5,782**	**-182**	**-1,916**

損益合計					
- 純損益に計上	3	-1,321	-42	-7	105
- その他包括損益に計上	0	0	347	0	0
買付	44	3,454	1,485	27	0
売却	0	0	0	0	0
発行	0	0	0	0	-1
決済	-3	-259	-669	-26	94
レベル３への移動合計	0	0	0	0	-233
レベル３からの移動合計	-254	-1,533	0	18	210
2017年12月31日現在の残高	**280**	**40,259**	**6,903**	**-170**	**-1,741**

(*) デリバティブ残高は売買目的金融資産または負債に含まれる。

次の表は、2016年12月31日終了事業年度におけるレベル３の金融商品の変動を示したものである（単位：百万ユーロ）。

	売買目的金融資産(*)	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産	売却可能金融資産	売買目的金融負債(*)	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債
2016年１月１日現在の残高	**2,319**	**35,365**	**5,175**	**-3,061**	**-7,036**
損益合計					
- 純損益に計上	18	-700	-56	-12	-94
- その他包括損益に計上	0	0	113	0	0
買付	14	5,647	1,273	-14	0
売却	0	0	0	0	0
発行	0	0	0	0	-54
決済	-436	-485	-723	0	902
レベル３への移動合計	0	129	0	-22	-650
レベル３からの移動合計	-1,425	-38	0	2,927	5,016
2016年12月31日現在の残高	**490**	**39,918**	**5,782**	**-182**	**-1,916**

(*) デリバティブ残高は売買目的金融資産または負債に含まれる。

次の表におけるレベル３の商品に係る損益合計は、2017年12月31日終了事業年度の連結包括利益計算書に以下のとおりに表示されている（単位：百万ユーロ)。

	売買目的金融資産(*)	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産	売却可能金融資産	売買目的金融負債(*)	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債
当期純損益に含まれた損益合計：					
- 金融業務損益	3	-1,321	-42	-7	105
その他包括損益に認識された損益合計					
- 売却可能金融資産	0	0	347	0	0

2017年12月31日現在に保有する資産および負債に係る未実現損益の変動に起因する損益に含まれる当期損益合計					
- 金融業務損益	3	-1,321	-42	-7	105
- 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利回証券の減損の変動（戻入れ控除後）	0	0	42	0	0

(*) デリバティブ残高は売買目的金融資産または負債に含まれる。

次の表におけるレベル３の商品に係る損益合計は、2016年12月31日終了事業年度の連結包括利益計算書に以下のとおりに表示されている（単位：百万ユーロ)。

	売買目的金融資産(*)	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産	売却可能金融資産	売買目的金融負債(*)	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債
当期純損益に含まれた損益合計：					
- 金融業務損益	18	-700	-56	-12	-94
その他包括損益に認識された損益合計					
- 売却可能金融資産	0	0	113	0	0
2016年12月31日現在に保有する資産および負債に係る未実現損益の変動に起因する損益に含まれる当期損益合計					
- 金融業務損益	18	-700	-56	-12	-94
-固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利回証券の減損の変動（戻入れ控除後）	0	0	56	0	0

(*) デリバティブ残高は売買目的金融資産または負債に含まれる。

市場で観察不能なインプットに基づく評価技法を用いた場合において、代替的な仮定を用いることにより、損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融商品の公正価値に生じる変化

グループは、公正価値の見積りは適切であると確信しているが、異なる手法または仮定を使用することにより公正価値の測定が異なる可能性がある。

市場で観察不能な仮定について合理的に代替可能なものを評価技法へのインプットとして使用し、それに基づき損益を通じた公正価値（FVTPL）で評価されるものに指定された金融商品の公正価値を算定した場合の潜在的影響としては、2017年12月31日現在の公正価値は、最も不利となる仮定を用いた場合は約9.3百万ユーロ低くなり、最も有利となる仮定を用いた場合は約11.4百万ユーロ高くなるものと定量化された。2016年12月31日現在の公正価値は、最も不利となる仮定を用いた場合は約1.8百万ユーロ低くなり、最も有利となる仮定を用いた場合は約1.6百万ユーロ高くなるものと定量化された。

レベル３評価カテゴリーに属する借入金および貸付金の公正価値算出には、代替的な仮定が使用される。レベル３の借入金および貸付金の公正価値は、それらの借入金および貸付金をヘッジするデリバティブの価値から導出される。したがって代替的な仮定がまずレベル３デリバティブの評価に適用され、次にその影響がレベル３の借入金および貸付金に適用される。レベル３のデリバティブは、原資産および／または評価モデルによって次の３種類のスワップにグループ分けすることができる。

a. 仕組金利スワップ

b. クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ

c. エクイティ連動スワップ

仕組金利スワップは、複数の要素のLibor市場モデル（LMM）のダイナミクスを使用してモデル化されており、ボラティリティのボラティリティのパラメーターが外部によって指定されている場合には、スワップションおよびスプレッド・オプションを使用して微調整されている。クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップは、金利についてはハル・ホワイトの１ファクターモデル、為替レートについてはブラック・ショールズ・モデルに従って評価されている。モデルは、金利、スワップションのボラティリティ、為替レート、為替オプションのボラティリティならびに金利と為替レート間の相関関係を考慮して調整されている。カテゴリー(c) は、エクイティ連動スワップの大きな１ポジションで構成され、このエクイティ連動スワップにはアジア型コール・オプションが埋め込まれている。オプショナリティの価値は配当およびボラティリティに大きく影響され、これらを代用指標とする必要がある。

損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産

金利スワップや通貨スワップでヘッジされた貸付ポートフォリオは、損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産に含まれる。

損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された実行済の金融機関および対顧客貸付金および預け金の最大信用エクスポージャーは、148,531百万ユーロ（2016年：145,607百万ユーロ）であった。グループのカウンターパーティーの信用リスクの増減に起因する貸付金の公正価値の累積変動は、538.7百万ユーロの評価損（2016年：659.6百万ユーロの評価損）であった。損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産の公正価値の変動のうち、信用リスクの増減に起因する部分は、かかる貸付金の見積貸倒損失の変動を算定して計算されている。

損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産の信用リスクヘッジのために締結されたクレジット・デリバティブはない。

損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債

損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債はグループが発行した債務証書借入で、金利スワップおよび通貨スワップでヘッジされているもので構成されている。

損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融負債の、グループの信用リスクの増減に起因する公正価値の変動は、累積ベースでマイナス6,073百万ユーロ（2016年：マイナス4,068百万ユーロ）であった。

損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融商品の満期時にグループが支払うことが契約上定められている金額は、2017年12月31日現在で帳簿価額を31,519百万ユーロ（2016年：39,077百万ユーロ）下回っている。

金融資産と金融負債の相殺

下の表で表示されている開示には、以下の金融資産および金融負債が含まれている。

－ グループの貸借対照表上で相殺されているもの。

－　強制力を持ったマスター・ネッティング契約または類似した金融商品を対象とした類似契約の適用を受けるもので、グループの連結貸借対照表上で相殺されているか否かは問わない。

類似契約にはグローバル・マスター・リパーチェス契約が含まれる。類似した金融商品には、リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約が含まれる。貸付金および預金などの金融商品は、貸借対照表上で相殺されていない限り、下表では表示されていない。

取引所で取引されていないグループのデリバティブ取引は、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約の下で行われている。通常、このような契約の下では、いずれの日においても各当事者の同一の取引および同一の通貨に関する支払債務の金額は合算されて、一方の当事者から他方の当事者に支払われるべき単一の純額となる。例えばデフォルトが発生するなどの特定の状況下では、契約下のすべての未決済取引は解約され、解約価値が査定され、すべての取引の決済として単一の純額が支払われるべき金額とされる。

グループのリパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約は、ISDAマスター契約の相殺条項と類似した相殺条項を備えたマスター契約による。

上記のISDAおよび類似したマスター・ネッティングの取決めは、貸借対照表における相殺基準を満たさない。これは、これらの契約によって発生する（認識された金額に対する）相殺権が、いずれかの当事者の支払不能または破産を含むデフォルトを受けての未決済取引の解約後のみ強制可能となるためである。

グループは、次の取引に関連して現金または市場性のある有価証券の形態で担保を受領し、受け入れている。

－　デリバティブ

－　リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約

デリバティブに関連して受領する担保は、ISDAクレジット・サポート・アネックスの業界の標準的条件の適用を受ける。このことは、担保として受領した有価証券は取引期間中に質権を設定しまたは売却を行うことができるが、取引の満了時には返却しなければならないことを意味する。また、これらの条件により、カウンターパーティーが担保の差入れを怠った場合に、グループは関連する取引を終了する権利を与えられている。

相殺、強制可能なマスター・ネッティング契約または類似した契約の適用を受ける金融資産

（単位：百万ユーロ）

				貸借対照表上で相殺されていない関連金額		
2017年12月31日	認識された金融資産の総額	貸借対照表上で相殺されている認識された金融負債の総額	貸借対照表上で表示されている金融資産の純額	債券	受取現金担保	純額
金融資産：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ資産	44,328	-467	43,861	11,341	4,938	27,582
リバース・レポ	7,949	0	7,949	8,275	0	-326
合計	**52,277**	**-467**	**51,810**	**19,616**	**4,938**	**27,256**

				貸借対照表上で相殺されていない関連金額		

2016年12月31日	認識された金融資産の総額	貸借対照表上で相殺されている認識された金融負債の総額	貸借対照表上で表示されている金融資産の純額	債券	受取現金担保	純額
金融資産：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ資産	64,123	-472	63,651	25,200	12,763	25,688
リバース・レポ	10,411	0	10,411	10,512	0	-101
合計	**74,534**	**-472**	**74,062**	**35,712**	**12,763**	**25,587**

相殺、強制可能なマスター・ネッティング契約または類似した契約の適用を受ける金融負債

（単位：百万ユーロ）

				貸借対照表上で相殺されていない関連金額		
2017年12月31日	認識された金融負債の総額	貸借対照表上で相殺されている認識された金融資産の総額	貸借対照表上で表示されている金融負債の純額	金融商品	差入現金担保	純額
金融負債：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ負債	32,674	-22	32,652	0	0	32,652
債務証書借入	416	-416	0	0	0	0
合計	**33,090**	**-438**	**32,652**	**0**	**0**	**32,652**

				貸借対照表上で相殺されていない関連金額		
2016年12月31日	認識された金融負債の総額	貸借対照表上で相殺されている認識された金融資産の総額	貸借対照表上で表示されている金融負債の純額	金融商品	差入現金担保	純額
金融負債：						
リスク管理のために保有する						
デリバティブ負債	32,892	-23	32,869	0	0	32,869
レポ契約	315	0	315	0	0	315
債務証書借入	417	-417	0	0	0	0
合計	**33,624**	**-440**	**33,184**	**0**	**0**	**33,184**

上表で開示されている貸借対照表に表示された金融資産および金融負債の総額および純額は、貸借対照表上で以下に基づいて測定されている。

- デリバティブ資産および負債－公正価値
- セール・アンド・リパーチェス契約、リバース・セール・アンド・リパーチェス契約および証券貸借により発生した資産および負債－償却原価
- 対顧客貸付金および預け金－償却原価または公正価値
- 顧客に対する債務－償却原価

上の表における貸借対照表上で相殺されている金額は、同じ基準で測定されている。下の表は、上の表で表示された「貸借対照表上で表示されている金融資産および金融負債の純額」と、貸借対照表で表示された科目との調整計算を示している（単位：百万ユーロ）。

2017年12月31日	純額	貸借対照表の科目	貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象範囲外の金融資産
金融資産：				
リスク管理のために保有するデリバティブ資産	43,861	デリバティブ資産	43,861	0
リバース・レポ	7,949	金融機関貸付金および預け金	158,001	150,052

2017年12月31日	純額	貸借対照表の科目	貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象範囲外の金融資産
金融負債：				
リスク管理のために保有するデリバティブ負債	32,652	デリバティブ負債	32,652	0
レポ契約	0	金融機関に対する債務	5,010	5,010
債務証書借入	0	債務証書借入	490,028	490,028

2016年12月31日	純額	貸借対照表の科目	貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象範囲外の金融資産
金融資産：				
リスク管理のために保有するデリバティブ資産	63,651	デリバティブ資産	63,651	0
リバース・レポ	10,411	金融機関貸付金および預け金	162,191	151,780

2016年12月31日	純額	貸借対照表の科目	貸借対照表上の金額	相殺の開示の対象範囲外の金融資産
金融負債：				
リスク管理のために保有するデリバティブ負債	32,869	デリバティブ負債	32,869	0
レポ契約	315	金融機関に対する債務	13,115	12,800
債務証書借入	0	債務証書借入	517,903	517,903

注S：リスク管理

本注記は、グループのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク－決済リスク等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 市場リスク－金利、為替および株価のような観察可能な市場変数に関連したエクスポージャー。
- 流動性および資金調達リスク－グループが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。

－ オペレーショナル・リスク－内部プロセス、人員、およびシステムが不適切であった、またはそれらに機能不全や過ちが生じた結果、あるいは外部の事象の結果、生じる可能性のある損失。

S.1. リスク管理組織

リスクの管理および統制は、グループ内の事業体がそれぞれ個別に整備している。よって、本注記に記載するリスク管理情報は、EIBとEIFに分けることにする。

また、EIBはリスク管理部門の中に、グループ全体のリスク管理を強化するために、規制およびEIBグループ・リスク部を設置した。規制およびEIBグループ・リスク部は主に、リスク報告、健全性規制の遵守および健全性ある最善の銀行業の慣行（リスク選好の枠組み、自己資本充実度評価プロセス（ICAAP）およびストレス・テストの枠組みを含む）ならびに内部モデル作成および検証を担当する。EIBの連結レベルでのリスク管理の概括的な原則は、グループ・リスク管理憲章に示されている。グループ・リスク管理憲章は、グループのリスクのグループ全体からの見方およびリスク管理の統合的なアプローチを確保することを目指している。

S.1.1. EIBのリスク管理組織

EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することにある。EIBは完全な規制対象とはされていないが、関連する銀行業に関する欧州連合指令、ならびに欧州連合加盟国の銀行監督当局、欧州連合の法令および所管の国際組織（バーゼル銀行監督委員会（BCBS）および欧州銀行監督機構（EBA）等）の勧告事項に準拠することを目指している。

EIB内では、リスク管理部門（RM）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。職務分掌を維持するために、RMは、フロント・オフィスから独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。RM担当のディレクター・ジェネラルは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、資金調達リスクおよびオペレーショナル・リスクについて経営委員会に報告し、定期的に監査委員会と会合を持ち、これらのリスクに関する議題を協議している。また、同ディレクター・ジェネラルは、経営委員会、リスク方針委員会および理事会へのリスク報告についても監督の任にある。

契約締結後の貸付金の管理およびモニタリングは、ポートフォリオの重要な部分に関しては、RMから独立している部門である取引管理・再編部門（TMR）が担当する。TMRは、よりリスクが高いカウンターパーティー、および特定の形態の担保のモニタリングに注力するとともに、特に注意を要する取引の管理も行う。信用リスクに係る提案は、すべてRMによる独立した立場からのセカンド・オピニオンの対象となる。

以下の項では、EIBが自己のリスク負担において実施する活動の中でさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

S.1.1.1 リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常の環境下および起こり得るストレス状態下で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利益、流動性、市場に対するエクスポージャーおよびオペレーショナル・リスクの指標を組み合わせる。

信用リスク、ALMリスク、流動性リスクおよび財務リスクに関する詳細な情報は、経営委員会に対しては毎月、理事会に対しては四半期ごとに、報告・説明される。

S.1.1.2. EIBのリスク許容度

EIBは、リスク許容度を定めており、事業戦略の追求によって生じるリスクに関して慎重な限度額を設定している。高水準の限度額を設定するにあたり、EIBは、EIBのリスク特性を事業戦略および利害関係者の期待に適合させるようにしている。EIBは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。その結果、それぞれに業績目標が定められていても、EIBは財務活動や資金調達・提供活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。よって、EIBの貸付業務や借入業務で生じるエクスポージャーに関しては、すべての重要な財務リスクのヘッジを確保することが、EIBの財務リスク管理方針の主要原則とされている。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会の承認を受けた上で改めて経営委員会の承認を取得することが義務付けられており、その承認を受けた限度枠の範囲内で管理されている。

S.1.1.3. 収益の持続可能性および自己資金力

EIBの資産負債管理方針は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、資産負債管理方針では、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大を目指して、自己資本投資に中・長期物価スライド方式を採用している。この物価スライドの方針は、中・長期利回りに対するエクスポージャーを意味しており、金利の趨勢に関する短期的な見方に左右されることはない。

EIBの自己資本の目標投資期間を4.5年から5.5年の間に設定することで、この方針は達成されている。

資産負債委員会（「ALCO」）は、EIBのALM戦略、貸出金利設定原則およびEIBの活動から生じる財務リスクを検討するために上級経営陣による会議を開催する。

S.1.2. EIFのリスク管理組織

グループの両事業体のプライベート・エクイティ（PE）業務、ベンチャー・キャピタル事業ならびにポートフォリオ保証、証券化およびマイクロファイナンス（GSM）業務の大半は、EIFが管理・運営している。EIFのマンデートは、欧州連合の中小企業（SME）育成目標の範囲内で、設立、成長、発展を目的とするSME向け融資を支援することである。

EIFも、変化する経済情勢に合わせて、リスク管理システムを調整している。EIFの業務に内在する主なリスクを統制し、報告するため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの管理システムを導入している。

リスク管理は、EIFの企業文化に組み込まれており、EIFのすべての事業機能およびプロセスに浸透した、(i) フロント・オフィス、(ii) 独立したリスク部門および、(iii) 監査および保証の３つ

の防衛線モデルに基づいている。事務総局の長が委員長を務める投資およびリスク委員会（IRC）は、CEOおよび副CEOにあらゆる取引に関して助言を行う。IRCの四半期ごとの会議はまた、EIFポートフォリオのリスクおよび投資関連の面、特に取引格付の承認、減損および引当についての措置、関連する市場リスク事象および潜在的なストレスのテストを監視する。最後に、IRCは、ファンド・マネージャーとしてのEIFの役割から生じる全社的リスクも監視する。リスクおよびポートフォリオ管理の措置は、EIFの監査役会が統括する保証プロセスの一部を構成する。

さらに、EIBグループとの関連で見た場合、EIFのリスク管理部門は、特に、グループ・リスク管理憲章、ならびに保証・証券化業務、EIBのリスク資本財源マンデート（RCR）に基づくPE業務、EIBグループ・リスク補完マンデート（EREM）に基づくEIBの様々な機会、およびEIFの方針に関する一般的な問題に関連するグループのリスク・エクスポージャーについて、EIBのリスク管理部門と定期的に連絡を取りながら業務を運営している。

EIFの財務管理は、両当事者が署名し、取引の選定、執行、決済および監視の実行をEIBの担当サービス部署に委託する財務管理契約に基づき、全面的にEIBに委託されている。この管理は、契約に付属する財務ガイドラインに従って行われるが、当該ガイドラインはEIB自身の財務ガイドラインの関連箇所を密接に反映するものになっている。

S.1.2.1. リスク評価　プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ業務では、EIFは、ファンド・オブ・ファンズの手法を採っており、広範囲の投資家からの出資契約を促すため、主として独立した立場のチームが運用するビジネス・エンジェル、ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ・ファンドおよびメザニン・ファンドへの少数持分参加を行っている。EIFのPE業務には、シード・キャピタル投資やアーリーステージ・キャピタル投資だけでなく、低いリスク特性を有すると一般的に言われているミッドステージ投資、レイターステージ投資、またはメザニン投資を運用対象とする安定したファンドへの投資も含まれている。

EIFは、PE市場の動きに応じたPEファンド・ポートフォリオを設計し、運用し、モニタリングするための一連のツールを、過去数年間かけて開発した。これらのツールはグループ内のモデルであるグレーディング・ベースト・エコノミック・モデル（GEM：格付けに基づく経済モデル）に基づいており、これを使用することにより、EIFは各ファンドおよび各ファンド・ポートフォリオの評価、リスク、予想される将来のキャッシュ・フローとパフォーマンスの査定ならびに妥当性検査を改善することができる。EIFでは、取引チームが実施しリスク管理チームが審査した広範囲にわたるデューデリジェンスの結果に基づき、格付けを割り当ててから、PEファンドと出資契約を交わしている。この格付けは、リスク水準に応じた頻度と厳格さで、ファンド残存期間にわたって定期的に審査される。

独自のITシステムと（フロント・オフィスからバック・オフィスに至るまでの）統合ソフトウェアの開発に下支えされたこうした取り組みによって、投資判断プロセスならびにポートフォリオの財務リスクと流動性の管理も改善され、特に将来を見据えた、およびストレス・テストに基づいた意思決定が可能となる。

S.1.2.2. リスク評価　保証

EIFは、中小企業向け融資に従事する金融仲介機関に対し、ポートフォリオ保証を提供し、中小企業の証券化取引の信用補完を行っている。このようなリスクを取ることにより、EIFは資金へのアクセスを容易にすることで、中小企業の資金調達を支援している。

保証・証券化業務に関しても、EIFは過去数年間をかけて一連のツールを開発した。これは、市場のベスト・プラクティスに従って、ポートフォリオ保証と仕組金融取引を分析するためのものである。EIFは、信用リスク管理方針およびモデル審査指針に準拠して、自らリスクを負担する新規の保証取引それぞれに内部格付けを割り当ててから、法律上正式に保証取引を行っている。この格付けは、定量パラメーターだけでなく定性面も考慮して、取引の信用の質（予想損失概念）を分析し集約するグループ内のモデルに基づく。保証取引は、定期的に（少なくとも四半期ごとに）モニターし、その状況は、EIFのIRCが定期的に見直している。その際、委員会は、業績次第で、内部格付を見直すことがある。このプロセスではその全領域において、フロント・オフィスがアクションを起こしリスク管理部門がレビューを行うという、「４つの目」の原則が適用されている。

保証ポートフォリオは、IFRS原則に基づき、「モデルに基づいた価格」手法によって評価される。ポートフォリオの取引の評価に対する主な影響は、付与された格付け（内部格付の場合もあれば、外部格付けの場合もある）とその後起こりうる格付けの変更により生じる。

EIFのモニタリングは、潜在的な格付けの悪化を監視し、適切な取引の管理の基礎を提供する。EIFのストレス・テスト方法、すなわちポートフォリオの格下げおよび債務不履行、ならびにそれに伴う資本配分、予想損失および損益計算書への影響に関するシナリオ分析は、取引の開始時およびポートフォリオの期間全体にわたって適用される。

S.2. 信用リスク

S.2.1. 信用リスク管理方針

信用リスクは主にグループの貸付業務に関するものであるが、程度の差はあるものの、投資ポートフォリオや運用ポートフォリオで保有している確定利付証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品、ならびにグループのデリバティブ取引、および自己資金を原資とするEIFの保証取引に関するものも含まれている。すべて出資を通じて実施され、そのため市場リスクのみにさらされるグループのベンチャー・キャピタル事業は、信用リスクを伴わない。

信用リスクは、統治機関の承認を受けた詳細な行内指針に従って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクが慎重に管理されるようにする点にある。EU加盟国業務と非EU加盟国業務ではリスク・プロファイルが異なる場合があり、EU加盟国業務活動と非EU加盟国の業務には別々の指針が設けられている。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、定量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家の判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容範囲内とみなされる担保種類も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。加えて、カウンターパーティー別と業種別に限度枠を設けるシステムを通じて、これらの指針は、グループが保有する貸付ポートフォリオの許容可能な分散の実現を図っている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクが十分に分析、計量および軽減されるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。また同指針は、デリバティブ取引および財務取引の相手の信用の質に関する最低限の基準、ならびに取引種類ごとの契約の枠組みも規定している。

EIFは、法に基づく規定、およびEIF理事会の承認を受けた信用リスク運用指針、またはマンデートに基づき定められた指針を受けた、保守的な方針の枠組み内で、エクスポージャーとリスクを管理している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境を盛り込み、グループ株主からの新たなマンデートに対応できるよう、定期的に調整されている。

信用リスクの管理は、カウンターパーティーに関する信用リスクの水準およびカウンターパーティーの支払不能に備えてEIBに供された担保の水準の評価に基づいている。

S.2.2. 最大信用リスク・エクスポージャー（担保およびその他の信用補完を考慮しない場合）

次の表は、デリバティブを含め、貸借対照表構成要素の最大信用リスク・エクスポージャーを示したものである。最大エクスポージャーの値は、担保設定契約によってリスクを軽減した影響を考慮する前の総額で表示している（注S.2.3.4）。

最大エクスポージャー（単位：百万ユーロ）	2017年12月31日	2016年12月31日
金融資産：		
貸付金および債権	343,383	349,750
売買目的金融資産	7,512	7,121
リスク管理のために保有するデリバティブ資産	43,861	63,651
損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定された金融資産	166,284	161,810
金融資産-売却可能	8,172	7,134
金融資産-満期保有目的	32,895	44,874
合計	**602,107**	**634,340**
オフ・バランスシート項目：		
偶発債務および保証	16,020	12,736
契約債務		
- 未実行金額	112,928	113,320
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額	5,924	5,813
- その他	4,061	2,160
合計	**138,933**	**134,029**
信用リスク・エクスポージャー合計	**741,040**	**768,369**

S.2.3. 貸付金の信用リスク

S.2.3.1. 金融機関および対顧客貸付金および預け金に関する信用リスクの測定

貸付業務に関しては、（予想損失法に基づく）内部貸付金格付けシステムが導入されている。同システムは、貸付査定プロセスおよび信用リスク監視の重要な部分を占めており、それが適切な場合には、信用リスク価格決定の基準点でもある。

貸付金格付け（LG）システムは、貸付業務の信用リスク評価と予想損失見積りの計量をサポートする方法、プロセス、データベースおよびITシステムで構成されている。同システムは、貸付金の信用リスクの相対的順位を決定するため、大量の情報を集約している。LGは、存続期間における「予想損失」見積りレベルの現在価値を反映しており、デフォルト確率、リスク対象貸付エクスポージャーおよびデフォルト時損失の積の正味現在価値として計算される。LGは、次の目的で用いられている。

- 貸付金のリスク評価をより精密かつより定量化するための支援ツールとして
- モニタリングの取組みに優先順位付けをするための信用リスク変動の指標として
- 特定の日付における貸付ポートフォリオの質を示すツールとして
- 一般貸倒準備金の年間追加分を算出するベンチマークとして
- リスク・プライシングの決定におけるインプットとして

LGの決定に当たっては、次の要素が使用される。

i) 債務者の信用度：RMが独自で債務者を審査し、グループ内の方法と外部データに基づきその信用度を評価する。選択したバーゼルIIIの内部格付けに基づく手法に従い、EIBは債務者と保証人の内部格付けを決定する内部格付け方法（IRM）を開発した。これは、定義されたカウンターパーティーの種類に応じた一連のスコア・シートに基づくものである。

ii) デフォルトの相関性：債務者と保証人の双方が、同時に資金繰りが苦しくなる可能性を計量する。債務者と保証人のデフォルトの相関性が高いほど、保証の価値が減ずるため、LGも低くなる（悪化する）。

iii) 保証手段および有価証券の価値：これらの価値は、発行体の信用度と保証手段の種類とを考え合わせて評価される。

iv) 適用される回収率：関連する取引相手ごとのデフォルト後の回収見込み額を、関連する貸付金エクスポージャーに対する割合で表す。

v) 契約の枠組み：貸付金の質が高い上に、契約の枠組みが盤石であるならば、LGも高くなる。

vi) 貸付期間または、より一般的には、貸付金のキャッシュ・フロー：他の要素がすべて等しいならば、貸付期間が長いほど、貸付金の返済で問題が生じるリスクが高くなる。

貸付金の予想損失は上述した５つの要素を組み合わせて計算され、改訂公正価値オプションの適格基準に合致する貸付金で、当初損益を通じた公正価値評価に指定されたものに対し、公正価値測定技法の１つの要素として使用される。この予想損失の水準に応じて、貸付金は下に記載されたLG種類のいずれかに割り当てられる。

「A」最高の質の貸付金：次の３つのサブ・カテゴリーが設けられている。

「A0」はEU加盟国への貸付金またはEU加盟国による保証が付加されている貸付金で構成され、予想損失率は０％である（満期時にEIBの資産の全額の回収を保証しているとみなされるEIBの優先債権者ステータスおよび法定の保護に基づく）。

「A+」は、貸付期間にわたり信用度が悪化しないと予想されるEU加盟国を除く事業体に供与される貸付金（またはかかる事業体による保証が付加されている貸付金）で構成される。

「A-」には、現在の状況の維持について幾分かの疑いはあるが、下方修正は限定的と見込まれる貸付業務が含まれる。

「B」高い質の貸付金：将来若干悪化する可能性は排除できないものの、EIBが不安はないと判断した資産クラスを示す。「B+」および「B-」はそのような悪化が生じる可能性の大小を示すのに用いられる。

「C」良好な質の貸付金：一例が、手堅い銀行や企業への無担保貸付金であって、満期の期間が合理的であり、十分な保護条項が定められているものである。

「D」容認可能な信用力の貸付金（D+として指定）と、EIBが通常受け入れるものよりも劣るリスク特性を伴う貸付金（D-として指定）との間の境界にあるもの。LGがD-以下の貸付は特別活動（後述のセクションを参照）に分類され、具体的な規模の制限、準備金の割当ておよびリスク値付け規則を含む固有の規則の適用を受ける。

「E」は、高リスク特別活動貸付として明示的に承認された貸付金、または信用度が大幅に悪化して、損失を考慮しないことが不可能な貸付金で構成される。下位区分である「E+」と「E-」は、貸付金のリスク特性をさらに識別するものであり、E-格の貸付業務は、期日どおりの債務返済を維持することができないために何らかの形での債務再構築を要する可能性があり、減損損失が生じるおそれのあるものである。

「F」（失格）は、許容範囲以上のリスクを伴う貸付金を示す。「F」格の貸付金が発生するのは、完済されていない貸付取引が契約後に不測の異例で劇的な悪状況に見舞われた場合に限られる。元本の損失が生じた貸付業務はすべてF格とされ、個別引当金が設定される。

一般的に、内部格付けが「D-」格以下の貸付金は、内部の要注意リストに掲載される。しかしながら、貸付金が当初「D-」格以下のリスク特性で承認されていた場合、当該貸付金は、承認時のものを下回るLG区分への悪化を惹き起こす重大な信用事象が発生した結果としてのみ要注意リストに入れられる。

各貸付金の案件ごとの分析に加えて、EIBはEIBの経済資本の枠組みを用いて信用エクスポージャーをポートフォリオ・レベルで閲覧できる機能を開発した。ここでは、様々な債務者が共通のリスク・パラメーターに依存していることによって生じる集中と相関の影響が統合して表示される。ポートフォリオの信用リスクの側面を付け加え、不測の損失（すなわち、一定の信頼レベルまでの範囲で予想される損失を超えて発生する可能性のある損失）に焦点を当てることにより、LGの取引ごとのアプローチを補完することができ、その結果、EIBの貸付残高の中の信用リスクをさらに厳密かつ総合的に査定することが可能になる。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（AD）の枠組みによるデータを使用している。2017年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU指令に基づくEIB単独の財務書類に基づくと208%、EU指令に基づく連結財務書類に基づくと211%であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

S.2.3.2. 欧州連合予算または加盟国による保証で担保されている貸付金

欧州連合域外への貸付金（ファシリティ群に基づくものを除く）は、最終的には、欧州連合予算や加盟国（ACP諸国およびOCTへの貸付金の場合）の保証により担保されている。1997年４月14日に欧州連合理事会で決定された合意事項（決定97/256/EC）により、リスク・シェアリングの概念が導入されており、コマーシャル・リスクに関し第三者による保証により担保されるものを含むEIBの一部の貸付金は、送金不能、財産没収、戦争および内乱のみにより生じる政治的リスクに関しては、予算による保証でカバーされる。

ファシリティ群に基づく貸付金は、EIB定款第16条（旧第18条）に基づき供与された貸付金、ならびに例えば加盟候補国向けファシリティ、地中海パートナーシップ・ファシリティ、エネルギー・サステナビリティ・ファシリティおよびEFTAファシリティに基づき供与された貸付金である。上記の貸付金は、欧州連合予算または加盟国保証により担保されていない。そのため、ファシリティ群に基づく貸付は、EIB自身の財源から、EIB自身のリスクで行われている。

EUと加盟国は、保証条件に従い、各ポートフォリオに組み入れられている一連の契約済(1)貸付業務の最大65%、70%、75%および100%まで担保している。結果として、グループのエクスポージャーは実質的に全額がカバーされる。そのためグループは、個別貸付金それぞれに伴う信用リスクが完全に保証されていると考えており、これらは注S.2.3（グループの貸付業務）の値に算入されていない。

(1) 2007年８月１日および29日に欧州委員会との間で締結した保証契約に基づき、2007年４月17日以降に締結された欧州連合が保証するすべての業務は、「実行済融資総額」の65%までカバーされる。これらの業務に関連してグループが負担する残存リスクは、グループの基本与信規則および手続きに従って管理される。

このカテゴリーの下で契約された実行済貸付金の帳簿価額は2017年12月31日現在24,970百万ユーロ（2016年：25,595百万ユーロ）、2017年12月31日現在の未実行分は17,022百万ユーロ（2016年：17,517百万ユーロ）である。これらの値には、EU加盟前に供与され、EU予算または加盟国による保証が付加されている現EU加盟国への貸付金も算入されている。

S.2.3.3. 貸付金による信用リスク・エクスポージャーの分析

次の表は、グループがリスクを負担するすべてのエクスポージャーについて、契約済・実行済貸付金（金融機関貸付金および預け金の要求払とその他の貸付金および預け金は除く）の最大信用リスク・エクスポージャーと、一部の契約済であるものの未実行分の内訳を示したものである。よって、EU予算または加盟国により担保されているEU域外の貸付金は、算入されていない（注S.2.3.2参照）。

2017年 (単位：百万ユーロ)		保証人				無保証(1)	実行済分合計	契約済未実行分
		企業	銀行	公共機関	国			
債務者	企業	31,581	16,090	8,720	12,396	82,437	151,224	26,622
	銀行	21,980	21,661	19,521	32,396	24,222	119,780	27,906
	公共機関	295	332	16,234	31,504	63,709	112,074	30,369
	国	0	0	0	0	48,997	48,997	11,009
実行済分合計(2)(3)(4)		**53,856**	**38,083**	**44,475**	**76,296**	**219,365**	**432,075**	
契約済未実行分(2)(3)(4)		**10,735**	**5,726**	**8,137**	**13,866**	**57,442**		**95,906**

2016年 (単位：百万ユーロ)		保証人				無保証(1)	実行済分合計	契約済未実行分
		企業	銀行	公共機関	国			
債務者	企業	33,158	18,827	7,952	17,131	78,646	155,714	27,965
	銀行	22,907	24,085	21,788	32,303	21,099	122,182	28,618
	公共機関	572	488	16,228	28,095	61,186	106,569	29,872
	国	0	0	0	0	48,670	48,670	9,349
実行済分合計(2)(3)(4)		**56,637**	**43,400**	**45,968**	**77,529**	**209,601**	**433,135**	
契約済未実行分(2)(3)(4)		**8,192**	**7,337**	**9,057**	**15,735**	**55,483**		**95,804**

(1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、EIBが独立した担保を請求できる権利が確保されている。

(2) これらの金額には、各種ファシリティで供与された貸付金も算入されている。

(3) これらの金額には、代替貸付金（2017年：19,947百万ユーロ、2016年：20,917百万ユーロ）は算入されていない。

(4) これらの金額は、現在は欧州連合加盟国となっているが、該当国が欧州連合への加盟を認定される前に供与した貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されているものを除いている。

貸付業務に関しては、2017年12月末現在の銀行セクターに対するグループの直接的エクスポージャー(5) は計147,686 百万ユーロ（2016年：150,800百万ユーロ）であり、2017年12月31日現在の実行済貸付金および未実行貸付金の合計527,981 百万ユーロ（2016年：528,939百万ユーロ）の28.0%（2016年：28.5%）に相当する。

(5) 契約済未実行分のエクスポージャーを含む。

2017年12月末現在の企業への無担保貸付金は101,367百万ユーロ(3)である（2016年：96,193百万ユーロ）。法人顧客に対する無担保エクスポージャーは相対的な限度枠で統制されており、一般的には個別エクスポージャーの上限はグループの自己資本の５％相当とされている。グループは、様々な業種別限度枠も導入している。

S.2.3.3.1. 貸付金の信用の質

内部格付けが「A」から「D+」の貸付金は、2017年12月31日現在のローンポートフォリオの94.3%を占めた。この比率は、2016年12月31日現在では94.9%であった。内部格付けが「D-」以下の貸付金（特別活動準備金の割当対象となるもの）の割合は、リスク・ポートフォリオのうちの5.7%（2016年：5.1%）で、金額では302億ユーロ（2016年：268億ユーロ）であった。

当年度中に貸付金ポートフォリオの信用の質は安定化し、信用リスク軽減のためのEIBの取組みの結果、貸付金の有担保化は大幅に進展した。これらの要因はいずれもLGの内訳における改善に貢献し、高度のモニタリングの対象となる内部要注意リストの貸付金（契約時にD+以上であったもののD-以下に格付されたすべての貸付金、および契約時にD-以下であったものの重大な信用事由が判明しLGが引き下げられた他のすべての貸付金）の4,658百万ユーロへの減少に至った(2016年：6,470百万ユーロ）。

信用リスクを軽減するため、グループは次の手段等を用いている。

－ 許容範囲内の信用の質に対する第三者による保証
－ 金銭的担保
－ 抵当、収益請求権等

債務者の種類別の信用の質の分析

以下の表は、契約済貸付金（実行済および未実行の貸付金）のエクスポージャーに基づき、2017年12月31日および2016年12月31日現在のグループの貸付ポートフォリオの信用の質的分析を貸付金格付け別に分析したものである。

2017年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付け	標準的格付け	最低限許容可能なリスク	高リスク	
		A0	AからB-	C	D+	D-以下	合計
債務者	企業	12,622	61,871	46,806	32,741	23,806	177,846
	銀行	38,588	81,822	16,200	6,492	4,584	147,686
	公共機関	36,335	99,894	1,852	2,505	1,857	142,443
	国	57,148	503	1,563	792	0	60,006
合計		**144,693**	**244,090**	**66,421**	**42,530**	**30,247**	**527,981**

2016年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付け	標準的格付け	最低限許容可能なリスク	高リスク	
		A0	AからB-	C	D+	D-以下	合計
債務者	企業	19,198	64,446	51,239	27,222	21,574	183,679
	銀行	33,674	92,347	15,532	6,051	3,196	150,800
	公共機関	30,015	101,300	2,370	796	1,960	136,441
	国	54,059	2,689	1,007	200	64	58,019
合計		**136,946**	**260,782**	**70,148**	**34,269**	**26,794**	**528,939**

各内部リスク格付けの信用リスク・エクスポージャー

グループはバーゼルIIIの内部格付け手法に沿った内部格付け法を使用している。グループの大部分のカウンターパーティーには、この方法により内部格付けが割り当てられている。次の表は、グループの貸付ポートフォリオの内訳を、債務者と保証人のいずれか内部格付けの高い方の格付別に示したものである。内部格付けが決まっていない場合は、ここでの分析に外部の格付けを用いた。

次の表は、限度枠管理に用いているグループ内の方法に基づき、契約済貸付金（実行済および未実行の貸付金）のエクスポージャーとリスク加重エクスポージャーの双方を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	格付け	ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	2017年 契約済貸付金のエクスポージャー	2017年 リスク加重エクスポージャー(*)	2016年 契約済貸付金のエクスポージャー	2016年 リスク加重エクスポージャー(*)
内部格付け　1	1	Aaa	4,768	716	5,783	772
	2+	Aa1	29,704	4,901	30,110	4,797
内部格付け　2	2	Aa2	22,447	6,432	23,664	6,230
	2-	Aa3	26,106	8,945	24,572	9,135
	3+	A1	41,492	17,053	40,907	18,081
内部格付け　3	3	A2	28,257	18,399	26,807	15,169
	3-	A3	72,504	26,800	78,199	31,311
	4+	Baa1	99,788	52,199	98,722	49,728
内部格付け　4	4	Baa2	62,841	36,087	64,415	38,280
	4-	Baa3	50,564	22,045	38,925	19,031
	5+	Ba1	22,261	17,401	39,005	17,521
内部格付け　5	5	Ba2	24,597	6,742	13,337	5,054
	5-	Ba3	13,079	6,123	12,738	3,986
	6+	B1	2,684	2,446	5,396	3,740
内部格付け　6	6	B2	1,820	1,098	2,084	1,276
	6-	B3	20,841	1,889	3,271	1,232
内部格付け　7	7	Below B3	4,228	3,851	21,004	3,120
合計			**527,981**	**233,127**	**528,939**	**228,463**

(*)　リスク加重とは、貸付金または他の信用エクスポージャー（例えば預け金、デリバティブ、有価証券）の額面金額残高に比率（0%～100%）を乗じることを指す。リスク加重値は、請求権の種類および主たる債務者または保証人の内容を表す、認識された信用リスクによって決まる。主な値は、加盟国、ドイツおよびオーストリアの州が0%、公共機関が20%、銀行保証付きが50%、無担保の企業および銀行が100%となっている。

グループは債務者と保証人、特に銀行に影響を及ぼす事象を継続的に監視している。中でもグループは、格下げされた場合の契約上の権利を個別に評価し、影響軽減策を模索している。また貸付金に供与されている銀行保証の更新状況も綿密に追跡調査し、必要な場合には適時に保証が差し替えられていること、あるいは措置が講じられていることを確認している。

以上の事柄と契約で定められているグループ保護策（契約に反した場合にはEIBが救済策を交渉できるというもの）を考慮すると、2017年および2016年12月31日現在では包括減損引当金を計上する必要がなかった。

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるグループ資産の全額回収を保証すると思われるため、グループは期末現在、欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、減損を計上しなかった。

保証および持分投資を含むグループの貸付業務を通じたイギリスに所在している債務者に対する実行済のエクスポージャーは、2017年12月31日現在、370億ユーロ（2016年：360億ユーロ）であり、イギリスの保証人が存在する外国の債務者に対するエクスポージャーは、15億ユーロ（2016年18億ユーロ）であった。2017年12月31日現在、EIBは、イギリスを債務者とする直接的なエクスポージャーを有しておらず、またイギリスが保証する実行済の貸付金は、2017年12月31日現在で20億ユーロ（2016年：13億ユーロ）であった。

以下の表は、ファシリティ群およびリスク・シェアリング業務に基づいて欧州連合域内および欧州連合域外で供与された貸付金に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している。

(単位：百万ユーロ)	2017年			2016年		
	債務者となっているもの		保証人となっているもの	債務者となっているもの		保証人となっているもの
国名	実行済金額	未実行金額	契約済金額	実行済金額	未実行金額	契約済金額
オーストリア	0	0	77	0	0	82
ベルギー	0	0	114	0	0	130
ブルガリア	934	350	0	951	603	0
クロアチア	676	0	2,972	487	210	2,732
キプロス	927	225	1,356	856	389	1,285
チェコ共和国	2,032	0	81	2,145	0	131
デンマーク	0	0	47	0	0	51
エストニア	472	215	118	489	215	118
フィンランド	51	0	98	109	0	318
フランス	0	0	2,426	0	0	1,418
ドイツ	0	0	1,434	0	0	1,950
ギリシャ	9,402	300	8,268	9,208	700	8,316
ハンガリー	6,303	1,140	1,263	6,211	1,476	1,146
アイルランド	963	490	1,247	963	0	1,300
イタリア	3,311	400	4,608	3,430	0	5,491
ラトビア	436	200	47	453	200	56
リトアニア	1,390	0	55	1,455	0	87
ルクセンブルク	151	150	75	0	300	85
マルタ	0	72	319	0	72	333
オランダ	0	0	80	0	0	80
ポーランド	9,935	1,872	17,839	10,470	492	18,509
ポルトガル	1,282	325	5,104	1,269	250	5,587
ルーマニア	1,861	2,291	0	2,010	1,756	0
スロバキア	2,226	820	0	2,188	895	0
スロベニア	635	400	2,063	650	400	2,321
スペイン	4,907	3	30,861	4,215	358	31,159
スウェーデン	0	0	44	0	0	45
イギリス	0	0	2,696	0	0	2,752
非EU加盟国	1,103	1,756	6,871	1,113	1,032	7,782
合計	**48,997**	**11,009**	**90,163**	**48,672**	**9,348**	**93,264**

さらに注S.2.3.2に記載したとおり、欧州連合域外への貸付金（ファシリティに基づくものを除く）は、最終的には、欧州連合予算や加盟国（アフリカ、カリブ海および太平洋諸国ならびに海外の属国および属領への貸付金の場合）の保証により担保されている。このカテゴリーに該当する2017年12月

31日現在の契約済貸付金の額面金額は、計47,203百万ユーロ（2016年：49,652百万ユーロ）である。この47,203百万ユーロのうち、43,623百万ユーロ（2016年：46,559百万ユーロ）は欧州連合の保証が付され、3,580百万ユーロ（2016年：3,093百万ユーロ）は加盟国により保証が付されている。

S.2.3.3.2. 貸付金の最大信用リスク・エクスポージャーにおけるリスク集中度

グループの貸付ポートフォリオは、次の地域別に分析することができる（債務者の所在国に基づく）。

(単位：百万ユーロ)	2017年		2016年	
	契約済貸付金のエクスポージャー	リスク加重エクスポージャー(4)	契約済貸付金のエクスポージャー	リスク加重エクスポージャー(4)
EU(1)	508,099	223,691	507,619	218,527
そのうち				
- ドイツ	45,528	23,743	46,173	23,295
- スペイン	86,235	33,760	99,513	35,548
- イタリア	79,162	40,547	78,121	45,864
- フランス	56,871	29,775	58,339	29,837
- イギリス	61,583	38,420	59,283	45,730
拡大国(2)	9,262	2,685	10,414	2,800
パートナーシップ参加国(3)	10,620	6,751	10,906	7,136
合計	**527,981**	**233,127**	**528,939**	**228,463**

(1) EIB定款第16条（旧第18条）に従い総務会の承認を受けた欧州連合域外の貸付金、およびEFTA諸国の貸付金を含む。
(2) 2017年末時点の拡大国は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、セルビア、トルコである。
(3) パートナーシップ参加国の貸付金は、地中海パートナーシップ・ファシリティ、加盟候補国向ファシリティ、リスク・シェアリングでの貸付金を含む。
(4) リスク加重とは、貸付金または他の信用エクスポージャー（例えば預け金、デリバティブ、有価証券）の額面金額残高に比率（0％～100％）を乗じることを指す。リスク加重値は、請求権の種類および主たる債務者または保証人の内容を表す、認識された信用リスクによって決まる。主な値は、加盟国、ドイツおよびオーストリアの州が0％、公共機関が20%、銀行保証付きが50%、無担保の企業および銀行が100%となっている。

リスク管理の重大な要素は、十分な信用エクスポージャー分散を徹底することである。グループは、景気サイクルに敏感に反応しうる業種、変動が激しくなりうる業種、または重大な変化に直面している可能性がある業種に特に注意を払いながら、業種別の世界のエクスポージャー（次の表に表示）を追跡調査している。

（債務者の業種に基づく）グループの貸付ポートフォリオの業種別分析は、次のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2017年		2016年	
	契約済貸付金のエクスポージャー	リスク加重エクスポージャー(1)	契約済貸付金のエクスポージャー	リスク加重エクスポージャー(1)
エネルギー	56,350	46,922	59,177	48,613
運輸	73,861	23,539	74,724	22,378
電気通信	10,916	9,902	10,534	9,251

上下水道施設	19,347	12,187	19,069	12,112
その他インフラ	2,899	1,693	3,319	1,783
農業・林業・漁業	213	213	231	150
工業	28,169	24,962	28,661	24,817
サービス(2)	325,593	110,421	323,345	106,359
医療・教育	10,633	3,288	9,879	3,000
合計	**527,981**	**233,127**	**528,939**	**228,463**

(1) リスク加重とは、貸付金または他の信用エクスポージャー（例えば預け金、デリバティブ、有価証券）の額面金額残高に比率（０％～100％）を乗じることを指す。リスク加重値は、請求権の種類および主たる債務者または保証人の内容を表す、認識された信用リスクによって決まる。主な値は、加盟国、ドイツおよびオーストリアの州が０％、公共機関が20％、銀行保証付きが50％、無担保の企業および銀行が100％となっている。

(2) 「サービス」の値には、銀行セクターの信用エクスポージャーも算入されている。2017年末現在、銀行セクターの貸付先に対する直接的なエクスポージャーは、計147,686百万ユーロ（2016年末：150,800百万ユーロ）、リスク加重ベースでは61,455百万ユーロ（2016年末：60,723百万ユーロ）であった。貸付先の銀行に対するエクスポージャーには、経営委員会の承認を受けた限度枠が設けられている。特定の場合には、限度枠を一時的に停止、制限、あるいは取消した。グループは公表されるニュース、特に外部格付けの変更を組織的に日々追跡調査している。

グループでは、単一の債務者、債務者群または業種への貸付可能額に上限を設けている。加えて、クレジット・バリュー・アット・リスク（CVaR）の概念に基づき、信用リスク集中度の動向を追跡調査している。この追跡調査は、債務者の信用の質的変化に伴う債務価額の変動に起因するポートフォリオ・リスクの評価ツールを用いて行っている。 この方法はポートフォリオ全体のリスクを評価すると同時に、債務者間の信用の質の変化の相関性も監視していることが重要である。これにより、グループはポートフォリオの分散のメリットまたは過度の集中の可能性を直接算定できる。

次の表は、グループが追跡調査している集中度指標の2017年12月31日および2016年12月31日現在の値を示したものである。

額面ベースおよびリスク加重ベースのグループのエクスポージャー上位(1)		2017年 12月31日	2016年 12月31日
額面ベースのエクスポージャー （グループの貸付ポートフォリオに対する割合）			
	- 上位３件	**4.2%**	**4.0%**
	- 上位５件	**6.2%**	**6.5%**
	- 上位10件	**10.2%**	**10.4%**
エクスポージャー件数 （グループの自己資本に対する割合）			
	- 10%超	**3**	**5**
	- 15%超	**0**	**0**
	- 20%超	**0**	**0**
グループの自己資本の5%を超えるSSSRの エクスポージャー件数(2)		**1**	**0**
大型のリスク加重エクスポージャー全件の合計 （グループの自己資本に対する割合）(3)		**44.2%**	**44.8%**

(1) 財務業務の市場エクスポージャー純額も含む。

(2) 契約書の署名数に関係なく、グループが独立した第三者または他の形の自律的担保に対する実質的な請求権を持っていない場合の貸付業務を示すため、「シングル・シグネチャー」かつ「シングル・リスク」（端的には「無担保」あるいは「SSSR」）の貸付金という表現が用いられる。

(3) グループでは、大型の個別エクスポージャーを、リスク加重ベースで計算した場合にグループの自己資本比が５%以上になる連結グループ・エクスポージャーと定義している。この定義は、加盟国への貸付金および加盟国による明示的な保証が十分に付加されている貸付金、または加盟国発行の債券で裏付けされている貸付金を除く貸付における、債務者または保証人に適用される。

S.2.3.4. 貸付金に付する担保

グループは、その貸付金エクスポージャーに関して受領した保証（注 S.2.3.3に記載）に加え、金融有価証券質権も使用する。これらの質権は、関連する法域において執行可能な質権設定契約によって正式化される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは2017年末現在25,869百万ユーロ（2016年：27,915百万ユーロ）である。

グループが売却するまたは再担保とすることが認められている質権設定契約に基づき、グループが受け取った担保のポートフォリオの公正価値は、15,597百万ユーロ（2016年：15,829百万ユーロ）である。これらの担保のうち、第三者に売却された、または再担保として差し入れられたものはない。

実行済貸付金に対する保管担保の公正価値は、次のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	エクスポージャー総額	保管担保				エクスポージャー純額
		債券	株式	現金	合計	
1.個別に減損が生じている貸付金の担保	**870**	0	0	0	0	**870**(1)
2.集合的に減損が生じている貸付金の担保	**0**	0	0	0	0	**0**
3.延滞が生じているものの減損は生じていない貸付金の担保	**2,058**	134	0	8	142	**1,916**
4.延滞も減損も生じていない貸付金の担保(1)	**288,175**	21,410	0	452	21,862	**266,313**
5.損益を通じて公正価値で評価される貸付金の担保	**165,942**	3,816	0	49	3,865	**162,077**
2017年の合計	**457,045**	**25,360**	**0**	**509**	**25,869**	**431,176**
2016年の合計	**458,731**	**27,425**	**0**	**490**	**27,915**	**430,816**

(1) 個別に減損が生じている貸付金の帳簿価額は、2017年12月31日現在870百万ユーロ（2016年：1,419百万ユーロ）である。これらの貸付金の減損は既に会計処理されており、2017年12月31日付現在で409.7百万ユーロ（2016年：476.7百万ユーロ）である。グループは、これらの貸付先から、債務残高確認書の形で追加担保を受け取っている。

S.2.3.5. 貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。これらの手続きは、グループが管理しているすべての貸付金に適用されている。

欧州連合予算または加盟国によるグローバル保証により担保されていない貸付金：

2017年12月31日現在、自己資金からの貸付金で90日を超える延滞が生じ、欧州連合予算または加盟国の保証により担保されていないものは、180.0百万ユーロ（2016年：89.6百万ユーロ）である。

2017年12月31日現在のこれらの延滞が生じている貸付金に関連する元本金額は、479.5百万ユーロ（2016年：273.3百万ユーロ）である。これらの延滞が生じている貸付金は、減損引当金188.8百万ユーロ（2016年：206.5百万ユーロ）によりカバーされている。

欧州連合予算または加盟国による保証で担保されている貸付金：

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金であって、委託により実施されたものは、欧州連合、加盟国またはリスク・シェアリングにより保証されている。このような貸付金については、返済期限が到来したとき、該当する場合はまず第一次保証の履行の請求が行われ、それ以外の場合は加盟国または欧州連合による保証の履行が正式に請求される。

2017年12月31日現在、こうした90日超の延滞が生じている額は2.2百万ユーロ（2016年：4.0百万ユーロ）であった。

欧州連合予算または加盟国による保証の履行が請求された貸付金：

2017年中、89.6百万ユーロの欧州連合予算による保証の履行の請求が行われ、加盟国保証の履行の請求はなかった。2016年における対応する金額は、それぞれ147.7百万ユーロおよび4.9百万ユーロであった。

下の表は、90日超の延滞が生じている貸付金の概要を示している。

(単位：千ユーロ)	2017年12月31日	2016年12月31日
欧州連合または加盟国の保証によって担保されていない貸付金		
延滞金額	180,038	89,560
関連する元本残高の名目金額	479,514	273,316
欧州連合または加盟国の保証によって担保されている貸付金（請求可能）		
延滞金額	2,163	3,964
欧州連合または加盟国の保証の履行が請求された貸付金		
請求金額（当期中）	89,577	152,613
年度末現在における請求済未返済累積額	502,285	489,243

貸付金の再交渉と支払猶予

グループは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はグループの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、EIBが決定するものである。支払猶予措置は、債務者が財務困難により契約の債務返済条件を履行することが不可能であるとみなされる状況において講じる。それらの困難に基づき、グループは、債務者が債務を返済するか、または契約の全部もしくは一部を借り換えるのに十分な能力を有することができるように、契約上の債務返済条項の修正を決定する。エクスポージャーは、(i) 延滞の有無、(ii) 当該エクスポージャーが減損に分類されているか否か、または(iii) 当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

通常の事業の過程においては、再交渉の前に問題が生じている貸付金の貸付金格付け（LG）は低下しており、貸付金は要注意リストに入れられている。再交渉された場合、グループは、当該貸付金を厳格に監視し続けることとなる。再交渉による支払条件では当初の簿価が回収できない場合、EIBは損益計算書に評価調整額を計上することを検討する。当初の実効金利により割り引いた予想キャッシュ・フローに基づき、評価損相当額が算出される。LGが「E-」まで低下した貸付金はすべて、定期的に評価損計上の必要性が検討され、LGが「F」の貸付金は、すべて評価損計上の対象とされる。 貸付金格付けが十分に回復した場合には、EIBの手続きに沿って、当該貸付金はその段階で要注意リストから除かれる。

EIBの再編チームが報告期間中に着手した支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日	2016年12月31日
支払猶予措置の対象となった契約件数	51	30
帳簿価額（金利および延滞金額を含む）	2,824	1,714
うち減損の対象となった貸付金	943	1,025
認識された減損	428	339
支払が猶予された契約に係る受取利息	83	39
償却されたエクスポージャー（取引終了／貸付金売却後）	3	0

		支払猶予措置					
(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日	返済期限の延期	元本および利息の繰延	重大な財務制限条項の破棄	その他	契約上の返済および契約終了(1)	2017年12月31日
公共機関	251	51	0	730	0	0	1,032
銀行	4	0	6	0	0	0	10
企業	1,459	79	406	62	89	-313	1,782
合計	**1,714**	**130**	**412**	**792**	**89**	**-313**	**2,824**

(1) 減少は、2016年12月31日現在で条件変更貸付金とみなされていた貸付金に関して当年度中に発生した元本、金利、延滞金額の返済および償却ならびに当期中の契約終了による。

S.2.3.6. 証券化貸付金および代替貸付金

証券化貸付金と代替貸付金（LS）に対するグループのエクスポージャーについては、当該ポートフォリオはカバード・ボンドと資産担保証券（ABS）で構成されている。カバード・ボンドは発行体までの完全遡及権があるのに対して、ABSは、原証券を裏付けに、特別目的事業体が発行する。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付け加えて組成されており、追加的な回収手段を提供する。

2017年12月31日現在の証券化貸付金と代替貸付金は、20,872百万ユーロ（2016年：22,242百万ユーロ）であった。その内訳は、負債証券ポートフォリオ（注B.2）に含まれる代替貸付金が19,947百万ユーロ（2016年：20,917百万ユーロ）、金融機関および対顧客貸付金および預け金（注D）に含まれる証券化貸付金が925百万ユーロ（2016年：1,325百万ユーロ）である。

次の表は、証券化貸付金および代替貸付金ポートフォリオの資産種類別の内訳をまとめたものである。

証券化貸付金 (単位：百万ユーロ)	資産種類	2017年12月31日	2016年12月31日
資産担保証券	送金受取権	977	1,254
資産担保証券	不動産担保証券	2,166	2,415
資産担保証券	中小企業	2,730	3,649
カバード・ボンド	不動産担保証券	10,756	11,280
カバード・ボンド	公共部門	1,621	1,843
カバード・ボンド	中小企業	53	393
仕組公共債	公共部門	0	224
政府債	ソブリン債	2,569	1,184
合計		**20,872**	**22,242**

カバード・ボンドは大部分が住宅抵当のプールで裏付けられている一方、大半のABSの仕組では証券化資産はSME向け貸付金またはリースである。

トルコとの18件の取引（合計1,532百万ユーロ（2016年：1,566百万ユーロ））を除くと、EIBの代替貸付金ポートフォリオのプロモーターの所在地はすべて欧州連合内で、その大半はスペイン（65%）およびイタリア（９%）である。

証券化貸付金残高のうち、240百万ユーロ（１%）は１件のAAAの外部格付けを有し、14,508百万ユーロ（70%）は少なくとも１件のAAの格付けを、2,301百万ユーロ（11%）は少なくとも１件のAの格付けを、1,024百万ユーロ（５%）は１件のBBBの格付けを有している。2,799百万ユーロ（13%）は格付けがそれ以下または不明である。

規制や格付会社によって組み込まれた信用リスク軽減手段および要件は、発行体に信用事象が生じた場合に発動される当初の救済策となる。上記のとおり一部のABS取引では、与信またはプロジェクト関連の救済策が用意され、二次的な救済策となっている。全体として、EIBの要注意リストに含まれている代替貸付の取引はない。

S.2.4. 財務取引の信用リスク

S.2.4.1. 財務取引の信用リスクの測定

財務投資は、(i)流動性維持を主な目的とした短期金融市場の財務資産、(ii)第二の流動性供給源としての運用債券ポートフォリオ、(iii)欧州連合のソブリン債で構成するグループ長期ヘッジ・ポートフォリオ（以前のグループ投資ポートフォリオ）、の3つに分かれる。

財務取引に関する信用リスク管理方針の遵守状況は、カウンターパーティーに対して設定されている資金取引および債券取引の与信限度枠を通じて監視されている。各カウンターパーティーの加重エクスポージャーが承認を受けている限度枠を超えることは禁じられている。

次の表は、2017年12月31日および2016年12月31日現在のグループの各種財務ポートフォリオの信用エクスポージャーを示したものである。

2017年12月31日現在の信用リスク・エクスポージャー（帳簿価額に基づく、単位：百万ユーロ）

	A未満または格付けなし	A	AA	AAA	合計
TMP（最長満期が12ヵ月）	15,162	17,733	26,462	4,204	63,561
預け金	*345*	*8,570*	*17,891*	*676*	*27,482*
翌日物預金	*0*	*200*	*0*	*0*	*200*
三者間リバース・レポ	*1,100*	*3,921*	*2,928*	*0*	*7,949*
割引手形、債券	*13,717*	*5,042*	*5,643*	*3,528*	*27,930*
ポートフォリオP1	739	976	1,149	1,731	4,595
ポートフォリオP2	248	896	1,212	582	2,938
EIF - AFS	202	513	284	250	1,249
資産担保証券ポートフォリオEIF	0	44	126	29	199
グループ長期ヘッジ・ポートフォリオ	180	47	76	248	551
代替貸付金	1,320	1,698	16,518	411	19,947
財務資金合計	**17,851**	**21,907**	**45,827**	**7,455**	**93,040**
うちEUソブリンのエクスポージャー	14,071	689	2,230	1,717	18,707

2016年12月31日現在の信用リスク・エクスポージャー（帳簿価額に基づく、単位：百万ユーロ）

	A未満または格付けなし	A	AA	AAA	合計
TMP（最長満期が12ヵ月）	795	22,846	44,233	7,098	74,972
預け金	*51*	*13,835*	*11,902*	*1,062*	*26,850*
翌日物預金	*0*	*174*	*0*	*0*	*174*
三者間リバース・レポ	*0*	*1,904*	*8,507*	*0*	*10,411*
割引手形、債券	*744*	*6,933*	*23,824*	*6,036*	*37,537*
ポートフォリオP1	249	482	1,610	646	2,987
ポートフォリオP2	232	1,185	2,259	524	4,200
EIF - AFS	20	433	529	305	1,287
資産担保証券ポートフォリオEIF	29	96	54	0	179
長期ヘッジ・ポートフォリオ	0	48	341	178	567
代替貸付金	1,796	3,274	15,075	771	20,916
財務資金合計	**3,121**	**28,364**	**64,101**	**9,522**	**105,108**
うちEUソブリンのエクスポージャー	20	1,893	18,548	5,964	26,425

財務ポートフォリオ（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

主として、内部格付けおよび格付け会社がカウンターパーティーに付与した格付けを基にして、有価証券ポートフォリオおよび財務商品残高の構成割合につき、経営陣が限度枠を設定している（この限度枠は、リスク管理部門により定期的に見直しが行われる）。

グループは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。グループは、カウンターパーティーの信用エクスポージャーおよび担保価値を日次でモニターし、必要に応じて、グループに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間リバース・レポは、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

－　支払引替渡し
－　担保の検証
－　貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、上記保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
－　契約要件をすべて満たす代替担保の組成

財務投資総額は、様々なポートフォリオおよび分散化された商品（預け金、有価証券およびデリバティブ商品）に配分される。

S.2.4.2.　財務取引に供する担保

受取担保

2017年12月31日現在の財務取引の一部は、額面残高が7,949百万ユーロ（2016年：10,411百万ユーロ）の三者間リバース・リパーチェス契約および額面残高がゼロ（2016年：315百万ユーロの）三者間リパーチェス契約である。これらの取引は、三者間契約の指針によって規定されており、担保が許容範囲内か否かに応じて実行される。エクスポージャーは、日々の追加担保請求により全額担保されている。担保ポートフォリオの市場価格は監視されており、原契約に準拠して、必要に応じて追加担保が請求される。

担保として受け取った有価証券の時価は、2017年12月31日現在、8,275百万ユーロ（2016年：10,512百万ユーロ）であった。これらの担保のうち、2017年および2016年中にグループが担保権を行使して所有権を取得したものはなかった。

預託担保

2017年12月31日現在、グループは市場価格31億ユーロの有価証券をルクセンブルク中央銀行に預託している（2016年：26億ユーロ）。

S.2.4.3　貸借対照表日現在で認識の中止がなかった譲渡資産

グループの資産のうち、譲渡されたが貸借対照表日現在で認識の中止がなかった資産はなかった。

S.2.5. デリバティブの信用リスク

S.2.5.1. デリバティブの信用リスク管理方針

デリバティブ取引の信用リスク管理方針は、スワップ・カウンターパーティーの資格条件と格付け制限の定義に基づいている。信用エクスポージャーを削減するため、グループはほとんどの現行契約下にあるスワップ・カウンターパーティーとクレジット・サポート・アネックスを交わしており、エクスポージャーが契約で定義されている所定の信用極度額を上回った場合に担保を受け取る。

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にグループが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してEIBを保護するための一連の手続きが整備されている。

取引契約の枠組み

グループの長期デリバティブ取引はすべて、スワップ取引のマスター契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。

カウンターパーティーの選択

取引開始時の格付けは、A3以上と定められている。格付けがある一定のレベルを下回った場合にはEIBは期限前に契約を解除する権利を有する。

担保設定

- （限度枠を超過した）エクスポージャーに対しては、現金や債券の担保が差入れられるため、スワップに係る信用リスクは一般的に軽減されている。
- 複雑で流動性の低い取引の場合は、現在の時価以上の担保が要求される。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は毎日モニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

担保所要額は、カウンターパーティーの信用リスクの評価によって決まる。担保および評価パラメーターの許容範囲に関する指針が、定められている。

ISDA契約の一環として、グループは、売却しまたは再担保とすることが認められている有価証券や現金を受け取っている。そのような条件の下で受け取った有価証券の公正価値は、2017年12月31日現在、16,279百万ユーロ（2016年：37,963百万ユーロ）で、担保の性質および格付けに基づいた詳細は、以下のとおりであった。

スワップ担保（単位：百万ユーロ）

ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	債券		現金	2017年の合計
	政府債	政府機関債、国際機関債、ファンドブリーフ債		
Aaa	2,877	1,517	0	4,394
Aa1からAa3	2,430	0	0	2,430
A1からA3	96	0	0	96

Baa1からBaa3	4,419	0	0	4,419
Baa3未満	2	0	0	2
格付けなし	0	0	4,938	4,938
2017年の合計	**9,824**	**1,517**	**4,938**	**16,279**

スワップ担保（単位：百万ユーロ）

ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	債券		現金	2016年の合計
	政府債	政府機関債、国際機関債、ファンドブリーフ債		
Aaa	3,470	3,870	0	7,340
Aa1からAa3	11,899	0	0	11,899
A1からA3	134	110	0	244
Baa1からBaa3	5,496	0	0	5,496
Baa3未満	221	0	0	221
格付けなし	0	0	12,763	12,763
2016年の合計	**21,220**	**3,980**	**12,763**	**37,963**

S.2.5.2. デリバティブの信用リスクの測定

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。BISのバーゼル銀行監督委員会（BCBS）の勧告に従い、EIBは、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用し、資本配分には信用リスク相当額を使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。

EIBは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネッティング・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2017年12月31日現在のカレント無担保エクスポージャーは364百万ユーロ（2016年12月31日現在：448百万ユーロ）であった。

さらにEIBは、リスクのマージン期間中（取引ポートフォリオにより10日間から20日間）にネッティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2017年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは7,366百万ユーロ（2016年12月31日現在：9,499百万ユーロ）であった。

限度枠

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを３種の期間グループ（１年未満、１年以上５年以下および５年超）と２種の格付シナリオ（現状維持およびA3未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。2017年に導入されたこの新しいポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは、2016年まで報告されていたトータル無担保エクスポージャーと起源を同じくする。

下表にあるように、デリバティブ・ポートフォリオの大部分は、A3以上に格付けされたカウンターパーティーに集中している。

格付けグループ	額面価額割合		カレント無担保エクスポージャー (単位：百万ユーロ)		トータル無担保エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
Aaa	**0.3%**	0.3%	**119**	91	**140**	169
Aa1からAa3	**23.5%**	24.6%	**224**	224	**1,904**	2,785
A1からA3	**65.3%**	65.7%	**0**	124	**5,094**	6,365
A3未満	**10.9%**	9.4%	**21**	9	**228**	180
格付けなし	**0.0%**	0.0%	**0**	0	**0**	0
合計	**100.0%**	**100.0%**	**364**	**448**	**7,366**	**9,499**

次の表は、2017年および2016年12月31日現在の主要デリバティブ・カウンターパーティーに対する集中度を示したものである。

	2017年	2016年
額面ベースのエクスポージャー（グループのデリバティブ・ポートフォリオに対する割合）：		
- 上位３件	33.0%	28.4%
- 上位10件	65.3%	62.0%
- 上位25件	95.2%	93.5%
カレント無担保エクスポージャー：		
- 上位３件	56.0%	48.6%
- 上位10件	98.2%	97.6%
- 上位25件	100.0%	100.0%
ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー：		
- 上位３件	36.8%	30.0%
- 上位10件	77.1%	68.7%
- 上位25件	97.4%	96.4%

以下の表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した通貨スワップ（短期通貨スワップを除く）の満期を示している。

2017年12月31日現在の通貨スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	2017年の合計
想定元本	36,128	108,446	40,132	19,371	**204,077**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	35	-1,717	1,995	1,423	**1,736**

2016年12月31日現在の通貨スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	2016年の合計

想定元本	34,392	125,331	36,858	15,651	**212,232**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	3,865	8,323	2,443	2,064	**16,695**

(*) 2017年12月31日現在500百万ユーロ（2016年：1,994百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

以下の表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した金利スワップの満期を示している。

2017年12月31日現在の金利スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	2017年の合計
想定元本	44,391	202,704	126,652	136,260	**510,007**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	-350	4,158	4,267	1,345	**9,420**

2016年12月31日現在の金利スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	2016年の合計
想定元本	75,265	197,166	116,008	134,914	**523,353**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	587	5,027	6,987	607	**13,208**

(*) 2017年12月31日現在マイナス333百万ユーロ（2016年：マイナス461百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

グループは、通常そのリスクヘッジ方針に関連してオプション取引を行っていない。ただし、金融市場でより低いコストで資金を調達するという戦略の一環として、EIBは、その価額が各種の金利、為替レート、インフレ率、株価指数、およびIRボラティリティ等により変動する借入契約および貸付を締結している。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。組込オプション契約は、すべて店頭取引で行われる。

上の表は、ストラクチャード・スワップの想定元本および公正価値を、クロス・カレンシー要素を含んでいるか否かに基づいて示している。以下の表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、価額および想定元本の詳細を示している。

	期限前解約が組み込まれているもの		株価指数		特別なストラクチャーに基づくクーポンまたは類似するもの	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
取引件数	**136**	138	**1**	1	**306**	300
想定元本（単位：百万ユーロ）	**5,490**	5,465	**500**	500	**19,437**	33,084
割引価値（純額）（単位：百万ユーロ）	**444**	512	**-33**	-19	**-2,461**	-2,207

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用する収益還元法により算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプショ

ン・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。一般的に、これらのスワップ取引に関する信用リスクは定期的に監視されている担保により保全されていることから低減されている。

借入れに組込まれている、もしくは借入れに関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。ストラクチャード・ディールとしては、金利、為替レート、インフレ率、株価指数、および金利のボラティリティに左右される様々な取引がある。

2017年12月31日現在、先物取引契約の残高はない（2016年も同じ）。

S.2.5.3. 保証および証券化（GS）の信用リスク

自らの財源を原資とするグループの保証および証券化取引から生じる信用リスクは、定款および信用リスク管理方針のガイドラインで規定されているリスク管理方針によって管理されている。

2017年12月31日現在、契約済エクスポージャーは計158億ユーロ（2016年：127億ユーロ）であった。グループにより保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーは76億ユーロ（2016年：51億ユーロ）であり、かかる保証引当金は23.5百万ユーロ（2016年：42.5百万ユーロ）であった。

信用リスク管理方針ガイドラインにより、グループが、商品範囲、対象地域、カウンターパーティー別のエクスポージャー、債務者別のエクスポージャー、業種別の集中度という点で分散している保証ポートフォリオを引き続き展開するよう徹底されている他、エクスポージャーの格付けに基づく資本配分規則も規定されている。

グループの取引が細分化していることから、集中リスクは限定的である。通常、組入れているポートフォリオは、単一の債務者への集中度、業種セクター、地域の多様化という点において高度に分散化している。集中リスクに対処するため、グループは（資本配分に基づき）取引ごとに原債権者レベルで厳格な限度額（原債権者（群）に対するエクスポージャー合計の上限）を設けている。

グループ自らリスクを負担する保証業務においては、当初から案件ごとに信用リスクを追跡管理する一方、組入れられているポートフォリオのグラニュラリティ（分散度）や同質度に応じて、異なるモデル分析法を採用している。業種セクター別エクスポージャーは、グループが各取引または各トランシェに付与した格付けに及ぼす影響を通じて、案件ごとに分析される。例えば、取引分析に使用される財務モデルによって、業種別エクスポージャーは黙示的な相関として反映され、あるいはモデルに入力する主要変数としてのデフォルト率の変動性の仮定を通して間接的に捕捉することができる。

さらに、ポートフォリオ内で集中度が高い業種セクターの現状や予想等の定性指標を用いて、それぞれの案件ごとに集中度に対するエクスポージャーを分析している。例外的に、一部の案件では、同一の（広義の）業種セクターにエクスポージャーが集中している。その場合は、通常、グループに有益な信用補完の強化（優先劣後構造設定等）によって対処する。信用補完という特性を有する案件は、通常、単一の債務者に対するエクスポージャーの上限、債務者上位５者に対する合計エクスポージャーの上限、業種別集中度の上限等、ポートフォリオ基準を設けている。グループ全体のポートフォリオ分析の一環として、業種セクター別のエクスポージャーも検討している。

カウンターパーティー・リスクに関しては、グループのカウンターパーティー（通常は主要市場参加者）の質に注意を払うことによって、リスクを軽減している。残存期間中の手続きやプロセスの遵守状況を確認するため、監視目的の現地調査を別途行っている。また極端な場合の仮定を含め

た保証ポートフォリオ・ストレステストのシナリオで定期的にテストを実施し、悪影響に耐えうる資本基盤であるかを判定している。

S.3. 流動性リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来した債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うグループの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびこれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、グループのポジションの経済価値あるいはグループのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関係している。

S.3.1. 流動性リスク管理

EIBの流動性リスク管理

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクは慎重に管理されている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファーを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務の元利払いおよび貸付金の実行によるキャッシュ・アウトフローならびに貸付ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク管理方針には、資金水準の下限も盛り込まれている。EIBの全体的な流動性比率（見積年間ネット・キャッシュ・フローに対する目標比率と定義）は、常に翌年の見積年間ネット・キャッシュ・フローの25%を上回っていることが、義務付けられている。

EIBは非常時流動性計画（CLP）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。CLPは、バーゼル銀行監督委員会の「健全な流動性リスク管理および監督の原則」（2008年９月）を基準としている。CLPは随時更新の対象であり、承認のために年に１度経営委員会に提出される。

EIBの特定の事業モデルに合わせて策定された定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施され、EIBの流動性バッファーの規模を決定する。

2009年７月８日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなっ

た。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

EIFの流動性リスク管理

払込資本金の価値を損なうことなく、今後生じうる保証請求、プライベート・エクイティ・コミットメント、および一般管理費の支出に対応する適切な水準の流動性を確保し、かつリスク最小化に配慮しながら投資資産で合理的な収益を獲得できるような方法で、流動性リスクは管理されている。

S.3.2. 流動性リスクの測定

以下の表は、貸借対照表日から契約上の満期日（契約で定められている割引前キャッシュ・フローに基づく）までの残存期間別の、グループ金融負債残高を示している。契約によって定められた満期日のない負債は、「満期日未確定」に区分されている。表の値は、利札を含めた割引前キャッシュ・フローを示しているため、一般的には貸借対照表計上の数値と一致していない。

元本のキャッシュ・フローと利息は、契約上生じうる最初の返済日に対応する欄に算入されている。したがってこれは予想シナリオではなくむしろ理論上のシナリオを表している。

借入金および関連するスワップの一部は、ヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、グループにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。その場合、キャッシュ・フローは可能性のある最初の償還可能日に対応する欄に表示されている。しかしながらこれは保守的措置であって、グループは契約により関連する任意償還条項付債券の期限前償還を強制されておらず、現実的なシナリオとしては、そのようなすべての債券を最初の償還可能日に償還する理由はない。

契約済未実行貸付金に関する流出額は、グループ内部の流動性ストレス・テスト法に従って表示されている。 大きなストレスがかかった場合に繰り上げて実行されうる最大貸付額は、初回満期日が該当する欄に表示されている。

金利スワップおよび金利先渡契約については、キャッシュ・フロー純額で表示されている。他方、総額で決済される金利デリバティブ（本質的にはクロス・カレンシー金利スワップ）および為替デリバティブ（為替先渡、為替スワップ等）は、満期分析ではキャッシュ・フロー総額で表示されている。

非デリバティブ金融負債の満期特性

（2017年12月31日現在、単位：百万ユーロ）	3ヵ月以内	3ヵ月超1年以内	1年超5年以内	5年超	満期日未確定	流出総額（名目値）	帳簿価額
顧客および金融機関に対する債務	6,942	0	0	0	0	**6,942**	**6,941**
コマーシャル・ペーパー	18,941	379	0	0	0	**19,320**	**19,290**
債務証書借入-初回償還日の場合	18,179	39,360	246,768	197,173	0	**501,480**	**470,738**
その他（供与済保証、株式引受契約等）	0	813	0	0	25,130	**25,943**	
契約済未実行貸付金に関する流出額	15,667	3,236	4,965	24	89,036	**112,928**	
合計	**59,729**	**43,788**	**251,733**	**197,197**	**114,166**	**666,613**	**496,969**

非デリバティブ金融負債の満期特性

（2016年12月31日現在、単位：百万ユーロ）	3ヵ月以内	3ヵ月超1年以内	1年超5年以内	5年超	満期日未確定	流出総額（名目値）	帳簿価額
顧客および金融機関に対する債務	14,906	0	0	0	0	**14,906**	**15,067**
コマーシャル・ペーパー	18,520	3,707	0	0	0	**22,227**	**22,202**
債務証書借入-初回償還日の場合	20,665	46,410	260,854	199,623	0	**527,552**	**495,701**

その他（供与済保証、株式引受契約等）	0	754	0	0	20,379	**21,133**	
契約済未実行貸付金に関する流出額	14,932	4,047	4,582	221	89,538	**113,320**	
合計	**69,023**	**54,918**	**265,436**	**199,844**	**109,917**	**699,138**	**532,970**

デリバティブ金融負債の満期特性

（2017年12月31日現在、単位：百万ユーロ）	3ヵ月以内	3ヵ月超1年以内	1年超5年以内	5年超	流入/流出総額（名目値）
差金決済される金利デリバティブ	-95	1,724	4,382	4,459	**10,470**
総額で決済される金利デリバティブ-流入額	11,980	26,944	118,310	69,090	**226,324**
総額で決済される金利デリバティブ-流出額	-11,175	-25,770	-114,934	-64,705	**-216,584**
為替デリバティブ-流入額	38,766	3,520	273	0	**42,559**
為替デリバティブ-流出額	-38,773	-3,456	-266	0	**-42,495**
合計	**703**	**2,962**	**7,765**	**8,844**	**20,274**

デリバティブ金融負債の満期特性

（2016年12月31日現在、単位：百万ユーロ）	3ヵ月以内	3ヵ月超1年以内	1年超5年以内	5年超	流入/流出総額（名目値）
差金決済される金利デリバティブ	903	2,255	6,116	6,304	**15,578**
総額で決済される金利デリバティブ-流入額	9,549	28,931	134,385	59,938	**232,803**
総額で決済される金利デリバティブ-流出額	-7,713	-23,589	-120,533	-54,916	**-206,751**
為替デリバティブ-流入額	38,597	6,724	376	0	**45,697**
為替デリバティブ-流出額	-37,623	-6,658	-377	0	**-44,658**
合計	**3,713**	**7,663**	**19,967**	**11,326**	**42,669**

S.4. 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替レート、株価等の市場の変動要因の変化が原因で金融商品の将来キャッシュ・フローの正味現在価値が変動するリスクを指す。

S.4.1. 市場リスクの管理

EIBの市場リスク

EIBの信用リスク管理方針を通じて貸付業務で適用されている「４つの目」の原則と同様に、EIBの市場リスク管理方針も、リスク管理部門が、重大な市場リスクを伴うグループの全金融業務、および財務ヘッジやデリバティブ取引業務等の信用リスクが生じうるすべての金融取引を監視するよう定めている。

市場リスクは、定期的に更新される「財務リスク・ガイドライン」（FRG）と呼ばれる一連の方針と手続きに従って、特定され、測定され、管理され、報告される。これらの方針を下支えする一般原則については、後述する。

ストレス・テストは、特に過去の市場動向を分析しても将来のリスクを評価するには不十分と思われる場合に、将来実現しうるシナリオがEIBの利益や自己資金の経済価値に及ぼす影響を分析するために広く用いられている方法である。適用するシナリオは、市場レート（金利、為替レート、スプレッド、株価等）の変動、流動性の状況、またはこれらに影響しうる最悪の場合、例えば突然マ

クロ経済が悪化する、大口の債務者が一斉にデフォルトに陥る、広範囲にわたってシステムが故障する等の事象に関係したシナリオのこともある。

ストレス・テストは定期的に実施されており、EIBの経済価値や利益特性が変化した場合のテスト結果は、EIBの市場リスク測定プロセスの中で報告される。

EIFの市場リスク

EIFの市場リスク・エクスポージャーは、主として、現金および現金同等物のポジションならびに負債証券投資に付随する金利リスクの形で発生する。EIFは現在これらの保有資産のすべての平均期間を最長５年とすることで、長期収益の大幅な変動に対して予防策を講じている。

S.4.2. 金利リスク

金利リスクとは、市場利回りの低下もしくは金利の期間構造の悪化による、グループのポジションの経済価値または同ポジションによる収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。異なる資産、負債、ヘッジ商品の間で金利更改特性や満期特性に差異があると、金利リスク・エクスポージャーが生じる。

グループの金利リスクの管理

金利リスクの測定および管理にあたり、グループはバーゼル銀行監督委員会（BCBS）および欧州銀行監督機構（EBA）の関連する主要原則を参考にしている。金利リスクの主な発生源は、金利更改リスク、イールドカーブ・リスク、ベーシス・リスク、およびスプレッド・リスクである。グループに特に関係がある金利リスクはスプレッド・リスクである。スプレッド・リスクとは、グループの資金調達スプレッドまたは貸付スプレッドの変動による、グループのポジションの経済価値または同ポジションによる収益のボラティリティを指す。

グループは、概念上の参考ポートフォリオに基づいて、グローバルの構造的金利ポジションを管理している。グループで使用している財務リスク指標および統制の大部分が、このポートフォリオに適用されている。同ポートフォリオ以外の他の業務に関する財務リスク指標および統制は、振替価格設定システムを通じて同ポートフォリオに振替えられないため各業務に残存するリスクに関係したものに限られる。その一例が、ベンチャー・キャピタル事業の株価リスクや、主として利回り向上を目的に運用されている財務ポートフォリオで負担する金利リスクや信用リスクである。

S.4.2.1. グループの自己資金のバリュー・アット・リスク（経済面）

グループのALM戦略は、グループの経済価値のボラティリティを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。またグループ成長資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。かかる全体目標は、中長期投資特性に沿ったグループの自己資金投資によって達成されており、これは4.5～5.5年という自己資金の目標投資期間を意味する。

自己資金の期間目標とは別に、グループの貸借対照表上、通貨および金利特性に応じた資金調達が図られるべきだとされている。しかしながら、運用上の理由から、若干の逸脱は認められている。このような若干の逸脱が残ることによって生じる残余ポジション純額は、市場リスクを最低限の水準に維持するべく、既定の限度枠内に収めて管理されている。

グループのリスク管理部門は、金利リスク・パラメーターと為替リスク・パラメーターの双方について、自己資金のバリュー・アット・リスク（VaR）を計量している。これはリスク・メトリックス手法を使用して算出するパラメトリック法によるVaRで、ボラティリティや相関に関するデータ

は、過去の市場データに基づき内部的に算出される。VaRは、信頼区間を99%、期間を１日として、グループのポジションについて測定される。2017年12月31日現在のグループの自己資金のVaRは、186百万ユーロ（2016年：258百万ユーロ）であった。2016年以後のグループの自己資金のVaRの動向は、グループのポジションのリスク特性の変化ではなく、リスク・パラメーターの実質的なボラティリティの低下を反映している。

一般的に、VaRは被りうる最大損失を測定しようとするものではない。そのため、定期的に金利ショックを用いたストレス・テストを実施することで、VaRを補完している。2017年12月31日現在、仮に金利カーブが200ベーシス・ポイント上方に平行移動すると、その影響での自己資金の経済価値は78.7億ユーロ（2016年：76.5億ユーロ）減少する。

グループのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の取引（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

キャッシュ・フロー・レベルでは、こうした借入金はすべてスワップで十分にヘッジされているため、LiborまたはEuriborに連動する合成変動利付債とみなすことができる。

以下は、2017年12月31日現在および2016年12月31日現在のグループの任意償還条項付ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2017年12月31日	支払通貨			合計
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	日本円	米ドル	
ユーロ建想定元本	-2,679	-21	-2,810	**-5,510**
平均満期日	2042年11月17日	2032年2月9日	2037年4月17日	**2039年12月27日**
平均予想償還日	2028年6月13日	2029年2月11日	2025年10月16日	**2027年2月4日**

2016年12月31日	支払通貨			合計
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	日本円	米ドル	
ユーロ建想定元本	-2,614	-77	-2,776	**-5,467**
平均満期日	2042年9月24日	2022年8月25日	2036年1月29日	**2039年1月25日**
平均予想償還日	2028年10月7日	2020年10月1日	2026年5月24日	**2027年6月13日**

関係するリスク・パラメーター別：

2017年12月31日	リスク・パラメーター			合計
(単位：百万ユーロ)	為替レートの水準	金利カーブの水準	金利カーブの勾配	
ユーロ建想定元本	-712	-4,659	-139	**-5,510**
平均満期日	2037年9月27日	2040年8月10日	2030年9月16日	**2039年12月27日**
平均予想償還日	2026年6月5日	2027年5月22日	2020年9月21日	**2027年2月4日**

2016年12月31日	リスク・パラメーター			合計
(単位：百万ユーロ)	為替レートの水準	金利カーブの水準	金利カーブの勾配	
ユーロ建想定元本	-1,004	-4,324	-139	**-5,467**
平均満期日	2034年12月22日	2040年4月15日	2030年9月16日	**2039年1月25日**
平均予想償還日	2024年7月24日	2028年4月23日	2021年7月3日	**2027年6月13日**

S.4.2.2. グループの金利リスク管理（利益面）

利益の感応度は、金利カーブ全体が1パーセンテージ・ポイント上昇する場合、あるいは低下する場合の向こう12ヵ月間にわたるグループの正味受取利息の変動により定量化する。このようなエクスポージャーは、承認を受けた限度枠内でグループが容認する、資産と負債の間の金利更改期間、金額または利率の不一致により生じる。

2017年12月31日現在のポジションでは、金利が100ベーシス・ポイント上昇すると、利益が118.1百万ユーロ（2016年：104.3百万ユーロ）増加し、金利が100ベーシス・ポイント低下すると、利益が111.7百万ユーロ（2016年：119.8百万ユーロ）減少する計算である。

グループは、案件ごとに利益のシミュレーションを実行する専用のソフトウェアで感応度指標を計算している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、グループは業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。利益に関して適時に行われる月次のシミュレーションは、固定利付項目の場合には、すべて契約で定められた利率が維持され、変動利付項目の場合には、すべて、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じて金利が更改されるという仮定に基づいて実施されている。資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引の利率は、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じた短期金融市場の実勢利率に等しいとされる。グループの現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、グループ業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

EIFの感応度は、グループが運用するEIFの財務および貸付金ポートフォリオに組入れられている全ポジションの表面利率更改を考慮して、案件ごとに算出される。各固定利付財務資産は、その満期日に、年度末における残存期間が従前資産と同じである新規資産に再投資されると仮定している。変動利付財務資産のポジションの場合、四半期ごとに利率が更改されるとの仮定に基づいている。

S.4.3. 為替リスク

為替（FX）リスクは、為替レートの不利な変動が原因で、EIBのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。資産と負債の間で通貨のミスマッチがある場合に、EIBは為替リスクにさらされる。

EIBは定款を遵守して、貸付業務を遂行するため、またはEIBが供与する貸付金もしくは保証から発生するコミットメントを履行するために直接必要でない為替業務には従事しない。

EIBの資産・負債構造における通貨のミスマッチは、厳しい限度額内に維持されている。

ユーロ以外の通貨で発生する金利マージンに内在する為替リスクは、通常ヘッジされている。ヘッジ・プログラムは、今後３年間の米ドルおよび英ポンド建ての貸付金の金利マージンにローリング・ベースで対応している。

S.4.3.1. 為替ポジション

ポジション（純額）（単位：百万ユーロ）	2017年	2016年
ユーロ（EUR）	-6	90

英ポンド（GBP）	49	-80
米ドル（USD）	-52	16
その他の通貨	9	-26
ユーロ以外の通貨の合計	**6**	**-90**

S.4.3.2. 為替リスク管理

定款に従い、EIBは積極的に為替リスク・エクスポージャーをヘッジしている。

EIBの為替リスク管理方針の主な目的は、為替ポジションを経営委員会の承認を受けた限度枠内に維持し、為替レートの変動が損益計算書に及ぼす影響を最小限に抑えることにある。

金利リスク・パラメーターおよび為替リスク・パラメーター双方に関する自己資金のVaRの計量については、S.4.2.1.を参照。

S.4.4. 株価リスク

株価リスクは、株価指数の水準および個々の持分投資価値が低下した結果、持分の公正価値も低下するリスクである。

2017年12月31日現在の株価リスクは、理事会の承認を受けた戦略的業務（EIFがEIBに代わって自身の財源で行うベンチャー・キャピタル投資、インフラストラクチャー・ファンド、特別活動として行う株式類似商品への投資、EBRDへの出資）に限られていた。これらの業務は特別な監視体制のもとに置かれ、当該エクスポージャーは十分な資本で裏付けされる。

継続的に監視し統制するために非上場持分ポジションの価額を入手するのは、容易ではない。このようなポジションの場合、入手できる最良の指標としては、類似資産の価格、該当する評価技法による評価の結果が挙げられる。

他の変動要因がいずれも変わらない場合に、合理的に可能性のある株価指数の変動が原因で（2017年12月31日および2016年12月31日現在の持分投資の公正価値が増減した結果）グループの自己資本が受ける影響は、次のとおりである。

	2017年		2016年	
	株価の変動	自己資本が受ける影響	株価の変動	自己資本が受ける影響
	(単位：%)	(単位：千ユーロ)	(単位：%)	(単位：千ユーロ)
ベンチャー・キャピタル事業(1)	-11	-557,233	-10	-380,317
EBRD持分	-10	-46,747	-10	-44,260
投資基金	-10	-99,754	-10	-83,953

(1) ベンチャー・キャピタル事業の感応度は、公開市場のポジションの市場リスクに基づき、EIFが計算する。

S.5. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、プロセス、人員、システムの潜在的な機能不全またはその他の外部事象のうち、EIBに直接的な財務エクスポージャーまたは事故寸前の事態をもたらすものをいう。定義上、法務リスクおよび風評リスクはこれに含まれるが、戦略リスクは除かれる。

オペレーショナル・リスクはEIBの活動に内在しており、人的要因、不適切な従業員の行動、サイバーおよびテクノロジー関連事象、不適切もしくは機能不全のプロセス、事業の中断もしくは保安措置、情報システムの障害、第三者外部委託での障害または不正行為を含む様々な態様で現れる可能性

がある。オペレーショナル・リスクをEIBの財務強度、事業の性格および業務を遂行する市場の観点から最低水準に維持することが目標となる。

オペレーショナル・リスク管理部門はオペレーショナル・リスクの枠組みと関連方針の設定を担当し、その枠組みを実践する責任は、EIBの各種部門に帰属する。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が勧告する銀行業の最善慣行枠組みの主要な要素は、リスクの特定、評価、監視ならびにリスクの統制および軽減である。

EIBでは、スコアカードにまとめられた一連のオペレーショナル・リスク指標を通じて、内部損害履歴、シナリオ分析ならびに事業・統制環境等、入手可能なあらゆる情報を考慮する評価方法を採用している。特に、オペレーショナル・リスクは、オペレーショナル・リスクに係る現実の損害につながりまたはつながりうる重要なオペレーショナル・リスク事象および生じつつあるリスク分野の監視を提供する。EIBは、主要な事業プロセスごとにオペレーショナル・リスク・エクスポージャーおよび損害事象を継続的に監視するために、SASシステムを使用している。さらに、統計モデルとVaR計算エンジンによって、オペレーショナル・リスク環境を網羅している。

オペレーショナル・リスク管理は組織のあらゆるレベルで実施され、EIBの様々な部署のすべてがその責任を負う。

報告に関連して、オペレーショナル・リスクの内部損害履歴、シナリオ分析およびオペレーショナル・リスク指標は、副総裁、ディレクター・ジェネラルおよびリスク委員会に定期的に報告され、新商品委員会の活動に関する報告はEIBの経営幹部に送られている。

注T：資産および負債の会計上の分類および公正価値（単位：百万ユーロ）

次の表は、グループの各種類、各区分の資産および負債の分類を示したものである。

2017年12月31日	注	現金および現金同等物	売買目的	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定	満期保有目的	貸付金および債権	売却可能	償却原価で測定される金融負債	金融資産／負債以外	帳簿価額合計
現金、中央銀行および										
郵便局預け金	B.1	162	0	0	0	0	0	0	0	162
短期国庫証券・負債証券										
ポートフォリオ	B.2	0	7,512	0	32,895	15,732	1,269	0	0	57,408
金融機関および対顧客										
貸付金および預け金	C/D	0	0	165,942	0	327,489	0	0	0	493,431
株式およびその他の変動										
利回証券	B.3	0	0	342	0	0	6,903	0	0	7,245
デリバティブ資産	Q	0	43,861	0	0	0	0	0	0	43,861
有形固定資産	E	0	0	0	0	0	0	0	265	265
無形資産	E	0	0	0	0	0	0	0	21	21
その他の資産	G.1 / W.1	0	0	0	0	0	0	0	181	181
前払金		0	0	0	0	0	0	0	84	84
		162	**51,373**	**166,284**	**32,895**	**343,221**	**8,172**	**0**	**551**	**602,658**
金融機関および										
顧客に対する債務	H	0	0	0	0	0	0	6,941	0	6,941
債務証書借入	I	0	0	418,563	0	0	0	71,465	0	490,028
デリバティブ負債	Q	0	32,652	0	0	0	0	0	0	32,652
その他の負債	G.2	0	0	0	0	0	0	0	1,730	1,730
繰延収益	F	0	0	0	0	0	0	0	180	180
引当金	J / D.4	0	0	0	0	0	0	0	5,589	5,589
		0	**32,652**	**418,563**	**0**	**0**	**0**	**78,406**	**7,499**	**537,120**

2016年12月31日	注	現金および現金同等物	売買目的	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定	満期保有目的	貸付金および債権	売却可能	償却原価で測定される金融負債	金融資産／負債以外	帳簿価額合計
現金、中央銀行および										
郵便局預け金	B.1	317	0	0	0	0	0	0	0	317
短期国庫証券・負債証券										
ポートフォリオ	B.2	0	7,121	0	44,874	14,326	1,352	0	0	67,673
金融機関および対顧客										
貸付金および預け金	C/D	0	0	161,564	0	335,107	0	0	0	496,671
株式およびその他の										
変動利回証券	B.3	0	0	246	0	0	5,782	0	0	6,028
デリバティブ資産	Q	0	63,651	0	0	0	0	0	0	63,651
有形固定資産	E	0	0	0	0	0	0	0	273	273
無形資産	E	0	0	0	0	0	0	0	16	16
その他の資産	G / W.1	0	0	0	0	0	0	0	214	214
前払金		0	0	0	0	0	0	0	75	75
合計		**317**	**70,772**	**161,810**	**44,874**	**349,433**	**7,134**	**0**	**578**	**634,918**
金融機関および顧客に対										
する債務	H	0	0	0	0	0	0	15,067	0	15,067
債務証書借入	I	0	0	445,051	0	0	0	72,852	0	517,903
デリバティブ負債	Q	0	32,869	0	0	0	0	0	0	32,869
その他の負債	G	0	0	0	0	0	0	0	1,682	1,682
繰延収益	F	0	0	0	0	0	0	0	171	171
引当金	J	0	0	0	0	0	0	0	4,759	4,759
合計		**0**	**32,869**	**445,051**	**0**	**0**	**0**	**87,919**	**6,612**	**572,451**

次の表は、グループの各種類、各区分の資産および負債の公正価値を示したものである。
金融資産以外および金融負債以外の場合、帳簿価額を公正価値としている。

2017年12月31日	現金および現金同等物	売買目的	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定	満期保有目的	貸付金および債権	売却可能	償却原価で測定される金融負債	金融資産／負債以外	公正価値合計
現金、中央銀行および郵便									
局預け金	162	0	0	0	0	0	0	0	162
短期国庫証券・負債証券									
ポートフォリオ	0	7,512	0	33,224	15,788	1,269	0	0	57,793
金融機関および対顧客貸付									
金および預け金	0	0	165,942	0	336,490	0	0	0	502,432
株式およびその他の変動利									
回証券	0	0	342	0	0	6,903	0	0	7,245
デリバティブ資産	0	43,861	0	0	0	0	0	0	43,861
有形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	265	265
無形資産	0	0	0	0	0	0	0	21	21
その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	181	181
前払金	0	0	0	0	0	0	0	84	84

合計	**162**	**51,373**	**166,284**	**33,224**	**352,278**	**8,172**	**0**	**551**	**612,044**
金融機関および顧客に対す									
る債務	0	0	0	0	0	0	6,941	0	6,941
債務証書借入	0	0	418,563	0	0	0	74,548	0	493,111
デリバティブ負債	0	32,652	0	0	0	0	0	0	32,652
その他の負債	0	0	0	0	0	0	0	1,730	1,730
繰延収益	0	0	0	0	0	0	0	180	180
引当金	0	0	0	0	0	0	0	5,589	5,589
合計	**0**	**32,652**	**418,563**	**0**	**0**	**0**	**81,489**	**7,499**	**540,203**

2016年12月31日	現金および現金同等物	売買目的	損益を通じて公正価値で評価されるものとして指定	満期保有目的	貸付金および債権	売却可能	償却原価で測定される金融負債	金融資産／負債以外	公正価値合計
現金、中央銀行および郵便局									
預け金	317	0	0	0	0	0	0	0	317
短期国庫証券・負債証券ポー									
トフォリオ	0	7,121	0	45,360	14,310	1,352	0	0	68,143
金融機関および対顧客貸付金									
および預け金	0	0	161,564	0	343,572	0	0	0	505,136
株式およびその他の変動利回									
証券	0	0	246	0	0	5,782	0	0	6,028
デリバティブ資産	0	63,651	0	0	0	0	0	0	63,651
有形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	273	273
無形資産	0	0	0	0	0	0	0	16	16
その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	214	214
前払金	0	0	0	0	0	0	0	75	75
合計	**317**	**70,772**	**161,810**	**45,360**	**357,882**	**7,134**	**0**	**578**	**643,853**
金融機関および顧客に対する									
債務	0	0	0	0	0	0	15,067	0	15,067
債務証書借入	0	0	445,051	0	0	0	76,744	0	521,795
デリバティブ負債	0	32,869	0	0	0	0	0	0	32,869
その他の負債	0	0	0	0	0	0	0	1,682	1,682
繰延収益	0	0	0	0	0	0	0	171	171
引当金	0	0	0	0	0	0	0	4,759	4,759
合計	**0**	**32,869**	**445,051**	**0**	**0**	**0**	**91,811**	**6,612**	**576,343**

注U：セグメント報告（単位：百万ユーロ）

この注記で開示するセグメント情報はIFRS第８号により適用される「マネジメント・アプローチ」に準拠して作成されたものであり、セグメントの定義とセグメント報告に用いる情報の作成は、いずれもグループ内の経営判断用に作成された情報に基づいている。

EIBグループの報告セグメントは１つのみである。すなわち、欧州内外の貸付業務、借入業務、および財務業務で構成される長期資金提供業務である。経営委員会は、事業運営に関するグループの最高意思決定機関として、EIBの長期資金提供業務の業績を記した内部経営報告書を少なくとも四半期に１回検証する。

ベンチャー・キャピタル投資と保証供与を通じてEIFが行っている中小企業（SME）向け金融支援、およびEUMPFの投資活動は、2017年、2016年ともに報告セグメントの決定に係る量的基準のいずれも満たしていない。

報告セグメントの情報	長期貸付業務	
	2017年	2016年
対外収益：		
正味受取利息	3,284	3,442
正味株式収益	308	218
正味受取手数料	87	109
金融業務損益	510	-3,214
その他の業務費用	0	0
その他の業務収益	11	5
セグメント収益合計	**4,200**	**560**
その他の重要な非現金項目：		
貸付金および株式の減損損失	-22	-37
	-22	**-37**
報告セグメントの利益	**3,264**	**-328**
報告セグメントの資産	**600,229**	**632,608**
報告セグメントの負債	**535,782**	**571,280**

報告セグメントの収益、損益、資産および負債の調整

	2017年	2016年
収益：		
報告セグメントの収益合計	4,200	560
その他の収益	170	126
連結収益	**4,370**	**686**
損益：		
報告セグメントの利益合計	3,264	-328
その他の損益	46	49
連結損益	**3,310**	**-279**
資産：		
報告セグメントの資産合計	600,229	632,608
その他の資産	2,429	2,310
連結資産合計	**602,658**	**634,918**
負債：		

報告セグメントの負債合計	535,782	571,280
その他の負債	1,338	1,171
連結負債合計	**537,120**	**572,451**

注V：契約債務、偶発債務、担保差入資産およびその他の注記事項（単位：千ユーロ）

グループは顧客の財務上のニーズを満たすために貸付に関連する様々な金融商品を使用している。グループは、融資枠、スタンドバイおよびその他の信用状、保証、レポ取引枠、ノート発行ファシリティならびにリボルビング・アンダーライティング・ファシリティを提供している。保証は、一定条件を満たすことを条件として、顧客が第三者に対して債務不履行を起こした場合にグループが弁済を行うという取消不能の保証である。

これらの商品の契約額は、顧客が債務不履行を起こした場合におけるグループにとってのリスクの最高額である。このリスクは、融資ファシリティを提供する際に伴うリスクに類似しており、同等のリスク管理プロセスおよび特定の与信リスク管理方針により管理されている。

2017年および2016年12月31日現在の契約債務、偶発債務、およびその他の注記事項は以下のとおりである（額面価格、単位：千ユーロ）。

		2017年 12月31日		2016年 12月31日
契約債務：				
- EBRD払込未請求資本（注B.3）		**712,630**		**712,630**
- 未実行貸付金（注D.1）				
金融機関	28,890,536		29,925,074	
対顧客	84,037,546		83,395,374	
		112,928,082		**113,320,448**
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注B.3）		**5,923,592**		**5,813,475**
- 未実行投資基金（注B.3）		**2,649,089**		**1,113,939**
- 受取有価証券		**419,864**		**109,100**
- 決済未了のローンチ済借入		**279,008**		**223,950**
偶発債務および保証：				
- 第三者からの貸付金に係るもの		**15,810,651**		**12,735,555**
第三者に代わって保有している資産:				
- インベストメント・ファシリティ-コトヌー	3,024,653		2,870,139	
- ギャランティー・ファンド	2,560,762		2,506,053	
- NER300	2,086,410		2,106,441	
- JESSICA（保有基金）	975,912		1,396,000	
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	941,251		697,996	
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（RSFF）（リスク・シェアリング・インスツルメント（RSI）を含む）	762,989		839,290	
- EU- アフリカ・インフラ信託基金	594,869		647,629	

- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）（旧プロジェクト債券イニシアチブ（PBI）および欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（LGTT）を含む）	523,636	492,898
- ファンド・オブ・ファンズ（JESSICA II）	419,539	203,350
- 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）	335,889	254,622
- GF ギリシャ	307,794	305,234
- 特別部門	301,039	362,234
- 欧州構造投資基金（ESIF）	270,451	160,090
- COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）	243,949	199,371
- イタリア向けSMEイニシアチブ	180,442	0
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み（ENPI）	124,540	142,089
- 深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）	103,070	0
- ブルガリア向けSMEイニシアチブ	94,635	95,256
- ルーマニア向けSMEイニシアチブ	91,396	0
- SMEG 2007	90,098	99,610
- InnovFin中小企業保証	86,811	50,523
- マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイティ	83,512	60,037
- InnovFin エクイティ	83,438	116,205
- GIF 2007	82,575	89,717
- 国際開発協力機構（AECID）	71,766	76,958
- 雇用および社会イノベーション・プログラム（EaSI）	55,790	48,536
- 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（WB EDIF）	50,715	55,912
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信託基金	49,128	48,811
- グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリティ（GAGF）	47,359	53,530
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）信託基金	46,485	48,691
- フィンランド向けSMEイニシアチブ	37,238	20,460
- 重債務貧困国（HIPC）イニシアチブ	35,408	35,438
- マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャランティー	32,425	25,043
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス商品	31,235	17,988
- EPTA信託基金	22,754	22,205
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）リスク資本ファシリティ	19,546	19,816
- 加盟候補国向け支援制度（IPA）II	18,435	17,778
- 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ	17,377	5,676
- マルタ向けSMEイニシアチブ	14,692	13,503
- 学生ローン保証ファシリティ	14,466	15,939
-欧州戦略投資基金（EFSI）- 欧州投資アドバイザリー・ハブ（EIAH）	13,973	8,868
- SMEギャランティー・ファシリティ	12,186	17,444
- NPI証券化イニシアチブ（ENSI）	11,976	5,040

- 自然環境保護資金調達ファシリティ	11,757		11,150	
- NPI	11,052		0	
- 連邦経済技術省	7,336		1,302	
- G43信託基金	5,679		10,578	
- 欧州技術ファシリティ	5,604		4,329	
- アルプス地域成長投資プラットフォーム（AlpGIP）	4,282		0	
- 欧州議会準備行動（EPPA）	1,972		1,977	
- ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（PGFF）	1,393		2,913	
- バルト諸国新規事業育成基金（BIF）	1,223		6,199	
- 研究・開発・イノベーション（RDI）アドバイザリー	1,156		5,762	
- GEEREF技術支援ファシリティ	1,056		1,165	
- 欧州地域のサポート計画に対する共同支援（JASPERS）	814		2,237	
- LfA-EIFファシリティ	805		551	
- 技術移転パイロット・プロジェクト（TTP）	397		385	
-ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド（MDD）	193		987	
- スペイン向けSMEイニシアチブ	192		177	
- グリーン・フォー・グロース・ファンド（GGF）	12		7,210	
- グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）	5		5	
- 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ	3		35,062	
- 金融商品（Fi）コンパス	0		2,555	
		15,027,545		**14,346,964**

その他の項目：

- 金利スワップ（コミットメントを含む)の想定元本（注S.2.5.2）	**510,007,074**	**523,352,665**
- 財務通貨スワップ契約（支払）の想定元本	**205,439,795**	**198,881,468**
- 通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注S.2.5.2）	**203,935,206**	**212,232,364**
- 短期通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注Q.1）	**43,942,480**	**46,311,642**
- 短期通貨スワップ契約（支払）の想定元本	**43,909,464**	**45,328,388**
- 為替予約取引（注Q.1）	**584,605**	**666,973**
- 決済未了のローンチ済の通貨スワップ（支払）	**144,078**	**0**
- 決済未了のローンチ済の通貨スワップ（受取）（注S.2.5.2）	**142,263**	**0**
- 借入債務支払に係る特別預け金（*）	**34,411**	**3,001**

(*) この項目は、グループが支払代理人に支払ったが、グループが発行した債券の保有者による支払いのための提示がなされていない、期日到来済みのクーポンおよび債券の金額に相当する。

V.1. インベストメント・ファシリティ-コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年６月23日付（その後改正済）のコト

ヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.2. ギャランティー・ファンド

域外活動のためのギャランティー・ファンドは、非加盟国に供与された貸付および貸付保証の債務不履行をカバーするため、または非加盟国におけるプロジェクトのために、1994年に設立された。欧州委員会（EC）は、1994年11月に二者間で締結された契約およびその後の当該契約の改訂に基づき、ギャランティー・ファンドの財務管理をEIBに委託している。EIBは、ギャランティー・ファンドの個別財務書類を作成している。

V.3. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i）EU の割当量単位（EUA）の収益化、ii）EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった２つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

V.4. JESSICA（「保有基金」）

JESSICA（都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援）は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。EIBは、JESSICAの個別財務書類を作成している。

V.5. イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）

InnovFinまたは「InnovFin- イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年- 2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」の下でのEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム（2014年- 2020年）であるホライズン2020を確立し、決定事項N1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則（EU）N1291/2013（「ホライズン2020規則」）が採択された。2014年６月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される一連の統合され、かつ補完的な金融ツールおよびアドバイザリー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション（R&I）のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

V.6. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（「RSFF」）

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年６月５日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業（SME）

および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント（「RSI」）を用意した。RSIは、研究を推進する中小企業や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

V.7. 欧州連合- アフリカ・インフラ（「EUAI」）信託基金

EUAI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年２月９日、ECとEIBは、欧州連合- アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援する欧州連合- アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUAI信託基金の個別財務書類を作成している。

V.8. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ（「PBI」）の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年１月１日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

V.9. ファンド・オブ・ファンズ（「JESSICA II」）

ファンド・オブ・ファンズ（「FoF」）は、欧州構造投資基金（「ESIF」）が、2014年から2020年までの間に加盟国運用プログラムにより資金供給した地域金融商品（DFI）で構成されている。FoFは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給（拠出）の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。EIBは、各ファンド・オブ・ファンズの個別財務書類を作成している。

V.10. 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）

JEREMIE（中小企業向け欧州共同財源）は、欧州委員会の地域政策総局（DG Regio）とEIBグループによるイニシアチブである。EIFは、JEREMIEの個別財務書類を作成している。

V.11. GF ギリシャ

ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

V.12. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年５月27日に設定された。1977年８月４日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIP、IPA（加盟候補国向け支援制度）、トルコについての委託および欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

V.13. 欧州構造投資基金（「ESIF」）

欧州構造投資基金（ESIF）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した２件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、ESIFの個別財務書類を作成している。

V.14. COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）

中小企業の資金調達の困難に対処するため、COSMEは、借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）を設立している。LGFおよびEFGは、中小企業が借入またはエクイティの形態での資金調達の利用可能性を向上させることを目的としている。当該金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出制度が含まれている。EFGは、域内企業の成長および研究・イノベーションを支援する持分金融商品の形態で組成されている。LGFは、直接的または間接的な保証金融商品の形態で組成されている。LGFの目的は、中小企業向けの資金調達市場の構造的な欠陥の軽減に貢献し、中小企業向けのより多様な資金調達市場の創生を支援することである。直接的または間接的な保証を通じて、LGFは、成長力のある中小企業が資金調達の際に直面するとりわけ困難な状況に対処するため、借入による資金調達時に保証を行うことを目的としている。さらに、適格かつ透明性の高い証券化取引のメザニン・トランシェを保証することによって、LGFは中小企業の資金調達に新たな手段を提供することを目指している。EIFは、COSME LGFおよびEFGの個別財務書類を作成している。

V.15. イタリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、４件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、イタリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.16. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

V.17. 東部深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）の委任契約に署名した。東部DCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるグルジア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（SME）向けに提供することによって、これら3国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIFが実行および展開する保証枠ウィンドウは、各国の仲介銀行がより多くのリスクを取り、各国経済で十分なサービスを受けていないセグメントに支援を差し伸べる動機を与えるための、SMEポートフォリオ・ファースト・ロス保証で構成される。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

V.18. ブルガリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、４件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ブルガリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.19. ルーマニア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、４件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ルーマニア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.20. SMEG 2007

競争力および革新枠組みプログラムに基づくSMEG 2007（CIP/SMEG 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEG 2007の個別財務書類を作成している。

V.21. InnovFin中小企業保証

ホライズン2020の「リスク・ファイナンスへのアクセス・プログラム」との関連で、このプログラムは負債性金融商品および持分金融商品の設定を規定している。InnovFin 中小企業保証と呼ばれるリスク・シェアリング・ファシリティは、保証の形態で組成され、EUの拠出金を一次的に不履行金額の補てんに使用し、EIFのリスク・テイク能力を二次的に不履行金額の補てんに使用する。この制度の目的は、研究・開発およびイノベーションにおいて顕著な活動を行っている中小企業および中堅企業に、金融仲介機関が貸付またはファイナンス・リースを提供する動機を与えることである。EIFは、InnovFin中小企業保証の個別財務書類を作成している。

V.22. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイティ

企業および起業のためのマルチ・アニュアル・プログラム（MAP）に基づき、EIFは欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいてリソースの管理を行っている。EIFは、MAPエクイティの個別財務書類を作成している。

V.23. InnovFinプライベート・エクイティ

ホライズン2020金融商品は、対象となる研究およびイノベーションを支援するために、最終受領者がリスクを伴う資金調達を活用しやすくすることを目的としている。当該金融商品には、貸付、保証、株式その他のリスク・ファイナンスの形態が含まれる。また、ホライズン2020金融商品は、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展の促進、知的財産に係る知識移転および市場の改善、ベンチャー・キャピタル市場への資金の呼び込み、ならびに全体として、新しい製品およびサービスの構想、開発およびデモンストレーションから商品化につなげるための支援も目的としている。ホライズン2020負債性金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出実施制度が含まれている。

アーリーステージ向けInnovFinエクイティ・ファシリティは、革新的な企業に対し、特にアーリーステージのベンチャー・キャピタルまたはメザニン・キャピタルの形態によるエクイティ・ファイナンスを提供することにより、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展を促進することを目的としている。EIFは、InnovFinプライベート・エクイティの個別財務書類を作成している。

V.24. GIF 2007

競争力および革新枠組みプログラムと技術移転パイロット・プロジェクトに基づくGIF 2007（CIP/GIF 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、投資の取得、管理および処分を行う権限を与えられている。EIFは、GIF 2007の個別財務書類を作成している。

V.25. 国際開発協力機構（AECID）

このパートナーシップ契約は、スペイン王国（スペインの国際開発協力機構（AECID））とEIBとの間で調印されたもので、モーリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国（「南地中海沿岸地域」）の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

V.26. 雇用および社会イノベーション・プログラム（「EaSI」）

EaSI保証金融商品は、欧州プログレス・マイクロファイナンス・ファシリティ（「プログレス・マイクロファイナンス」）に基づくマイクロクレジット保証の後継制度であるEaSIマイクロファイナンス保証を中心に構成されている。プログレス・マイクロファイナンスに基づきマイクロクレジット提供者に対する支援が拡大される予定である。

また、EaSI保証金融商品は、EaSIソーシャル・アントレプレナーシップ保証で構成される。これは新しい商品であり、社会的企業の資金調達を促進し、社会的投資市場の発展を支援していくものである。EIFは、EaSIの個別財務書類を作成している。

V.27. 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（WB EDIF）

西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（「WB EDIF」）は、2012年12月にEC拡大総局（DG ELARG）、EIBグループおよび欧州復興開発銀行（EBRD）の間で締結された共同イニシアチブである。同イニシアチブは、加盟候補国向け支援制度（IPA）基金の展開を通じて、西バルカン諸国の中小企業の資金へのアクセスの改善および同地域の経済発展を育成することを目的としている。WB EDIFにおいて、EIFはプラットフォーム・コーディネーター、企業拡大基金（ENEF）におけるECのトラスティー、企業育成基金（ENIF）におけるECのトラスティーおよびギャランティー・ファシリティの管理者としての役割を果たす。EIFは、WB EDIFの個別財務書類を作成している。

V.28. 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信託基金

EIBが管理するFEMIP（ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ）信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

V.29. グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリティ(「GAGF」)

2010年５月に調印されたGAGFに基づき、EIFは欧州連合およびトルコによって地域競争力戦略プログラムに割り当てられた加盟候補国向け支援制度（IPA）の資金管理をしている。このファシリティは、トルコで最も開発が遅れている地域の中小企業および零細企業に対し、トルコの大手銀行と連携して実態に合わせた金融支援を提供するものである。EIFは、GAGFの個別財務書類を作成している。

V.30. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

V.31. フィンランド向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、４件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、フィンランド向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.32. 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

HIPCイニシアチブ（「イニシアチブ」）とは、世界の最貧国に特別支援を供与する国際的な債務救済制度である。世界銀行と国際通貨基金からの申入れを受けて、1996年に設立された。主な目的は、

貧困国の債務負担を維持可能な水準にまで削減することにある。EIBは、同イニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.33. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャランティー

この原資は、プライベート・エクイティと保証商品に等分されている。ESU 1998 (G&E)およびESU 2001 (MAP)と呼ばれるエクイティ部門は、ETFの起業投資を取り扱っている。SMEG 1998 (G&E)およびSMEG 2001 (MAP)と呼ばれる保証部門は、受益者の事業に対して保証を提供する。EIFは、MAPギャランティーの個別財務書類を作成している。

V.34. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（PF4EE）商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。EIFは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

V.35. EPTA信託基金

EPTA（東方パートナーシップ技術支援）信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

V.36. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

V.37. 加盟候補国向け支援制度II（「IPA II」）

加盟候補国向け支援制度（IPA）に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。加盟候補国向け支援ファンドも、持続性のある経済回復、エネルギー供給、運輸、自然環境および気候変動などに関する目標をEUが達成できるよう支援する。IPA Iの後継制度IPA IIは、すでに達成された成果を土台とし、2014年から2020年までの期間に11.7十億ユーロを充当して構築される予定である。IPA IIの最も重要な革新性は、戦略的焦点にある。フレームワーク・パートナーシップ契約は、2015年末に締結され、EIBにより履行される。様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。EIBは、IPA IIの個別財務書類を作成している。

V.38. 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ

この金融商品は、文化・クリエイティブ部門向けに力を注ぐ欧州連合の主要プログラムであるクリエイティブ・ヨーロッパの下で設定され、欧州連合に代わってEIFにより運用される。このイニシアチブは、EIFが保証や念書を選定金融仲介機関に提供することを認め、これにより金融仲介機関が文化・クリエイティブ分野の企業家に対するデット・ファイナンスの提供を増やすことを可能とする。生成された貸付金により、10,000社を超えるオーディオビジュアル（映画、テレビ、アニメーション、ビデオゲーム、マルチメディアを含む）、フェスティバル、音楽、文学、建築、記録資料、図書館、博物館、美術工芸、文化遺産、デザイン、芸能、出版、ラジオ、視覚芸術など、広範囲のセクターのSMEが支援を受けると予想される。EIFは、文化・クリエイティブ部門保証ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.39. マルタ向けSMEイニシアチブ

2015年１月19日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、SMEイニシアチブに対応する専用ウィンドウの一部の条項に適用される諸条件およびH2020金融商品の当該専用ウィンドウに対する欧州連合の拠出について定めたホライズン2020委任契約の修正に調印した。スペインおよびマルタ向けのSMEイニシアチブは、前年に開始された。EIFは、マルタ向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.40. 学生ローン保証ファシリティ（エラスムス計画）

欧州構造投資基金（ESIF）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した２件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、学生ローン保証の個別財務書類を作成している。

V.41. 欧州戦略投資基金（「EFSI」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（EFSI契約）、および欧州投資アドバイザリー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（EIAH契約）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のEIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは３つの補完的な構成要素であるa）公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザリー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b）パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc）既存のアドバイザリー・サービスの強化もしくは拡大または未対処のニーズに対応する新規のサービスの創出、で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

V.42. SMEギャランティー・ファシリティ

EIFは、欧州連合に代わり欧州連合のリスクにおいて、欧州連合との間で締結した受託管理契約に従って、自己の名義で、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEギャランティー・ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.43. NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）

EIFならびにKfW、フランス公的投資銀行（bpifrance）、CDP、マルタ開発銀行ワーキンググループ、IFD、ICOおよびBBBを含めたいくつかの国家開発機関（「NPI」）は、SMEへの資本市場を通じた資金提供の増加を目的とした協力およびリスク・シェアリング・プラットフォームであるEIF-NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）を開始した。このSME証券化取引における相互協力の目的は、民間セクターからの資金を触媒としてSME証券化市場を活性化することによって、欧州のSME向けファイナンスの利用可能性を高める点にある。これは、より広範囲にSMEの支援を行き渡らせようとする欧州戦略投資基金の考えを反映したものである。

V.44. 自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）

自然環境保護資金調達ファシリティ（NCFF）は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト（気候変動適応プロジェクトを含む）に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFFの個別財務書類を作成している。

V.45. 国家開発機関（「NPI」）

これは、EIFとイタリアの預託貸付公庫（CDP）の間のパートナーシップの枠組みにおけるCDPの社会インパクト投資の２つ目のプログラムである。2017年11月29日に署名されたこのプログラムの焦点は、イタリアにおける社会融資の領域である。これは仲介者への持分投資、直接の持分投資および負債投資を含むそれぞれの条件に適合した複数商品の投資プログラムである。

V.46. 連邦経済技術省

EIFは、ドイツ連邦経済技術省および欧州復興計画のために資金を管理している。

V.47. G43信託基金

EIFは、2012年８月に署名されたG43アナトリア・ベンチャー・キャピタル・ファンドの下で、トルコ・セントラル・ファイナンス・ユニット（CFCU）から委託を受けている。このファンドは、トルコの南東アナトリア地方の中小企業への投資を専門にしている。EIFは、G43の個別財務書類を作成している。

V.48. 欧州技術ファシリティ（「ETF」）

ETFスタートアップ・ファシリティでは、EIFは自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、ETFスタートアップ投資を取得、運用、処分する権限を与えられている。

V.49. アルプス地域成長投資プラットフォーム（「AlpGIP」）

2017年９月、EIFは、EUのアルプス・マクロ・リージョンにおける最近のベンチャー・キャピタルおよび成長セグメントを対象とした、革新的な地域持分投資プラットフォーム（非法人構造）を立ち上げた。イタリアのロンバルディア、ピエモンテ、ヴァッレ・ダオスタおよびアルト・アディジェ（ボルツァーノ地域）の各州がすでにこのプラットフォームに投資しており、他の地域も今後の参加が見込まれている。

V.50. 欧州議会準備行動（「EPPA」）

2010年、EIFは、DG RegioとEPPAに調印した。EIFは、幾つかの選別されたマイクロファイナンス金融機関が有意な規模に達し、事業継続の見通しを改善することができるよう支援するため、キャパシティ・ビルディングのためのリスク資本と金融支援を提供している。EIFは、EPPAの個別財務書類を作成している。

V.51. ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（PGFF）

2013年４月に署名されたポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（PGFF）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、ポーランドに重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。同ファンドは、EIBグループとBank Gospodarstwa Krajowegoが共同出資している。EIFは、PGFFの個別財務書類を作成している。

V.52. バルト諸国新規事業育成基金（BIF）

2012年９月に署名されたバルト諸国新規事業育成基金（BIF）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、バルト海沿岸地域に重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。この基金は、EIBグループならびにエストニアのFund KredEx、ラトビアのLatvijas Garantiju Agentiiraおよびリトアニアのlnvesticiju ir verslo garantijosinというバルト諸国の国家機関から共同出資を受けている。EIFは、BIFの個別財務書類を作成している。

V.53. 研究・開発・イノベーション・アドバイザリー（「RDIアドバイザリー」）

RDIアドバイザリーは、ホライズン2020に基づくInnovFinプログラムの一環として、2014年６月に締結された７年間の包括協定に基づいて設立された欧州委員会とのパートナーシップである。RDIアドバイザリーには２系統の活動があり、(i) アドバイザリーに関連した立ち上げ段階のプロジェクト、および(ii) RDI投資の全体的な枠組みの状況の改善を取り扱う並列活動ならびにホライズン2020の下での金融手段である。EIBは、RDIアドバイザリーの個別財務書類を作成している。

V.54. GEEREF（「基金および技術支援ファシリティ」）

GEEREF（グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金）は、ECのイニシアチブで設定されたファンド・オブ・ファンズである。その目的は、新興市場（ACP、ALAおよび欧州近隣諸国）における再生可能エネルギーおよびエネルギー効率の分野を重点とするプライベート・エクイティ・ファンドに投資することである。EIFも、GEEREFフロント・オフィスが実施する関連業務の対象となる技術援助の提供を委任されている。

V.55. 欧州地域のサポート計画に対する共同支援（JASPERS）

JASPERS（欧州地域のサポート計画に対する共同支援）は、EIB、欧州委員会およびEBRDの間における技術支援ファシリティである。欧州構造投資基金の下での資金供与のために提起される主要プロジェクトの品質を高めることができるようにするために、EUおよび候補国の大部分を支援する。JASPERSによる支援には、EUからの資金供与に係る申請の把握から提出まで、プロジェクトの準備の支援、独立した立場でのプロジェクトの品質レビュー、均等な割り当て、戦略支援、能力の構築（能力センターを含む）、実行支援が含まれることがある。JASPERSの業務は、７つの部門（道路、鉄道・航空・海事、水道・ごみ、エネルギー・固形廃棄物、スマート開発、ネットワーキング能力センター、独立品質レビュー）に分かれている。運営期間の最初の10年（2005年- 2015年）において、JASPERSは1,000を超えるプロジェクトを支援してきた。JASPERSが支援し、欧州委員会が資金供与を承認したプロジェクトの投資価値は、720億ユーロ超である。EIBは、JASPERSの個別財務書類を作成している。

V.56. LfA-EIFファシリティ

LfA-EIFファシリティは、2009年に調印されたもので、ドイツ・ババリア地方における技術志向の初期および拡大段階にある企業を支援するために投資を提供するEIFおよびLfAフォルダーバンク・バイエルンの共同ベンチャーである。

V.57. 技術移転パイロット・プロジェクト（「TTP」）

欧州委員会の資金提供を受けて2008年11月に調印されたTTPに基づき、EIFはシード前およびシード段階における資金提供を通じて技術移転体制を支援している。EIFは、TTPの個別財務書類を作成している。

V.58. ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド（「MDD」）

MDDは2013年６月に調印された投資プログラムであり、ドイツの中堅企業に投資するハイブリッド債および株式ファンドを引き受けるために、ドイツ連邦経済技術省（BMWi）および州の様々な機関が資金を供出している。

V.59. スペイン向けSMEイニシアチブ

2015年１月26日、スペイン王国と欧州投資基金との間で委任契約が締結された。EIFは、適格な中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオ、ならびに中小企業および従業員が500名未満のその他の企業向けの既存のデット・ファイナンスの証券化および／または中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオの証券化に対して、上限を設けず保証を提供する予定である。スペイン向けSMEイニシアチブに対するEUの拠出は、EIFが受領し、EIBが実施する国庫資産運用の対象となる。当該運用については、欧州投資基金と欧州投資銀行との間で締結された資産運用サイド・レターに準拠する。EIFは、スペイン向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.60. グリーン・フォー・グロース・ファンド（「GGF」）

グリーン・フォー・グロース・ファンドはEIFによって2009年12月に設立され、トルコを含む欧州東南部諸国のエネルギー効率改善に特化して資金提供を行っている。

V.61. グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）

グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）の下で、EIFは2007年12月より投資アドバイザーの機能を果たしている。GEEREFは、EC、ドイツ連邦政府およびノルウェー王国の支援を受けており、その目的は主に、エネルギー効率および再生可能エネルギーに関与し、開発途上国および市場経済移行国におけるクリーン・エネルギーの利用可能性を高めるプロジェクトおよび企業を資産に持つ、地域のファンドに投資することである。GEEREF事業の開拓は、サブアドバイザリー契約の下で、正式にEIBに委任されている。

V.62. 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ

TTAトルコは、EIFが科学産業技術省（MoSIT）、トルコ科学研究審議会（TUBITAK）、駐トルコ欧州連合代表部および欧州委員会地域政策ディレクター・ジェネラルと協力して計画したイニシアチブである。TTAトルコは、加盟候補国向け支援制度（IPA）の資金に係る協定書の地域開発項目に基づき、EUとトルコ共和国が共同融資し、EIFが管理している。TTAトルコは、２つの目的を達成すること、すなわち、大学および研究センターに限定されている科学的な研究開発（R&D）の事業化の促進による、財務的に持続可能なファンドの設立、ならびに特にトルコの後進地域および発展途上地域への波及効果に重点を置いた、トルコにおける技術移転市場の発展を促進することを目指している。

V.63. 金融商品（「FI」）コンパス・アドバイザリー・プラットフォーム

FIコンパス・アドバイザリー・プラットフォームは、EU加盟国およびその管理当局ならびに小口融資プロバイダーに、欧州構造投資基金（ESIF）ならびに雇用および社会イノベーション・プログラム（EaSI）の範囲内で、金融商品の開発についてのアドバイザリー支援と学習機会を提供する。FIコンパス・アドバイザリー・プラットフォームは、2014年-2020年の期間の包括協定の下で、ECが資金拠出しEIBが実施する。EIBは、FIコンパス・アドバイザリー・プラットフォームの個別財務書類を作成している。

特別部門計算書(1)

2017年および2016年12月31日現在（単位：ユーロ）

資産	**2017年12月31日**	**2016年12月31日**
トルコ		
加盟国の財源によるもの		
実行済貸付残高	**0**	**271**
合計(2)	**0**	**271**
加盟候補国向け支援制度（IPA）		
加盟国の財源によるもの		
実行済貸付残高	0	0
合計(3)	**0**	**0**
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	**36,934**	**49,130**
リスク資本業務		
- 未実行金額	29,260	39,288
- 実行済金額	39,738	53,090
	68,998	**92,378**
合計(4)	**105,932**	**141,508**
アフリカ、カリブ海および太平洋地域諸国ならびに加盟国の属国および属領		
欧州連合の財源によるもの		
- ヤウンデ協定		
実行済貸付金	352	764
リスク資本形成拠出金		
- 実行済金額	419	419
合計(5)	**771**	**1,183**
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 未実行金額	0	0
- 実行済金額	194,336	219,272
	194,336	**219,272**
合計(6)	**194,336**	**219,272**
合計	**301,039**	**362,234**

特別部門計算書(1) （続き）

2017年および2016年12月31日現在（単位：ユーロ）

負債	**2017年12月31日**	**2016年12月31日**
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	76,672	102,220
- 加盟候補国向け支援制度（「IPA」）金融議定書	0	0
- ヤウンデ協定	771	1,183
- ロメ協定	194,336	219,272
- ロメ協定に基づくその他の原資	0	0
	271,779	322,675
加盟国の委託によるもの	0	271
受託管理資金の合計	**271,779**	**322,946**
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	29,260	39,288
ロメ協定に基づくリスク資本による業務	0	0
未実行金額の合計	**29,260**	**39,288**
合計	**301,039**	**362,234**

付記：

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計：

a) 2017年12月31日現在における第１次、第２次および第３次ロメ協定に基づくもの：229,159千ユーロ（2016年：321,166千ユーロ ）

b) 2017年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの： 54,433千ユーロ（2016年：60,557千ユーロ）

欧州連合 - 欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年８月20日に締結された。発行済EU保証の総額は、2017年12月31日現在で4,280千ユーロ（2016年：4,280千ユーロ）である。EU保証の総額は、2017年12月31日現在で38,920千ユーロ（2016年：38,920千ユーロ）である。

注(1)： 特別部門は、総務会によって1963年５月27日に設定された。1977年８月４日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（NIF）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となりうる引当金もしくは評価調整は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2)： 加盟国の委託に基づき、加盟国の勘定により、またそのリスク負担の下に、トルコにおけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			405,899
加算：	為替差額		20,547
減算：	解約額	215	
	返済額	426,231	
			-426,446
			0

注(3)： 加入前支援制度に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、プロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			29,640
減算：	為替差額	10,517	
	解約額	0	
	返済額	19,123	
			-29,640
			0

注(4)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年１月１日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			840,457
減算：	為替差額	58,999	
	解約額	164,335	
	返済額	511,191	
			-734,525
			105,932

注(5)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、連合アフリカ諸国、マダガスカルおよびモーリシャスならびに加盟国の属国、属領および地区（AASMM-OCTD）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

特別条件付貸付金		139,483	
リスク資本形成拠出金		2,503	
実行時の金額：			141,986
加算：	資産計上された利息	1,178	
	為替差額	9,823	
			11,001
減算：	解約額	3,310	
	返済額	148,906	
			-152,216
			771

注(6)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：			
条件付劣後貸付金		3,116,097	
出資		121,002	
実行時の金額：			3,237,099
加算：	資産計上された利息		9,548
減算：	解約額	731,474	
	返済額	2,264,829	
	為替差額	56,008	
			-3,052,311
			194,336
他の財源による貸付金：			
実行時の金額：			16,500
加算：	為替差額		58
減算：	解約額	8,414	
	返済額	8,144	
			-16,558
			0
			194,336

注W：資本金および準備金

W.1. 資本金および準備金

欧州連合の金融機関であるEIBは、1957年３月25日付のローマ条約に基づいて設立された。EIB加盟国は欧州連合加盟国であり、いずれもグループの資本金に対し応募済みである。EIBの応募済資本金は、243,284,154,500ユーロ（2016年12月31日現在では243,284,154,500ユーロ）であり、払込未請求資本金は、2017年12月31日現在、221,585,019,550ユーロ（2016年12月31日現在では221,585,019,550ユーロ）である。

新規加盟国、またはEIB応募済資本金分担分を増額する加盟国は、払込請求を受けた資本金分担分に準備金、準備金に相当する引当金および同様金額の分担分を加算した金額を、通常は数年間にわたり均等に分割して払い込む。EIB資本金の新規加盟国分担金の算定（通常、欧州委員会統計局（Eurostat）が公式に発表した各国のGDPに基づいて行われる）を含めた払込みの具体的な方法は、加盟条約および／または総務会のEIB増資決議により設定される。

2013年７月１日、応募済資本金は、2013年７月１日に加盟した新規加盟国であるクロアチアからの拠出により、242,392,989,000ユーロから243,284,154,500ユーロに増加した。 この増資の結果、新規加盟国は払込資本に対する割当（79.5百万ユーロ）、および準備金に対する割当（128.4百万ユーロ）の2013年６月30日現在の残高について拠出を求められた。拠出金合計は、2013年11月30日、2014年11月30日、2015年11月30日、2016年５月31日、2016年11月30日、2017年５月31日、2017年11月30日および2018年５月31日の８回に均等分割して支払われる。分割払いの2017年11月30日までの部分は、全額が決済された。

貸借対照表の払込予定応募済資本金および準備金という項目に計上されている25,724千ユーロ（2016年12月31日現在：76,656千ユーロ）の金額は、新規加盟国であるクロアチアからの正味受取額に関連する25,983千ユーロ（2016年12月31日現在：77,950千ユーロ）の割引後の金額である。

EIBの総務会および理事会における議決権は、各加盟国の応募済資本金分担金だけでなく、EIB定款の第8条と第10条で定められている別の基準にも一部基づいて設定されているが、その適用は、具体的な議決手続に応じて双方に基づく場合もあれば一方だけに基づく場合もある。

欧州連合からの脱退や加盟国の応募済資本金の減額については、現在効力を有する規定では見込まれていない。

W.2. 自己資本管理

強固な自己資本ポジションの維持は、グループの主要な目的の一つである。自己資本の十分性確保のためのグループの自己資金は、予想損失および引当金控除後の払込済資本および準備金で構成されている。グループの自己資本はすべて、コア資本Tier 1の金融商品で構成されている。加えて、グループは、必要が生じたときにEIBが払込請求できる引受済払込未了自己資本から恩恵を受けている。グループは、法人業務計画およびリスク許容度に従い、将来の見通しに基づき、自己資本について計画している。

規制当局の監督下に置かれていないものの、関連する銀行業に関する欧州連合指令および銀行業のベスト・プラクティスに従うことを目指している。特に、このことはバーゼルIIIの枠組みをEU法に変換した自己資本要件指令（2013年６月26日、575/2013/EP）に該当する。グループは、規制上および経済上の自己資本所要額の双方をモニタリングするとともに、ストレス・テストを実施して、マクロ経済環境およびグループの業務の変化に対する自己資本所要額の感応度を評価している。

自己資本要件規則に従い、欧州連合会計指令に基づくEIBグループの連結財務書類に基づいて算出されたグループのコア資本Tier 1比率は、2017年12月31日現在で25.8%（2016年末は24.6%）であった。当該比率が前年に比べ上昇したのは、規制上の自己資本の着実な増加が要因であり、グループのポートフォリオにおける新規事業のリスクの増加に伴うリスク加重資産の小幅の増加の影響を上回った。 2017年12月31日現在、法定財務書類に基づくEIBのコア資本Tier 1比率は、28.5%（2016年末現在26.4%）であった。

注X：換算レート

2017年12月31日現在および2016年12月31日現在の貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2017年12月31日	2016年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ(CZK)	25.5350	27.0210
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4449	7.4344
英ポンド(GBP)	0.8872	0.8562
ハンガリー・フォリント(HUF)	310.3300	309.8300
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.1770	4.4103
ルーマニア・レイ(RON)	4.6585	4.5390
スウェーデン・クローナ(SEK)	9.8438	9.5525
欧州連合加盟国以外の通貨		
オーストラリア・ドル(AUD)	1.5346	1.4596

カナダ・ドル(CAD)	1.5039	1.4188
スイス・フラン(CHF)	1.1702	1.0739
中国人民元（CNY）	7.8044	7.3202
ドミニカ・ペソ（DOP）	57.1465	48.7476
エジプト・ポンド（EGP）	21.2725	19.0008
香港ドル(HKD)	9.3720	8.1751
アイスランド・クローナ(ISK)	124.7000	214.9400
日本円(JPY)	135.0100	123.4000
ケニア・シリング(KES)	123.7000	108.0600
モロッコ・ディルハム(MAD)	11.2144	10.6711
メキシコ・ペソ(MXN)	23.6612	21.7719
ノルウェー・クローネ(NOK)	9.8403	9.0863
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.6850	1.5158
ロシア・ルーブル(RUB)	69.3920	64.3000
セルビア・ディナール(RSD)	118.2700	123.4000
チュニジア・ディナール(TND)	2.9821	2.4255
トルコ・リラ(TRY)	4.5464	3.7072
台湾ドル(TWD)	35.5849	34.1539
ウクライナ・グリブナ(UAH)	33.7627	28.5012
米ドル(USD)	1.1993	1.0541
CFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	14.8054	14.4570

注Y：関連当事者取引-主要経営者

グループは、理事会、経営委員会の委員およびEIBの各種組織部門の責任者を務めるディレクター・ジェネラルを主要経営者と特定している。

一般管理費（注P）に算入されている主要経営者の当該報告期間の報酬は、次の表のとおりである。

（単位：千ユーロ）	2017年	2016年
短期給付(1)	9,569	9,821
退職後給付(2)	864	910
退職手当	2,344	9
	12,777	**10,740**

(1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。

(2) 退職給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。

2017年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

（単位：千ユーロ）	2017年12月31日	2016年12月31日
年金制度および健康保険（注J）	-76,253	-66,438
その他の負債（注G）	-16,796	-15,573

注Z：後発事象

2017年12月31日現在の本財務書類の調整または本財務書類における開示を要する、決算日後に発生した重要な事象はない。

前へ

②【ＥＵ会計指令に基づく連結財務書類】

(a) 当有価証券報告書の本項に記載されているEIBグループの2017年12月31日現在の連結貸借対照表および連結オフ・バランスシート、ならびに同日に終了した事業年度の連結損益計算書および連結キャッシュ・フロー計算書（以下「EU会計指令に基づく連結財務書類」という。）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州経済共同体理事会指令（86/635/EEC）の一般原則（一部の銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関して、2001年９月27日付欧州共同体指令2001/65/EC、2003年６月18日付欧州共同体指令2003/51/ECおよび2006年６月14日付欧州共同体指令2006/46/ECにより改正済み）に準拠して作成されている。

(b) 当有価証券報告書に記載されているEU会計指令に基づく連結財務書類は、EIBの会計監査人であるKPMGの監査を受けている。

次へ

連結貸借対照表

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

資産	2017年12月31日		2016年12月31日	
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金（注B.1）		**162,483**		**316,769**
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券（注B.2）		**41,508,248**		**51,636,687**
3. 金融機関貸付金および預け金				
a）要求払	937,805		865,097	
b）その他の貸付金および預け金（注C）	33,898,199		35,232,081	
c）貸付金（注D.1）	121,560,358		124,328,841	
		156,396,362		**160,426,019**
4. 対顧客貸付金および預け金				
a）その他の貸付金および預け金（注C）	1,741,983		2,219,989	
b）貸付金（注D.1）	313,620,389		310,256,151	
c）評価損益（注D.2）	-465,507		-533,147	
		314,896,865		**311,942,993**
5. 確定利付証券を含む負債証券（注B.2）				
a）公共機関による発行	7,024,316		8,651,141	
b）その他による発行	8,647,411		7,208,319	
		15,671,727		**15,859,460**
6. 株式およびその他の変動利回証券（注E.2）		**5,035,790**		**4,147,216**
7. 参加持分（注E.2）		**263,453**		**185,786**
8. 無形資産（注F）		**21,264**		**16,219**
9. 有形資産（注F）		**265,338**		**272,900**
10. その他の資産（注G）		**162,310**		**139,327**
11. 払込予定応募済資本金および準備金（注H.2）		**25,983**		**77,950**
12. 前払金および未収収益（注I）		**16,596,171**		**29,525,590**
資産合計		**551,005,994**		**574,546,916**

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結貸借対照表（続き）

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債	2017年12月31日		2016年12月31日	
1. 金融機関に対する債務（注J）				
a）要求払	4,953,852		12,425,692	
b）期日払または通知払	57,475		694,221	
		5,011,327		**13,119,913**
2. 顧客に対する債務（注J）				
a）要求払	1,922,566		1,927,330	
b）期日払または通知払	8,349		25,030	
		1,930,915		**1,952,360**
3. 債務証書借入（注K）				
a）負債証券	435,730,418		455,660,830	
b）その他	13,854,945		15,261,807	
		449,585,363		**470,922,637**
4. その他の負債（注G）		**854,828**		**1,168,354**
5. 未払金および繰延収益（注I）		**20,531,793**		**17,456,674**
6. 引当金				
a）年金制度および健康保険制度（注L）	2,766,138		2,489,914	
b）保証引当金（注D.4）	23,460		42,479	
		2,789,598		**2,532,393**
7. 応募済資本金（注H）				
a）応募済資本金	243,284,155		243,284,155	
b）払込未請求資本金	-221,585,020		-221,585,020	
		21,699,135		**21,699,135**
8. 準備金（注H）				
a）準備基金	24,328,415		24,328,415	
b）その他準備金	10,312,322		7,525,684	
c）特別活動準備金	7,504,091		6,776,060	
d）一般貸倒準備金	2,700,556		3,305,458	
		44,845,384		**41,935,617**
9. 当期純利益		**2,858,647**		**2,926,400**
10. 少数株主に帰属する持分（注H）		**899,004**		**833,433**
負債合計		**551,005,994**		**574,546,916**

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結オフ・バランスシート

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2017年12月31日		2016年12月31日	
契約債務：				
- 未実行貸付金（注D.1）				
- 金融機関	28,890,536		29,925,074	
- 対顧客	84,037,546		83,395,374	
		112,928,082		**113,320,448**
- 株式およびその他の変動利回証券への未実行額				
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.2）	5,323,061		5,215,963	
- 未実行投資基金（注E.2）	2,649,089		1,113,939	
- EBRD払込未請求資本（注E.2）	712,630		712,630	
		8,684,780		**7,042,532**
- 参加持分未実行額				
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.2）	600,531		597,512	
		600,531		**597,512**
- 受取有価証券		**419,864**		**109,100**
- 決済未了のローンチ済借入		**279,008**		**223,950**
偶発債務および保証：				
- 第三者からの貸付金に係るもの		**15,810,651**		**12,735,555**
第三者に代わって保有している資産（注Z）：				
- インベストメント・ファシリティ-コトヌー	3,024,653		2,870,139	
- ギャランティー・ファンド	2,560,762		2,506,053	
- NER300	2,086,410		2,106,441	
- JESSICA（保有基金）	975,912		1,396,000	
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	941,251		697,996	
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（RSFF）（リスク・シェアリング・インスツルメント（RSI）を含む）	762,989		839,290	
- EU－アフリカ・インフラ信託基金	594,869		647,629	
- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）（旧プロジェクト債券イニシアチブ（PBI）および欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（LGTT）を含む）	523,636		492,898	
- ファンド・オブ・ファンズ（JESSICA II）	419,539		203,350	
- 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）	335,889		254,622	
- GF ギリシャ	307,794		305,234	
- 特別部門	301,039		362,234	
- 欧州構造投資基金（ESIF）	270,451		160,090	

連結オフ・バランスシート（続き）

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

- COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）	243,949	199,371
- イタリア向けSMEイニシアチブ	180,442	0
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み（ENPI）	124,540	142,089
- 深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）	103,070	0
- ブルガリア向けSMEイニシアチブ	94,635	95,256
- ルーマニア向けSMEイニシアチブ	91,396	0
- SMEG 2007	90,098	99,610
- InnovFin中小企業保証	86,811	50,523
- マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイティ	83,512	60,037
- InnovFin エクイティ	83,438	116,205
- GIF 2007	82,575	89,717
- 国際開発協力機構（AECID）	71,766	76,958
- 雇用および社会イノベーション・プログラム（EaSI）	55,790	48,536
- 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（WB EDIF）	50,715	55,912
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信託基金	49,128	48,811
- グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリティ（GAGF）	47,359	53,530
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）信託基金	46,485	48,691
- フィンランド向けSMEイニシアチブ	37,238	20,460
- 重債務貧困国（HIPC）イニシアチブ	35,408	35,438
- マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャランティー	32,425	25,043
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス商品	31,235	17,988
- EPTA信託基金	22,754	22,205
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）リスク資本ファシリティ	19,546	19,816
- 加盟候補国向け支援制度（IPA）II	18,435	17,778
- 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ	17,377	5,676
- マルタ向けSMEイニシアチブ	14,692	13,503
- 学生ローン保証ファシリティ	14,466	15,939
- 欧州戦略投資基金（EFSI）－欧州投資アドバイザリー・ハブ（EIAH）	13,973	8,868
- SMEギャランティー・ファシリティ	12,186	17,444
- NPI証券化イニシアチブ（ENSI）	11,976	5,040
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	11,757	11,150
- NPI	11,052	0
- 連邦経済技術省	7,336	1,302

連結オフ・バランスシート（続き）

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2017年12月31日		2016年12月31日	
- G43信託基金	5,679		10,578	
- 欧州技術ファシリティ	5,604		4,329	
- アルプス地域成長投資プラットフォーム（AlpGIP）	4,282		0	
- 欧州議会準備行動（EPPA）	1,972		1,977	
- ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（PGFF）	1,393		2,913	
- バルト諸国新規事業育成基金（BIF）	1,223		6,199	
- 研究・開発・イノベーション（RDI）アドバイザリー	1,156		5,762	
- GEEREF技術支援ファシリティ	1,056		1,165	
- 欧州地域のサポート計画に対する共同支援（JASPERS）	814		2,237	
- LfA-EIFファシリティ	805		551	
- 技術移転パイロット・プロジェクト（TTP）	397		385	
- ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド（MDD）	193		987	
- スペイン向けSMEイニシアチブ	192		177	
- グリーン・フォー・グロース・ファンド（GGF）	12		7,210	
- グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）	5		5	
- 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ	3		35,062	
- 金融商品（Fi）コンパス	0		2,555	
		15,027,545		**14,346,964**
その他の項目：				
- 金利スワップ契約（コミットメントを含む）の想定元本（注V.1.2）		**510,007,074**		**523,352,665**
- 財務通貨スワップ契約（支払）の想定元本		**205,439,795**		**198,881,468**
- 通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注V.1.1）		**203,935,206**		**212,232,364**
- 短期通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注V.2）		**43,942,480**		**46,311,642**
- 短期通貨スワップ契約（支払）の想定元本		**43,909,464**		**45,328,388**
- EIFの少数株主に付与されたプット・オプション		**813,042**		**753,544**
- 為替予約取引（注V.2）		**584,605**		**666,973**
- 決済未了のローンチ済の通貨スワップ（支払）		**144,078**		**0**
- 決済未了のローンチ済の通貨スワップ（受取）（注V.1.1）		**142,263**		**0**
- 借入債務支払に係る特別預け金（注S）		**34,411**		**3,001**

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結損益計算書

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

		2017年		2016年	
1.	受取利息および類似収益（注N）		23,412,219		22,184,899
2.	支払利息および類似費用（注N）		-20,121,596		-18,839,881
3.	証券からの収益		336,162		241,540
4.	受取手数料（注O）		347,541		297,321
5.	支払手数料		-112,257		-64,896
6.	金融業務損益（注P）		-2,955		-46,673
7.	その他の業務収益（注Q）		11,038		8,334
8.	一般管理費（注R）				
	a）人件費（注L）	-771,360		-629,444	
	b）その他の管理費	-258,604		-251,583	
			-1,029,964		-881,027
9.	有形・無形資産に係る評価損益（注F）				
	a）有形資産	-31,810		-28,369	
	b）無形資産	-7,388		-6,651	
			-39,198		-35,020
10.	固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、参加持分および関係会社株式に係る（再）評価損益		-1,923		-8,216
11.	貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益		81,071		107,422
12.	当期純利益		2,880,138		2,963,803
13.	少数株主に帰属する当期利益		21,491		37,403
14.	EIB株主に帰属する当期利益		2,858,647		2,926,400

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結キャッシュ・フロー計算書

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
A.営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	**2,880,138**	**2,963,803**
調整額：		
貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	-81,071	-107,422
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る評価損益の変動額	1,923	8,216
有形・無形資産に係る評価損益および有形資産売却純損益	39,198	32,173
株式およびその他の変動利回証券に係る（再）評価損益	-73,757	54,371
正味受取利息	-3,290,623	-3,345,018
為替調整額	22,352	234,277
営業活動による利益	**-501,840**	**-159,600**
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-48,759,528	-54,320,048
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	47,480,834	52,252,742
中央銀行預け金の変動額	154,286	-110,672
流動性国庫証券ポートフォリオの変動額	4,329,176	-775,941
金融機関および顧客に対する債務の変動額	-8,130,031	-2,448,271
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額	276,224	200,699
投資基金に係る契約債務および発行した保証に関する引当金の変動額	-19,019	-61,904
短期国庫証券デリバティブの評価の変動額	-25,469	-34,206
その他の資産およびその他の負債の変動額	-311,040	415,340
利息受取額	21,665,775	22,435,630
利息支払額	-18,549,546	-16,613,136
営業活動による／（で使用した）正味現金	**-2,390,178**	**780,633**
B.投資活動によるキャッシュ・フロー：		
期中に購入した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	0	-105,529
期中に満期が到来した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	13,500	1,606,000
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオの購入	-4,250,895	-5,443,890
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金の償還	5,046,227	3,045,166
株式およびその他の変動利回証券取得額	-1,485,318	-1,162,362
株式およびその他の変動利回証券売却額	669,583	577,470
参加持分取得額	-85,699	-202,278
参加持分売却額	7,027	0
有形・無形資産の購入	-37,521	-42,686
有形資産の処分	840	2,220
有形資産の売却手取額	0	6,782
投資活動による／（で使用した）正味現金	**-122,256**	**-1,719,107**

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
C. 財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証書借入の発行	123,643,914	165,543,970
債務証書借入の償還	-123,056,139	-160,554,709
加盟国の拠出	51,967	51,967
EIF株式売却	2,550	3,198
EUMPFの資本払戻し	42,227	22,514
増資	44,416	40,988
少数持分に対する配当金の支払	-9,842	-9,085
財務活動による／（で使用した）正味現金	**719,093**	**5,098,843**
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	**54,840,859**	**50,334,953**
以下による正味現金：		
営業活動	-2,390,178	780,633
投資活動	-122,256	-1,719,107
財務活動	719,093	5,098,843
保有現金に係る為替調整	-1,287,400	345,537
現金および現金同等物期末残高	**51,760,118**	**54,840,859**
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	35	35
発行後３ヵ月内満期の短期金融市場証券	18,863,479	23,483,405
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	937,805	865,097
その他の貸付金および預け金（注C）	31,958,799	30,492,322
	51,760,118	**54,840,859**

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

次へ

欧州投資銀行グループ

連結財務書類に対する注記

2017年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, Luxembourgである。

EIBと子会社を合わせて「グループ」と総称する。

EIBの子会社は、注E.1.で開示されている。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 会計原則

欧州投資銀行の連結財務書類（「本財務書類」）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月８日付欧州共同体理事会86/635/EEC指令書（特定の業種の会社、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する2001年９月27日付2001/65/EC指令書、2003年６月18日付2003/51/EC指令書および2006年６月14日付2006/46/EC指令書により改正済）（以下、「指令書」と総称する）の一般原則に準拠して作成されている。

経営委員会の提案を受け、理事会は2018年３月15日に本財務書類を採択し、2018年４月27日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

グループは、欧州連合が承認した国際財務報告基準（IFRS）に従って作成した連結財務書類も公表している。

A.1.2. 重要な会計上の判断および見積り

本財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

貸付金および預け金に係る評価損益

グループでは、報告日ごとに貸付金および預け金を検証し、評価調整に係る引当金を計上すべきか否かを評価している。特に、引当金所要額を算定するにあたっては、将来キャッシュ・フローの金額と発生時期の見積りにおいて経営陣の判断を要する。こうした見積りは多くの要素に関する仮定に基づいており、実際の結果は見積りと異なることがあり、結果として、将来、引当金が変動する場合もある。個別に重要な貸付金および預け金に対する個別引当金の他に、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、貸付金または預け金のデフォルト・リスクが付与された当初よりも高まっているエクスポージャーに対して、グループは集合的な引当金を計上するためのテストも実施している。

金融保証に係る引当金

グループは、金融保証契約の開始時点において債務の公正価値で負債を認識している。その後、当該保証は債務の最善の見積り、または当初認識額から保証料の償却額を控除した額のいずれか高い方の金額で測定される。金融保証引当金は当該債務を決済するための費用に対応しており、この費用は、連結貸借対照表日時点で存在するすべての関連する要素および情報に基づいて見積られた予想損失である。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、および将来の給与ならびに年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う。

グループの英国に対するエクスポージャー

2017年３月29日、英国政府は欧州連合条約（「TEU」）第50条を発動し、EU加盟国からの英国の離脱プロセスを正式に開始した。2017年12月８日、EUと英国政府の交渉官は、「TEU第50条に基づく交渉の第一段階における欧州連合からの英国の秩序だった離脱の進展に関する欧州連合および英国政府の交渉官による共同報告書」（共同報告書）を公表した。この共同報告書は、以下の見解とともに、2017年12月14日および15日の欧州理事会の（第50条下の）会合に提出された。「すべてが合意されるまで何も合意されないという前提のもとで、この共同報告書の中で述べられている共同のコミットメントは、全詳細に至るまで離脱協定に反映されるものとする。このことは、移行期間に関する取決めが交渉の第二段階で合意された場合に備えて適切な調整方法を予め判断するものではなく、また、将来の関係の枠組みに関する議論に影響を与えるものではない。」

払込未請求資本金および払込資本金に関して、次の原則が共同報告書に盛り込まれている。

「英国は、離脱の日における払込未請求資本金に相当する額の保証を差し入れる（払込未請求資本金の現在の金額は357億ユーロ）。」「この保証は、離脱日におけるEIBの取引累積額が償却されるに従って減少するものとし、この減少は累積残高が離脱日現在の応募済資本金合計と同額になる日に開始し、当該残高が離脱日現在の払込資本金合計と同額になる日に終了する（なお、いずれの資本金もEIBの定款で定義されている。）。」

「払込資本金に関する英国の持分」（35億ユーロ）「は、2019年末より12年賦で払い戻される。英国は、払い戻される払込資本金の額について、EIBの取引累積額の残高が離脱日現在の払込資本金合計と同額になるまでは責任を負い続けるものとし、同額となった時から、残存する未返済取引額

に応じて責任額の償却が開始する。こうした払戻しの他には、EIBは英国のEIBからの脱退または英国の保証の差入れを理由としたその他の支払、返金または報酬の支払を行わない。」

A.2. 重要な会計方針の要旨

A.2.1. 外国通貨の換算

グループは、加盟国の資本勘定の測定単位として、そしてグループの財務書類の表示にユーロ（EUR）を使用している。

グループは、各欧州連合加盟国の通貨、ユーロおよび非欧州連合通貨で業務を行っている。EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。グループのユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レート（終値）に基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は損益計算書に計上される。

A.2.2. 連結基準

本財務書類は、欧州投資銀行（「EIB」）ならびにその子会社である欧州投資基金（「EIF」）およびEUマイクロファイナンス・プラットフォームFCP-FIS（「EUMPF」）の財務書類により構成される。両子会社の財務書類は、EIBと同じ報告年度について作成され、EIBと一貫した会計方針に基づいている。

EIBは、EIFおよびEUMPFの財務書類を連結している。EUMPFは2015年１月１日付で新規連結された。

貸借対照表および損益計算書上の勘定を合算した後、グループ内取引から生じたグループ内の残高、取引、収益および費用をすべて相殺消去している。

少数株主持分とは、損益および純資産のうち、EIBが直接的にも間接的にも所有していない部分を表す。

代理人または受託者の資格で保有されている資産はグループの資産ではなく、注Zに記載されている。

A.2.3. デリバティブ

グループは、金利リスクおよび外貨リスクのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品（主に通貨スワップおよび金利スワップ）を資産および負債の管理（「ALM」）活動の一環として使用している。すべてのデリバティブ取引は、想定元本により、取引日にオフ・バランス項目として計上されている。

グループのスワップの大部分は、債券発行をヘッジする目的で締結されている。グループは、金利スワップに加えて通貨スワップを締結し、これにより借入資金を当初別の通貨に交換し、満期時には借入返済に必要な資金を元の通貨で入手する。

またグループは、貸付金のヘッジの一環として、またはグローバルなALMポジションのために通貨スワップ、金利スワップおよびオーバーナイト・インデックス・スワップを行っている。これに関する利息は、関連期間に対する比例配分で計上されている。

グループは、財務オペレーションの一部としての為替スワップを主とした短期デリバティブ金融商品を使用するほか、売買目的ポートフォリオ（流動性証券ポートフォリオ）をヘッジする手段としてのデリバティブも利用している。

A.2.3.1. 売買目的ポートフォリオのデリバティブ

有価証券流動性ポートフォリオの一部として、売買目的のデリバティブが締結され、貸借対照表に時価で計上される。すなわち、その時価が正の値の場合には、その他の資産に、負の値の場合には、その他の負債に計上される。時価の変動は、金融業務損益に含まれている。時価は、市場の公表価格、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション価格モデルにより入手している。オプション価格モデルには、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールド・カーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で前払金および未収収益または未払金および繰延収益の勘定科目に計上される。

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、未払金および繰延収益または前払金および未収収益で相殺されている。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では受取利息および類似収益または支払利息および類似費用に計上される。通貨スワップの時価が正の値の場合には、その他の資産に、負の値の場合には、その他の負債に計上される。時価の変動は、金融業務損益に含まれている。

金利スワップ

金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では受取利息および類似収益または支払利息および類似費用に計上される。金利スワップの時価が正の値の場合には、その他の資産に、負の値の場合には、その他の負債に計上される。時価の変動は、金融業務損益に含まれている。

A.2.3.2. その他すべてのデリバティブ

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、未払金および繰延収益または前払金および未収収益で相殺されている。通貨スワップの先渡レッグは決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の決済差額として生ずるプレミアム／ディスカウントは、損益計算書の受取利息および類似収益または支払利息および類似費用を通じ、関連期間に対する比例配分で損益計上される。

金利スワップ

ヘッジ金利スワップは、再評価していない。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書の受取利息および類似収益または支払利息および類似費用に計上される。

金利先渡契約

金利先渡契約はヘッジ目的で締結され、取引日現在ではオフ・バランスシート項目とされる。契約上の先渡金利と年度末金利の差異は、損益計算書の受取利息および類似収益または支払利息および類似費用に計上される。

為替予約取引

為替予約取引は、将来の通貨ポジションを調整するために締結される。先渡レッグは、決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の差額は、損益計算書の受取利息および類似収益または支払利息および類似費用を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で前払金および未収収益または未払金および繰延収益に計上される。

A.2.4. 金融資産

金融資産は決済日基準で計上されている。

A.2.5. 現金および現金同等物

グループは、容易に換金可能な短期有価証券および満期が90日以内の利付預金を現金および現金同等物と定義している。

A.2.6. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券

A.2.6.1. グループ長期ヘッジ・ポートフォリオ

グループ長期ヘッジ・ポートフォリオには、EIBの長期ヘッジ・ポートフォリオおよびEIFの投資ポートフォリオの有価証券が含まれ、最終満期日まで保有する目的で購入した有価証券で構成されている。これらの有価証券は、下記の機関が発行または保証している。

－ 欧州連合加盟国政府、G10諸国、およびそれらの政府機関

－ 多国籍開発銀行を含む国際公的機関

これらの有価証券は、当初、購入価額で計上される。一時的でない評価損益は計上されている。当初の計上価額と償還金額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で計上される。

A.2.6.2. 運用ポートフォリオ

短期財務ポートフォリオ「TMP」

適切な水準の流動性を維持するため、EIBは満期が12ヵ月以内の短期金融商品、特に短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券を購入している。短期財務ポートフォリオの有価証券は、最終満期日まで保有されるもので、当初は購入価格で計上され、償却原価で本財務書類に表示される。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で受取利息および類似収益として計上される。一時的でない評価損益は計上されている。

有価証券流動性ポートフォリオP1およびP2ならびにEIFの運用およびABSポートフォリオ

P1「固定利付」およびP2「変動利付」ポートフォリオは、政府、国際機関、金融機関および企業が発行もしくは保証している債券で構成されている売買目的ポートフォリオである。これらのポートフォリオの有価証券は、購入当初においては、取得原価で計上され、本財務書類には、時価で計上される。時価の変動は、損益計算書の金融業務損益に計上される。

EIF運用ポートフォリオは、残存期間が10年以内の上場有価証券で構成されている。

これらの有価証券は売却可能区分に分類され、本財務書類では時価で表示されている。時価の変動は、損益計算書の金融業務損益に計上される。

EIFのABSポートフォリオは、特別目的事業体（SPV）、信託事業体または金融機関が発行した債券、ノートあるいは証書の形態の債務で構成されている。これらの有価証券は貸付金および債権として分類されており、当初購入価格で計上された上、償却原価で評価されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で受取利息および類似収益として計上される。一時的でない評価損益は計上されている。

財務ポートフォリオの時価は、第一情報源としての活発な市場における公表相場価格に基づいている。入手できる公表相場価格がない金融商品については、市場参加者から提示価格、および／または評価手法もしくはモデルを使用して、時価を決定している。評価手法もしくはモデルは観察可能な貸借対照表日現在の実勢市場データに基づくことが可能である場合に用いられる。

A.2.6.3. 代替貸付金

このポートフォリオは、主に特別目的事業体（SPV）、信託事業体または金融機関が発行した債券、ノートあるいは証書の形態の債務で構成されている。これらの有価証券は満期保有目的として分類されており、当初購入価格で計上された上、償却原価で評価されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で受取利息および類似収益として計上される。一時的でない評価損益は計上されている。

A.2.7. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

A.2.7.1. 貸付金および預け金

貸付金および預け金は、正味実行額をもってグループの資産に計上される。会計年度終了時における貸付金および預け金残高について、その全額または一部の金額につき回収不能のリスクがある場合、評価損益が計上されている。これらの評価損益は、関連資産と同じ通貨で把握される。評価損益は貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益として損益計算書に計上されており、貸借対照表の対応する資産項目から減算されている。

A.2.7.2. 貸付金利息

貸付金利息は、発生主義で、すなわち貸付期間にわたって、損益計算書に計上される。未収利息は、貸借対照表の資産の前払金および未収収益に計上される。これらの貸付金利息の評価損益は、グループの経営陣が個別に決定し、貸借対照表の適当な資産項目から控除される。

不良債権に関しては、減損が生じた場合、当初の契約条件に基づく未収利息の計上は停止される可能性がある。

A.2.7.3. リバース・リパーチェス取引（リバース・レポ）

三者間リバース・レポでは、保管／清算機関がEIBと第三者との取引の保管、清算、決済を手配する。保管／清算機関は、標準化された世界的な購入基本契約に基づいて業務を行い、支払引替渡しシステム、有価証券の差換え、自動時価評価、報告および日々の取引事務管理等のサービスを提供している。

リバース・レポは現金額で評価され、貸借対照表の金融機関貸付金および預け金：b) その他の貸付金および預け金に計上される。リバース・レポに係る利息は、関連期間に対する比例配分で計上される。

A.2.7.4. 利子補助金

前受利子補助金（注I参照）は繰り延べられ、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって、損益計算書で認識される。

A.2.8. 株式、その他の変動利回証券および参加持分

グループは、ベンチャー・キャピタル事業開始、インフラ基金設定または投資基金設定時に、株式、その他の変動利回証券および参加持分を取得する。株式、その他の変動利回証券および参加持分は、当初は取得原価で計上されている。それらの帳簿価額は、その後の貸借対照表日における測定で、取得原価と時価のいずれか低い方に調整される。

ベンチャー・キャピタル企業、インフラ基金および投資基金への投資は、グループが通常の業務の一環として長期目的で取得した株式、その他変動利回証券および参加持分を表している。これらは当初、取得原価で計上される。ファンド・マネージャーから受けた報告に基づき、投資ポートフォリオは、取得原価もしくはグループに帰属する分の純資産価額（「NAV」）のどちらか低い方の値で個々に評価されるため、ポートフォリオに含まれている可能性があるグループ帰属分の未実現利益は除外される。グループ帰属分のNAVは、年度末前の最新の報告で示されたNAVに当該事業体におけるグループの所有持分比率を乗じた値、もしくは入手可能な場合は各ファンド・マネージャーが提出した同日の１株当たり価値に基づいて、算定される。また、入手可能な直近のNAVの日付から貸借対照表日の間に発生した事象について調整することが重要と思われる場合に限り、グループ帰属分のNAVに対してかかる調整を行う。貸借対照表日現在、２年に満たないベンチャー・キャピタル、インフラ基金、投資基金の管理費や運用報酬だけに起因する未実現損失は、グループ帰属分のNAVを算定する際には考慮されない。参加持分は、EIBグループの会計方針に沿って持分法に基づいて会計処理されている。

A.2.9. 有形資産

有形資産には、土地、グループが使用している不動産、その他機械および設備が含まれる。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具事務機器ならびに自動車は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で貸借対照表に計上されている。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

－ キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
－ 恒久使用の設備および備品：10年
－ 家具：５年
－ 事務機器および自動車：３年

A.2.10. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から３年にわたり定額法で計算）控除後の取得原価で計上されている。

A.2.11. 年金制度および健康保険制度

A.2.11.1. 職員年金制度

グループは、ほぼすべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

退職給付債務は、適正な引当水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に１度は評価を受ける。直近の評価は2017年９月30日付で実施され、2017年度の最後の３ヵ月を推定し（ロール・フォワード法）、2017年12月31日付で更新された。保険数理士が用いた主な保険数理上の仮定については、注Lを参照。

EIFの主要な年金制度は、職員とEIFの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。この制度は、従来の確定拠出年金制度に代わり、2003年３月に実施された。

退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の積立過不足累計額は、制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたって定額法で認識される。

A.2.11.2. 健康保険制度

グループは職員のため、グループおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。この健康保険制度は、注A.2.11.1.に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。直近の評価は2017年９月30日付で実施され、2017年度の最後の３ヵ月を推定し（ロール・フォワード法）、2017年12月31日付で更新された。

A.2.11.3. 経営委員会年金制度

経営委員会年金制度は確定給付年金制度で、グループのみからの拠出金を原資とし、経営委員会委員全員を対象としている。グループからの拠出金は全額グループの資産に投資される。この経営委員会年金制度は、注A.2.11.1.に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。

A.2.11.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。対応する負債はその他の負債に計上されている。

A.2.12. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、財務書類において償還額で表示される。金融機関および顧客に対する負債の利息は、発生主義により、支払利息および類似費用として損益計算書に計上される。経過利息は、負債勘定の未払金および繰延収益に含まれる。

A.2.13. 債務証書借入

債務証書借入は、償却原価で表示されるゼロ・クーポン債を除き、償還金額で表示されている。取引費用およびプレミアム／ディスカウントは、未払金および繰延収益または前払金および未収収益を通じて債務の残存期間にわたって定額法により損益計算書で償却される。債務証書の支払利息は、連結損益計算書の支払利息および類似費用に計上されている。

A.2.14. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が負債商品の当初条件または修正後条件に基づいて期日に支払いを履行できない場合に、発行者に、その商品の保有者に発生した損失を補償するための所定の支払を行うことを義務付ける契約である。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証の貸借対照表上での会計処理については、すべての金融保証は当初公正価値（当初予想損失と同額の受取保証料の正味現在価値）で測定され、その後、偶発債務として算定された額または当初公正価値から保証料の償却額を控除した額のいずれか高い方の金額で測定される。

貸借対照表上で公正価値で測定された金融保証は、その他の負債の項に計上される。

公正価値の変動は、金融業務損益として損益計算書上に計上される。

貸借対照表上で公正価値で測定された金融保証業務が減損したとみなされ、それに従って引当金が計上された場合、以前にその他の負債に計上されていた金額は、貸借対照表上で保証引当金に振り替えられる。

保証引当金は、金融仲介機関に対するグループの保証業務または第三者が供与した貸付金に関する保証に内在するリスクに対応するためのものである。保証引当金は、付与した所定の保証に関してグループが損失を被るという客観的証拠がある場合に設定される。

金融保証に対する引当金は、損益計算書上、貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る評価損益で認識される。

A.2.15. 投資基金に係る契約債務引当金

この引当金は、投資基金に対するグループの契約済・未実行契約債務に内在するリスクに対応するためのものである。

A.2.16. 準備金

A.2.16.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.2.16.2. その他準備金

その他準備金には、グループの残りの留保利益が含まれている。

A.2.16.3. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために割り当てられた専用準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の資本配分に基づき、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.16.4. 一般貸倒準備金

2009年、グループの方針ガイドラインにより、EIBの貸付金および保証ポートフォリオから生じる可能性のある損失に対し、「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.17. 前払金および未収収益

当期の支出であるが翌期に関わる費用、および原商品の満期日まで支払いがなされない収益。

A.2.18. 未払金および繰延収益

貸借対照表日以前に支払いを受けるが翌期に帰属する収益、および当期に関連するが翌期に支払う費用。

A.2.19. 受取利息および類似収益

貸付金に係る収益は、主に受取利息、コミットメント・フィー、フロントエンド・フィーおよび早期弁済補償金で構成される。早期弁済補償金は、受領の際に、収益が実現したものとして、損益計算書で認識される。

A.2.20. 支払利息および類似費用

支払利息および類似費用には、金融機関および顧客に対する負債の利息、ならびに負債商品およびデリバティブに係る支払利息が含まれる。

A.2.21. 受取配当

配当は、支払いを受ける事業体の権利が確定された時に損益計算書で認識されている。

A.2.22. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

A.2.23. 前年度金額の組替

一定の前年度の金額は、当年度の表示に合わせて組み替えられている。これは、以下の参加持分に関する組替に関連している。

- 組替前の株式およびその他の変動利回証券　マイナス186,704千ユーロ
- 組替後の参加持分　186,704千ユーロ
- 組替前の金融業務損益　8,216千ユーロ
- 組替後の固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、参加持分および関係会社株式に係る（再）評価損益　マイナス8,216千ユーロ

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金ならびに負債証券ポートフォリオ（単位：千ユーロ）

B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2017年12月31日現在162,483千ユーロ（2016年：316,769千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2017年12月31日現在162,448千ユーロ（2016年：316,734千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ

これらポートフォリオの2017年および2016年12月31日現在の内訳と分類は、以下のとおりである。

	2017年12月31日	2016年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	41,508,248	51,636,687
確定利付証券を含む負債証券	15,671,727	15,859,460
負債証券合計(*)	**57,179,975**	**67,496,147**

(*)うち非上場分は、2017年が7,454,103千ユーロ、2016年が16,967,160千ユーロであった。

2017年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	未償却プレミアム／ディスカウント	償還価値	時価
グループ長期ヘッジ・ポートフォリオ	555,406	539,519	-6,219	533,300	656,034
短期財務ポートフォリオ(TMP)					
- 短期金融市場証券	27,893,290	27,776,497	-102,988	27,673,509	27,778,004
有価証券流動性ポートフォリオ：					
- P1：固定利付ポートフォリオ	4,608,110	4,580,490	0	4,507,870	4,580,490
- P2：変動利付ポートフォリオ	2,933,347	2,927,615	0	2,909,194	2,927,615
運用ポートフォリオ・EIF	1,231,074	1,235,847	-12,927	1,192,006	1,235,847
資産担保証券ポートフォリオ－EIF	332,386	199,404	67,915	267,319	213,023
代替貸付金（注D）	19,950,153	19,920,603	-26,043	19,894,560	20,187,353
負債証券合計(*)	**57,503,766**	**57,179,975**	**-80,262**	**56,977,758**	**57,578,366**

(*) うち現金および現金同等物18,863,479千ユーロ

2016年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	未償却プレミアム／ディスカウント	償還価値	時価
グループ長期ヘッジ・ポートフォリオ	570,296	555,209	-8,409	546,800	694,244

短期財務ポートフォリオ(TMP)					
- 短期金融市場証券	37,497,614	37,445,855	-91,942	37,353,913	37,439,129
有価証券流動性ポートフォリオ：					
- P1：固定利付ポートフォリオ	3,018,597	2,961,469	571	2,900,157	2,961,469
- P2：変動利付ポートフォリオ	4,203,006	4,180,075	0	4,145,601	4,180,075
運用ポートフォリオ・EIF	1,240,110	1,269,985	-20,199	1,195,106	1,269,985
資産担保証券ポートフォリオ－EIF	202,473	178,545	-10,156	202,333	178,544
代替貸付金（注D）	25,284,564	20,905,009	-29,331	20,875,678	21,243,750
負債証券合計(*)	**72,016,660**	**67,496,147**	**-159,466**	**67,219,588**	**67,967,196**

(*) うち現金および現金同等物23,483,405千ユーロ

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。評価損益の計上は不要であるため、2017年および2016年12月31日現在計上されていない。

債券保有における欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBおよびEIFの優先債権者の地位ならびにEIB定款による保護を考慮し、また評価調整要件の詳細な見直しの結果、グループは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2016年度および2017年度に評価損益を計上しなかった。

次の表は、2017年および2016年12月31日現在のグループの負債証券ポートフォリオにおける、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2017年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	101,227	101,575	98,706	101,568
ベルギー	1,158,802	1,157,722	1,156,752	1,157,704
チェコ共和国	834,807	793,509	765,265	871,264
デンマーク	551,718	551,407	550,713	551,426
フィンランド	327,436	327,374	328,525	327,509
フランス	4,721,956	4,703,472	4,682,296	4,712,803
ドイツ	1,710,718	1,710,194	1,708,596	1,773,522
ギリシャ	15,778	15,266	15,000	15,461
ハンガリー	35,221	36,323	36,510	38,189
アイルランド	126,837	126,153	125,000	126,180
イタリア	3,701,573	3,693,262	3,649,822	3,721,672
リトアニア	14,839	13,065	13,000	13,065
ルクセンブルク	5,161	5,450	5,000	5,450
オランダ	130,925	128,432	127,708	140,556
ポーランド	171,505	165,590	160,354	167,802
ポルトガル	10,242	10,210	10,000	10,210
ルーマニア	105,601	103,060	100,000	103,102
スロバキア	49,600	48,441	46,739	49,194
スロベニア	24,884	25,305	24,629	25,267
スペイン	2,497,564	2,465,821	2,450,104	2,466,263

スウェーデン	373,471	373,149	372,747	373,018
イギリス	2,041,012	2,040,910	1,983,043	2,040,864
	18,710,877	**18,595,690**	**18,410,509**	**18,792,089**
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	**38,792,889**	**38,584,285**	**38,567,249**	**38,786,277**
合計	**57,503,766**	**57,179,975**	**56,977,758**	**57,578,366**

2016年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	1,276,089	1,270,296	1,253,421	1,269,700
ベルギー	911,414	908,687	907,500	909,233
ブルガリア	6,159	6,129	6,000	6,132
チェコ共和国	739,227	704,226	669,849	823,657
デンマーク	107,820	107,736	107,608	107,745
フィンランド	50,773	49,230	49,870	49,230
フランス	6,387,663	6,369,786	6,344,300	6,379,691
ドイツ	4,049,900	4,042,008	4,037,049	4,114,502
ギリシャ	32,852	32,432	35,000	31,971
ハンガリー	17,472	18,647	19,000	21,184
アイルランド	26,411	27,271	25,000	27,271
イタリア	6,936,707	6,928,216	6,887,100	6,957,761
リトアニア	26,139	24,247	23,000	24,247
ルクセンブルク	15,128	16,961	15,000	16,959
オランダ	1,305,471	1,299,133	1,296,700	1,313,057
ポーランド	143,047	137,020	127,000	140,058
ポルトガル	841,612	842,049	841,000	842,101
スロバキア	126,818	121,278	116,293	122,199
スロベニア	11,206	11,804	11,118	11,790
スペイン	2,910,069	2,902,620	2,879,070	2,903,383
スウェーデン	472,044	471,382	471,081	471,308
イギリス	23,986	23,774	23,717	23,774
	26,418,007	**26,314,932**	**26,145,676**	**26,566,953**
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	**45,598,653**	**41,181,215**	**41,073,912**	**41,400,243**
合計	**72,016,660**	**67,496,147**	**67,219,588**	**67,967,196**

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2017年12月31日	2016年12月31日
定期預金	25,746,869	24,642,065
翌日物預金	200,000	174,000
三者間リバース・レポ	7,951,330	10,416,016
金融機関貸付金および預け金	**33,898,199**	**35,232,081**
対顧客貸付金および預け金	**1,741,983**	**2,219,989**
その他の貸付金および預け金合計	**35,640,182**	**37,452,070**
うち現金および現金同等物	31,958,799	30,492,322

注D：貸付金明細表

D.1. 貸付金総額（単位：千ユーロ）

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に対して実行される貸付金	最終受益者に直接実行される貸付金	2017年12月31日	2016年12月31日
実行済金額	121,541,456	313,411,970	434,953,426	434,468,006
未実行金額	28,890,536	84,037,546	112,928,082	113,320,448
貸付金総額	**150,431,992**	**397,449,516**	**547,881,508**	**547,788,454**
分割貸付債権	18,902	208,419	227,321	116,986
代替貸付金ポートフォリオ（注B.2）			19,920,603	20,905,009
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額（注D.3）			**568,029,432**	**568,810,449**

D.2. 貸付金に係る評価損益（単位：千ユーロ）

評価損益の推移の詳細は、以下のとおりである。

	2017年	2016年
１月１日現在	533,147	625,547
当期取崩額	-184,333	-125,635
当期目的使用額	-2,616	0
当期繰入額	124,344	38,205
為替調整額	-5,035	-4,970
12月31日現在	**465,507**(1)	**533,147**

(1) 評価損益465,507千ユーロは、延滞を含む実行済貸付金のみに関連している。また、グループは追加的に前払金および未収収益に計上されている未収利息について、総額5,691千ユーロ（2016年：5,539千ユーロ）の評価損益を計上している。

D.3. プロジェクトが行われている国別に表示した貸付金の地域別内訳（単位：千ユーロ）

D.3.1. 欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
スペイン	800	92,328,784	84,752,463	7,576,321	16.27%	16.08%
イタリア	760	67,230,297	54,960,144	12,270,153	11.86%	11.90%
フランス	565	56,386,893	42,801,665	13,585,228	9.93%	9.72%
ドイツ	406	45,732,687	37,082,012	8,650,675	8.05%	8.24%
ポーランド	374	43,974,743	32,854,541	11,120,202	7.74%	7.43%
イギリス	324	43,371,379	37,650,623	5,720,756	7.64%	8.16%
ポルトガル	267	18,921,269	17,175,369	1,745,900	3.33%	3.38%
ギリシャ	162	17,874,033	16,068,919	1,805,114	3.15%	3.08%

オーストリア	187	14,733,586	12,600,101	2,133,485	2.59%	2.70%
オランダ	137	14,423,170	11,753,738	2,669,432	2.54%	2.31%
ベルギー	146	12,994,636	9,664,515	3,330,121	2.30%	2.31%
スウェーデン	103	10,739,979	6,895,633	3,844,346	1.89%	1.63%
ハンガリー	90	9,848,970	7,995,109	1,853,861	1.73%	1.82%
フィンランド	156	9,640,731	7,144,067	2,496,664	1.70%	1.66%
チェコ共和国	117	7,594,867	6,921,230	673,637	1.34%	1.36%
ルーマニア	111	7,037,913	4,318,570	2,719,343	1.24%	1.18%
アイルランド	68	6,098,165	4,678,565	1,419,600	1.07%	0.97%
スロバキア	72	4,705,862	3,264,496	1,441,366	0.83%	0.84%
クロアチア	63	4,299,965	3,412,892	887,073	0.76%	0.72%
スロベニア	55	3,599,740	3,043,451	556,289	0.63%	0.69%
デンマーク	44	3,034,387	1,956,368	1,078,019	0.53%	0.48%
キプロス	52	2,687,981	1,988,034	699,947	0.47%	0.46%
ブルガリア	47	2,327,287	1,606,640	720,647	0.41%	0.46%
リトアニア	25	1,899,038	1,579,843	319,195	0.33%	0.35%
エストニア	31	1,362,749	1,029,779	332,970	0.24%	0.25%
ラトビア	18	1,013,564	705,071	308,493	0.18%	0.17%
ルクセンブルク	14	641,615	360,014	281,601	0.11%	0.15%
マルタ	13	436,153	328,396	107,757	0.08%	0.07%
小計	**5,207**	**504,940,443**	**414,592,248**	**90,348,195**	**88.94%**	**88.57%**

D.3.2. 欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金

D.3.2.1. 候補国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
トルコ	182	18,023,851	15,958,710	2,065,141		
セルビア	71	3,253,631	2,387,057	866,574		
モンテネグロ	42	447,603	322,013	125,590		
FYROM（マケドニア）	13	351,624	285,284	66,340		
アルバニア	13	232,152	197,652	34,500		
小計	**321**	**22,308,861**	**19,150,716**	**3,158,145**	**3.93%**	**4.34%**

D.3.2.2. アフリカ、カリブ海および太平洋（ACP）諸国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
ケニア	7	411,864	180,502	231,362		
マダガスカル	5	399,324	190,724	208,600		
ザンビア	5	326,477	89,447	237,030		
セネガル	6	311,860	36,860	275,000		
タンザニア連合共和国	3	198,386	52,412	145,974		
コートジボワール	2	152,700	0	152,700		
ウガンダ	2	126,139	64,932	61,207		
ギニア	2	125,000	0	125,000		
ドミニカ共和国	2	114,233	30,851	83,382		
西アフリカ地域	5	107,800	71,459	36,341		
レソト	4	105,248	105,248	0		
ブルキナファソ	5	96,172	63,286	32,886		
モザンビーク	5	93,246	59,291	33,955		
ベナン	4	89,383	35,883	53,500		
マラウイ	4	78,100	13,500	64,600		
ブルンジ	1	70,000	0	70,000		
カメルーン	2	64,788	49,788	15,000		
フィジー諸島	1	62,536	0	62,536		
ニューギニア	1	53,367	0	53,367		
リベリア	1	50,000	50,000	0		
マリ	1	50,000	26,000	24,000		
カーボベルデ	2	49,677	49,677	0		
モーリシャス	5	45,789	45,789	0		
ルワンダ	1	45,000	0	45,000		
コンゴ民主共和国	1	43,492	43,492	0		
ガーナ	1	42,538	42,538	0		
エチオピア	1	40,000	5,000	35,000		
セーシェル	2	30,537	12,623	17,914		
ナミビア	4	29,922	29,922	0		

ニジェール	1	21,000	3,000	18,000		
コンゴ	1	20,894	17,632	3,262		
モーリタニア	2	19,605	4,605	15,000		
カリブ海地域	2	19,159	19,159	0		
サントメ・プリンシペ	1	12,000	0	12,000		
スワジランド	2	9,797	9,797	0		
ベリーズ	1	7,380	0	7,380		
ドミニカ	1	5,621	5,621	0		
ジャマイカ	1	4,947	4,947	0		
ボツワナ	1	2,960	2,960	0		
トーゴ	1	2,806	2,806	0		
セント・ヴィンセント・グレナディン	1	2,306	2,306	0		
小計	**100**	**3,542,053**	**1,422,057**	**2,119,996**	**0.62%**	**0.53%**

D.3.2.3. アジア

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
中国	7	1,911,293	847,486	1,063,807		
インド	13	1,744,160	891,969	852,191		
カザフスタン	7	420,000	0	420,000		
ベトナム	6	401,982	156,982	245,000		
バングラデシュ	3	317,000	32,000	285,000		
スリランカ	5	212,480	162,480	50,000		
ネパール	3	180,759	2,764	177,995		
パキスタン	3	156,254	6,254	150,000		
キルギス	3	112,000	0	112,000		
モンゴル	4	89,196	16,035	73,161		
タジキスタン	2	78,456	8,456	70,000		
ラオス人民民主共和国	2	58,202	41,526	16,676		
モルディブ	2	54,186	9,186	45,000		
インドネシア	2	14,345	14,345	0		
小計	**62**	**5,750,313**	**2,189,483**	**3,560,830**	**1.01%**	**0.86%**

D.3.2.4. 潜在的候補国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
ボスニア・ヘルツェゴビナ	35	1,452,014	1,129,679	322,335		
コソボ	2	52,000	10,000	42,000		
小計	**37**	**1,504,014**	**1,139,679**	**364,335**	**0.26%**	**0.28%**

D.3.2.5. ラテンアメリカ諸国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
ブラジル	7	679,986	618,588	61,398		
エクアドル	7	574,023	188,566	385,457		
パナマ	5	531,102	447,720	83,382		
ニカラグア	5	399,263	67,738	331,525		
中央アメリカ地域	3	305,440	182,940	122,500		
パラグアイ	3	193,257	55,928	137,329		
アルゼンチン	4	168,761	109,922	58,839		
メキシコ	4	151,620	151,620	0		
ペルー	3	131,729	90,038	41,691		
ボリビア	2	125,136	48,985	76,151		
チリ	2	85,942	85,942	0		
ホンジュラス	1	74,377	20,631	53,746		
コスタリカ	1	55,277	30,954	24,323		
コロンビア	2	28,311	28,311	0		
小計	**49**	**3,504,224**	**2,127,883**	**1,376,341**	**0.62%**	**0.70%**

D.3.2.6. 欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
ノルウェー	11	1,122,433	922,433	200,000		
アイスランド	8	490,269	420,269	70,000		
スイス	7	104,284	61,556	42,728		
小計	**26**	**1,716,986**	**1,404,258**	**312,728**	**0.30%**	**0.28%**

D.3.2.7. 地中海沿岸諸国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
エジプト	43	4,692,491	2,423,270	2,269,221		
モロッコ	65	4,510,635	2,990,939	1,519,696		
チュニジア	63	3,804,621	2,263,479	1,541,142		
イスラエル	10	1,006,453	853,923	152,530		
レバノン	25	904,744	360,313	544,431		
ヨルダン	11	517,359	315,636	201,723		
アルジェリア	1	398,750	398,750	0		
シリア・アラブ共和国	9	309,720	261,719	48,001		
ガザ・西岸地区	7	92,990	41,517	51,473		
小計	**234**	**16,237,763**	**9,909,546**	**6,328,217**	**2.86%**	**2.83%**

D.3.2.8. 海外の属国および属領（OCT）

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
仏領ポリネシア	2	19,010	11,510	7,500		
ニューカレドニア	1	18,889	18,889	0		
小計	**3**	**37,899**	**30,399**	**7,500**	**0.01%**	**0.01%**

D.3.2.9. 東欧諸国、南コーカサス諸国およびロシア

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
ウクライナ	29	4,415,496	1,010,604	3,404,892		
グルジア	23	1,459,552	411,922	1,047,630		
モルドバ共和国	18	742,721	206,088	536,633		
アルメニア	14	310,559	197,724	112,835		
ロシア連邦	4	208,867	208,867	0		
アゼルバイジャン	2	39,770	19,770	20,000		
小計	**90**	**7,176,965**	**2,054,975**	**5,121,990**	**1.26%**	**1.38%**

D.3.2.10. 南アフリカ

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
南アフリカ	22	1,082,590	852,785	229,805		
小計	**22**	**1,082,590**	**852,785**	**229,805**	**0.19%**	**0.22%**
欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金合計	**944**	**62,861,668**	**40,281,781**	**22,579,887**	**11.06%**	**11.43%**
2017年貸付金合計(1)	**6,151**	**567,802,111**	**454,874,029**	**112,928,082**	**100.00%**	
2016年貸付金合計(1)	**6,041**	**568,693,463**	**455,373,015**	**113,320,448**		**100.00%**

(1) 代替貸付金（注B.2およびD.1）を含み、分割貸付債権（2017年：227百万ユーロ、2016年：117百万ユーロ）を除く貸付金総額

D.4. 保証業務に係る引当金

グループが付与した保証に関して損失を被るという客観的証拠が認められるため、保証に係る引当金が認識されている。2017年12月31日現在、こうした引当金は23,460千ユーロにのぼる（2016年：42,479千ユーロ）。

注E：グループの構成、株式、その他の変動利回証券および参加持分

E.1. グループの構成

E.1.1. 欧州投資基金

欧州投資基金（「EIF」）は、1994年６月14日にルクセンブルクで国際金融機関として設立された。登記上の事務所所在地は、37, B avenue J.F. Kennedy, L-2968 Luxembourgである。

EIFの主要任務は、適切なレベルの資本利益を創出しつつ、以下を通じて欧州連合の目的の追求に貢献することである。

- 金融機関に対する中小企業（「SME」）向け融資保証の提供
- 持分投資の取得、保有、運用および処分
- 第三者から受託した特別財源の管理
- 関連業務

EIBは、EIFの応募済資本金の58.47%（2016年:59.88%）を保有している。

E.1.2. EUマイクロファイナンス・プラットフォーム FCP-FIS

EUマイクロファイナンス・プラットフォームFCP-FIS（「EUMPF」）は、専門投資信託に関するルクセンブルグの2007年２月13日法（「2007年法」）の下で、ルクセンブルグの契約型投資信託－専門投資信託（fonds commun de placement - fonds d'investissement spécialisé）として組成され、2010年11月22日に運用を開始した。同ファンドはアンブレラ・ファンドとして設立され、複数のサブファンドを持つことができる。このファンドは無期限で設定されたが、サブファンドの運用

が終了し、その時点で他に運用中のサブファンドがない場合は、自動的に清算が開始されるとの条件が付けられている。

現在、EUMPFの唯一のサブファンドは、ヨーロピアン・プログレス・マイクロファイナンス・ファンド（「EPMF」）である。

EUMPFは法人化されていない有価証券およびその他の適格資産の共同所有であり、法人格は有していない。そのため、EUMPFはルクセンブルグ法および約款に従って、管理会社（EIF）が受益証券保有者の利益のためにのみ管理する。

約款に従い、EIFはEUMPFのアンブレラ・ファンドおよびEPMFのサブファンドに対して管理会社としてサービスを提供している。EIFは規制上の規定に沿って、管理会社としての資格において、EUMPFを代理して、投資家との間で合意した関連する約款を厳守し、投資に関する標準的な決定を下している。

登記上の事務所所在地は、37 B, avenue J.F. Kennedy, L-2968 Luxembourgである。

EUMPFの全般的な投資目的は、投資リスクの分散およびポートフォリオの運用の成果を投資家に提供することを目的として、その資産を2007年法（改正済）に基づき管理されている専門投資信託において許容された様々な有価証券およびその他の資産に投資することにある。

EUMPFの具体的な投資目的は、以下を対象として、一連のマイクロファイナンスの分野の金融商品およびサービスの利用手段および利便性を増加させることにある。

- 自家営業を含む自己の事業を開始しようとしている者
- 企業、特に零細企業
- マイクロファイナンス金融機関およびマイクロファイナンスの分野において積極的な組織の能力構築、専門化および品質管理
- 現地および地域の雇用および経済開発への取組み

EIBは、EUMPFの全契約済受益証券の55.56%（2016年：55.56%）を保有している。

EIB、EIFおよびEUMPFを合わせて「グループ」と総称する。

E.2. 株式、その他の変動利回証券および参加持分

残高は以下で構成される。（単位：千ユーロ）：

	参加持分	株式およびその他の変動利回証券			
	ベンチャー・キャピタル事業(1)	ベンチャー・キャピタル事業(1)	EBRD持分(2)	投資基金(1)	合計(3)
取得原価：					
2017年１月１日現在	202,278	3,833,383	157,500	705,719	4,696,602
当期取得額	85,699	1,163,769	0	321,549	1,485,318
当期売却額	-7,027	-484,786	0	-184,797	-669,583
2017年12月31日現在	**280,950**	**4,512,366**	**157,500**	**842,471**	**5,512,337**
評価損益：					
2017年１月１日現在	-15,574	-504,160	0	-46,144	-550,304
当期増加額	-4,358	-62,835	0	-5,186	-68,021
当期減少額	2,435	130,288	0	11,490	141,778
2017年12月31日現在	**-17,497**	**-436,707**	**0**	**-39,840**	**-476,547**
純帳簿価額：					
2017年12月31日現在	**263,453**	**4,075,659**	**157,500**	**802,631**	**5,035,790**
2016年12月31日現在	**185,786**	**3,330,141**	**157,500**	**659,575**	**4,147,216**

(1) オフ・バランスシートで開示されている契約済の未実行額は、それぞれ次のとおりである。
株式およびその他の変動利回証券に関連して：
- ベンチャー・キャピタル事業：5,323,061千ユーロ（2016年：5,215,963千ユーロ）
- 投資基金：2,649,089千ユーロ（2016年：1,113,939千ユーロ）

参加持分に関連して：
- ベンチャー・キャピタル事業：600,531千ユーロ（2016年：597,512千ユーロ）

(2) 157,500千ユーロ（2016年：157,500千ユーロ）は、EBRD（欧州復興開発銀行）の資本金に対するEIBの応募額900,440千ユーロに係る2017年12月31日現在のEIBの払込資本である。

(3) 合計額は、株式およびその他の変動利回証券のみを含む。

2017年12月31日現在、EIBは、EBRDの応募済資本金の3.03%を所有している。国際財務報告基準に準拠して作成されたEBRDの監査済2016年度財務書類に基づいた、EBRDにおけるEIBの正味資本持分は467.5百万ユーロ（2015年：442.6百万ユーロ）である。

（単位：百万ユーロ）	持分比率（%）	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EBRD（2015年12月31日）	3.03	14,586	442	55,026
EBRD（2016年12月31日）	3.03	15,431	804	56,150

注F：無形・有形資産（単位：千ユーロ）

	土地	ルクセンブルクの建物	家具備品および設備	有形資産合計	無形資産合計
取得原価：					
2017年１月１日現在	20,145	375,046	94,256	489,447	22,172
当期取得額	0	6,728	17,520	24,248	13,273
当期除却額	**0**	**0**	**-19,230**	**-19,230**	**-6,503**
2017年12月31日現在	20,145	381,774	92,546	494,465	28,942
減価償却累計額：					
2017年１月１日現在	0	-167,174	-49,373	-216,547	-5,953
当期減価償却額	0	-9,792	-22,018	-31,810	-7,388
当期除却額	0	0	19,230	19,230	5,663
2017年12月31日現在	**0**	**-176,966**	**-52,161**	**-229,127**	**-7,678**
純帳簿価額：					
2017年12月31日現在	**20,145**	**204,808**	**40,385**	**265,338**	**21,264**
2016年12月31日現在	**20,145**	**207,872**	**44,883**	**272,900**	**16,219**

ルクセンブルグの建物には、新棟の建設に係る原価38,513千ユーロ（2016年：31,785千ユーロ）が含まれており、新棟は、2021年に完成予定である。

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

その他の資産	2017年12月31日	2016年12月31日
ベンチャー・キャピタル事業売却代金未収金	19,655	20,389
保証およびベンチャー・キャピタル事業に係る受取手数料	88,702	62,372
職員住宅ローン(*)	2,485	3,278
デリバティブの公正価値	7,680	2,759
その他	43,788	50,529
合計	**162,310**	**139,327**

(*) 上記残高は、過年度にEIBがEIB職員に供与した職員住宅ローンに関連するものである。1999年以降、こうした住宅ローンに代わり、常勤職員によるグループ職員規程に準拠した職員住宅ローン利用を可能にする外部金融機関との取決めが導入された。かかる職員全員に対して、同一の利率と条件が適用される。

その他の負債	2017年12月31日	2016年12月31日
任意補足年金制度（注L）	526,536	470,839
未払人件費	114,925	92,495
デリバティブの公正価値	10,941	31,489
金融保証	91,808	85,878
未払金およびその他債務	53,349	49,590
貸付金の未達勘定	12,777	222,445
重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに係る未払費用	13,596	13,596
西バルカン諸国のインフラ基金	393	886
ファーストロス一部負担金	8,164	101,079
その他	22,339	100,057
合計	**854,828**	**1,168,354**

注H：応募済資本金、グループ自己資本および利益処分

H.1. 連結自己資本および利益処分

連結自己資本変動計算書（単位：千ユーロ）	2017年	2016年
資本金:		
- 応募済資本金	243,284,155	243,284,155
- 払込未請求資本金	-221,585,020	-221,585,020
- 払込請求済資本金	**21,699,135**	**21,699,135**
- 払込予定資本金	-9,936	-29,807
- 払込資本金	**21,689,199**	**21,669,328**
準備金および当期純利益:		
準備基金:		
- 期首残高	24,328,415	24,328,415
- 期末残高	**24,328,415**	**24,328,415**
- 加盟国からの未収金	-16,047	-48,143
- 期末払込残高	**24,312,368**	**24,280,272**
その他準備金：		
- 期首残高	7,525,684	5,554,033
- 前年度利益処分額(1、2)	2,803,271	1,972,003
- 所有持分の変動(3)	-16,633	-352
- 期末残高	**10,312,322**	**7,525,684**
特別活動準備金：		
- 期首残高	6,776,060	5,933,881
- 前年度利益処分額(1)	728,031	842,179
- 期末残高	**7,504,091**	**6,776,060**
一般貸倒準備金：		
- 期首残高	3,305,458	3,318,610
- 前年度利益処分額(1)	-604,902	-13,152
- 期末残高	**2,700,556**	**3,305,458**
EIB株主に帰属する当期純利益	**2,858,647**	**2,926,400**
EIB株主に帰属する連結自己資本合計	**69,377,183**	**66,483,202**

少数株主に帰属する持分（単位：千ユーロ）	2017年	2016年
- １月１日現在の残高	833,433	749,147
- 準備金の変動	53,922	55,968
- 少数持分に対する配当金の支払	-9,842	-9,085
- 当期損益処分	21,491	37,403
12月31日現在の少数株主に帰属する持分合計	**899,004**	**833,433**

(1) 2017年４月24日、総務会は、2016年12月31日終了年度のEIBの当期純利益2,856,601千ユーロをその他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。 一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが行われたということは、基本的な運用のリスクが変動したということの結果である。

(2) EIBの法定利益とグループの連結当期純利益との差額（69,799千ユーロ）は、EIB株主に帰属するその他準備金に配分された。

(3) これは、EUMPFの連結、EIF株式の購入および売却、ならびにEIFの増資から発生した金額によるマイナス16,633千ユーロ（2016年：マイナス352千ユーロ）から成る。

H.2. 払込予定応募済資本金

2013年７月１日、応募済資本金は、2013年７月１日に新規に加盟国となったクロアチアからの拠出により、242,392,989,000ユーロから243,284,154,500ユーロに増加した。この新規加盟国の払込済資本および準備金への拠出は、それぞれ79.5百万ユーロおよび128.4百万ユーロであった。当該新規加盟国からの拠出金合計は８回に均等分割して支払われ、2013年11月30日、2014年11月30日、2015年11月30日、2016年５月31日、2016年11月30日、2017年５月31日、2017年11月30日および2018年５月31日に支払期限を迎える。分割払いの2017年11月30日までの部分は、全額が決済された。

貸借対照表の払込予定応募済資本金および準備金という項に計上されている25,983千ユーロの金額は、新規加盟国であるクロアチアからの正味受取額に関連する。

自己資本変動計算書（単位：千ユーロ）	2017年12月31日	2016年12月31日
払込予定応募済資本金（クロアチア）	9,936	29,807
払込予定準備金（クロアチア）	16,047	48,143
合計	**25,983**	**77,950**

注I：「前払金および未収収益」ならびに「未払金および繰延収益」（単位：千ユーロ）

前払金および未収収益：	2017年12月31日	2016年12月31日
通貨スワップ契約に係る外国為替	8,281,162	20,669,791
未収利息および手数料	7,729,280	8,315,105
スワップに係る未収償還プレミアム(*)	157,017	243,360
繰延借入費用	351,058	225,131
インベストメント・ファシリティに係る未収手数料	45,104	43,483
その他	32,550	28,720
合計	**16,596,171**	**29,525,590**

未払金および繰延収益：	2017年12月31日	2016年12月31日
未払利息および手数料	8,640,163	9,130,084
通貨スワップ契約に係る外国為替	9,888,606	6,490,094
スワップに係る未払償還プレミアム(*)	793,826	833,758
繰延借入収益	838,045	688,232
貸付金に係る繰延収益	194,318	177,053
前受利子補助金(**)	101,077	106,693
前受運用報酬	14,504	16,638
その他	61,254	14,122
合計	**20,531,793**	**17,456,674**

(*) スワップの未収および未払に係る償還プレミアムは、そのような特性が盛り込まれた契約に係る原スワップ契約の最終支払額を示す。

(**) 欧州委員会より受領した金額の一部は、長期として提供され、負債の部の未払金および繰延収益に計上されており、以下のもので構成されている。

- アフリカ・カリブ海および太平洋地域（ACP）諸国と調印した協定および地中海沿岸諸国と締結した議定書に基づく欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金の利子補助金に関する金額。

- EIB自身の財源を使った欧州連合域内における特定の貸付業務に係る利子補助金。当該補助金は、1979年８月３日の欧州経済共同体理事会規則（EEC）第1736/79号に基づく欧州通貨制度（EMS）に関連して、および1992年５月２日に調印された欧州自由貿易連合（EFTA）の協定に基づきEFTA加盟諸国により創設された金融メカニズムに基づき認められたものである。

注J：金融機関および顧客に対する期日払または通知払債務（単位：千ユーロ）

J.1. 金融機関に対する債務

	2017年12月31日	2016年12月31日
要求払	4,953,852	12,425,692
短期預かり金	57,475	213,202
銀行とのレポ契約	0	315,000
スワップに係る未払預託金	0	166,019
合計	**5,011,327**	**13,119,913**

J.2. 顧客に対する債務

	2017年12月31日	2016年12月31日
翌日物預金	4,160	12,971
欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	372,158	375,451
- 預金口座	1,546,248	1,538,908
短期預かり金	8,349	25,030
合計	**1,930,915**	**1,952,360**

注K：債務証書借入

財務活動におけるグループの目標の１つとして、特に通貨に関し、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証書借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。次の表は、2017年および2016年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日をまとめたものである。

債務証書借入（単位：千ユーロ）

支払通貨	2017年12月31日現在残高	平均利率2017年(*)	満期日	2016年12月31日現在残高	平均利率2016年(*)
ユーロ	233,246,441	2.00	2018/2057	220,901,207	2.21
米ドル	119,928,350	1.75	2018/2058	146,683,436	1.67
英ポンド	49,311,992	2.63	2018/2054	51,872,036	2.86
オーストラリア・ドル	11,111,557	4.54	2018/2042	12,317,012	4.85
スイス・フラン	6,831,909	2.16	2018/2036	8,002,794	2.14
スウェーデン・クローナ	5,369,877	2.57	2018/2040	5,214,132	2.96
ノルウェー・クローネ	4,071,522	1.98	2018/2037	5,240,229	2.70
トルコ・リラ	4,008,066	8.23	2018/2027	3,498,782	7.38
南アフリカ・ランド	3,778,963	7.83	2018/2032	3,683,341	7.60
日本円	3,698,520	1.00	2018/2053	6,732,871	1.11
カナダ・ドル	3,562,299	2.00	2018/2045	3,784,938	2.02
ポーランド・ズロチ	2,097,199	2.65	2021/2026	872,846	2.83
メキシコ・ペソ	1,007,979	4.96	2020/2027	369,743	4.34
ニュージーランド・ドル	459,941	3.74	2018/2021	577,253	4.21
チェコ・コルナ	410,718	2.18	2018/2034	399,456	2.16
ハンガリー・フォリント	290,658	0.07	2020/2021	291,127	0.66
ロシア・ルーブル	230,574	6.75	2018/2020	307,154	6.73
デンマーク・クローネ	124,133	3.46	2024/2026	124,308	3.46
ルーマニア・レイ	18,890	1.15	2019/2019	19,388	0
香港ドル	12,974	4.96	2019/2019	30,584	5.27
中国人民元	12,801	3.28	2018/2018	0	0
合計	**449,585,363**			**470,922,637**	

(*)　貸借対照表日現在の加重平均利率

仕組借入の中には、その元本および利息が株価指数に連動しているものもある（実行時の価額：2017年は500百万ユーロ、2016年は500百万ユーロ）。借入金はすべて、仕組スワップ・オペレーションにより十分にヘッジされている。

次の表は、2017年度および2016年度の債務証書借入（短期コマーシャル・ペーパーを含む）の変動を示したものである。

（単位：百万ユーロ）	2017年	2016年
１月１日現在の残高	470,923	469,255
当期発行額	123,644	165,544
契約に基づく償還	-122,247	-158,542
期限前償還および買戻し	-810	-2,013
為替差額	-21,925	-3,321
12月31日現在の残高	**449,585**	**470,923**

注L：引当金－年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

グループの主な年金制度は職員とグループからの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。グループおよびその職員の全拠出額がグループの資産へ投資されている。

年金制度および健康保険制度の引当金は、以下のとおりである。（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
職員年金制度：		
１月１日現在の引当額	**2,191,571**	**2,021,884**
期中支給額	-77,489	-72,014
保険数理損失の認識	82,300	25,864
年間の拠出金および利息	219,699	215,837
職員年金制度小計	**2,416,081**	**2,191,571**
経営委員会年金制度：		
経営委員会年金制度	36,489	35,559
保険数理損失の認識	1,485	148
経営委員会年金制度小計	**37,974**	**35,707**
健康保険制度：		
１月１日現在の引当額	**262,636**	**231,243**
期中支給額	-16,027	-15,553
保険数理損失の認識	28,411	7,519
年間の拠出金および利息	37,063	39,427
健康保険制度小計	**312,083**	**262,636**
12月31日現在引当金合計	**2,766,138**	**2,489,914**

上記金額は、任意補足年金制度（確定拠出年金制度）加入者への債務を含んでいない。それに対応する債務527百万ユーロ（2016年：471百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

将来の退職給付および健康保険給付に対する引当金は、2017年９月30日付で、独立した保険数理士により、予測単位積立方式を用いて評価された。この保険数理評価は、2017年12月31日現在の実勢市場金利および以下の（職員年金制度および健康保険制度に関する）仮定に基づいて2017年度の最後の３ヵ月を推定し（「ロール・フォワード」法）、2017年12月31日付で更新された。

・ 22.88年（2016年：19.90年）の期間に対応する年金制度および健康保険制度における未払給付の保険数理上の現在価値を算定するための割引率	2.09%（2016年：1.95%）
・ 過去の経験を踏まえて、EIBでは、退職給付積立金からの予想支給総額は「上記割引率＋1.5%（2016年：1.5%）」に設定されると見積っている。	
・ 退職年齢	55～65歳での段階的退職（2016年と同じ）
・ 物価および賃金の平均的上昇率	3.5%（2016年：3.5%）
・ 予想退職率	30%～0%で変動し、年齢とともに低下（2016年と同じ）
・ 年金調整率（年）	1.75%（2016年：1.75%）
・ ISCLT生命表	2013年度版を使用（2016年と同じ）
・ 医療費上昇率（年）	4%（2016年と同じ）
・ 年齢ごとの医療費特性	2017年に更新

このようなスキームのための引当金は、上記の表のとおり、保険数理評価に従って、必要に応じて調整される（注A.2.11)。退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の積立過不足累計額は、加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識される。

2016年、年金制度および健康保険制度に関する保険数理評価は、2,228,581千ユーロの未認識損失であった。10%の回廊部分を超過した金額は1,757,052千ユーロで、2017年１月１日から制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識された。これにより、2017年度に認識された純損失は112,195千ユーロである。

2017年、年金制度および健康保険制度に関する保険数理評価は、2,799,701千ユーロの未認識損失であった。10%の回廊部分を超過した金額は2,243,117千ユーロで、2018年度に認識される純損失は146,398千ユーロとなる。

注M：当期純利益

2017年12月31日終了年度の当期純利益2,805,711千ユーロの処分案は、承認を受けるため2018年４月27日までに総務会に提出される。EIBの法定利益とグループの連結当期純利益との差額は69,799千ユーロとなり、これはEIB株主に帰属するその他準備金に配分された。

注N：「受取利息および類似収益」ならびに「支払利息および類似費用」

N.1. 正味受取利息（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
受取利息および類似収益：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	0	25
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに負債証券（確定利付証券を含む）	760,523	307,651
金融機関および対顧客貸付金および預け金	7,297,054	7,796,311
デリバティブ	15,299,723	14,038,219
有利子負債に係るマイナス金利	51,422	42,114
その他	3,497	579
合計	**23,412,219**	**22,184,899**
支払利息および類似費用:		
金融機関および顧客に対する債務	-6,425	-5,483
債務証書借入	-10,648,831	-11,691,394
デリバティブ	-8,642,043	-6,773,763
利付資産に係るマイナス金利	-708,005	-220,945
その他	-116,292	-148,296
合計	**-20,121,596**	**-18,839,881**
正味受取利息	3,290,623	3,345,018

N.2. 「受取利息および類似収益」の国別分析（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
欧州連合加盟国		
スペイン	1,027,808	1,118,128
イギリス	931,453	964,993
ポーランド	630,037	637,446
イタリア	578,496	638,363
ギリシャ	515,589	530,992
フランス	451,220	445,719
ドイツ	334,986	505,739
オーストリア	263,401	268,674
ポルトガル	257,552	284,249
オランダ	174,261	161,291
ハンガリー	172,129	201,243
ベルギー	152,630	162,852
ルーマニア	100,416	112,477
スウェーデン	95,272	91,836
アイルランド	75,996	115,130
フィンランド	70,219	68,806
クロアチア	67,802	68,341
スロバキア	66,304	67,350
スロベニア	52,717	54,427
リトアニア	47,289	49,386

ブルガリア	45,546	47,983
チェコ共和国	32,904	63,122
ラトビア	15,158	15,550
キプロス	12,693	13,885
デンマーク	12,531	29,137
マルタ	11,034	11,150
ルクセンブルク	5,011	5,166
エストニア	4,710	11,700
欧州連合加盟国の合計	**6,205,164**	**6,745,135**
欧州連合域外	1,002,148	1,007,719
合計	**7,207,312**	**7,752,854**
国別分析の対象外の収益(1)	16,204,907	14,432,045
受取利息および類似収益の合計	**23,412,219**	**22,184,899**

(1) 国別分析の対象外の収益：

・ 長期ヘッジ・ポートフォリオ、代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオからの収益	180,168	172,483
・ 有価証券流動性ポートフォリオおよびEIF運用ポートフォリオからの収益	118,173	132,295
・ 短期金融市場証券からの収益	462,182	2,873
・ 短期金融市場オペレーションからの収益	141,164	85,596
・ デリバティブからの収益	15,299,723	14,038,219
・ その他	3,497	579
	16,204,907	**14,432,045**

注O：受取手数料（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
保証手数料	80,279	53,951
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	47,447	45,846
Jaspersの手数料	31,063	32,510
Jeremieの手数料	8,124	8,941
Jessicaの手数料	9,691	12,353
貸付金手数料収益	5,025	7,318
ヤウンデ／ロメ協定の手数料	2,459	2,696
InnovFinの手数料	30,429	28,572
その他の委託に係る手数料	133,024	105,134
合計	**347,541**	**297,321**

注P：金融業務損益（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
株式およびその他の変動利回証券に係る純損益	42,691	-94,543
貸借対照表上のポジションの換算に係る純損益	-3,074	3,268
債務証書借入買戻に係る純損益	-2,999	-1,284
デリバティブの純損益	26,590	112,257
有価証券流動性ポートフォリオの純損益（有価証券のみ）	-57,394	-58,521
保証に係る純損益	-8,769	-7,850
金融業務損益合計	**-2,955**	**-46,673**

注Q：その他の業務収益（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
過年度未使用引当金の戻入れ	8,776	4,370
賃貸料収益	199	3
その他	2,063	3,961
合計	**11,038**	**8,334**

2016年１月、EIFは建物を6,782千ユーロで売却した。売却益2,872千ユーロは、上表のその他に含まれている。

注R：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
給与および手当(*)	-435,311	-354,968
福利厚生費およびその他人件費	-336,049	-274,476
人件費	**-771,360**	**-629,444**
その他の一般管理費	-258,604	-251,583
一般管理費合計	**-1,029,964**	**-881,027**

(*) このうち経営委員会委員に対する金額は、2017年12月31日現在が2,844千ユーロ、2016年12月31日現在は3,230千ユーロである。

グループの職員数は、2017年12月31日現在、3,682名（2016年12月31日現在は3,291名）であった。

注S：オフ・バランスシートの借入債務支払に係る特別預け金

この項目は、EIBが支払代理人に支払ったが、EIBが発行した債券の保有者による支払いのための呈示がなされていない期日の到来したクーポンおよび債券の金額に相当する。

注T：金融商品の公正価値

グループは貸借対照表日において、（有価証券流動性ポートフォリオ（SLP）を除き）負債の場合は受領額、資産の場合は取得のための支払額を示す外貨建ての取得原価に基づき、貸借対照表の金融商品を計上している。次の表は、資産または負債に計上されている金融商品（主として貸付金、財務、有価証券、借入）の公正価値と帳簿価額とを比較したものである。

2017年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	162	162
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	471,293	502,432
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）（注B.2）	57,180	57,578
株式、その他の変動利回証券および参加持分（注E）	5,299	7,245
金融資産合計	**533,934**	**567,417**
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務（注J）	6,942	6,941
債務証書借入（注K）	449,585	493,107
金融負債合計	**456,527**	**500,048**

2016年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	317	317
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	472,369	505,136

短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）（注B.2）	67,496	67,967
株式、その他の変動利回証券および参加持分（注E）	4,333	6,028
金融資産合計	**544,515**	**579,448**
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務（注J）	15,072	15,067
債務証書借入（注K）	470,923	520,784
金融負債合計	**485,995**	**535,851**

注U：リスク管理

本注記は、グループのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク－決済リスク等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 金利リスク－利率の絶対的水準、イールドカーブの形状またはその他の金利の関係性の変動により投資価値が変動するリスク。
- 流動性および資金調達リスク－グループが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができなくなるリスク。
- 為替リスク－為替レートの変動により投資の価値が変動するリスク。
- オペレーショナル・リスク－内部プロセス、人員、およびシステムが不適切であった、またはそれらに機能不全や過ちが生じた結果、あるいは外部の事象の結果、生じる可能性のある損失。

U.1. リスク管理組織

リスクの管理および統制は、グループ内の事業体がそれぞれ個別に整備している。本注記に記載するリスク管理情報は、EIBとEIFに分けることにする。

また、EIBはリスク管理部門の中に、グループ全体のリスク管理を強化するために、規制およびEIBグループ・リスク部を設置した。EIBの連結レベルでのリスク管理の概括的な原則は、グループ・リスク管理憲章に示されており、同憲章はグループのリスクのグループ全体からの見方およびリスク管理の統合的なアプローチを規定することを目的としている。

U.1.1. EIBのリスク管理組織

EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することにある。EIBは完全な規制対象とはされていないが、関連する銀行業に関する欧州連合指令、ならびに欧州連合加盟国の銀行監督当局、欧州連合の法令および所管の国際組織（バーゼル銀行監督委員会（BCBS）および欧州銀行監督機構（EBA）等）の勧告事項に準拠することを目指している。

EIB内では、リスク管理部門（RM）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性リスク、資金調達リスクおよびオペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。職務分掌を維持するために、RMは、フロント・オフィスから独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。RM担当のディレクター・ジェネラルは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、資金調達リスクおよびオペレーショナル・リスクについて経営委員会に報告し、定期的に監査委員会と会合を持ち、これら

のリスクに関する議題を協議している。また、同ディレクター・ジェネラルは、経営委員会、リスク方針委員会および理事会へのリスク報告についても監督の任にある。

契約締結後の貸付金の管理およびモニタリングは、ポートフォリオの重要な部分に関しては、RMから独立している部門である取引管理・再編部門（TMR）が担当する。TMRは、よりリスクが高いカウンターパーティー、および特定の形態の担保のモニタリングに注力するとともに、特に注意を要する取引の管理も行う。信用リスクに係る提案は、すべてRMによる独立した立場からのセカンド・オピニオンの対象となる。

以下の項では、EIBが自己のリスク負担において実施する活動の中でさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

U.1.1.1.リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常の環境下および起こり得るストレス状態下で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利益、流動性、市場に対するエクスポージャーおよびオペレーショナル・リスクの指標を組み合わせる。

信用リスク、ALMリスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する詳細な情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して四半期ごとに提出および説明される。

U.1.1.2.　EIBのリスク許容度

EIBは、リスク許容度を定めており、事業戦略の追求によって生じるリスクに関して慎重な限度額を設定している。限度額を設定するにあたり、EIBは、EIBのリスク特性を事業戦略および利害関係者の期待に適合させるようにしている。

EIBは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。その結果、それぞれに業績目標が定められていても、EIBは財務活動や資金調達・提供活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。よって、EIBの貸付業務や借入業務で生じるエクスポージャーに関しては、すべての重要な財務リスクのヘッジを確保することが、EIBの財務リスク管理方針の主要原則とされている。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会の承認を受けた上で改めて経営委員会の承認を取得することが義務付けられており、その承認を受けた限度枠の範囲内で管理されている。

U.1.1.3.　収益の持続可能性および自己資金力

EIBの資産負債管理方針は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、資産負債管理方針では、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大を目指して、自己資本投資に中・長期物価スライド方式を採用している。この物価スライドの方針は、中・長期利回りに対するエクスポージャーを意味しており、金利の趨勢に関する短期的な見方に左右されることはない。

EIBの自己資本の目標投資期間を4.5年から5.5年の間に設定することで、この方針は達成されている。

資産負債委員会（「ALCO」）は、EIBのALM戦略、貸出金利設定原則およびEIBの活動から生じる財務リスクを検討するために上級経営陣による会議を開催する。

U.1.2. EIFのリスク管理組織

EIFの使命は、原則として欧州連合内での設立、成長および発展を目的とする中小企業（SME）向け融資のためにリスク・ファイナンスへのアクセスを提供することである。グループの両事業体のプライベート・エクイティ（PE）業務、ベンチャー・キャピタル事業ならびにポートフォリオ保証、証券化およびマイクロファイナンス（GSM）業務の大半は、EIFが管理・運営している。

EIFも、変化する経済情勢に合わせて、リスク管理システムを調整している。そのため最善の市場慣行が発達するにつれ、EIFも継続的にそれらを順応させている。EIFの業務に内在する主なリスクを統制し、報告するため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの管理システムを導入している。

リスク管理は、EIFの企業文化に組み込まれており、EIFのすべての事業機能およびプロセスに浸透した、(i) フロント・オフィス、(ii) 独立したリスク部門および、(iii) 監査および保証の３つの防衛線モデルに基づいている。事務総局の長が委員長を務める投資およびリスク委員会（IRC）は、CEOおよび副CEOにあらゆる取引に関して助言を行う。IRCの四半期ごとの会議はまた、EIFポートフォリオのリスクおよび投資関連の面、特に取引格付の承認、減損および引当についての措置、関連する市場リスク事象および潜在的なストレスのテストを監視する。最後に、IRCは、ファンド・マネージャーとしてのEIFの役割から生じる全社的リスクも監視する。リスクおよびポートフォリオ管理の措置は、EIFの監査役会が統括する保証プロセスの一部を構成する。

さらに、EIBグループとの関連で見た場合、EIFのリスク管理部門は、特に、グループ・リスク管理憲章、ならびに保証・証券化業務、EIBのリスク資本財源マンデート（RCR）に基づくPE業務、EIBグループ・リスク補完マンデート（EREM）に基づくEIBの様々な機会、およびEIFの方針に関する一般的な問題に関連するグループのリスク・エクスポージャーについて、EIBのリスク管理部門と定期的に連絡を取りながら業務を運営している。

EIFの財務管理は、両当事者が署名し、取引の選定、執行、決済および監視の実行をEIBの担当サービス部署に委託する財務管理契約に基づき、大部分がEIBに委託されている。この管理は、契約に付属する財務ガイドラインに従って行われるが、当該ガイドラインはEIB自身の財務ガイドラインの関連箇所を密接に反映するものになっている。

U.1.2.1. リスク評価　プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ業務では、EIFは、ファンド・オブ・ファンズの手法を採っており、広範囲の投資家からの出資契約を促すため、主として独立した立場のチームが運用するベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ・ファンドおよびメザニン・ファンドへの少数持分参加を行うか、または共同投資契約に従って行動している。EIFのPE業務には、シード・キャピタル投資やアーリーステージ・キャピタル投資だけでなく、低いリスク特性を有すると一般的

に言われているミッドステージ投資、レイターステージ投資、およびメザニン投資を運用対象とする安定したファンドへの投資も含まれている。

EIFは、PE市場の動きに応じたPEファンド・ポートフォリオを設計し、運用し、モニタリングするための一連のツールを、過去数年間かけて開発した。これらのツールはグループ内のモデルであるグレーディング・ベースト・エコノミック・モデル（GEM：格付けに基づく経済モデル）に基づいており、これを使用することにより、EIFは各ファンドおよび各ファンド・ポートフォリオの評価、リスク、予想される将来のキャッシュ・フローとパフォーマンスの査定ならびに妥当性検査を改善することができる。EIFでは、取引チームが実施しリスク管理チームが審査した広範囲にわたるデューデリジェンスの結果に基づき、格付けを割り当ててから、PEファンドと出資契約を交わしている。この格付けは、リスク水準に応じた頻度と厳格さで、ファンド残存期間にわたって定期的に審査される。

独自のITシステムと（フロント・オフィスからバック・オフィスに至るまでの）統合ソフトウェアの開発に下支えされたこうした取り組みによって、投資判断プロセスならびにポートフォリオの財務リスクと流動性の管理も改善され、特に将来を見据えた、およびストレス・テストに基づいた意思決定が可能となる。

U.1.2.2. リスク評価　保証

EIFは、中小企業向け融資に従事する金融仲介機関に対し、ポートフォリオ保証を提供し、中小企業の証券化取引の信用補完を行っている。このようなリスクを取ることにより、EIFは資金へのアクセスを容易にすることで、中小企業の資金調達を支援している。

保証・証券化業務に関しても、EIFは過去数年間をかけて一連のツールを開発した。これは、最善の市場慣行に従って、ポートフォリオ保証と仕組金融取引を分析するためのものである。EIFは、信用リスク管理方針およびモデル審査指針に準拠して、自らリスクを負担する新規の保証取引それぞれに内部格付けを割り当ててから、法律上正式に保証取引を行っている。この格付けは、定量パラメーターだけでなく定性面も考慮して、取引の信用の質（予想損失概念）を分析し集約するグループ内のモデルに基づく。保証取引は、定期的に（少なくとも四半期ごとに）モニターし、その状況は、EIFのIRCが定期的に見直している。その際、委員会は、業績次第で、内部格付を見直すことがある。このプロセスではその全領域において、フロント・オフィスがアクションを起こしリスク管理部門がレビューを行うという、「４つの目」の原則が適用されている。

保証ポートフォリオは、「モデルに基づいた価格」手法によって評価される。ポートフォリオの取引の評価に対する主な影響は、付与された格付けとその後起こりうる格付けの変更により生じる。

EIFのモニタリングは、潜在的な格付けの悪化を監視し、適切な取引の管理の基礎を提供する。EIFのストレス・テスト方法、すなわちポートフォリオの格下げおよび債務不履行、ならびにそれに伴う資本配分、予想損失および損益計算書への影響に関するシナリオ分析は、取引の開始時およびポートフォリオの期間全体にわたって適用される。PEの場合同様、保証ポートフォリオに関するストレス・テストの結果は定期的にEIFの理事会に提出されている。

U.2. 信用リスク

信用リスクは主にグループの貸付業務に関するものであるが、程度の差はあるものの、投資ポートフォリオや運用ポートフォリオで保有している確定利付証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品、ならびにグループのデリバティブ取引、および自己資金を原資とするEIFの保証取引に関する

ものも含まれている。すべて出資を通じて実施され、そのため市場リスクのみにさらされるグループのベンチャー・キャピタル事業は、信用リスクを伴わない。

デリバティブの使用に関する信用リスクについては、「デリバティブ」のセクション（注V）で分析する。

信用リスクは、統治機関の承認を受けた詳細な行内指針に従って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクが慎重に管理されるようにする点にある。EU加盟国業務と非EU加盟国業務ではリスク・プロファイルが異なる場合があり、EU加盟国業務活動と非EU加盟国の業務には別々の指針が設けられている。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、定量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家としての判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容範囲内とみなされる担保種類も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。加えて、カウンターパーティー別と業種別に限度枠を設けるシステムを通じて、信用リスク管理指針は、貸付ポートフォリオの許容可能な分散の実現を図っている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクが十分に分析，計量および軽減されるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。また同指針は、デリバティブ取引および財務取引の相手の信用の質に関する最低限の基準、ならびに取引種類ごとの契約の枠組みも規定している。

EIFは、法に基づく規定、およびEIF理事会の承認を受けた信用リスク運用指針、またはマンデートに基づき定められた指針を受けた、保守的な方針の枠組み内で、エクスポージャーとリスクを管理している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境を盛り込み、グループ株主からの新たなマンデートに対応できるよう、定期的に調整されている。

信用リスクの管理は、カウンターパーティーに関する信用リスクの水準およびカウンターパーティーの支払不能に備えてグループに供された担保の水準の評価に基づいている。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（AD）の枠組みによるデータを使用している。2017年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU指令に基づくEIB単独の財務書類に基づくと208%、EU指令に基づく連結財務書類に基づくと211%であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

U.2.1. 貸付金

貸付金に関する信用リスクを測定・管理するために、グループは一般に認められた基準に基づいて、債務者および適当な場合は担保の質に応じて貸付業務の格付けを行っている。

次の表は、未実行分も含め、2017年12月31日現在の貸付ポートフォリオの債務者と保証人の構成を分析したものである。

欧州連合域外への貸付金（EIBの自己のリスク負担のファシリティ群(*)に基づくものを除く）は、最終的には、欧州連合予算や加盟国（ACP諸国およびOCTへの貸付金の場合）の保証により担保されている。こうした保証は、包括型（すべてのリスクが対象）でなければ、定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定される。

(*) 自己のリスク負担のファシリティ群は、EIB定款第16条（旧第18条）に従って総務会が決定した地域性またはテーマ性を持った融資枠である。現在実行されているのは、加盟候補国向けファシリティ、近隣諸国資金供与ファシリティ、欧州自由貿易連合ファシリティ、気候行動および

環境ファシリティ、ならびに戦略プロジェクト・ファシリティである。これらのファシリティ群に基づく貸付は、EIB自身の財源から、全額がEIB自身のリスクで行われている。

以下の表は、ファシリティ群およびリスク・シェアリング業務に基づいて供与された欧州連合域内および域外のプロジェクトに対する貸付金を示している（単位：百万ユーロ）。

債務者 ＼ 保証人	国家	公共機関	銀行	企業	無保証[1]	2017年の合計	2016年の合計
国家	0	0	0	0	56,424	**56,424**	**53,924**
公共機関	34,151	18,580	431	373	81,211	**134,746**	**128,045**
銀行	40,141	22,820	26,467	27,120	29,535	**146,083**	**149,033**
企業	11,320	9,082	15,524	35,334	98,160	**169,420**	**174,563**
2017年の合計[1][2][3][4]	**85,612**	**50,482**	**42,422**	**62,827**	**265,330**	**506,673**	
2016年の合計[1][2][3][4]	**88,118**	**52,662**	**49,224**	**62,669**	**252,892**		**505,565**

(1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、EIBが独立した担保を請求できる権利が確保されている。

(2) リスク・シェアリング業務での貸付金は、2017年12月31日現在5,202百万ユーロ（2016年：6,518百万ユーロ）である。

(3) この金額に、代替貸付金（2017年：19,921百万ユーロ、2016年：20,905百万ユーロ）は算入されていない。

(4) これらの金額は、現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されているものを除いている。

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるグループ資産の全額回収を保証すると思われるため、グループは期末現在の欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2016年においても、2017年においても、評価損益を計上しなかった。

保証および持分投資を含むグループの貸付業務を通じた英国に所在している債務者に対する実行済のエクスポージャーは、2017年12月31日現在、370億ユーロ（2016年：360億ユーロ）であり、英国の保証人が存在する外国の債務者に対するエクスポージャーは、15億ユーロ（2016年18億ユーロ）であった。2017年12月31日現在、EIBは、英国を債務者とする直接的なエクスポージャーを有しておらず、また英国が保証する実行済の貸付金は、2017年12月31日現在で20億ユーロ（2016年：13億ユーロ）であった。

以下の表は、ファシリティ群およびリスク・シェアリング業務に基づいて欧州連合域内および域外で供与された貸付金に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している。

(単位：百万ユーロ)

	2017年			2016年		
	債務者となっているもの		保証人となっているもの	債務者となっているもの		保証人となっているもの
国名	実行済金額	未実行金額	契約済金額	実行済金額	未実行金額	契約済金額
オーストリア	0	0	77	0	0	82
ベルギー	0	0	104	0	0	118
ブルガリア	858	350	0	864	603	0
クロアチア	645	0	2,945	453	210	2,699
キプロス	922	225	1,356	850	389	1,285
チェコ共和国	2,005	0	80	2,082	0	130
デンマーク	0	0	47	0	0	51
エストニア	472	215	118	489	215	118
フィンランド	51	0	98	108	0	318

フランス	0	0	2,410	0	0	1,420
ドイツ	0	0	1,412	0	0	1,925
ギリシャ	7,882	300	7,691	7,473	700	7,650
ハンガリー	5,911	1,140	1,247	5,795	1,477	1,131
アイルランド	950	490	1,198	950	0	1,240
イタリア	2,967	400	4,513	3,040	0	5,374
ラトビア	353	200	47	357	200	56
リトアニア	1,343	0	55	1,396	0	87
ルクセンブルク	150	150	66	0	300	77
マルタ	0	72	301	0	72	313
オランダ	0	0	80	0	0	80
ポーランド	9,694	1,872	16,417	10,173	492	16,883
ポルトガル	1,142	325	4,965	1,112	250	5,420
ルーマニア	1,774	2,291	0	1,910	1,756	0
スロバキア	1,895	820	0	1,820	895	0
スロベニア	606	400	1,990	615	400	2,236
スペイン	4,696	3	29,388	3,978	358	29,428
スウェーデン	0	0	44	0	0	45
イギリス	0	0	2,085	0	0	2,161
非EU加盟国	1,099	1,756	6,878	1,110	1,032	7,791
合計	**45,415**	**11,009**	**85,612**	**44,575**	**9,349**	**88,118**

以下の表は、欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金（第16条ファシリティの対象であるもの、ならびに加盟候補国向けファシリティ、近隣諸国資金供与ファシリティ、欧州自由貿易連合ファシリティ、気候行動および環境ファシリティ、ならびに戦略プロジェクト・ファシリティの対象であるものを除く）を示している（単位：百万ユーロ）。

以下による保証：	2017年12月31日	2016年12月31日
加盟国	3,580	3,098
欧州連合予算(1)	42,831	45,643
合計(2)(3)	**46,411**	**48,741**

(1) うち5,202百万ユーロは上記のリスク・シェアリング業務の対象（2016年：6,518百万ユーロ）。
(2) 現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されている貸付金を含む。
(3) グループが供与した総額433.6百万ユーロ（2016年：493.3百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金

（新規加盟国で加盟以前に実行された貸付金を含む）

貸付金残高の保証形態別内訳（単位：百万ユーロ）

協定	2017年12月31日	2016年12月31日
加盟国による75%グローバル保証		
- ACP/OCT第4次ロメ協定	1	2
- ACP/OCT第4次ロメ協定－第2次財務議定書	84	108
加盟国による75%グローバル保証合計	**85**	**110**
加盟国による75%保証		
- コトヌー・パートナーシップ協定	385	439
- 第2次コトヌー・パートナーシップ協定	1,533	1,627
- コトヌー議定書3 －OR/ACP	1,558	902
- コトヌー議定書3－OR/OCT	19	20
加盟国による75%保証合計	**3,495**	**2,988**
加盟国による保証合計	**3,580**	**3,098**
欧州連合予算による100%保証		
- ALA中間（100%保証）－153百万	0	0
- CEEC－30億・1994年5月2日BG決定	1	2
- ロシア－100百万・2001年－2005年	27	37
- ロシア－500百万・2004年－2007年	195	212
欧州連合予算による100%保証合計	**223**	**251**
欧州連合予算による75%保証		
- 地中海議定書	47	70
欧州連合予算による75%保証合計	**47**	**70**
欧州連合予算による70%保証		
- 南アフリカ－375百万・1997年１月29日決定	25	31
- ALA II－900百万	10	22
- ボスニア・ヘルツェゴビナ－100百万・1999年／2001年	38	45
- ユーロメッド（EIB）－2,310百万・1997年１月29日決定	83	129

- FYROM（マケドニア旧ユーゴスラビア共和国）－150百万・1998年／2000年	25	34
- CEEC－3,520百万－1997年１月29日決定	307	425
欧州連合予算による70%保証合計	**488**	**686**
- 欧州連合予算による65%保証		
- 南アフリカ－825百万・2000年７月－2007年７月	161	188
- 南アフリカ－2007年２月－2013年12月決定	543	687
- ALA III－2,480百万・2000年２月－2007年７月	242	350
- ALAデシジョン－2007年２月－2013年12月	2,353	3,029
- ユーロメッド II－6,520百万・2000年2月－2007年１月	2,406	2,866
- 南東近隣諸国－9,185百万・2000年２月－2007年７月	3,945	4,799
- トルコ・スペシャル・アクション－450百万・2001年－2006年	122	128
- トルコ－TERRA－600百万・1999年11月－2002年11月	317	333
- PEV EE/CAS/RUS 2007年2月1日－2013年12月31日	2,472	3,621
- PEV MED 2007年2月1日－2013年12月31日	7,474	8,329
- 加盟候補国－8,700百万・2007年－2013年	7,448	8,214
- 気候変動マンデート・2011年－2013年	1,616	1,728
- ELMアジア2014年－2020年	624	529
- ELM中央アジア2014年－2020年	182	160
- ELM東ロシア2014年－2020年	4,252	3,664
- ELMラテンアメリカ諸国2014年－2020年	1,156	1,044
- ELM MED 2014年－2020年	4,661	3,077
- ELM加盟候補国2014年－2020年	1,902	1,740
- ELM RSA 2014年－2020年	197	150
欧州連合予算による65%保証合計	**42,073**	**44,636**
欧州連合予算による保証合計	**42,831**	**45,643**
合計(1)	**46,411**	**48,741**

(1) EIBが供与した総額433.6百万ユーロ（2016年：493.3百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

貸付金に付する担保（単位：百万ユーロ）

その他の信用リスク軽減手段の中のひとつとして、EIBは、金融有価証券に質権を設定する手法を使用している。これらの質権は、関連する法域において執行可能な質権設定契約によって正式化される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは26,280百万ユーロ（2016年：32,366百万ユーロ）であり、その内訳は以下の通りである。

2017年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）							
	債券							
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	政府債	国際機関債	政府機関債	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債	資産担保証券	現金	合計
Aaa	40	27	6	268	112	391	0	**844**
Aa1からAa3	239	7	18	561	395	0	0	**1,220**
A1	1,421	0	0	3,730	623	0	0	**5,774**
A1未満	14,005	0	1,644	43	1,447	0	0	**17,139**
格付けなし	30	0	0	0	761	0	512	**1,303**
合計	**15,735**	**34**	**1,668**	**4,602**	**3,338**	**391**	**512**	**26,280**

2016年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）							
	債券							
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	政府債	国際機関債	政府機関債	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債	資産担保証券	現金	合計
Aaa	210	76	0	1,023	0	578	0	**1,887**
Aa1からAa3	506	0	4	608	403	0	0	**1,521**
A1	1,582	0	0	647	502	0	0	**2,731**
A1未満	21,272	0	0	2,114	2,337	0	0	**25,723**
格付けなし	0	0	0	0	0	0	504	**504**
合計	**23,570**	**76**	**4**	**4,392**	**3,242**	**578**	**504**	**32,366**

12月31日現在の実行済貸付残高の債務者の業種別明細（単位：百万ユーロ）は以下のとおりである。

	満期				
業種	1年以内	1年超5年以内	5年超	2017年の合計	2016年の合計
運輸	6,646	30,623	92,684	**129,953**	128,541
グローバル・ローン(1)	12,575	49,521	28,063	**90,159**	91,668
エネルギー	4,979	23,641	37,477	**66,097**	65,572
医療・教育	2,443	8,257	23,053	**33,753**	33,299
上下水道施設	1,724	8,091	18,628	**28,443**	29,821
工業	4,664	16,463	7,261	**28,388**	28,236
その他インフラ	1,258	5,773	20,572	**27,603**	26,821
サービス	1,117	7,556	7,143	**15,816**	15,565
電気通信	960	6,800	3,437	**11,197**	11,635
農業・漁業・林業	133	864	2,548	**3,545**	3,310
2017年の合計	**36,499**	**157,589**	**240,866**	**434,954**	
2016年の合計	**37,857**	**159,555**	**237,056**		**434,468**

(1) グローバル・ローンとは、金融仲介機関または銀行に提供する融資枠で、その後にそれらの機関または銀行が、自らリスクを負担してその資金を官民が請け負う中小規模のプロジェクトに転貸するというものである。

貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。これらの手続きは、グループが管理しているすべての貸付金に適用されている。

欧州連合予算または加盟国によるグローバル保証により担保されていない貸付金：

2017年12月31日現在、自己資金からの貸付金で90日を超える延滞が生じ、欧州連合予算または加盟国の保証により担保されていないものは、180.0百万ユーロ（2016年：89.6百万ユーロ）である。

2017年12月31日現在のこれらの延滞が生じている貸付金に関連する元本金額は、479.5百万ユーロ（2016年：273.3百万ユーロ）であり、評価損益188.8百万ユーロ（2016年：206.5百万ユーロ）がエクスポージャー残高（元本残高および延滞額を含む）をカバーしている。

欧州連合予算または加盟国による保証で担保されている貸付金：

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金であって、委託により実施されたものは、欧州連合、加盟国またはリスク・シェアリングにより保証されている。このような貸付金については、返済期限が到来したとき、該当する場合はまず第一次保証の履行の請求が行われ、それ以外の場合は加盟国または欧州連合による保証の履行が正式に請求される。

2017年12月31日現在、こうした90日超の延滞が生じている額は2.2百万ユーロ（2016年：4.0百万ユーロ）であった。

欧州連合予算または加盟国による保証の履行が請求された貸付金：

2017年中、89.6百万ユーロの欧州連合予算による保証の履行の請求が行われ、加盟国保証の履行の請求はなかった。2016年における対応する金額は、それぞれ147.7百万ユーロおよび4.9百万ユーロであった。

下の表は、90日超の延滞が生じている貸付金の概要を示している。

(単位：千ユーロ)	2017年12月31日	2016年12月31日
欧州連合または加盟国の保証によって担保されていない貸付金		
延滞金額	180,038	89,560
関連する元本残高	479,514	273,316
欧州連合または加盟国の保証によって担保されている貸付金（請求可能）		
延滞金額	2,163	3,964
欧州連合または加盟国の保証の履行が請求された貸付金		
請求金額（当期中）	89,577	152,613
年度末現在における請求済未返済累積額	502,285	489,243

貸付金の再交渉と支払猶予

グループは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はグループの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、グループが決定するものである。支払猶予措置は、債務者が財務困難により契約の債務返済条件を履行することが不可能であるとみなされる状況において講じる。それらの困難に基づき、グループは、債務者が債務を返済するか、または契約の全部もしくは一部を借り換えるのに十分な能力を有することができるように、契約上の債務返済条項の修正を決定する。エクスポージャーは、(i) 延滞の有無、(ii) 当該エクスポージャーが減損に分類されているか否か、または(iii) 当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

通常の事業の過程においては、再交渉の前に問題が生じている貸付金の貸付金格付け（LG）は低下しており、貸付金は要注意リストに入れられている。再交渉された場合、EIBは、当該貸付金を厳格に監視し続けることとなる。再交渉による支払条件では当初の簿価が回収できない場合、EIBは損益計算書に評価調整額を計上することを検討する。当初の実効金利により割り引いた予想キャッシュ・フローに基づき、評価損相当額が算出される。LGが「E-」まで低下した貸付金はすべて、定期的に評価損計上の必要性が検討され、LGが「F」の貸付金は、すべて評価損計上の対象とされる。貸付金格付けが十分に回復した場合には、EIBの手続きに沿って、当該貸付金はその段階で要注意リストから除かれる。

EIBの再編チームが報告期間中に着手した支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日	2016年12月31日
支払猶予措置の対象となった契約件数	51	30
帳簿価額（利息および延滞金額を含む）	2,824	1,714
うち評価調整の対象となった貸付金	943	1,025
認識された評価損益	428	339
支払猶予された契約に係る受取利息	83	39
償却されたエクスポージャー（取引終了／貸付金売却後）	3	0

		支払猶予措置					
(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日	返済期限の延期	元本および利息の繰延	重大な財務制限条項の破棄	その他	契約上の返済および契約終了(1)	2017年12月31日
公共機関	251	51	0	730	0	0	**1,032**
銀行	4	0	6	0	0	0	**10**
企業	1,459	79	406	62	89	-313	**1,782**
合計	**1,714**	**130**	**412**	**792**	**89**	**-313**	**2,824**

(1) 減少は、2016年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に関して当年度中に発生した元本、利息および延滞金額の返済ならびに償却、ならびに当期中の契約終了による。

U.2.2. 財務ポートフォリオ

財務ポートフォリオ（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

有価証券ポートフォリオおよび財務商品残高の構成割合につき、経営陣が限度枠を設定している。この限度枠は、リスク管理部門により定期的に見直しが行われる。

グループは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。グループは、カウンターパーティーの信用リスクおよび担保の価値を日次でモニターし、必要とみなされる場合には、グループに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間リバース・レポ取引は、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

－ 支払引替渡し
－ 担保の検証
－ 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、上記保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
－ 契約要件をすべて満たす代替担保の組成

以下の表は、財務ポートフォリオの有価証券および短期金融市場商品（預金およびリバース・レポ）に係る信用リスク構成比を、カウンターパーティーおよび発行体の信用格付別に示したものである。

ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	有価証券ポートフォリオ（単位：%）		財務商品（単位：%）	
	2017年12月31日	2016年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日
Aaa	**15**	17	**32**	3
Aa1からAa3	**41**	41	**30**	51
A1からA3	**26**	19	**34**	43
A3未満	**18**	23	**4**	3
合計	100	100	**100**	100

財務取引に供する担保

受取担保

財務取引には、2017年12月31日現在、三者間リバース・リパーチェス契約7,951百万ユーロ（2016年：10,369百万ユーロ）が含まれ、リパーチェス契約はゼロ（2016年：315百万ユーロ）であった。これらの取引は三者間契約によって規定されており、そのエクスポージャーは日次ベースで行われる追加担保請求により全額担保されている。担保ポートフォリオの時価は、2017年12月31日現在、8,275百万ユーロ（2016年：10,512百万ユーロ）であり、以下のように分類される。

2017年12月31日現在	三者間契約担保（単位：百万ユーロ）					
	債券					
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	政府債	国際機関債	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債	資産担保証券	合計
Aaa	519	562	1,056	100	73	**2,310**
Aa1からAa3	723	95	91	291	0	**1,200**
A1	366	0	0	54	0	**420**
A1未満	3,687	19	21	618	0	**4,345**
合計	**5,295**	**676**	**1,168**	**1,063**	**73**	**8,275**

2016年12月31日現在	三者間契約担保（単位：百万ユーロ）					
	債券					
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	政府債	国際機関債	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債	資産担保証券	合計
Aaa	537	66	1,992	36	282	**2,913**
Aa1からAa3	491	62	246	474	0	**1,273**
A1	30	0	230	183	0	**443**
A1未満	4,722	0	0	1,161	0	**5,883**
合計	**5,780**	**128**	**2,468**	**1,854**	**282**	**10,512**

預託有価証券

ユーロ制度の通貨政策の運用との関連で、EIBは、2017年12月31日現在、時価31億ユーロの有価証券をルクセンブルク中央銀行に預託している（2016年：26億ユーロ）。

U.2.3. 第三者が供与した貸付金に関してグループが付与した保証

2017年末現在、グループにより保証された契約済エクスポージャーは158億ユーロ（2016年：127億ユーロ）であり、このうち76億ユーロ（2016年：51億ユーロ）は保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーで、その保証引当金は23.5百万ユーロ（2016年：42.5百万ユーロ）であった。

信用リスク管理方針ガイドラインにより、グループが、商品範囲、対象地域、カウンターパーティー別のエクスポージャー、債務者別のエクスポージャー、業種別の集中度という点で分散している保証ポートフォリオを引き続き展開するよう徹底されている他、エクスポージャーの格付けに基づく資本配分規則も規定されている。

グループの取引が細分化していることから、集中リスクは限定的である。通常、組入れているポートフォリオは、単一の債務者への集中度、業種セクター、地域の多様化という点において高度に分散化している。集中リスクに対処するため、グループは（資本配分に基づき）取引ごとに原債権者レベルで厳格な限度額（原債権者（群）に対するエクスポージャー合計の上限）を設けている。

グループの保証業務においては、当初から案件ごとに信用リスクを追跡管理する一方、組入れられているポートフォリオのグラニュラリティ（分散度）や同質度に応じて、異なるモデル分析法を採用している。業種セクター別エクスポージャーは、グループが各取引または各トランシェに付与した格付けに及ぼす影響を通じて、案件ごとに分析される。例えば、取引分析用の財務モデルによって、業種別エクスポージャーは黙示的な相関として反映され、あるいはモデルに入力する主要変数としてのデフォルト率の変動性の仮定を通して間接的に捕捉することができる。

さらに、ポートフォリオ内で集中度が高い業種セクターの現状や予想等の定性指標を用いて、それぞれの案件ごとに集中度に対するエクスポージャーを分析している。例外的に、一部の案件では、同一の（広義の）業種セクターにエクスポージャーが集中している。その場合は、通常、グループに有益な信用補完の強化（優先劣後構造設定等）によって対処する。信用補完という特性を有する案件は、通常、単一の債務者に対するエクスポージャーの上限、債務者上位5者に対する合計エクスポージャーの上限、業種別集中度の上限等、ポートフォリオ基準を設けている。グループ全体のポートフォリオ分析の一環として、業種セクター別のエクスポージャーも検討している。

カウンターパーティー・リスクに関しては、グループのカウンターパーティー（通常は主要市場参加者）の質に注意を払うことによって、リスクを軽減している。残存期間中の手続きやプロセスの遵守状況を確認するため、監視目的の現地調査を別途行っている。また極端な場合の仮定を含めた保証ポートフォリオ・ストレステストのシナリオで定期的にテストを実施し、悪影響に耐えうる資本基盤であるかを判定している。

U.3. 金利リスク

金利リスクとは、市場利回りや金利の期間構造の不利な変動による、グループのポジションの経済価値または同ポジションによる収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。異なる資産、負債、ヘッジ商品の間で金利更改特性や満期特性に差異があると、金利リスク・エクスポージャーが生じる。

金利リスクの測定および管理にあたり、グループはバーゼル銀行監督委員会（BCBS）および欧州銀行監督機構（EBA）の関連する主要原則を参考にしている。金利リスクの主な発生源は、金利更改リスク、イールドカーブ・リスク、ベーシス・リスク、およびスプレッド・リスクである。グループに特に関係がある金利リスクはスプレッド・リスクである。スプレッド・リスクとは、グループの資金調達スプレッドまたは貸付スプレッドの変動による、グループのポジションの経済価値または同ポジションによる収益のボラティリティを指す。

グループは、概念上の参考ポートフォリオに基づいて、グローバルの構造的金利ポジションを管理している。グループが使用している財務リスク指標および統制の大部分が、このポートフォリオに適用されている。同ポートフォリオ以外の他の業務に関する財務リスク指標および統制は、振替価格設定システムを通じて同ポートフォリオに振替えられないため各業務に残存するリスクに関係したものに限られる。その一例が、ベンチャー・キャピタル事業の株価リスクや、主として利回り向上を目的に運用されている財務ポートフォリオで負担する金利リスクや信用リスクである。

U.3.1. グループの自己資金のバリュー・アット・リスク

グループのALM戦略は、グループの経済価値のボラティリティを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。またグループ成長資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。かかる全体目標は、中長期投資特性に沿ったグループの自己資金投資によって達成されており、これは4.5～5.5年という自己資金の目標投資期間を意味する。

自己資金の期間目標とは別に、グループの貸借対照表上、通貨および金利特性に応じた資金調達が図られるべきだとされている。しかしながら、運用上の理由から、若干の逸脱は認められている。このような若干の逸脱が残ることによって生じる残余ポジション純額は、市場リスクを最低限の水準に維持するべく、既定の限度枠内に収めて管理されている。

リスク管理部門は、金利リスク・パラメーターと為替リスク・パラメーターの双方について、自己資金のバリュー・アット・リスク（VaR）を計量している。これはリスク・メトリックス手法を使用して算出するパラメトリック法によるVaRで、ボラティリティや相関に関するデータは、過去の市場データに基づき内部的に算出される。VaRは、信頼区間を99%、期間を１日として、グループのポジションについて測定される。2017年12月31日現在のグループの自己資金のVaRは、186百万ユーロ（2016年：258百万ユーロ）であった。2016年以後のグループの自己資金のVaRの動向は、グループのポジションのリスク特性の変化ではなく、リスク・パラメーターの実質的なボラティリティの低下を反映している。

一般的に、VaRは被りうる最大損失を測定しようとするものではない。そのため、定期的に金利ショックを用いたストレス・テストを実施することで、VaRを補完している。2017年12月31日現在、仮に金利カーブが200ベーシス・ポイント上方に平行移動すると、その影響での自己資金の経済価値は78.7億ユーロ（2016年：76.5億ユーロ）減少する。

グループのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の取引（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

キャッシュ・フロー・レベルでは、こうした借入金はすべてスワップで十分にヘッジされているため、LiborまたはEuriborに連動する合成変動利付債とみなすことができる。

以下は、2017年12月31日現在および2016年12月31日現在のグループの任意償還条項付ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2017年12月31日				
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	日本円	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,679	-21	-2,810	**-5,510**
平均満期日	2042年11月17日	2032年２月９日	2037年４月17日	**2039年12月27日**

平均予想償還日	2028年６月13日	2029年２月11日	2025年10月16日	**2027年２月４日**

2016年12月31日				
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	日本円	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,614	-77	-2,776	**-5,467**
平均満期日	2042年９月24日	2022年８月25日	2036年１月29日	**2039年１月25日**
平均予想償還日	2028年10月７日	2020年10月１日	2026年５月24日	**2027年６月13日**

関係するリスク・パラメーター別：

2017年12月31日	リスク・パラメーター			
(単位：百万ユーロ)	為替レートの水準	金利カーブの水準	金利カーブの勾配	合計
ユーロ建想定元本	-712	-4,659	-139	-5,510
平均満期日	2037年９月27日	2040年８月10日	2030年９月16日	2039年12月27日
平均予想償還日	2026年６月５日	2027年５月22日	2020年９月21日	2027年２月４日

2016年12月31日	リスク・パラメーター			
(単位：百万ユーロ)	為替レートの水準	金利カーブの水準	金利カーブの勾配	合計
ユーロ建想定元本	-1,004	-4,324	-139	-5,467
平均満期日	2034年12月22日	2040年４月15日	2030年９月16日	2039年１月25日
平均予想償還日	2024年７月24日	2028年４月23日	2021年７月３日	2027年６月13日

U.3.2. グループの金利リスク管理

利益の感応度は、金利カーブ全体が１パーセンテージ・ポイント上昇した場合、あるいは低下した場合の向こう12ヵ月間で変動しうる正味受取利息の金額を定量化する。このようなエクスポージャーは、承認を受けた限度枠内でグループが容認する、資産と負債の間の金利更改期間、金額または利率の不一致により生じる。

2017年12月31日現在のポジションでは、金利が100ベーシス・ポイント上昇すると、利益が118.1百万ユーロ（2016年：104.3百万ユーロ）増加し、金利が100ベーシス・ポイント低下すると、利益が111.7百万ユーロ（2016年：119.8百万ユーロ）減少する計算である。

グループは、案件ごとに利益のシミュレーションを実行する専用のソフトウェアで感応度指標を計算している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、グループは業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。利益に関して適時に行われる月次のシミュレーションは、固定利付項目の場合には、すべて契約で定められた利率が維持され、変動利付項目の場合には、すべて、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じて金利が更改されるという仮定に基づいて実施されている。資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引の利率は、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じた短期金融市場の実勢利率に等しいとされる。現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、グループ業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

EIFの感応度は、グループが運用するEIFの財務および貸付金ポートフォリオに組入れられている全ポジションを考慮して、案件ごとに算出される。各固定利付財務資産は、その満期日に、年度末における残存期間が従前資産と同じである新規資産に再投資されると仮定している。変動利付財務資産のポジションの場合、四半期ごとに利率が更改されるとの仮定に基づいている。

U.4. 流動性リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来した債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うグループの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびこれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、グループのポジションの経済価値あるいはグループのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関係している。

EIBの流動性リスク管理

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクの管理が行われている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファーを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務返済上のニーズ、貸付金の実行、および貸付ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク管理方針には、資金水準の下限も盛り込まれている。EIBの全体的な流動性比率（翌12ヵ月間の見積ネット・キャッシュ・フローに対する比率としての流動性）は、常に25%を上回っていることが義務付けられている。

EIBは非常時流動性計画（CLP）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。CLPは、バーゼル銀行監督委員会の「健全な流動性リスク管理および監督の原則」（2008年９月）を基準としている。CLPは随時更新の対象であり、承認のために年に１度経営委員会に提出される。

EIBの特定の事業モデルに合わせて策定された定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施され、EIBの流動性バッファーの規模を決定する。

2009年７月８日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIB

は、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

EIFの流動性リスク管理

払込資本金の価値を損なうことなく、今後生じうる保証請求、プライベート・エクイティ・コミットメント、および一般管理費の支出に対応する適切な水準のEIFの流動性を確保し、かつリスク最小化に配慮しながら投資資産で合理的な収益を獲得できるような方法で、流動性リスクは管理されている。

流動性リスクの測定

以下の表は、貸借対照表日から契約上の満期日までの残存期間別にグループの資産および負債を示している。契約によって定められた満期日のない資産および負債は、「満期日未確定」に区分されている。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2017年12月31日時点における満期	3ヵ月以内	3ヵ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	満期日 未確定	2017年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	162	0	0	0	0	**162**
中央銀行担保適格国庫証券 およびその他短期証券	13,239	8,306	11,963	8,000	0	**41,508**
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	938	0	0	0	0	**938**
- 金融機関	30,288	3,610	0	0	0	**33,898**
- 対顧客	1,679	63	0	0	0	**1,742**
	32,905	3,673	0	0	0	**36,578**
貸付金：						
- 金融機関	2,403	12,038	57,710	49,390	19	**121,560**
- 対顧客	3,806	18,243	99,720	191,340	46	**313,155**
	6,209	30,281	157,430	240,730	65	**434,715**
確定利付証券を含む負債証券	6,145	2,870	3,935	2,722	0	**15,672**
株式、その他の変動利回証券 および参加持分	0	0	0	0	5,299	**5,299**
その他の資産	0	26	125	67	16,854	**17,072**
資産合計	**58,660**	**45,156**	**173,453**	**251,519**	**22,218**	**551,006**
負債：						
金融機関に対する債務	5,011	0	0	0	0	**5,011**
顧客に対する債務	1,931	0	0	0	0	**1,931**
債務証書借入	34,735	31,634	217,182	166,034	0	**449,585**
資本金、準備金、利益および 少数株主持分	0	0	0	0	70,302	**70,302**
その他の負債	9	11	516	257	23,384	**24,177**
負債合計	**41,686**	**31,645**	**217,698**	**166,291**	**93,686**	**551,006**
オフ・バランスシートの 通貨スワップ	**-321**	**475**	**2,826**	**-1,373**	**0**	**1,607**

借入金および関連するスワップの一部は、投資家あるいはヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、EIBにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。グループが債券に係るすべてのコール・オプションを契約で定められた次回権利行使日に行使した場合、2018年から2020年の期限前償還累計額は27億ユーロとなる。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2016年12月31日時点における満期	3ヵ月以内	3ヵ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	満期日 未確定	2016年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	317	0	0	0	0	**317**
中央銀行担保適格国庫証券 およびその他短期証券	15,751	15,015	12,619	8,252	0	**51,637**
- 当座預金	865	0	0	0	0	**865**
- 金融機関	28,396	6,836	0	0	0	**35,232**
- 対顧客	2,096	124	0	0	0	**2,220**
	31,357	6,960	0	0	0	**38,317**
貸付金：						
- 金融機関	3,228	12,931	59,577	48,590	3	**124,329**
- 対顧客	3,858	17,307	99,978	188,466	114	**309,723**
	7,086	30,238	159,555	237,056	117	**434,052**
確定利付証券を含む負債証券	8,408	2,055	2,616	2,780	0	**15,859**
株式、その他の変動利回証券 および参加持分	0	0	0	0	4,333	**4,333**
その他の資産	57	74	145	71	29,685	**30,032**
資産合計	**62,976**	**54,342**	**174,935**	**248,159**	**34,135**	**574,547**
負債：						
金融機関に対する債務	12,954	166	0	0	0	**13,120**
顧客に対する債務	1,952	0	0	0	0	**1,952**
債務証書借入	36,099	42,173	229,347	163,304	0	**470,923**
資本金、準備金、利益および 少数株主持分	0	0	0	0	67,395	**67,395**
その他の負債	1	41	466	327	20,322	**21,157**
負債合計	**51,006**	**42,380**	**229,813**	**163,631**	**87,717**	**574,547**
オフ・バランスシートの 通貨スワップ	**1,330**	**3,211**	**7,345**	**2,294**	**0**	**14,180**

U.5. 為替リスク

為替（FX）リスクは、為替レートの不利な変動が原因で、EIBのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。資産と負債の間で通貨のミスマッチがある場合に、EIBは為替リスクにさらされる。

EIBは定款を遵守して、貸付業務を遂行するため、またはEIBが供与する貸付金もしくは保証から発生するコミットメントを履行するために、直接必要でない為替業務には従事しない。

EIBの資産・負債構造における通貨のミスマッチは、厳しい限度額内に維持されている。

ユーロ以外の通貨で発生する金利マージンに内在する為替リスクは、通常ヘッジされている。ヘッジ・プログラムは、今後３年間の米ドルおよび英ポンド建ての貸付金の金利マージンにローリング・ベースで対応している。

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2017年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2017年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	162	0	0	0	0	162
中央銀行担保適格国庫証券および						
その他短期証券	36,941	1,362	3,205	0	4,567	41,508
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	849	36	5	48	89	938
- 金融機関	25,882	257	1,140	6,619	8,016	33,898
- 対顧客	614	0	0	1,128	1,128	1,742
	27,345	293	1,145	7,795	9,233	36,578
貸付金：						
- 金融機関	101,632	2,023	11,494	6,411	19,928	121,560
- 対顧客	249,871	34,702	9,959	18,623	63,284	313,155
	351,503	36,725	21,453	25,034	83,212	434,715
確定利付証券を含む負債証券	2,892	2,583	4,692	5,505	12,780	15,672
株式、その他の変動利回証券						
および参加持分	4,246	673	227	153	1,053	5,299
その他の資産	16,305	342	181	244	767	17,072
資産合計	**439,394**	**41,978**	**30,903**	**38,731**	**111,612**	**551,006**
負債：						
金融機関に対する債務	4,704	0	259	48	307	5,011
顧客に対する債務	1,708	7	75	141	223	1,931
債務証書借入：						
- 負債証券	225,341	49,205	118,961	42,223	210,389	435,730
- その他	7,906	107	967	4,875	5,949	13,855
	233,247	49,312	119,928	47,098	216,338	449,585
資本金、準備金、利益および						
少数株主持分	70,302	0	0	0	0	70,302
その他の負債	24,155	879	287	-1,144	22	24,177
負債合計	**334,116**	**50,198**	**120,549**	**46,143**	**216,890**	**551,006**
オフ・バランスシートの						
通貨スワップ	**-105,284**	**8,269**	**89,594**	**7,421**	**105,284**	
ポジション（純額）	**-6**	**49**	**-52**	**9**	**6**	

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2016年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2016年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	317	0	0	0	0	**317**
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	50,103	464	1,070	0	1,534	**51,637**
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	699	23	9	134	166	**865**
- 金融機関	26,361	58	2,963	5,850	8,871	**35,232**
- 対顧客	1,228	0	0	992	992	**2,220**
	28,288	81	2,972	6,976	10,029	**38,317**
貸付金：						
- 金融機関	102,556	2,785	12,190	6,798	21,773	**124,329**
- 対顧客	247,152	32,916	11,914	17,741	62,571	**309,723**
	349,708	35,701	24,104	24,539	84,344	**434,052**
確定利付証券を含む負債証券	8,251	375	2,465	4,768	7,608	**15,859**
株式、その他の変動利回証券および参加持分	3,447	602	147	137	886	**4,333**
その他の資産	26,306	1,290	1,103	1,333	3,726	**30,032**
資産合計	**466,420**	**38,513**	**31,861**	**37,753**	**108,127**	**574,547**
負債：						
金融機関に対する債務	12,230	25	784	81	890	**13,120**
顧客に対する債務	1,715	31	86	120	237	**1,952**
債務証書借入：						
- 負債証券	212,909	51,676	145,501	45,575	242,752	**455,661**
- その他	7,993	196	1,182	5,891	7,269	**15,262**
	220,902	51,872	146,683	51,466	250,021	**470,923**
資本金、準備金、利益および少数株主持分	67,395	0	0	0	0	**67,395**
その他の負債	16,468	1,922	1,215	1,552	4,689	**21,157**
負債合計	**318,710**	**53,850**	**148,768**	**53,219**	**255,837**	**574,547**
オフ・バランスシートの通貨スワップ	**-147,800**	**15,417**	**116,891**	**15,492**	**147,800**	
ポジション（純額）	**-90**	**80**	**-16**	**26**	**90**	

U.6. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、プロセス、人員、システムの潜在的な機能不全またはその他の外部事象のうち、グループに直接的な財務エクスポージャーまたは事故寸前の事態をもたらすものをいう。定義上、法務リスクおよび風評リスクはこれに含まれるが、戦略リスクは除かれる。

オペレーショナル・リスクはグループの活動に内在しており、人的要因、不適切な従業員の行動、サイバーおよびテクノロジー関連事象、不適切もしくは機能不全のプロセス、事業の中断もしくは保安措置、情報システムの障害、第三者外部委託での障害または不正行為を含む様々な態様で現れる可

能性がある。オペレーショナル・リスクを、グループの財務強度、事業の性格および業務を遂行する市場の観点から最低水準に維持することが目標となる。

オペレーショナル・リスク管理部門はオペレーショナル・リスクの枠組みと関連方針の設定を担当し、その枠組みを実践する責任は、EIBの各種部門に帰属する。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が勧告する銀行業の最善慣行枠組みの主要な要素は、リスクの特定、評価、監視ならびにリスクの統制および軽減である。

EIBでは、スコアカードにまとめられた一連のオペレーショナル・リスク指標を通じて、内部損害履歴、シナリオ分析ならびに事業・統制環境等、入手可能なあらゆる情報を考慮する評価方法を採用している。特に、オペレーショナル・リスクは、オペレーショナル・リスクに係る現実の損害につながりまたはつながりうる重要なオペレーショナル・リスク事象および生じつつあるリスク分野の監視を提供する。EIBは、主要な事業プロセスごとにオペレーショナル・リスク・エクスポージャーおよび損害事象を継続的に監視するために、SASシステムを使用している。さらに、統計モデルとVaR計算エンジンによって、オペレーショナル・リスク環境を網羅している。

オペレーショナル・リスク管理は組織のあらゆるレベルで実施され、EIBの様々な部署のすべてがその責任を負う。

報告に関連して、オペレーショナル・リスクの内部損害履歴、シナリオ分析およびオペレーショナル・リスク指標は、副総裁、ディレクター・ジェネラルおよびリスク委員会に定期的に報告され、新商品委員会の活動に関する報告は、EIBの経営幹部に送られている。

注V：デリバティブ

グループは、予定取引から発生するエクスポージャーを含む金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品を主に資産および負債の管理活動の一環として使用している。デリバティブは契約金融商品であり、その価値は、原資産、利率、為替そして種々のインデックス動向により変動する。デリバティブ取引は売買目的で利用されるのではなく、資金調達関連の場合および市場リスク・エクスポージャーを低減するためのみに限られている。

グループのスワップの大部分は、資金調達オペレーション（資金調達活動）の一環として、特定の債券発行をヘッジする目的で締結されている。借入ポートフォリオに関連したすべてのスワップは満期が関連借入債務に対応しており、このため長期の性質を持つ。

またグループは、貸付金や財務のヘッジ・オペレーションの一環として、またはグローバルな資産負債管理（ALM）ポジションのヘッジ（ALMヘッジ活動）のために、スワップを行っている（注V.1参照）。

グループは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務の通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップも行っている（注V.2参照）。

先物契約（先物）は、一部の政府債投資から生ずるエクスポージャーをヘッジするため、財務活動の一環として使用することができる。先物は、規制市場において取引される標準化されたデリバティブであり、カウンターパーティー・リスクの測定と統制に関する一般方針の対象外となっている（注V.2.参照）。

EIBは、短期財務ポジションの金利リスクをヘッジするために、金利先渡契約を使用する（注V.2参照）。

V.1. 資金調達およびALMデリバティブ

資金調達およびALMヘッジとの関連で使用されるデリバティブには以下のものがある。

- 通貨スワップ
- 金利スワップ

・　ストラクチャード・スワップ

V.1.1.　通貨スワップ

通貨スワップとは、調達されたある通貨の資金を別の通貨に交換することを合意し、それと同時に調達された資金を期日に返済できるよう、両通貨を将来において再度交換するための為替予約を締結する契約である。

グループは、主に資金調達業務の一環として、開始時に借入資金を別の通貨に交換し、その後借入返済に必要な資金を元の通貨でグループが入手することとなる、通貨スワップを締結している。

以下の表は、通貨スワップ（短期通貨スワップ（注V.2参照）を除く）の満期を想定元本および公正価値に細分して示したものである。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2017年12月31日現在の通貨スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2017年の合計
想定元本（受取）	36,128	108,446	40,132	19,371	**204,077**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	35	-1,717	1,995	1,423	**1,736**

2016年12月31日現在の通貨スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2016年の合計
想定元本（受取）	34,392	125,331	36,858	15,651	**212,232**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	3,865	8,323	2,443	2,064	**16,695**

(*)　2017年12月31日現在500百万ユーロ（2016年：1,994百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

V.1.2.　金利スワップ

金利スワップは一般的に、変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利スワップの利用により、グループは、顧客からの要求に応えて借入ポートフォリオと他のポートフォリオの金利構造を変えることができるとともに、グループのある特定の資本市場への有利なアクセス条件をカウンターパーティーと交換することにより、資金調達コストを削減することも可能となる。

以下の表は、金利スワップ（外貨建てで計算された利息を合成的にユーロ建てに交換するシンセティック・スワップを含む）の満期を想定元本および公正価値に細分して示したものである。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2017年12月31日現在の金利スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2017年の合計
想定元本	44,391	202,704	126,652	136,260	**510,007**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	-350	4,158	4,267	1,345	**9,420**

2016年12月31日現在の金利スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2016年の合計
想定元本	75,265	197,166	116,008	134,914	**523,353**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	587	5,027	6,987	607	**13,208**

(*) 2017年12月31日現在マイナス333百万ユーロ（2016年：マイナス461百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

V.1.3. ストラクチャード・スワップ

グループは、通常そのリスクヘッジ方針に関連してオプション取引を行っていない。ただし、金融市場で、より低いコストで資金を調達するという戦略の一環として、グループは、主に金利オプションまたは株価指数オプションを含む借入契約および貸付を行う。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。

以下の表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、価額および想定元本の詳細を示している。

	期限前解約が組み込まれているもの		株価指数		特別なストラクチャーに基づくクーポンまたは類似するもの	
	2017年	2016年	**2017年**	2016年	**2017年**	2016年
取引件数	**136**	138	**1**	1	**306**	300
想定元本（単位：百万ユーロ）	**5,490**	5,465	**500**	500	**19,437**	33,084
割引価値（純額）（単位：百万ユーロ）	**444**	512	**-33**	-19	**-2,461**	-2,207

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用する収益還元法により算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

借入れに組込まれている、もしくは借入れに関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。ストラクチャード・ディールとしては、金利、為替レート、インフレ率、株価指数、および金利のボラティリティに左右される様々な取引がある。

V.1.4. デリバティブ取引における信用リスクの軽減方針

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にグループが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してグループを保護するための一連の手続きが整備されている。

・　**取引契約の枠組み**

グループのデリバティブ取引はすべて、ISDAスワップ取引契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの契約枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。

・　**カウンターパーティーの選択**

取引開始時の格付けは、A3以上と定められている。格付けがある一定のレベルを下回った場合にはEIBは期限前に契約を解除する権利を有する。

・　**担保設定**

- **（限度枠を超過した）エクスポージャーに対しては、現金および債券による担保が差入れられる。**
- **複雑で流動性の低い取引の場合は、現在の時価以上の担保が要求される。**
- **個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は定期的にモニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。**

スワップについて受け取った担保の時価は、2017年12月31日現在、16,279百万ユーロ（2016年：37,963百万ユーロ）で、担保の性質およびムーディーズまたは同等の格付会社の格付けに基づいた詳細は、以下のとおりであった。

ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券			
	政府債	政府機関債、国際機関債、カバード・ボンド	現金	2017年の合計
Aaa	2,877	1,517	0	**4,394**
Aa1からAa3	2,430	0	0	**2,430**
A1からA3	96	0	0	**96**
Baa1からBaa3	4,419	0	0	**4,419**
Baa3未満	2	0	0	**2**
格付けなし	0	0	4,938	**4,938**
2017年の合計	**9,824**	**1,517**	**4,938**	**16,279**

ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券			
	政府債	政府機関債、国際機関債、カバード・ボンド	現金	2016年の合計
Aaa	3,470	3,870	0	**7,340**
Aa1からAa3	11,899	0	0	**11,899**
A1からA3	134	110	0	**244**
Baa1からBaa3	5,496	0	0	**5,496**
Baa3未満	221	0	0	**221**
格付けなし	0	0	12,763	**12,763**
2016年の合計	**21,220**	**3,980**	**12,763**	**37,963**

・　デリバティブの信用リスクの測定

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。

BISのバーゼル銀行監督委員会（BCBS）の勧告に従い、グループは、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用し、資本配分には信用リスク相当額を使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。

グループは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネッティング・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、破綻取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2017年12月31日現在のカレント無担保エクスポージャーは364百万ユーロ（2016年12月31日現在：448百万ユーロ）であった。

さらにグループは、リスクのマージン期間中（取引ポートフォリオにより10日間から20日間）にネッティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャ

ル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2017年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは7,366百万ユーロ（2016年12月31日現在：9,499百万ユーロ）であった。

・ 限度枠

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを３種の期間グループ（１年未満、１年以上５年以下および５年超）と２種の格付シナリオ（現状維持およびA3未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。

下記の表は、カウンターパーティーの内部格付け別内訳を示している。

格付けグループ	額面価額割合		カレント無担保エクスポージャー (単位：百万ユーロ)		ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
Aaa	0.32%	0.35%	119	91	140	169
Aa1からAa3	23.48%	24.57%	224	224	1,904	2,785
A1からA3	65.33%	65.68%	0	124	5,094	6,365
A3未満	10.87%	9.40%	21	9	228	180
合計	**100.00%**	**100.00%**	**364**	**448**	**7,366**	**9,499**

V.2. 流動性管理の一環として

グループはまた、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップを行っている。

短期通貨スワップ（受取）の想定元本は、2017年12月31日現在で43,942百万ユーロであり、これに対して2016年12月31日現在は46,312百万ユーロであった。短期通貨スワップの公正価値は、2017年12月31日現在マイナス23百万ユーロ（2016年：847百万ユーロ）であった。

短期為替予約取引の想定元本は、2017年12月31日現在585百万ユーロ（2016年：667百万ユーロ）であった。短期為替予約取引の公正価値は、2017年12月31日現在39百万ユーロ（2016年：18百万ユーロ）であった。

注W：換算レート

2017年12月31日現在および2016年12月31日現在の貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2017年12月31日	2016年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558

チェコ・コルナ(CZK)	25.5350	27.0210
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4449	7.4344
英ポンド(GBP)	0.8872	0.8562
ハンガリー・フォリント(HUF)	310.3300	309.8300
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.1770	4.4103
ルーマニア・レイ(RON)	4.6585	4.5390
スウェーデン・クローナ(SEK)	9.8438	9.5525

欧州連合加盟国以外の通貨

オーストラリア・ドル(AUD)	1.5346	1.4596
カナダ・ドル(CAD)	1.5039	1.4188
スイス・フラン(CHF)	1.1702	1.0739
中国人民元（CNY）	7.8044	7.3202
ドミニカ・ペソ（DOP）	57.1465	48.7476
エジプト・ポンド（EGP）	21.2725	19.0008
香港ドル(HKD)	9.3720	8.1751
アイスランド・クローナ(ISK)	124.7000	214.9400
日本円(JPY)	135.0100	123.4000
ケニア・シリング(KES)	123.7000	108.0600
モロッコ・ディルハム(MAD)	11.2144	10.6711
メキシコ・ペソ(MXN)	23.6612	21.7719
ノルウェー・クローネ(NOK)	9.8403	9.0863
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.6850	1.5158
ロシア・ルーブル(RUB)	69.3920	64.3000
セルビア・ディナール(RSD)	118.2700	123.4000
チュニジア・ディナール(TND)	2.9821	2.4255
トルコ・リラ(TRY)	4.5464	3.7072
台湾ドル(TWD)	35.5849	34.1539
ウクライナ・グリブナ(UAH)	33.7627	28.5012
米ドル(USD)	1.1993	1.0541
CFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	14.8054	14.4570

注X：関連当事者取引

X.1. 参加持分

以下に、財務書類に含まれる参加持分に関連する金額を表示している。

（単位：千ユーロ）	2017年12月31日	2016年12月31日
参加持分	263,453	185,786
参加持分からの損益	-1,923	-8,216
払込未請求参加持分	600,531	597,512

X.2. 主要経営者

グループは、理事会、監査委員会および経営委員会の委員ならびにEIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラルを主要経営者と特定している。

一般管理費（注R）に算入されている主要経営陣の当該報告期間の報酬は、次の表のとおりである。

（単位：千ユーロ）	2017年	2016年
短期給付(1)	9,569	9,821
退職後給付(2)	864	910
退職手当	2,344	9
	12,777	**10,740**

(1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。

(2) 退職給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。

2017年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

（単位：千ユーロ）	2017年12月31日	2016年12月31日
年金制度および健康保険制度（注L）	-44,709	-40,081
その他の負債（注G）	-16,796	-15,573

注Y：後発事象

2017年12月31日現在の本財務書類の調整または本財務書類における開示を要する、決算日後に発生した重要な事象はない。

注Z：第三者資金の管理

Z.1. インベストメント・ファシリティ-コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年６月23日付（その後改正済）のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.2. ギャランティー・ファンド

域外活動のためのギャランティー・ファンドは、非加盟国に供与された貸付および貸付保証の債務不履行をカバーするため、または非加盟国におけるプロジェクトのために、1994年に設立された。欧州委員会（EC）は、1994年11月に二者間で締結された契約およびその後の当該契約の改訂に基づき、ギャランティー・ファンドの財務管理をEIBに委託している。EIBは、ギャランティー・ファンドの個別財務書類を作成している。

Z.3. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i）EU の割当量単位（EUA）の収益化、ii）EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった２つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

Z.4. JESSICA（「保有基金」）

JESSICA（都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援）は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。EIBは、JESSICAの個別財務書類を作成している。

Z.5. イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）

InnovFinまたは「InnovFin－イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年－2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」の下でのEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム（2014年－2020年）であるホライズン2020を確立し、決定事項N1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則（EU）N1291/2013（「ホライズン2020規則」）が採択された。2014年６月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される一連の統合され、かつ補完的な金融ツールおよびアドバイザリー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション（R&I）のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

Z.6. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（「RSFF」）

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年６月５日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業（SME）および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント（「RSI」）を用意した。RSIは、研究を推進する中小企業や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

Z.7. 欧州連合－アフリカ・インフラ（「EUAI」）信託基金

EUAI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年２月９日、ECとEIBは、欧州連合－アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援する欧州連合－アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUAI信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.8. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ（「PBI」）の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年１月１日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

Z.9. ファンド・オブ・ファンズ（「JESSICA II」）

ファンド・オブ・ファンズ（「FoF」）は、欧州構造投資基金（「ESIF」）が、2014年から2020年までの間に加盟国運用プログラムにより資金供給した地域金融商品（DFI）で構成されている。FoFは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給（拠出）の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。EIBは、各ファンド・オブ・ファンズの個別財務書類を作成している。

Z.10. 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）

JEREMIE（中小企業向け欧州共同財源）は、欧州委員会の地域政策総局（DG Regio）とEIBグループによるイニシアチブである。EIFは、JEREMIEの個別財務書類を作成している。

Z.11. GF ギリシャ

ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の

未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

Z.12. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年５月27日に設定された。1977年８月４日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIP、IPA（加盟候補国向け支援制度）、トルコについての委託および欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

Z.13. 欧州構造投資基金（「ESIF」）

欧州構造投資基金（ESIF）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した２件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、ESIFの個別財務書類を作成している。

Z.14. COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）

中小企業の資金調達の困難に対処するため、COSMEは、借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）を設立している。LGFおよびEFGは、中小企業が借入またはエクイティの形態での資金調達の利用可能性を向上させることを目的としている。当該金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出制度が含まれている。EFGは、域内企業の成長および研究・イノベーションを支援する持分金融商品の形態で組成されている。LGFは、直接的または間接的な保証金融商品の形態で組成されている。LGFの目的は、中小企業向けの資金調達市場の構造的な欠陥の軽減に貢献し、中小企業向けのより多様な資金調達市場の創生を支援することである。直接的または間接的な保証を通じて、LGFは、成長力のある中小企業が資金調達の際に直面するとりわけ困難な状況に対処するため、借入による資金調達時に保証を行うことを目的としている。さらに、適格かつ透明性の高い証券化取引のメザニン・トランシェを保証することによって、LGFは中小企業の資金調達に新たな手段を提供することを目指している。EIFは、COSME LGFおよびEFGの個別財務書類を作成している。

Z.15. イタリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、４件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、イタリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.16. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

Z.17. 東部深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）の委任契約に署名した。東部DCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるグルジア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（SME）向けに提供することによって、これら３国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIFが実行および展開する保証枠ウィンドウは、各国の仲介銀行がより多くのリスクを取り、各国経済で十分なサービスを受けていないセグメントに支援を差し伸べる動機を与えるための、SMEポートフォリオ・ファースト・ロス保証で構成される。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

Z.18. ブルガリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、４件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ブルガリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.19. ルーマニア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、４件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ルーマニア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.20. SMEG 2007

競争力および革新枠組みプログラムに基づくSMEG 2007（CIP/SMEG 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEG 2007の個別財務書類を作成している。

Z.21. InnovFin中小企業保証

ホライズン2020の「リスク・ファイナンスへのアクセス・プログラム」との関連で、このプログラムは負債性金融商品および持分金融商品の設定を規定している。InnovFin 中小企業保証と呼ばれるリスク・シェアリング・ファシリティは、保証の形態で組成され、EUの拠出金を一次的に不履行金額の

補てんに使用し、EIFのリスク・テイク能力を二次的に不履行金額の補てんに使用する。この制度の目的は、研究・開発およびイノベーションにおいて顕著な活動を行っている中小企業および中堅企業に、金融仲介機関が貸付またはファイナンス・リースを提供する動機を与えることである。EIFは、InnovFin中小企業保証の個別財務書類を作成している。

Z.22. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイティ

企業および起業のためのマルチ・アニュアル・プログラム（MAP）に基づき、EIFは欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいてリソースの管理を行っている。EIFは、MAPエクイティの個別財務書類を作成している。

Z.23. InnovFinプライベート・エクイティ

ホライズン2020金融商品は、対象となる研究およびイノベーションを支援するために、最終受領者がリスクを伴う資金調達を活用しやすくすることを目的としている。当該金融商品には、貸付、保証、株式その他のリスク・ファイナンスの形態が含まれる。また、ホライズン2020金融商品は、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展の促進、知的財産に係る知識移転および市場の改善、ベンチャー・キャピタル市場への資金の呼び込み、ならびに全体として、新しい製品およびサービスの構想、開発およびデモンストレーションから商品化につなげるための支援も目的としている。ホライズン2020負債性金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出実施制度が含まれている。

アーリーステージ向けInnovFinエクイティ・ファシリティは、革新的な企業に対し、特にアーリーステージのベンチャー・キャピタルまたはメザニン・キャピタルの形態によるエクイティ・ファイナンスを提供することにより、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展を促進することを目的としている。EIFは、InnovFinプライベート・エクイティの個別財務書類を作成している。

Z.24. GIF 2007

競争力および革新枠組みプログラムと技術移転パイロット・プロジェクトに基づくGIF 2007（CIP/GIF 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、投資の取得、管理および処分を行う権限を与えられている。EIFは、GIF 2007の個別財務書類を作成している。

Z.25. 国際開発協力機構（AECID）

このパートナーシップ契約は、スペイン王国（スペインの国際開発協力機構（AECID））とEIBとの間で調印されたもので、モーリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国（「南地中海沿岸地域」）の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

Z.26. 雇用および社会イノベーション・プログラム（「EaSI」）

EaSI保証金融商品は、欧州プログレス・マイクロファイナンス・ファシリティ（「プログレス・マイクロファイナンス」）に基づくマイクロクレジット保証の後継制度であるEaSIマイクロファイナン

ス保証を中心に構成されている。プログレス・マイクロファイナンスに基づきマイクロクレジット提供者に対する支援が拡大される予定である。

また、EaSI保証金融商品は、EaSIソーシャル・アントレプレナーシップ保証で構成される。これは新しい商品であり、社会的企業の資金調達を促進し、社会的投資市場の発展を支援していくものである。EIFは、EaSIの個別財務書類を作成している。

Z.27. 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（WB EDIF）

西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（「WB EDIF」）は、2012年12月にEC拡大総局（DG ELARG）、EIBグループおよび欧州復興開発銀行（EBRD）の間で締結された共同イニシアチブである。同イニシアチブは、加盟候補国向け支援制度（IPA）基金の展開を通じて、西バルカン諸国の中小企業の資金へのアクセスの改善および同地域の経済発展を育成することを目的としている。WB EDIFにおいて、EIFはプラットフォーム・コーディネーター、企業拡大基金（ENEF）におけるECのトラスティー、企業育成基金（ENIF）におけるECのトラスティーおよびギャランティー・ファシリティの管理者としての役割を果たす。EIFは、WB EDIFの個別財務書類を作成している。

Z.28. 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信託基金

EIBが管理するFEMIP（ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ）信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.29. グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリティ(「GAGF」)

2010年５月に調印されたGAGFに基づき、EIFは欧州連合およびトルコによって地域競争力戦略プログラムに割り当てられた加盟候補国向け支援制度（IPA）の資金管理をしている。このファシリティは、トルコで最も開発が遅れている地域の中小企業および零細企業に対し、トルコの大手銀行と連携して実態に合わせた金融支援を提供するものである。EIFは、GAGFの個別財務書類を作成している。

Z.30. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.31. フィンランド向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、４件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、H2020に関して上限を設けず

保証を提供することを目的としている。EIFは、フィンランド向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.32. 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

HIPCイニシアチブ（「イニシアチブ」）とは、世界の最貧国に特別支援を供与する国際的な債務救済制度である。世界銀行と国際通貨基金からの申入れを受けて、1996年に設立された。主な目的は、貧困国の債務負担を維持可能な水準にまで削減することにある。EIBは、同イニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.33. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャランティー

この原資は、プライベート・エクイティと保証商品に等分されている。ESU 1998 (G&E)およびESU 2001 (MAP)と呼ばれるエクイティ部門は、ETFの起業投資を取り扱っている。SMEG 1998 (G&E)およびSMEG 2001 (MAP)と呼ばれる保証部門は、受益者の事業に対して保証を提供する。EIFは、MAPギャランティーの個別財務書類を作成している。

Z.34. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（PF4EE）商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。EIFは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

Z.35. EPTA信託基金

EPTA（東方パートナーシップ技術支援）信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.36. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

Z.37. 加盟候補国向け支援制度II（「IPA II」）

加盟候補国向け支援制度（IPA）に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。加盟候補国向け支援ファンドも、持続性のある経済回復、エネルギー供給、運輸、自然環境および気候変動などに関する目標をEUが達成できるよう支援する。IPA Iの後継制度IPA IIは、すでに達成された成果を土台とし、2014年から2020年までの期間に117億ユーロを充当して構築される予定である。IPA IIの最も重要な革新性は、戦略的焦点にある。フレームワーク・パートナーシップ契約は、2015年末に締結され、EIBにより履行される。様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。EIBは、IPA IIの個別財務書類を作成している。

Z.38. 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ

この金融商品は、文化・クリエイティブ部門向けに力を注ぐ欧州連合の主要プログラムであるクリエイティブ・ヨーロッパの下で設定され、欧州連合に代わってEIFにより運用される。このイニシアチブは、EIFが保証や念書を選定金融仲介機関に提供することを認め、これにより金融仲介機関が文化・

クリエイティブ分野の企業家に対するデット・ファイナンスの提供を増やすことを可能とする。生成された貸付金により、10,000社を超えるオーディオビジュアル（映画、テレビ、アニメーション、ビデオゲーム、マルチメディアを含む）、フェスティバル、音楽、文学、建築、記録資料、図書館、博物館、美術工芸、文化遺産、デザイン、芸能、出版、ラジオ、視覚芸術など、広範囲のセクターのSMEが支援を受けると予想される。EIFは、文化・クリエイティブ部門保証ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.39. マルタ向けSMEイニシアチブ

2015年１月19日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、SMEイニシアチブに対応する専用ウィンドウの一部の条項に適用される諸条件およびH2020金融商品の当該専用ウィンドウに対する欧州連合の拠出について定めたホライズン2020委任契約の修正に調印した。スペインおよびマルタ向けのSMEイニシアチブは、前年に開始された。EIFは、マルタ向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.40. 学生ローン保証ファシリティ（エラスムス計画）

欧州構造投資基金（ESIF）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した２件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、学生ローン保証の個別財務書類を作成している。

Z.41. 欧州戦略投資基金（「EFSI」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（EFSI契約）、および欧州投資アドバイザリー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（EIAH契約）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のEIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは３つの補完的な構成要素であるa）公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザリー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b）パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc）既存のアドバイザリー・サービスの強化もしくは拡大または未対処のニーズに対応する新規のサービスの創出、で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

Z.42. SMEギャランティー・ファシリティ

EIFは、欧州連合に代わり欧州連合のリスクにおいて、欧州連合との間で締結した受託管理契約に従って、自己の名義で、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEギャランティー・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.43. NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）

EIFならびにKfW、フランス公的投資銀行（bpifrance）、CDP、マルタ開発銀行ワーキンググループ、IFD、ICOおよびBBBを含めたいくつかの国家開発機関（「NPI」）は、SMEへの資本市場を通じた資金提供の増加を目的とした協力およびリスク・シェアリング・プラットフォームであるEIF-NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）を開始した。このSME証券化取引における相互協力の目的は、民間セクターからの資金を触媒としてSME証券化市場を活性化することによって、欧州のSME向けファイナンスの利用可能性を高める点にある。これは、より広範囲にSMEの支援を行き渡らせようとする欧州戦略投資基金の考えを反映したものである。

Z.44. 自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）

自然環境保護資金調達ファシリティ（NCFF）は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト（気候変動適応プロジェクトを含む）に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFFの個別財務書類を作成している。

Z.45. 国家開発機関（「NPI」）

これは、EIFとイタリアの預託貸付公庫（CDP）の間のパートナーシップの枠組みにおけるCDPの社会インパクト投資の２つ目のプログラムである。2017年11月29日に署名されたこのプログラムの焦点は、イタリアにおける社会融資の領域である。これは仲介者への持分投資、直接の持分投資および負債投資を含むそれぞれの条件に適合した複数商品の投資プログラムである。

Z.46. 連邦経済技術省

EIFは、ドイツ連邦経済技術省および欧州復興計画のために資金を管理している。

Z.47. G43信託基金

EIFは、2012年８月に署名されたG43アナトリア・ベンチャー・キャピタル・ファンドの下で、トルコ・セントラル・ファイナンス・ユニット（CFCU）から委託を受けている。このファンドは、トルコの南東アナトリア地方の中小企業への投資を専門にしている。EIFは、G43の個別財務書類を作成している。

Z.48. 欧州技術ファシリティ（「ETF」）

ETFスタートアップ・ファシリティでは、EIFは自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、ETFスタートアップ投資を取得、運用、処分する権限を与えられている。

Z.49. アルプス地域成長投資プラットフォーム（「AlpGIP」）

2017年９月、EIFは、EUのアルプス・マクロ・リージョンにおける最近のベンチャー・キャピタルおよび成長セグメントを対象とした、革新的な地域持分投資プラットフォーム（非法人構造）を立ち上げた。イタリアのロンバルディア、ピエモンテ、ヴァッレ・ダオスタおよびアルト・アディジェ（ボルツァーノ地域）の各州がすでにこのプラットフォームに投資しており、他の地域も今後の参加が見込まれている。

Z.50. 欧州議会準備行動（「EPPA」）

2010年、EIFは、DG RegioとEPPAに調印した。EIFは、幾つかの選別されたマイクロファイナンス金融機関が有意な規模に達し、事業継続の見通しを改善することができるよう支援するため、キャパシティ・ビルディングのためのリスク資本と金融支援を提供している。EIFは、EPPAの個別財務書類を作成している。

Z.51. PGFF

2013年４月に署名されたポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（PGFF）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、ポーランドに重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。同ファンドは、EIBグループとBank Gospodarstwa Krajowegoが共同出資している。EIFは、PGFFの個別財務書類を作成している。

Z.52. BIF

2012年９月に署名されたバルト諸国新規事業育成基金（BIF）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、バルト海沿岸地域に重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。この基金は、EIBグループならびにエストニアのFund KredEx、ラトビアのLatvijas Garantiju Agentiiraおよびリトアニアのlnvesticiju ir verslo garantijosinというバルト諸国の国家機関から共同出資を受けている。EIFは、BIFの個別財務書類を作成している。

Z.53. 研究・開発・イノベーション・アドバイザリー（「RDIアドバイザリー」）

RDIアドバイザリーは、ホライズン2020に基づくInnovFinプログラムの一環として、2014年６月に締結された７年間の包括協定に基づいて設立された欧州委員会とのパートナーシップである。RDIアドバ

イザリーには２系統の活動があり、(i) アドバイザリーに関連した立ち上げ段階のプロジェクト、および(ii) RDI投資の全体的な枠組みの状況の改善を取り扱う並列活動ならびにホライズン2020の下での金融手段である。EIBは、RDIアドバイザリーの個別財務書類を作成している。

Z.54. GEEREF（「基金および技術支援ファシリティ」）

GEEREF（グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金）は、ECのイニシアチブで設定されたファンド・オブ・ファンズである。その目的は、新興市場（ACP、ALAおよび欧州近隣諸国）における再生可能エネルギーおよびエネルギー効率の分野を重点とするプライベート・エクイティ・ファンドに投資することである。EIFも、GEEREFフロント・オフィスが実施する関連業務の対象となる技術援助の提供を委任されている。

Z.55. 欧州地域のサポート計画に対する共同支援（JASPERS）

JASPERS（欧州地域のサポート計画に対する共同支援）は、EIB、欧州委員会およびEBRDの間における技術支援ファシリティである。欧州構造投資基金の下での資金供与のために提起される主要プロジェクトの品質を高めることができるようにするために、EUおよび候補国の大部分を支援する。JASPERSによる支援には、EUからの資金供与に係る申請の把握から提出まで、プロジェクトの準備の支援、独立した立場でのプロジェクトの品質レビュー、均等な割り当て、戦略支援、能力の構築（能力センターを含む）、実行支援が含まれることがある。JASPERSの業務は、７つの部門（道路、鉄道・航空・海事、水道・ごみ、エネルギー・固形廃棄物、スマート開発、ネットワーキング能力センター、独立品質レビュー）に分かれている。運営期間の最初の10年（2005年－2015年）において、JASPERSは1,000を超えるプロジェクトを支援してきた。JASPERSが支援し、欧州委員会が資金供与を承認したプロジェクトの投資価値は、720億ユーロ超である。EIBは、JASPERSの個別財務書類を作成している。

Z.56. LfA-EIFファシリティ

LfA-EIFファシリティは、2009年に調印されたもので、ドイツ・ババリア地方における技術志向の初期および拡大段階にある企業を支援するために投資を提供するEIFおよびLfAフォルダーバンク・バイエルンの共同ベンチャーである。

Z.57. 技術移転パイロット・プロジェクト（「TTP」）

欧州委員会の資金提供を受けて2008年11月に調印されたTTPに基づき、EIFはシード前およびシード段階における資金提供を通じて技術移転体制を支援している。EIFは、TTPの個別財務書類を作成している。

Z.58. ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド（「MDD」）

MDDは2013年６月に調印された投資プログラムであり、ドイツの中堅企業に投資するハイブリッド債および株式ファンドを引き受けるために、ドイツ連邦経済技術省（BMWi）および州の様々な機関が資金を供出している。

Z.59. スペイン向けSMEイニシアチブ

2015年１月26日、スペイン王国と欧州投資基金との間で委任契約が締結された。EIFは、適格な中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオ、ならびに中小企業および従業員が500名未満のその他の企業向けの既存のデット・ファイナンスの証券化および／または中小企業向けデット・ファ

イナンスの新規ポートフォリオの証券化に対して、上限を設けず保証を提供する予定である。スペイン向けSMEイニシアチブに対するEUの拠出は、EIFが受領し、EIBが実施する国庫資産運用の対象となる。当該運用については、欧州投資基金と欧州投資銀行との間で締結された資産運用サイド・レターに準拠する。EIFは、スペイン向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.60. グリーン・フォー・グロース・ファンド（「GGF」）

グリーン・フォー・グロース・ファンドはEIFによって2009年12月に設立され、トルコを含む欧州東南部諸国のエネルギー効率改善に特化して資金提供を行っている。

Z.61. グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）

グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）の下で、EIFは2007年12月より投資アドバイザーの機能を果たしている。GEEREFは、EC、ドイツ連邦政府およびノルウェー王国の支援を受けており、その目的は主に、エネルギー効率および再生可能エネルギーに関与し、開発途上国および市場経済移行国におけるクリーン・エネルギーの利用可能性を高めるプロジェクトおよび企業を資産に持つ、地域のファンドに投資することである。GEEREF事業の開拓は、サブアドバイザリー契約の下で、正式にEIBに委任されている。

Z.62. 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ

TTAトルコは、EIFが科学産業技術省（MoSIT）、トルコ科学研究審議会（TUBITAK）、駐トルコ欧州連合代表部および欧州委員会地域政策ディレクター・ジェネラルと協力して計画したイニシアチブである。TTAトルコは、加盟候補国向け支援制度（IPA）の資金に係る協定書の地域開発項目に基づき、EUとトルコ共和国が共同融資し、EIFが管理している。TTAトルコは、２つの目的を達成すること、すなわち、大学および研究センターに限定されている科学的な研究開発（R&D）の事業化の促進による、財務的に持続可能なファンドの設立、ならびに特にトルコの後進地域および発展途上地域への波及効果に重点を置いた、トルコにおける技術移転市場の発展を促進することを目指している。

Z.63. 金融商品（「FI」）コンパス・アドバイザリー・プラットフォーム

FIコンパス・アドバイザリー・プラットフォームは、EU加盟国およびその管理当局ならびに小口融資プロバイダーに、欧州構造投資基金（ESIF）ならびに雇用および社会イノベーション・プログラム（EaSI）の範囲内で、金融商品の開発についてのアドバイザリー支援と学習機会を提供する。FIコンパス・アドバイザリー・プラットフォームは、2014年－2020年の期間の包括協定の下で、ECが資金拠出しEIBが実施する。EIBは、FIコンパス・アドバイザリー・プラットフォームの個別財務書類を作成している。

特別部門計算書(1)

2017年および2016年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

資産	2017年12月31日	2016年12月31日
トルコ		
加盟国の財源によるもの		
実行済貸付残高	0	271
合計(2)	**0**	**271**
加盟候補国向け支援制度（「IPA」）		
加盟国の財源によるもの		
実行済貸付残高	0	0
合計(3)	**0**	**0**
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	**36,934**	**49,130**
リスク資本業務		
- 未実行金額	29,260	39,288
- 実行済金額	39,738	53,090
	68,998	**92,378**
合計(4)	**105,932**	**141,508**
アフリカ、カリブ海および太平洋地域諸国ならびに加盟国の属国および属領		
欧州連合の財源によるもの		
- ヤウンデ協定		
実行済貸付金	352	764
リスク資本形成拠出金		
- 実行済金額	419	419
合計(5)	**771**	**1,183**
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 未実行金額	0	0
- 実行済金額	194,336	219,272
	194,336	**219,272**
合計(6)	**194,336**	**219,272**
合計	**301,039**	**362,234**

特別部門計算書(1)（続き）

2017年および2016年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債	2017年12月31日	2016年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	76,672	102,220
- 加盟候補国向け支援制度（「IPA」）金融議定書	0	0
- ヤウンデ協定	771	1,183
- ロメ協定	194,336	219,272
- ロメ協定に基づくその他の原資	0	0
	271,779	322,675
加盟国の委託によるもの	0	271
受託管理資金の合計	**271,779**	**322,946**
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	29,260	39,288
ロメ協定に基づくリスク資本による業務	0	0
未実行金額の合計	**29,260**	**39,288**
合計	**301,039**	**362,234**

付記：

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計：

a) 2017年12月31日現在における第１次、第２次および第３次ロメ協定に基づくもの：229,159千ユーロ（2016年：321,166千ユーロ）

b) 2017年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの： 54,433千ユーロ（2016年：60,557千ユーロ）

欧州連合－欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年８月20日に締結された。発行済EU保証の総額は、2017年12月31日現在で4,280千ユーロ（2016年：4,280千ユーロ）である。EU保証の総額は、2017年12月31日現在で38,920千ユーロ（2016年：38,920千ユーロ）である。

注(1)： 特別部門は、総務会によって1963年５月27日に設定された。1977年８月４日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（NIF）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するため

に必要となりうる引当金もしくは評価調整は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2)： 加盟国の委託に基づき、加盟国の勘定により、またそのリスク負担の下に、トルコにおけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			405,899
加算：	為替差額		20,547
減算：	解約額	215	
	返済額	426,231	
			-426,446
			0

注(3)： 加入前支援制度に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、プロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			29,640
減算：	為替差額	10,517	
	解約額	0	
	返済額	19,123	
			-29,640
			0

注(4)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年１月１日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			840,457
減算：	為替差額	58,999	
	解約額	164,335	
	返済額	511,191	
			-734,525
			105,932

注(5)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、連合アフリカ諸国、マダガスカルおよびモーリシャスならびに加盟国の属国、属領および地区（AASMM-OCTD）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

特別条件付貸付金		139,483	
リスク資本形成拠出金		2,503	
実行時の金額：			141,986
加算：	資産計上された利息	1,178	
	為替差額	9,823	
			11,001
減算：	解約額	3,310	
	返済額	148,906	
			-152,216
			771

注(6)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：			
条件付劣後貸付金		3,116,097	
出資		121,002	
実行時の金額：			3,237,099
加算：	資産計上された利息		9,548
減算：	解約額	731,474	
	返済額	2,264,829	
	為替差額	56,008	
			-3,052,311
			194,336
他の財源による貸付金：			
実行時の金額：			16,500
加算：	為替差額		58
減算：	解約額	8,414	
	返済額	8,144	
			-16,558
			0
			194,336

前へ

③【ＥＵ会計指令に基づく個別財務書類】

(a) 当有価証券報告書の本項に記載されているEIBの2017年12月31日現在の貸借対照表およびオフ・バランスシート、ならびに同日に終了した事業年度の損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書（以下「個別財務書類」という。）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州経済共同体理事会指令（86/635/EEC）の一般原則（一部の銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関して、2001年９月27日付欧州共同体指令2001/65/EC、2003年６月18日付欧州共同体指令2003/51/ECおよび2006年６月14日付欧州共同体指令2006/46/ECにより改正済み）に準拠して作成されている。

(b) 当有価証券報告書に記載されている個別財務書類は、EIBの会計監査人であるKPMGの監査を受けている。

次へ

貸借対照表

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

資産	2017年12月31日		2016年12月31日	
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金（注B.1）		**162,483**		**316,769**
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券（注B.2）		**40,391,561**		**50,456,265**
3. 金融機関貸付金および預け金				
a) 要求払	764,073		661,809	
b) その他の貸付金および預け金（注C）	33,753,676		35,180,699	
c) 貸付金（注D.1）	121,511,896		124,213,824	
		156,029,645		**160,056,332**
4. 対顧客貸付金および預け金				
a) その他の貸付金および預け金（注C）	1,741,983		2,219,989	
b) 貸付金（注D.1）	313,582,772		310,256,151	
c) 評価損益（注D.2）	-457,603		-533,147	
		314,867,152		**311,942,993**
5. 確定利付証券を含む負債証券（注B.2）				
a) 公共機関による発行	7,024,316		8,651,141	
b) その他による発行	8,328,847		6,940,211	
		15,353,163		**15,591,352**
6. 株式およびその他の変動利回証券（注E.1）		**4,715,722**		**3,892,546**
7. 参加持分（注E.1）		**238,486**		**168,637**
8. 関係会社株式（注E.2）		**836,653**		**875,209**
9. 無形資産（注F）		**21,264**		**16,219**
10. 有形資産（注F）		**264,900**		**272,378**
11. その他の資産（注G）		**52,568**		**54,230**
12. 払込予定応募済資本金および準備金（注H.3）		**25,983**		**77,950**
13. 前払金および未収収益（注I）		**16,584,151**		**29,510,055**
資産合計		**549,543,731**		**573,230,935**

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

貸借対照表（続き）

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債	2017年12月31日		2016年12月31日	
1. 金融機関に対する債務（注J）				
a) 要求払	4,953,852		12,425,692	
b) 期日払または通知払	57,475		694,221	
		5,011,327		**13,119,913**
2. 顧客に対する債務（注J）				
a) 要求払	1,922,589		1,927,330	
b) 期日払または通知払	8,349		25,030	
		1,930,938		**1,952,360**
3. 債務証書借入（注K）				
a) 負債証券	435,730,418		455,660,830	
b) その他	13,854,945		15,261,807	
		449,585,363		**470,922,637**
4. その他の負債（注G）		**919,412**		**1,204,290**
5. 未払金および繰延収益（注I）		**20,482,791**		**17,456,674**
6. 引当金				
a) 年金制度および健康保険制度（注L）	2,620,147		2,381,458	
b) 第三者が供与した貸付金に関する保証引当金	8,109		13,670	
		2,628,256		**2,395,128**
7. 応募済資本金（注H）				
a) 応募済資本金	243,284,155		243,284,155	
b) 払込未請求資本金	-221,585,020		-221,585,020	
		21,699,135		**21,699,135**
8. 準備金（注H）				
a) 準備基金	24,328,415		24,328,415	
b) その他準備金	9,947,736		7,214,264	
c) 特別活動準備金	7,504,091		6,776,060	
d) 一般貸倒準備金	2,700,556		3,305,458	
		44,480,798		**41,624,197**
9. 当期純利益		**2,805,711**		**2,856,601**
負債合計		**549,543,731**		**573,230,935**

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

オフ・バランスシート

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2017年12月31日		2016年12月31日	
契約債務：				
- EIF払込未請求資本（注E.2およびX）		**2,104,800**		**2,099,200**
- 未実行貸付金（注D.1）				
- 金融機関	28,886,186		29,905,563	
- 対顧客	84,035,696		83,395,374	
		112,921,882		**113,300,937**
- 株式およびその他の変動利回証券への未実行額				
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.1）	4,836,072		4,784,377	
- 未実行投資基金（注E.1）	2,649,089		1,113,939	
- EBRD払込未請求資本（注E.1）	712,630		712,630	
		8,197,791		**6,610,946**
- 参加持分未実行額				
- ベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.1）	558,349		556,472	
		558,349		**556,472**
- 受取有価証券		**419,864**		**109,100**
- 決済未了のローンチ済借入		**279,008**		**223,950**
偶発債務および保証：				
- 第三者からの貸付金に係るもの		**9,121,399**		**6,779,075**
第三者に代わって保有している資産（注Z）：				
- インベストメント・ファシリティ-コトヌー	3,024,653		2,870,139	
- ギャランティー・ファンド	2,560,762		2,506,053	
- NER300	2,086,410		2,106,441	
- EIF	1,259,389		1,285,949	
- JESSICA（保有基金）	975,912		1,396,000	
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	941,251		697,996	
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（RSFF）（リスク・シェアリング・インスツルメント（RSI）を含む）	762,989		839,290	
- EU－アフリカ・インフラ信託基金	594,869		647,629	
- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）（旧プロジェクト債券イニシアチブ（PBI）および欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（LGTT）を含む）	523,636		492,898	
- ファンド・オブ・ファンズ（JESSICA II）	419,539		203,350	
- GF ギリシャ	307,794		305,234	
- 特別部門	301,039		362,234	

オフ・バランスシート（続き）

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2017年12月31日		2016年12月31日	
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み（ENPI）	124,540		142,089	
- 国際開発協力機構（AECID）	71,766		76,958	
- 深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）	53,074		0	
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信託基金	49,128		48,811	
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）信託基金	46,485		48,691	
- 重債務貧困国（HIPC）イニシアチブ	35,408		35,438	
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス商品	31,235		17,988	
- EPTA信託基金	22,754		22,205	
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）リスク資本ファシリティ	19,546		19,816	
- 加盟候補国向け支援制度（IPA）II	18,435		17,778	
- 欧州戦略投資基金（EFSI）－欧州投資アドバイザリー・ハブ（EIAH）	13,973		8,868	
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	11,757		11,150	
- 研究・開発・イノベーション（RDI）アドバイザリー	1,156		5,762	
- 欧州地域のサポート計画に対する共同支援（JASPERS）	814		2,237	
- 金融商品（Fi）コンパス	0		2,555	
		14,258,314		**14,173,559**
その他の項目：				
- 金利スワップ契約（コミットメントを含む）の想定元本（注V.1.2）		**510,007,074**		**523,352,665**
- 通貨スワップ契約（支払）の想定元本		**205,439,795**		**198,881,468**
- 通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注V.1.1）		**203,935,206**		**212,232,364**
- 短期通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注V.2）		**43,942,480**		**46,311,642**
- 短期財務通貨スワップ契約（支払）の想定元本		**43,909,464**		**45,328,388**
- EIFの少数株主に付与されたプット・オプション（注E.2）		**813,042**		**753,544**
- 為替予約取引（注V.2）		**584,605**		**666,973**
- 決済未了のローンチ済の通貨スワップ（支払）		**144,078**		**0**
- 決済未了のローンチ済の通貨スワップ（受取）（注V.1.1）		**142,263**		**0**
- 借入債務支払に係る特別預け金（注S）		**34,411**		**3,001**

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

損益計算書

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2017年		2016年	
1. 受取利息および類似収益（注N）		**23,386,075**		**22,158,844**
2. 支払利息および類似費用（注N）		**-20,126,260**		**-18,846,048**
3. 証券からの収益				
a) 株式およびその他の変動利回証券からの収益	307,741		218,292	
b) 関係会社株式からの収益	16,120		16,659	
		323,861		**234,951**
4. 受取手数料（注O）		**208,564**		**180,451**
5. 支払手数料（注O）		**-153,929**		**-101,840**
6. 金融業務損益（注P）		**19,786**		**-36,869**
7. その他の業務収益（注Q）		**22,311**		**14,202**
8. 一般管理費（注R）				
a) 人件費（注L）	-666,839		-547,434	
b) その他の管理費	-239,104		-243,627	
		-905,943		**-791,061**
9. 有形・無形資産に係る評価損益（注F）				
a) 有形資産	-31,726		-28,164	
b) 無形資産	-7,388		-6,651	
		-39,114		**-34,815**
10. 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、参加持分および関係会社株式に係る（再）評価損益		**-1,923**		**-8,174**
11. 貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益		**72,283**		**86,960**
12. 当期純利益		**2,805,711**		**2,856,601**

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

キャッシュ・フロー計算書

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
A．営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	**2,805,711**	**2,856,601**
調整額：		
貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	-72,283	-86,960
有形・無形資産に係る評価損益	39,114	34,815
株式、その他の変動利回証券および参加持分に係る（再）評価損益	-60,372	49,606
正味受取利息	-3,259,815	-3,312,796
為替調整額	28,213	228,786
営業活動による利益	**-519,432**	**-229,948**
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-48,647,645	-54,296,197
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	47,348,351	52,245,406
中央銀行預け金の変動額	154,286	-110,672
流動性国庫証券ポートフォリオの変動額	4,295,037	-872,662
金融機関および顧客に対する債務の変動額	-8,130,008	-2,448,271
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額	238,689	183,541
投資基金に係る契約債務および発行した保証に関する引当金の変動額	-5,561	909
短期国庫証券デリバティブの評価の変動額	-25,469	-34,206
その他の資産およびその他の負債の変動額	-257,747	469,652
利息受取額	21,611,051	22,395,282
利息支払額	-18,549,545	-16,606,969
営業活動による／（で使用した）正味現金	**-2,487,993**	**695,865**
B．投資活動によるキャッシュ・フロー：		
EIF株式購入	-5,499	0
EIF株式売却	2,550	3,198
EUMPFの売戻し	42,227	22,514
期中に購入した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	0	-105,529
期中に満期が到来した長期ヘッジ・ポートフォリオの有価証券	13,500	1,593,000
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金の購入	-4,157,147	-5,315,458
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金の償還	4,973,366	3,045,166
株式およびその他の変動利回証券の増加	-1,469,381	-1,073,707
株式およびその他の変動利回証券の売戻し	708,500	524,141
参加持分の増加	-76,663	-184,211
参加持分の売戻し	4,891	0
有形・無形資産の購入および処分	-36,681	-42,130
投資活動による／（で使用した）正味現金	**-337**	**-1,533,016**

キャッシュ・フロー計算書（続き）

2017年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
C. 財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証書借入の発行	123,643,914	165,543,970
債務証書借入の償還	-123,056,139	-160,554,709
加盟国の拠出	51,967	51,967
財務活動による／（で使用した）正味現金	**639,742**	**5,041,228**
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	**54,586,188**	**50,036,574**
以下による正味現金：		
営業活動	-2,487,993	695,865
投資活動	-337	-1,533,016
財務活動	639,742	5,041,228
保有現金に係る為替調整	-1,287,399	345,537
現金および現金同等物期末残高	**51,450,201**	**54,586,188**
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	35	35
発行後３ヵ月内満期の短期金融市場証券	18,863,479	23,483,405
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	764,073	661,809
その他の貸付金および預け金（注C）	31,822,614	30,440,939
	51,450,201	**54,586,188**

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

次へ

欧州投資銀行

財務書類に対する注記

2017年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, Luxembourgである。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 会計原則

欧州投資銀行の個別財務書類（「本財務書類」）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月８日付欧州共同体理事会86/635/EEC指令書（特定の業種の会社、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する2001年９月27日付2001/65/EC指令書、2003年６月18日付2003/51/EC指令書および2006年６月14日付2006/46/EC指令書により改正済）（以下、「指令書」と総称する）の一般原則に準拠して作成されている。

経営委員会の提案を受け、理事会は2018年３月15日に本財務書類を採択し、2018年4月27日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

EIBは、本年次財務書類と同日付の連結財務書類も公表している。

A.1.2. 重要な会計上の判断および見積り

本財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

貸付金および預け金に係る評価損益

EIBでは、報告日ごとに貸付金および預け金を検証し、評価調整に係る引当金を計上すべきか否かを評価している。特に、引当金所要額を算定するにあたっては、将来キャッシュ・フローの金額と発生時期の見積りにおいて経営陣の判断を要する。こうした見積りは多くの要素に関する仮定に基づいており、実際の結果は見積りと異なることがあり、結果として、将来、引当金が変動する場合もある。個別に重要な貸付金および預け金に対する個別引当金の他に、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、貸付金または預け金のデフォルト・リスクが付与された当初よりも高まっているエクスポージャーに対して、EIBは集合的な引当金を計上するためのテストも実施している。

金融保証に係る引当金

EIBは、金融保証契約の開始時点において債務の公正価値で負債を認識している。その後、当該保証は債務の最善の見積り、または当初認識額から保証料の償却額を控除した額のいずれか高い方の金額で測定される。金融保証引当金は当該債務を決済するためのコストに対応しており、このコストは、貸借対照表日時点で存在するすべての関連する要素および情報に基づいて見積られた予想損失である。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、および将来の給与ならびに年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う。

EIBの英国に対するエクスポージャー

2017年３月29日、英国政府は欧州連合条約（「TEU」）第50条を発動し、EU加盟国からの英国の離脱プロセスを正式に開始した。2017年12月８日、EUと英国政府の交渉官は、「TEU第50条に基づく交渉の第一段階における欧州連合からの英国の秩序だった離脱の進展に関する欧州連合および英国政府の交渉官による共同報告書」（共同報告書）を公表した。この共同報告書は、以下の見解とともに、2017年12月14日および15日の欧州理事会の（第50条下の）会合に提出された。「すべてが合意されるまで何も合意されないという前提の下で、この共同報告書の中で述べられている共同のコミットメントは、全詳細に至るまで離脱協定に反映されるものとする。このことは、移行期間に関する取決めが交渉の第二段階で合意された場合に備えて適切と思われる調整方法を予め判断するものではなく、また、将来の関係の枠組みに関する議論に影響を与えるものでもない。」

払込未請求資本金および払込資本金に関して、次の原則が共同報告書に盛り込まれている。

「英国は、離脱の日における払込未請求資本金に相当する額の保証を差し入れる（払込未請求資本金の現在の金額は357億ユーロ）。」「この保証は、離脱の日におけるEIBの取引累積額が償却されるに従って減少するものとし、この減少は、累積残高が離脱日現在の応募済資本金合計と同額になる日に開始し、当該残高が離脱日現在の払込資本金合計と同額になる日に終了する（いずれの資本金もEIBの定款で定義されている。）。」

「払込資本金に関する英国の持分」（35億ユーロ）「は、2019年末より12年賦で払い戻される。英国は、払い戻される払込資本金の額について、EIBの取引累積額の残高が離脱日現在の払込資本金合計と同額になるまでは責任を負い続けるものとし、同額となった時から、残存する未返済取引額に応じて責任額の償却が開始する。こうした払戻しの他には、EIBは英国によるEIBからの脱退または英国による保証の差入れを理由としたその他の支払、返金または報酬の支払を行わない。」

A.2. 重要な会計方針の要旨

A.2.1. 外国通貨の換算

EIBは、加盟国の資本勘定の測定単位として、そしてグループの財務書類の表示にユーロ（EUR）を使用している。

EIBは、各欧州連合加盟国の通貨、ユーロおよび非欧州連合通貨で業務を行っている。

EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。EIBのユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レート（終値）に基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は損益計算書に計上される。

A.2.2. デリバティブ

EIBは、金利リスクおよび外貨リスクのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品（主に通貨スワップおよび金利スワップ）を資産および負債の管理（「ALM」）活動の一環として使用している。すべてのデリバティブ取引は、想定元本により、取引日にオフ・バランス項目として計上されている。

EIBのスワップの大部分は、債券発行をヘッジする目的で締結されている。EIBは、金利スワップに加えて通貨スワップを締結し、これにより借入資金を当初別の通貨に交換し、満期時には借入返済に必要な資金を元の通貨で入手する。

またEIBは、貸付金のヘッジの一環として、またはグローバルなALMポジションのために通貨スワップ、金利スワップおよびオーバーナイト・インデックス・スワップを行っている。これに関する利息は、関連期間に対する比例配分で計上されている。

EIBは、財務オペレーションの一部としての為替スワップを主とした短期デリバティブ金融商品を使用するほか、売買目的ポートフォリオ（流動性証券ポートフォリオ）をヘッジする手段としてのデリバティブも利用している。

A.2.2.1. 売買目的ポートフォリオのデリバティブ

有価証券流動性ポートフォリオの一部として、売買目的のデリバティブが締結され、貸借対照表に時価で計上される。すなわち、その時価が正の値の場合には、その他の資産に、負の値の場合には、その他の負債に計上される。時価の変動は、金融業務損益に含まれている。時価は、市場の公表価格、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション価格モデルにより入手している。オプション価格モデルには、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールド・カーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で前払金および未収収益または未払金および繰延収益の勘定科目に計上される。

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、未払金および繰延収益または前払金および未収収益で相殺されている。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では受取利息および類似収益または支払利息および類似費用に計上される。通貨スワップの時価が正の値の場合には、その他の資産に、負の値の場合には、その他の負債に計上される。時価の変動は、金融業務損益に含まれている。

金利スワップ

金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では受取利息および類似収益または支払利息および類似費用に計上される。金利スワップの時価が正の値の場合には、その他の資産に、負の値の場合には、その他の負債に計上される。時価の変動は、金融業務損益に含まれている。

A.2.2.2. その他すべてのデリバティブ

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、未払金および繰延収益または前払金および未収収益で相殺されている。通貨スワップの先渡レッグは決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の決済差額として生ずるプレミアム／ディスカウントは、損益計算書の受取利息および類似収益または支払利息および類似費用を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

金利スワップ

ヘッジ金利スワップは、再評価していない。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書の受取利息および類似収益または支払利息および類似費用に計上される。

金利先渡契約

金利先渡契約はヘッジ目的で締結され、取引日現在ではオフ・バランスシート項目とされる。契約上の先渡金利と年度末金利の差異は、損益計算書の受取利息および類似収益または支払利息および類似費用に計上される。

為替予約取引

為替予約取引は、将来の通貨ポジションを調整するために締結される。先渡レッグは、決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の差額は、損益計算書の受取利息および類似収益または支払利息および類似費用を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で前払金および未収収益または未払金および繰延収益に計上される。

A.2.3. 金融資産

金融資産は決済日基準で計上されている。

A.2.4. 現金および現金同等物

EIBは、容易に換金可能な短期有価証券および満期が90日以内の利付預金を現金および現金同等物と定義している。

A.2.5. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券

A.2.5.1. 長期ヘッジ・ポートフォリオ

長期ヘッジ・ポートフォリオは、満期日まで保有する目的で購入した有価証券で構成されている。これらの有価証券は、下記の機関が発行または保証している。

－ 欧州連合加盟国政府、G10諸国、およびそれらの政府機関

－ 多国籍開発銀行を含む国際公的機関

これらの有価証券は、当初、購入価額で計上される。一時的でない評価損益は計上されている。当初の計上価額と償還金額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で計上される。

旧投資ポートフォリオに残っていたすべての有価証券は、新たに設定された長期ヘッジ・ポートフォリオに移管されており、この中で最終満期日まで保有される。

A.2.5.2. 運用ポートフォリオ

短期財務ポートフォリオ「TMP」

適切な水準の流動性を維持するため、EIBは満期が12ヵ月以内の短期金融商品、特に短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券を購入している。短期財務ポートフォリオの有価証券は、最終満期日まで保有されるもので、当初は購入価格で計上され、償却原価で本財務書類に表示される。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で受取利息および類似収益として計上される。一時的でない評価損益は計上されている。

有価証券流動性ポートフォリオP1およびP2

P1「固定利付」およびP2「変動利付」ポートフォリオは、政府、国際機関、金融機関および企業が発行もしくは保証している債券で構成されている売買目的ポートフォリオである。これらのポートフォリオの有価証券は、購入当初においては、取得原価で計上され、本財務書類には、時価で計上される。時価の変動は、損益計算書の金融業務損益に計上される。

財務ポートフォリオの時価は、第一情報源としての活発な市場における公表相場価格に基づいている。入手できる公表相場価格がない金融商品については、市場参加者から提示価格、および／または評価手法もしくはモデルを使用して、時価を決定している。評価手法もしくはモデルは観察可能な貸借対照表日現在の実勢市場データに基づくことが可能である場合に用いられる。

A.2.5.3. 代替貸付金

このポートフォリオは、主に特別目的事業体（「SPV」）、信託事業体または金融機関が発行した債券、ノートあるいは証書の形態の債務で構成されている。これらの有価証券は満期保有目的として分類されており、当初購入価格で計上された上、償却原価で評価されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で受取利息および類似収益として計上される。一時的でない評価損益は計上されている。

A.2.6. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

A.2.6.1. 貸付金および預け金

貸付金および預け金は、正味実行額をもってEIBの資産に計上される。会計年度終了時における貸付金および預け金残高について、その全額または一部の金額につき回収不能のリスクがある場合、評価損益が計上されている。これらの評価損益は、関連資産と同じ通貨で把握される。評価損益は貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益として損益計算書に計上されており、貸借対照表の対応する資産項目から減算されている。

A.2.6.2. 貸付金利息

貸付金利息は、発生主義で、すなわち貸付期間にわたって、損益計算書に計上される。未収利息は、貸借対照表の資産の「前払金および未収収益」勘定に計上される。これらの貸付金利息の評価損益は、EIBの経営陣が個別に決定し、貸借対照表の適当な資産項目から控除される。

不良債権に関しては、減損が生じた場合、当初の契約条件に基づく未収利息の計上は停止される可能性がある。

A.2.6.3. リバース・リパーチェス取引（リバース・レポ）

三者間リバース・レポでは、保管／清算機関がEIBと第三者との取引の保管、清算、決済を手配する。保管／清算機関は、標準化された世界的な購入基本契約に基づいて業務を行い、支払引替渡しシステム、有価証券の差換え、自動時価評価、報告および日々の取引事務管理等のサービスを提供している。

リバース・レポは前払い現金額で評価され、貸借対照表の金融機関貸付金および預け金：b) その他の貸付金および預け金に計上される。リバース・レポに係る利息は、関連期間に対する比例配分で計上される。

A.2.6.4. 利子補助金

前受利子補助金（注I参照）は繰り延べられ、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって、損益計算書で認識される。

A.2.7. 株式、その他の変動利回証券、参加持分および関係会社株式

A.2.7.1. 株式、その他の変動利回証券および参加持分

EIBは、ベンチャー・キャピタル事業開始、インフラ基金設定または投資基金設定時に、株式、その他の変動利回証券および参加持分を取得する。株式、その他の変動利回証券および参加持分は、当初は取得原価で計上されている。それらの帳簿価額は、その後の貸借対照表日における測定で、取得原価と時価のいずれか低い方に調整される。

ベンチャー・キャピタル企業、インフラ基金および投資基金への投資は、EIBが通常の業務の一環として長期目的で取得した株式、その他変動利回証券および参加持分を表している。これらは当初、取得原価で計上される。ファンド・マネージャーから受けた報告に基づき、投資ポートフォリオは、取得原価もしくはEIBに帰属する分の純資産価額（「NAV」）のどちらか低い方の値で個々に評価されるため、ポートフォリオに含まれている可能性があるグループ帰属分の未実現利益は除外される。EIB帰属分のNAVは、年度末前の最新の報告で示されたNAVに当該事業体におけるEIBの所有持分比率を乗じた値、もしくは入手可能な場合は各ファンド・マネージャーが提出した同日の１株当たり価値に基づいて、算定される。また、入手可能な直近のNAVの日付から貸借対照表日の間に発生した事象について調整することが重要と思われる場合に限り、EIB帰属分のNAVに対してかかる調整を行う。貸借対照表日現在、２年に満たないベンチャー・キャピタル、インフラ基金、投資基金の管理費や運用報酬だけに起因する未実現損失は、EIB帰属分のNAVを算定する際には考慮されない。

A.2.7.2. 関係会社株式

関係会社株式は、中長期投資に相当し、取得原価で計上されている。一時的でない評価損益は計上されている。

A.2.8. 有形資産

有形資産には、土地、EIBが使用している不動産、その他機械および設備が含まれる。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具事務機器ならびに自動車は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で貸借対照表に計上されている。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：５年
- 事務機器および自動車：３年

A.2.9. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から３年にわたり定額法で計算）控除後の取得原価で計上されている。

A.2.10. 年金制度および健康保険制度

A.2.10.1. 職員年金制度

EIBは、ほぼすべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

退職給付債務は、適正な引当水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に１度は評価を受ける。直近の評価は2017年９月30日付で実施され、2017年度の最後の３ヵ月を推定し（ロール・フォワード法）、2017年12月31日付で更新された。保険数理士が用いた主な仮定については、注Lを参照。

退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の積立過不足累計額は、制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたって定額法で認識される。

A.2.10.2. 健康保険制度

EIBは職員のため、EIBおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。この健康保険制度は、注A.2.10.1.に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。直近の評価は2017年９月30日付で実施され、2017年度の最後の３ヵ月を推定し（ロール・フォワード法）、2017年12月31日付で更新された。

A.2.10.3. 経営委員会年金制度

経営委員会年金制度は確定給付年金制度で、EIBのみからの拠出金を原資とし、経営委員会委員全員を対象としている。EIBからの拠出金は全額EIBの資産に投資される。この経営委員会年金制度は、注A.2.10.1.に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。

A.2.10.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。対応する負債はその他の負債に計上されている。

A.2.11. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、財務書類において償還額で表示される。金融機関および顧客に対する負債の利息は、発生主義により、支払利息および類似費用として損益計算書に計上される。経過利息は、負債勘定の未払金および繰延収益に含まれる。

A.2.12. 債務証書借入

債務証書借入は、償却原価で表示されるゼロ・クーポン債を除き、償還金額で表示されている。取引費用およびプレミアム／ディスカウントは、未払金および繰延収益または前払金および未収収益を通じて債務の残存期間にわたって定額法により損益計算書で償却される。負債商品の支払利息は、損益計算書の支払利息および類似費用に計上されている。

A.2.13. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債商品の当初条件または修正後条件に基づいて期日に支払いを履行できない場合に、発行者に、その商品の保有者に発生した損失を補償するための所定の支払を行うことを義務付ける契約である。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証の貸借対照表上での会計処理については、すべての金融保証は当初公正価値（当初予想損失と同額の受取保証料の正味現在価値）で測定され、その後、偶発債務として算定された額または当初公正価値から保証料の償却額を控除した額のいずれか高い方の金額で測定される。

貸借対照表上で公正価値で測定された金融保証は、その他の負債に計上される。

公正価値の変動は、金融業務損益として損益計算書上に計上される。

貸借対照表上で公正価値測定された金融保証業務が減損したとみなされ、それに従って引当金が計上された場合、以前にその他の負債に計上されていた金額は、貸借対照表上で第三者が供与した貸付金に関する保証引当金に振り替えられる。

保証引当金は、金融仲介機関に対するEIBの保証業務または第三者が供与した貸付金に関する保証に内在するリスクに対応するためのものである。保証引当金は、付与した所定の保証に関してEIBが損失を被るという客観的証拠がある場合に設定される。

金融保証に対する引当金は、損益計算書上、貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益で認識される。

A.2.14. 投資基金に係る契約債務引当金

この引当金は、投資基金に対するEIBの契約済・未実行契約債務に内在するリスクに対応するためのものである。

A.2.15. 準備金

A.2.15.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.2.15.2. その他準備金

その他準備金には、EIBの残りの留保利益が含まれている。

A.2.15.3.　特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために割り当てられた専用準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の資本配分に基づき、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.15.4.　一般貸倒準備金

2009年、EIBの方針ガイドラインにより、EIBの貸付金および保証ポートフォリオから生じる可能性のある損失に対し、「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.16.　前払金および未収収益

当期の支出であるが翌期に関わる費用、および原商品の満期日まで支払いがなされない収益。

A.2.17.　未払金および繰延収益

貸借対照表日以前に支払いを受けるが翌期に帰属する収益、および当期に関連するが翌期に支払う費用。

A.2.18.　受取利息および類似収益

貸付金に係る収益は、主に受取利息、コミットメント・フィー、フロントエンド・フィーおよび早期弁済補償金で構成される。早期弁済補償金は、受領の際に、収益が実現したものとして、損益計算書で認識される。

A.2.19.　支払利息および類似費用

支払利息および類似費用には、金融機関および顧客に対する負債の利息、ならびに負債商品およびデリバティブに係る支払利息が含まれる。

A.2.20.　受取配当

配当は、支払いを受ける事業体の権利が確定された時に損益計算書で認識されている。

A.2.21.　租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

A.2.22.　前年度金額の組替

一定の前年度の金額は、当年度の表示に合わせて組み替えられている。これは、以下の参加持分に関する組替に関連している。

－　組替前の株式およびその他の変動利回証券　マイナス168,637千ユーロ
－　組替後の参加持分　168,637千ユーロ
－　組替前の金融業務損益　8,174千ユーロ

－　組替後の固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、参加持分および関係会社株式に係る（再）評価損益　マイナス8,174千ユーロ

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金ならびに負債証券ポートフォリオ（単位：千ユーロ）

B.1.　現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2017年12月31日現在162,483千ユーロ（2016年：316,769千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2017年12月31日現在162,448千ユーロ（2016年：316,734千ユーロ）である。

B.2.　負債証券ポートフォリオ

負債証券ポートフォリオは、長期ヘッジ・ポートフォリオ、短期財務ポートフォリオ（TMP）、有価証券流動性ポートフォリオP1およびP2ならびに代替貸付金ポートフォリオにより構成されている。

これらの負債証券ポートフォリオの2017年および2016年12月31日現在の内訳は、以下のとおりである。

	2017年12月31日	2016年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	40,391,561	50,456,265
確定利付証券を含む負債証券	15,353,163	15,591,352
負債証券合計(*)	**55,744,724**	**66,047,617**

(*)　うち非上場分は、2017年12月31日現在7,443,992千ユーロであった（2016年：16,769,280千ユーロ）。

2017年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	未償却プレミアム／ディスカウント	償還価値	時価
長期ヘッジ・ポートフォリオ	555,406	539,519	-6,219	533,300	656,034
短期財務ポートフォリオ(TMP)：					
- 短期金融市場証券	27,893,290	27,776,497	-102,988	27,673,509	27,778,004
有価証券流動性ポートフォリオ：					
- P1：固定利付ポートフォリオ	4,608,110	4,580,490	0	4,507,870	4,580,490
- P2：変動利付ポートフォリオ	2,933,347	2,927,615	0	2,909,194	2,927,615
代替貸付金（注D）	19,950,153	19,920,603	-26,043	19,894,560	20,187,353
負債証券合計(*)	**55,940,306**	**55,744,724**	**-135,250**	**55,518,433**	**56,129,496**

(*)　うち現金および現金同等物18,863,479千ユーロ

2016年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	未償却プレミアム／ディスカウント	償還価値	時価
長期ヘッジ・ポートフォリオ	570,296	555,209	-8,409	546,800	694,244
短期財務ポートフォリオ(TMP)：					
- 短期金融市場証券	37,497,614	37,445,855	-91,942	37,353,913	37,439,129
有価証券流動性ポートフォリオ：					
- P1：固定利付ポートフォリオ	3,018,597	2,961,469	571	2,900,157	2,961,469
- P2：変動利付ポートフォリオ	4,203,006	4,180,075	0	4,145,601	4,180,075
代替貸付金（注D）	25,284,564	20,905,009	-29,331	20,875,678	21,243,750
負債証券合計(*)	**70,574,077**	**66,047,617**	**-129,111**	**65,822,149**	**66,518,667**

(*)　うち現金および現金同等物23,483,405千ユーロ

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。評価損益の計上は不要であるため、2017年および2016年12月31日現在計上されていない。

債券保有における欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBの優先債権者の地位およびEIB定款による保護を考慮し、また評価調整要件の詳細な見直しの結果、EIBは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2016年度および2017年度に評価損益を計上しなかった。

次の表は、2017年および2016年12月31日現在のEIBの負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）における、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2017年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	64,515	64,384	63,706	64,377
ベルギー	1,158,802	1,157,722	1,156,752	1,157,704
チェコ共和国	823,130	783,290	755,265	861,044
デンマーク	551,718	551,407	550,713	551,426
フィンランド	327,436	327,374	328,525	327,509
フランス	4,696,715	4,678,535	4,657,796	4,687,866
ドイツ	1,679,993	1,677,487	1,677,596	1,740,815
ギリシャ	6,134	5,156	5,000	5,350
ハンガリー	35,221	36,323	36,510	38,189
アイルランド	111,931	110,547	110,000	110,574
イタリア	3,604,658	3,591,312	3,555,272	3,619,722
オランダ	130,925	128,432	127,708	140,556
ポーランド	137,730	134,161	130,354	136,373
ルーマニア	105,601	103,060	100,000	103,102
スロバキア	24,171	23,753	23,546	24,506

スロベニア	19,890	19,846	19,629	19,809
スペイン	2,463,692	2,430,364	2,416,254	2,430,807
スウェーデン	373,471	373,149	372,747	373,018
イギリス	2,041,012	2,040,910	1,983,043	2,040,864
	18,356,745	**18,237,212**	**18,070,416**	**18,433,611**
EU加盟国以外のソブリン債および				
その他の債券	**37,583,561**	**37,507,512**	**37,448,017**	**37,695,885**
合計	**55,940,306**	**55,744,724**	**55,518,433**	**56,129,496**

2016年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	1,211,425	1,203,631	1,193,421	1,203,034
ベルギー	911,414	908,687	907,500	909,233
ブルガリア	6,159	6,129	6,000	6,132
チェコ共和国	727,551	693,483	659,849	812,914
デンマーク	107,820	107,736	107,608	107,745
フィンランド	50,773	49,230	49,870	49,230
フランス	6,342,449	6,323,614	6,299,800	6,333,518
ドイツ	4,019,175	4,008,526	4,006,049	4,081,020
ギリシャ	13,294	13,096	15,000	12,635
ハンガリー	17,472	18,647	19,000	21,184
アイルランド	11,505	10,909	10,000	10,909
イタリア	6,843,460	6,827,284	6,795,200	6,856,829
リトアニア	11,300	10,542	10,000	10,542
オランダ	1,305,471	1,299,133	1,296,700	1,313,057
ポーランド	109,273	104,503	97,000	107,541
ポルトガル	821,105	821,069	821,000	821,121
スロバキア	79,647	73,749	73,100	74,670
スロベニア	6,212	6,170	6,118	6,156
スペイン	2,870,200	2,860,943	2,839,370	2,861,707
スウェーデン	472,044	471,382	471,081	471,308
イギリス	23,986	23,774	23,717	23,774
	25,961,735	**25,842,237**	**25,707,383**	**26,094,259**
EU加盟国以外のソブリン債および				
その他の債券	**44,612,342**	**40,205,380**	**40,114,766**	**40,424,408**
合計	**70,574,077**	**66,047,617**	**65,822,149**	**66,518,667**

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2017年12月31日	2016年12月31日
定期預金	25,602,346	24,590,683
翌日物預金	200,000	174,000

三者間リバース・レポ	7,951,330	10,416,016
その他の金融機関貸付金および預け金の合計	**33,753,676**	**35,180,699**
その他の対顧客貸付金および預け金の合計	**1,741,983**	**2,219,989**
その他の貸付金および預け金合計	**35,495,659**	**37,400,688**
うち現金および現金同等物	31,822,614	30,440,939

注D：貸付金明細表

D.1. 貸付金総額（単位：千ユーロ）

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に対して実行される貸付金	最終受益者に直接実行される貸付金	2017年12月31日	2016年12月31日
実行済金額	121,492,994	313,374,353	434,867,347	434,352,989
未実行金額	28,886,186	84,035,696	112,921,882	113,300,937
貸付金総額	**150,379,180**	**397,410,049**	**547,789,229**	**547,653,926**
分割貸付債権	18,902	208,419	227,321	116,986
代替貸付金ポートフォリオ（注B.2）			19,920,603	20,905,009
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額（注D.3）			**567,937,153**	**568,675,921**

D.2. 貸付金に係る評価損益（単位：千ユーロ）

評価損益の推移の詳細は、以下のとおりである。

	2017年	2016年
１月１日現在	533,147	625,547
当期取崩額	-184,333	-125,635
当期目的使用額	-2,616	0
当期繰入額	116,430	38,205
為替調整額	-5,025	-4,970
12月31日現在	**457,603**(1)	**533,147**

(1) 評価損益457,603千ユーロ（2016年：533,147千ユーロ）は、延滞を含む実行済貸付金のみに関連している。また、EIBは追加的に前払金および未収収益に計上されている未収利息について、総額5,691千ユーロ（2016年：5,539千ユーロ）の評価損益を計上している。

D.3. プロジェクトが行われている国別に表示した貸付金の地域別内訳（単位：千ユーロ）

D.3.1. 欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
スペイン	797	92,317,443	84,741,122	7,576,321	16.28%	16.09%

イタリア	750	67,221,553	54,954,650	12,266,903	11.84%	11.90%
フランス	564	56,385,268	42,800,040	13,585,228	9.93%	9.72%
ドイツ	405	45,732,062	37,081,387	8,650,675	8.06%	8.24%
ポーランド	369	43,964,893	32,845,066	11,119,827	7.74%	7.43%
イギリス	321	43,369,341	37,648,585	5,720,756	7.64%	8.16%
ポルトガル	264	18,909,050	17,163,150	1,745,900	3.33%	3.38%
ギリシャ	162	17,874,033	16,068,919	1,805,114	3.15%	3.08%
オーストリア	187	14,733,586	12,600,101	2,133,485	2.60%	2.70%
オランダ	137	14,423,170	11,753,738	2,669,432	2.54%	2.31%
ベルギー	146	12,994,636	9,664,515	3,330,121	2.29%	2.31%
スウェーデン	102	10,739,354	6,895,633	3,843,721	1.89%	1.63%
ハンガリー	89	9,848,093	7,994,232	1,853,861	1.73%	1.82%
フィンランド	156	9,640,731	7,144,067	2,496,664	1.70%	1.66%
チェコ共和国	117	7,594,867	6,921,230	673,637	1.34%	1.36%
ルーマニア	104	7,028,047	4,309,304	2,718,743	1.24%	1.18%
アイルランド	68	6,098,165	4,678,565	1,419,600	1.07%	0.97%
スロバキア	72	4,705,862	3,264,496	1,441,366	0.83%	0.84%
クロアチア	62	4,298,521	3,411,448	887,073	0.76%	0.72%
スロベニア	54	3,590,990	3,034,701	556,289	0.63%	0.68%
デンマーク	44	3,034,387	1,956,368	1,078,019	0.53%	0.48%
キプロス	52	2,687,981	1,988,034	699,947	0.47%	0.46%
ブルガリア	43	2,320,287	1,599,640	720,647	0.41%	0.46%
リトアニア	23	1,893,413	1,574,593	318,820	0.33%	0.35%
エストニア	28	1,359,224	1,026,979	332,245	0.24%	0.25%
ラトビア	17	1,006,064	697,571	308,493	0.18%	0.17%
ルクセンブルク	14	641,615	360,014	281,601	0.11%	0.15%
マルタ	12	435,528	328,021	107,507	0.08%	0.07%
小計	**5,159**	**504,848,164**	**414,506,169**	**90,341,995**	**88.94%**	**88.57%**

D.3.2. 欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金

D.3.2.1. 候補国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
トルコ	182	18,023,851	15,958,710	2,065,141		
セルビア	71	3,253,631	2,387,057	866,574		
モンテネグロ	42	447,603	322,013	125,590		
FYROM（マケドニア）	13	351,624	285,284	66,340		
アルバニア	13	232,152	197,652	34,500		
小計	**321**	**22,308,861**	**19,150,716**	**3,158,145**	**3.93%**	**4.34%**

D.3.2.2. アフリカ、カリブ海および太平洋（ACP）諸国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
ケニア	7	411,864	180,502	231,362		
マダガスカル	5	399,324	190,724	208,600		
ザンビア	5	326,477	89,447	237,030		
セネガル	6	311,860	36,860	275,000		
タンザニア連合共和国	3	198,386	52,412	145,974		
コートジボワール	2	152,700	0	152,700		
ウガンダ	2	126,139	64,932	61,207		
ギニア	2	125,000	0	125,000		
ドミニカ共和国	2	114,233	30,851	83,382		
西アフリカ地域	5	107,800	71,459	36,341		
レソト	4	105,248	105,248	0		
ブルキナファソ	5	96,172	63,286	32,886		
モザンビーク	5	93,246	59,291	33,955		
ベナン	4	89,383	35,883	53,500		
マラウイ	4	78,100	13,500	64,600		
ブルンジ	1	70,000	0	70,000		
カメルーン	2	64,788	49,788	15,000		
フィジー諸島	1	62,536	0	62,536		
ニューギニア	1	53,367	0	53,367		
リベリア	1	50,000	50,000	0		
マリ	1	50,000	26,000	24,000		
カーボベルデ	2	49,677	49,677	0		
モーリシャス	5	45,789	45,789	0		
ルワンダ	1	45,000	0	45,000		
コンゴ民主共和国	1	43,492	43,492	0		
ガーナ	1	42,538	42,538	0		
エチオピア	1	40,000	5,000	35,000		
セーシェル	2	30,537	12,623	17,914		
ナミビア	4	29,922	29,922	0		
ニジェール	1	21,000	3,000	18,000		
コンゴ	1	20,894	17,632	3,262		
モーリタニア	2	19,605	4,605	15,000		
カリブ海地域	2	19,159	19,159	0		
サントメ・プリンシペ	1	12,000	0	12,000		
スワジランド	2	9,797	9,797	0		
ベリーズ	1	7,380	0	7,380		
ドミニカ	1	5,621	5,621	0		
ジャマイカ	1	4,947	4,947	0		
ボツワナ	1	2,960	2,960	0		
トーゴ	1	2,806	2,806	0		
セント・ヴィンセント・グレナディン	1	2,306	2,306	0		
小計	**100**	**3,542,053**	**1,422,057**	**2,119,996**	**0.62%**	**0.53%**

D.3.2.3. アジア

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
中国	7	1,911,293	847,486	1,063,807		
インド	13	1,744,160	891,969	852,191		
カザフスタン	7	420,000	0	420,000		
ベトナム	6	401,982	156,982	245,000		
バングラデシュ	3	317,000	32,000	285,000		
スリランカ	5	212,480	162,480	50,000		
ネパール	3	180,759	2,764	177,995		
パキスタン	3	156,254	6,254	150,000		
キルギス	3	112,000	0	112,000		
モンゴル	4	89,196	16,035	73,161		
タジキスタン	2	78,456	8,456	70,000		
ラオス人民民主共和国	2	58,202	41,526	16,676		
モルディブ	2	54,186	9,186	45,000		
インドネシア	2	14,345	14,345	0		
小計	**62**	**5,750,313**	**2,189,483**	**3,560,830**	**1.01%**	**0.86%**

D.3.2.4. 潜在的候補国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
ボスニア・ヘルツェゴビナ	35	1,452,014	1,129,679	322,335		
コソボ	2	52,000	10,000	42,000		
小計	**37**	**1,504,014**	**1,139,679**	**364,335**	**0.26%**	**0.28%**

D.3.2.5. ラテンアメリカ諸国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
ブラジル	7	679,986	618,588	61,398		
エクアドル	7	574,023	188,566	385,457		
パナマ	5	531,102	447,720	83,382		
ニカラグア	5	399,263	67,738	331,525		
中央アメリカ地域	3	305,440	182,940	122,500		
パラグアイ	3	193,257	55,928	137,329		
アルゼンチン	4	168,761	109,922	58,839		
メキシコ	4	151,620	151,620	0		

ペルー	3	131,729	90,038	41,691		
ボリビア	2	125,136	48,985	76,151		
チリ	2	85,942	85,942	0		
ホンジュラス	1	74,377	20,631	53,746		
コスタリカ	1	55,277	30,954	24,323		
コロンビア	2	28,311	28,311	0		
小計	**49**	**3,504,224**	**2,127,883**	**1,376,341**	**0.62%**	**0.70%**

D.3.2.6. 欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
ノルウェー	11	1,122,433	922,433	200,000		
アイスランド	8	490,269	420,269	70,000		
スイス	7	104,284	61,556	42,728		
小計	**26**	**1,716,986**	**1,404,258**	**312,728**	**0.30%**	**0.28%**

D.3.2.7. 地中海沿岸諸国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
エジプト	43	4,692,491	2,423,270	2,269,221		
モロッコ	65	4,510,635	2,990,939	1,519,696		
チュニジア	63	3,804,621	2,263,479	1,541,142		
イスラエル	10	1,006,453	853,923	152,530		
レバノン	25	904,744	360,313	544,431		
ヨルダン	11	517,359	315,636	201,723		
アルジェリア	1	398,750	398,750	0		
シリア・アラブ共和国	9	309,720	261,719	48,001		
ガザ・西岸地区	7	92,990	41,517	51,473		
小計	**234**	**16,237,763**	**9,909,546**	**6,328,217**	**2.86%**	**2.83%**

D.3.2.8. 海外の属国および属領（OCT）

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
仏領ポリネシア	2	19,010	11,510	7,500		
ニューカレドニア	1	18,889	18,889	0		
小計	**3**	**37,899**	**30,399**	**7,500**	**0.01%**	**0.01%**

D.3.2.9. 東欧諸国、南コーカサス諸国およびロシア

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
ウクライナ	29	4,415,496	1,010,604	3,404,892		
グルジア	23	1,459,552	411,922	1,047,630		
モルドバ共和国	18	742,721	206,088	536,633		
アルメニア	14	310,559	197,724	112,835		
ロシア連邦	4	208,867	208,867	0		
アゼルバイジャン	2	39,770	19,770	20,000		
小計	**90**	**7,176,965**	**2,054,975**	**5,121,990**	**1.26%**	**1.38%**

D.3.2.10. 南アフリカ

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付件数	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2017年貸付金合計額に対する割合	2016年貸付金合計額に対する割合
南アフリカ	22	1,082,590	852,785	229,805		
小計	**22**	**1,082,590**	**852,785**	**229,805**	**0.19%**	**0.22%**
欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金合計	**944**	**62,861,668**	**40,281,781**	**22,579,887**	**11.06%**	**11.43%**
2017年貸付金合計(1)	**6,103**	**567,709,832**	**454,787,950**	**112,921,882**	**100.00%**	
2016年貸付金合計(1)	**5,992**	**568,558,935**	**455,257,998**	**113,300,937**		**100.00%**

(1) 代替貸付金（注B.2およびD.1）を含み、分割貸付債権（2017年：227百万ユーロ、2016年：117百万ユーロ）を除く貸付金総額

注E：株式およびその他の変動利回証券、参加持分ならびに関係会社株式（単位：千ユーロ）

E.1. 株式、その他の変動利回証券および参加持分

	参加持分	株式およびその他の変動利回証券			
	ベンチャー・キャピタル事業(1)	ベンチャー・キャピタル事業(1)	EBRD持分(2)	投資基金(1)	合計(3)
取得原価：					
2017年1月1日現在	184,211	3,534,844	157,500	705,719	**4,398,063**
当期取得額	76,663	1,076,114	0	321,549	**1,397,663**
当期売却額	-4,891	-451,985	0	-184,797	**-636,782**
2017年12月31日現在	**255,983**	**4,158,973**	**157,500**	**842,471**	**5,158,944**

評価損益：					
2017年1月1日現在	-15,574	-459,373	0	-46,144	**-505,517**
当期取得額	-4,358	-58,659	0	-5,186	**-63,845**
当期減少額	2,435	114,650	0	11,490	**126,140**
2017年12月31日現在	**-17,497**	**-403,382**	**0**	**-39,840**	**-443,222**
純帳簿価額：					
2017年12月31日現在	**238,486**	**3,755,591**	**157,500**	**802,631**	**4,715,722**
2016年12月31日現在	**168,637**	**3,075,471**	**157,500**	**659,575**	**3,892,546**

(1) オフ・バランスシートで開示されている契約済の未実行額は、それぞれ次のとおりである。
株式およびその他の変動利回証券に関連して：
・ ベンチャー・キャピタル事業：4,836,072千ユーロ（2016年：4,784,377千ユーロ）
・ 投資基金：2,649,089千ユーロ（2016年：1,113,939千ユーロ）
参加持分に関連して：
・ ベンチャー・キャピタル事業：558,349千ユーロ（2016年：556,472千ユーロ）

(2) 157,500千ユーロ（2016年：157,500千ユーロ）は、EBRD（欧州復興開発銀行）の資本金に対するEIBの応募額900,440千ユーロに係る2017年12月31日現在のEIBの払込資本である。
2017年12月31日現在、EIBは、EBRDの応募済資本金の3.03%を所有している。国際財務報告基準に準拠して作成されたEBRDの監査済2016年度財務書類に基づいた、EBRDにおけるEIBの正味資本持分は467.5百万ユーロ（2015年：442.6百万ユーロ）である。

(3) 合計額は、株式およびその他の変動利回証券のみを含む。

（単位：百万ユーロ）

	持分比率（%）	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EBRD（2015年12月31日）	3.03	14,586	442	55,026
EBRD（2016年12月31日）	3.03	15,431	804	56,150

E.2. 関係会社株式

E.2.1 欧州投資基金

残高802,731千ユーロ（2016年：799,059千ユーロ）は、登記上の事務所所在地がルクセンブルクにある欧州投資基金（「EIF」）の資本金に対するEIBの応募額2,631,000千ユーロ（2016年：2,624,000千ユーロ）に係るEIBの払込済額に相当する。

EIBは、EIFの応募済資本金45.0億ユーロ（2016年：43.8億ユーロ）の58.47%（2016年：59.88%）を保有している。

他のEIF投資家が引き受けたEIF株式1,869株について、EIBは、株式交換購入保証に基づき、これらの株式を１株当たり423千ユーロで随時買い取る旨申し入れている。この価格は、EIF払込請求済資本金に、資本剰余金勘定、法定準備金、開示されているベンチャー・キャピタル事業の未実現利益、前期繰越利益および当期純利益を加えた値の１株当たり金額に相当する。

2014年５月にEIFの増資が株主総会で承認され、EIFの授権資本金は、30億ユーロから45億ユーロへと増加した。この結果、2017年12月31日現在のEIFの応募済資本金は、45.0億ユーロとなった。2017年度中に、EIBはEIF株式６株を他の投資家に売却し、13株を買い入れた。この結果、EIBが保有するEIFの株数は2017年１月１日時点の2,624株から、2017年12月31日時点では2,631株へと増加した。

オフ・バランスシートに表示されているEIFの少数株主に付与されたプット・オプションの額面価額813,042千ユーロ（2016年：753,544千ユーロ）は、国際財務報告基準に従って作成されたEIFの監査済2017年度個別財務書類に基づいて計算された。

（単位：千ユーロ）

	持分比率（%）	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EIF（2016年12月31日）	59.88	1,878,348	122,577	2,303,155
EIF（2017年12月31日）	58.47	1,957,564	112,172	2,491,369

E.2.2 EUマイクロファイナンス・プラットフォーム FCP-FIS

EUマイクロファイナンス・プラットフォームFCP-FIS（「EUMPF」）は、専門投資信託に関するルクセンブルグの2007年２月13日法（「2007年法」）の下で、ルクセンブルグの契約型投資信託－専門投資信託（fonds commun de placement - fonds d'investissement spécialisé）として組成され、2010年11月22日に運用を開始した。同ファンドはアンブレラ・ファンドとして設立され、複数のサブファンドを持つことができる。このファンドは無期限で設定されたが、サブファンドの運用が終了し、その時点で他に運用中のサブファンドがない場合は、自動的に清算が開始されるとの条件が付けられている。

現在、EUMPFの唯一のサブファンドは、ヨーロピアン・プログレス・マイクロファイナンス・ファンドである。

残高33,922千ユーロ（2016年：76,150千ユーロ）は、登記上の事務所所在地がルクセンブルクにあるEUMPFの全契約済受益証券に対するEIBの応募額100,000千ユーロに係るEIBの払込済額に相当する。

EIBは、EUMPFの全契約済受益証券180.0百万ユーロ（2016年：180.0百万ユーロ）の55.56%（2016年：55.56%）を保有している。

（単位：千ユーロ）

	持分比率（%）	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EUMPF（2016年12月31日）	55.56	151,256	-1,906	152,400
EUMPF（2017年12月31日）	55.56	101,996	-7,668	101,996

注F：無形・有形資産（単位：千ユーロ）

	土地	ルクセンブルクの建物	家具備品および設備	有形資産合計	無形資産合計
取得原価：					
2017年1月1日現在	20,145	374,515	87,332	481,992	22,172
当期取得額	0	6,728	17,520	24,248	13,273
当期除却額	0	0	-19,230	-19,230	-6,503
2017年12月31日現在	**20,145**	**381,243**	**85,622**	**487,010**	**28,942**
減価償却累計額：					
2017年1月1日現在	0	-167,174	-42,440	-209,614	-5,953
当期減価償却額	0	-9,792	-21,934	-31,726	-7,388
当期除却額	0	0	19,230	19,230	5,663
2017年12月31日現在	**0**	**-176,966**	**-45,144**	**-222,110**	**-7,678**
純帳簿価額：					
2017年12月31日現在	**20,145**	**204,277**	**40,478**	**264,900**	**21,264**
2016年12月31日現在	**20,145**	**207,341**	**44,892**	**272,378**	**16,219**

ルクセンブルグの建物には、新棟の建設に係る原価38,513千ユーロ（2016年：31,785千ユーロ）が含まれており、新棟は、2021年に完成予定である。

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

その他の資産	2017年12月31日	2016年12月31日
ベンチャー・キャピタル事業売却代金未収金	16,255	16,437
職員住宅ローン(*)	2,485	3,278
デリバティブの公正価値	7,680	2,759
保証に係る受取手数料	430	470
前払給与および手当	703	622
その他	25,015	30,664
合計	**52,568**	**54,230**

(*) 上記残高は、過年度にEIBがEIB職員に供与した職員住宅ローンに関連するものである。1999年以降、こうした住宅ローンに代わり、常勤職員によるEIB職員規程に準拠した職員住宅ローン利用を可能にする外部金融機関との取決めが導入された。該当職員全員に対して、同一の利率と条件が適用される。

その他の負債	2017年12月31日	2016年12月31日
任意補足年金制度（注L）	486,142	438,662
EIF年金制度	140,089	117,777
デリバティブの公正価値	10,941	31,489
未払人件費	90,305	69,510
金融保証	68,317	69,576
未払金およびその他債務	53,349	49,588

貸付金の未達勘定	12,777	222,445
重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに係る未払費用	13,596	13,596
西バルカン諸国のインフラ基金	393	886
その他	35,339	89,682
ファーストロス一部負担金	8,164	101,079
合計	**919,412**	**1,204,290**

注H：EIB応募済資本金、自己資本および利益処分

H.1. EIB応募済資本金明細表

2017年および2016年12月31日現在
（単位：ユーロ）

加盟国	応募済資本金	払込未請求資本金(*)	払込未請求資本金
ドイツ	39,195,022,000	35,699,118,050	3,495,903,950
フランス	39,195,022,000	35,699,118,050	3,495,903,950
イタリア	39,195,022,000	35,699,118,050	3,495,903,950
イギリス	39,195,022,000	35,699,118,050	3,495,903,950
スペイン	23,517,013,500	21,419,470,925	2,097,542,575
オランダ	10,864,587,500	9,895,547,225	969,040,275
ベルギー	10,864,587,500	9,895,547,225	969,040,275
スウェーデン	7,207,577,000	6,564,714,700	642,862,300
デンマーク	5,501,052,500	5,010,399,750	490,652,750
オーストリア	5,393,232,000	4,912,195,875	481,036,125
ポーランド	5,017,144,500	4,569,652,475	447,492,025
フィンランド	3,098,617,500	2,822,243,850	276,373,650
ギリシャ	2,946,995,500	2,684,145,675	262,849,825
ポルトガル	1,899,171,000	1,729,779,000	169,392,000
チェコ共和国	1,851,369,500	1,686,240,975	165,128,525
ハンガリー	1,751,480,000	1,595,260,900	156,219,100
アイルランド	1,375,262,000	1,252,598,750	122,663,250
ルーマニア	1,270,021,000	1,156,744,700	113,276,300
クロアチア	891,165,500	811,680,000	79,485,500
スロバキア	630,206,000	573,996,175	56,209,825
スロベニア	585,089,500	532,903,925	52,185,575
ブルガリア	427,869,500	389,706,625	38,162,875
リトアニア	367,127,000	334,381,950	32,745,050
ルクセンブルク	275,054,500	250,521,650	24,532,850
キプロス	269,710,500	245,654,325	24,056,175
ラトビア	224,048,000	204,064,750	19,983,250
エストニア	173,020,000	157,587,900	15,432,100
マルタ	102,665,000	93,508,025	9,156,975
合計	**243,284,154,500**	**221,585,019,550**	**21,699,134,950**

(*)　理事会の決議により、EIBの債務弁済に必要な金額の範囲内で、請求が行われうる。

H.2.　自己資本および利益処分（単位：千ユーロ）

（単位：千ユーロ）

自己資本変動計算書	2017年	2016年
資本金:		
- 応募済資本金	243,284,155	243,284,155
- 払込未請求資本金	-221,585,020	-221,585,020
- 払込請求済資本金	**21,699,135**	**21,699,135**
- 払込予定資本金	-9,936	-29,807
- 払込資本金	**21,689,199**	**21,669,328**
準備金および当期純利益:		
準備基金:		
- 期首残高	24,328,415	24,328,415
- 期末残高	**24,328,415**	**24,328,415**
- 払込予定準備金	-16,047	-48,143
- 期末払込残高	**24,312,368**	**24,280,272**
その他準備金：		
- 期首残高	7,214,264	5,286,377
- 前年度利益処分額(1)	2,733,472	1,927,887
- 期末残高	**9,947,736**	**7,214,264**
特別活動準備金：		
- 期首残高	6,776,060	5,933,881
- 前年度利益処分額(1)	728,031	842,179
- 期末残高	**7,504,091**	**6,776,060**
一般貸倒準備金：		
- 期首残高	3,305,458	3,318,610
- 前年度利益処分額(1)	-604,902	-13,152
- 期末残高	**2,700,556**	**3,305,458**
当期純利益	**2,805,711**	**2,856,601**
自己資本合計	**68,959,661**	**66,101,983**

(1)　2017年4月25日、総務会は、2016年12月31日終了年度のEIBの当期純利益2,856,601千ユーロをその他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが行われたということは、基本的な運用のリスクが変動したということの結果である。

H.3.　払込予定応募済資本金

2013年７月１日、応募済資本金は、2013年７月１日に新規に加盟国となったクロアチアからの拠出により、242,392,989,000ユーロから243,284,154,500ユーロに増加した。この新規加盟国の払込済資本および準備金への拠出は、それぞれ79.5百万ユーロおよび128.4百万ユーロであった。当該新規加盟国からの拠出金合計は８回に均等分割して支払われ、2013年11月30日、2014年11月30日、2015年11月30日、2016年５月31日、2016年11月30日、2017年５月31日、2017年11月30日および2018年５月31日に支払期限を迎える。分割払いの2017年11月30日までの部分は、全額が決済された。

貸借対照表の払込予定応募済資本金および準備金という項に計上されている25,983千ユーロの金額は、新規加盟国であるクロアチアからの正味受取額に関連する。

（単位：千ユーロ）

自己資本変動計算書	2017年12月31日	2016年12月31日
払込予定応募済資本金（クロアチア）	9,936	29,807
払込予定準備金（クロアチア）	16,047	48,143
合計	**25,983**	**77,950**

注I：「前払金および未収収益」ならびに「未払金および繰延収益」（単位：千ユーロ）

前払金および未収収益	2017年12月31日	2016年12月31日
通貨スワップ契約に係る外国為替	8,281,162	20,669,791
未収利息および手数料	7,717,260	8,299,570
スワップに係る未収償還プレミアム(*)	157,017	243,360
繰延借入費用	351,058	225,131
インベストメント・ファシリティに係る未収手数料	45,104	43,483
その他	32,550	28,720
合計	**16,584,151**	**29,510,055**

未払金および繰延収益	2017年12月31日	2016年12月31日
未払利息および手数料	8,640,163	9,130,084
通貨スワップ契約に係る外国為替	9,888,606	6,490,094
スワップに係る未払償還プレミアム(*)	793,826	833,758
繰延借入収益	838,045	688,232
貸付金に係る繰延収益	194,318	177,053
前受利子補助金(**)	101,077	106,693
前受運用報酬	14,504	16,638
その他	12,252	14,122
合計	**20,482,791**	**17,456,674**

(*) スワップの未収および未払に係る償還プレミアムは、そのような特性が盛り込まれた契約に係る原スワップ契約の最終支払額を示す。

(**) 欧州委員会より受領した金額の一部は、長期預け金として提供され、負債の部の未払金および繰延収益に計上されており、以下のもので構成されている。

- アフリカ・カリブ海および太平洋地域（ACP）諸国と調印した協定および地中海沿岸諸国と締結した議定書に基づく欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金の利子補助金に関する金額。
- EIB自身の財源を使った欧州連合域内における特定の貸付業務に係る利子補助金。当該補助金は、1979年８月３日の欧州経済共同体理事会規則（EEC）第1736/79号に基づく欧州通貨制度（EMS）に関連して、および1992年５月２日に調印された欧州自由貿易連合（EFTA）の協定に基づきEFTA加盟諸国により創設された金融メカニズムに基づき認められたものである。

注J：金融機関および顧客に対する期日払または通知払債務（単位：千ユーロ）

J.1. 金融機関に対する債務

	2017年12月31日	2016年12月31日
要求払	4,953,852	12,425,692
短期預かり金	57,475	213,202
銀行とのレポ契約	0	315,000
スワップに係る未払預託金	0	166,019
合計	**5,011,327**	**13,119,913**

J.2. 顧客に対する債務

	2017年12月31日	2016年12月31日
翌日物預金	4,160	12,971
欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	372,158	375,451
- 預金口座	1,546,271	1,538,908
短期預かり金	8,349	25,030
合計	**1,930,938**	**1,952,360**

注K：債務証書借入

財務活動におけるEIBの目標の１つとして、特に通貨に関し、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。債務証書借入の項には、負債証券（一般投資家に対して公募した有価証券）およびその他（私募）が含まれる。次の表は、2017年および2016年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日をまとめたものである。

（単位：千ユーロ）

	債務証書借入				
支払通貨	2017年12月31日現在残高	平均利率 2017年(*)	満期日	2016年12月31日現在残高	平均利率 2016年(*)
ユーロ	233,246,441	2.00	2018/2057	220,901,207	2.21
米ドル	119,928,350	1.75	2018/2058	146,683,436	1.67
英ポンド	49,311,992	2.63	2018/2054	51,872,036	2.86
オーストラリア・ドル	11,111,557	4.54	2018/2042	12,317,012	4.85
スイス・フラン	6,831,909	2.16	2018/2036	8,002,794	2.14
スウェーデン・クローナ	5,369,877	2.57	2018/2040	5,214,132	2.96
ノルウェー・クローネ	4,071,522	1.98	2018/2037	5,240,229	2.70
トルコ・リラ	4,008,066	8.23	2018/2027	3,498,782	7.38
南アフリカ・ランド	3,778,963	7.83	2018/2032	3,683,341	7.60
日本円	3,698,520	1.00	2018/2053	6,732,871	1.11
カナダ・ドル	3,562,299	2.00	2018/2045	3,784,938	2.02

ポーランド・ズロチ	2,097,199	2.65	2021/2026	872,846	2.83
メキシコ・ペソ	1,007,979	4.96	2020/2027	369,743	4.34
ニュージーランド・ドル	459,941	3.74	2018/2021	577,253	4.21
チェコ・コルナ	410,718	2.18	2018/2034	399,456	2.16
ハンガリー・フォリント	290,658	0.07	2020/2021	291,127	0.66
ロシア・ルーブル	230,574	6.75	2018/2020	307,154	6.73
デンマーク・クローネ	124,133	3.46	2024/2026	124,308	3.46
ルーマニア・レイ	18,890	1.15	2019/2019	19,388	0
香港ドル	12,974	4.96	2019/2019	30,584	5.27
人民元	12,801	3.28	2018/2018	0	0
合計	**449,585,363**			**470,922,637**	

(*)　貸借対照表日現在の加重平均利率

仕組借入の中には、その元本および利息が株価指数に連動しているものもある（実行時の価額：2017年は500百万ユーロ、2016年は500百万ユーロ）。借入金はすべて、仕組スワップ・オペレーションにより十分にヘッジされている。

次の表は、2017年度および2016年度の債務証書借入（短期コマーシャル・ペーパーを含む）の変動を示したものである。

（単位：百万ユーロ）

	2017年	2016年
１月１日現在の残高	470,923	469,255
当期発行額	123,644	165,544
契約に基づく償還	-122,247	-158,542
期限前償還および買戻し	-810	-2,013
為替差額	-21,925	-3,321
12月31日現在の残高	**449,585**	**470,923**

注L：引当金－年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

年金制度および健康保険制度の引当金は、以下のとおりである。（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
職員年金制度：		
１月１日現在の引当額	**2,102,829**	**1,941,990**
期中支給額	-77,489	-72,014
保険数理損失の認識	74,978	27,026
年間の拠出金および利息	193,435	205,827
職員年金制度小計	**2,293,753**	**2,102,829**
経営委員会年金制度		
経営委員会年金制度	36,489	35,559
保険数理損失の認識	1,485	148

経営委員会年金制度小計	**37,974**	**35,707**
健康保険制度：		
１月１日現在の引当額	**242,922**	**219,839**
期中支給額	-16,027	-15,553
保険数理損失の認識	26,765	7,730
年間の拠出金および利息	34,760	30,906
健康保険制度小計	**288,420**	**242,922**
12月31日現在引当金合計	**2,620,147**	**2,381,458**

上記金額は、任意補足年金制度（確定拠出年金制度）加入者への債務を含んでいない。それに対応する債務486百万ユーロ（2016年：439百万ユーロ）は、その他の負債（注G）に分類されている。

将来の退職給付および健康保険給付に対する引当金は、2017年９月30日付で、独立した保険数理士により、予測単位積立方式を用いて評価された。この保険数理評価は、2017年12月31日現在の実勢市場金利および以下の（職員年金制度および健康保険制度に関する）仮定に基づいて2017年度の最後の３ヵ月を推定し（「ロール・フォワード」法）、2017年12月31日付で更新された。

・ 22.88年（2016年：19.90年）の期間に対応する年金制度および健康保険制度における未払給付の保険数理上の現在価値を算定するための割引率	2.09%（2016年：1.95%）
・ 過去の経験を踏まえて、EIBでは、退職給付積立金からの予想支給総額は「上記割引率＋1.5%（2016年：1.5%）」に設定されると見積っている。	
・ 退職年齢	55～65歳での段階的退職（2016年と同じ）
・ 物価および賃金の平均的上昇率	3.5%（2016年：3.5%）
・ 予想退職率	30%～０%で変動し、年齢とともに低下（2016年と同じ）
・ 年金調整率（年）	1.75%（2016年と同じ）
・ ISCLT生命表	2013年度版を使用（2016年と同じ）
・ 医療費上昇率（年）	4.0%（2016年：4%）
・ 年齢ごとの医療費特性	2017年に更新

このようなスキームのための引当金は、上記の表のとおり、保険数理評価に従って、必要に応じて調整される（注A.2.10.1）。退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の積立過不足累計額は、加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識される。

2016年、年金制度および健康保険制度に関する保険数理評価は、2,053,485千ユーロの未認識損失であった。10%の回廊部分を超過した金額は1,609,991千ユーロで、2017年１月１日から制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識された。これにより、2017年度に認識された純損失は、103,228千ユーロである。

2017年、年金制度および健康保険制度に関する保険数理評価は、2,588,379千ユーロの未認識損失であった。10%の回廊部分を超過した金額は2,067,527千ユーロで、2018年度に認識される純損失は135,625千ユーロとなる。

注M：当期純利益

2017年12月31日終了年度の当期純利益2,805,711千ユーロの処分案は、承認を受けるため2018年４月27日までに総務会に提出される。

注N：「受取利息および類似収益」ならびに「支払利息および類似費用」

N.1. 正味受取利息（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
受取利息および類似収益：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	0	25
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに負債証券（確定利付証券を含む）	741,813	286,237
金融機関および対顧客貸付金および預け金	7,293,395	7,792,249
デリバティブ	15,299,723	14,038,219
有利子負債に係るマイナス金利	51,144	42,114
合計	**23,386,075**	**22,158,844**
支払利息および類似費用:		
金融機関および顧客に対する債務	-6,425	-5,271
債務証書借入	-10,648,831	-11,691,394
デリバティブ	-8,642,043	-6,773,763
利付資産に係るマイナス金利	-707,633	-220,945
その他	-121,328	-154,675
合計	**-20,126,260**	**-18,846,048**
正味受取利息	**3,259,815**	**3,312,796**

N.2. 「受取利息および類似収益」の国別分析（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
欧州連合加盟国		
スペイン	1,027,541	1,117,784
イギリス	931,332	964,832
ポーランド	629,635	636,870
イタリア	578,299	638,065
ギリシャ	515,589	530,992
フランス	451,155	445,650
ドイツ	334,985	505,739
オーストリア	263,401	268,674
ポルトガル	257,288	284,022
オランダ	174,261	161,291
ハンガリー	172,092	201,204
ベルギー	152,630	162,852
ルーマニア	99,957	111,873
スウェーデン	95,272	91,836
アイルランド	75,996	115,130
フィンランド	70,219	68,806
クロアチア	67,745	68,238
スロバキア	66,304	67,320

スロベニア	52,155	53,866
リトアニア	47,236	49,342
ブルガリア	45,315	47,790
チェコ共和国	32,904	63,122
ラトビア	15,061	15,489
キプロス	12,693	13,885
デンマーク	12,531	29,137
マルタ	11,033	11,150
ルクセンブルク	5,011	5,166
エストニア	4,677	11,680
欧州連合加盟国の合計	**6,202,317**	**6,741,805**
欧州連合域外	1,002,149	1,007,719
合計	**7,204,466**	**7,749,524**
国別分析の対象外の収益(1)	16,181,609	14,409,320
受取利息および類似収益の合計	**23,386,075**	**22,158,844**

(1) 国別分析の対象外の収益：

・ 長期ヘッジ・ポートフォリオおよび代替貸付金ポートフォリオからの収益	178,994	171,040
・ 有価証券流動性ポートフォリオからの収益	100,637	112,324
・ 短期金融市場証券からの収益	462,182	2,873
・ 短期金融市場オペレーションからの収益	140,073	84,864
・ デリバティブからの収益	15,299,723	14,038,219
	16,181,609	**14,409,320**

注O：「受取手数料」および「支払手数料」（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
受取手数料：		
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	48,284	45,846
Jaspersの手数料	31,063	32,510
保証手数料	43,194	27,920
Jessicaの手数料	9,690	12,353
貸付金手数料収益	11,411	7,318
InnovFinの手数料	9,300	4,862
ヤウンデ／ロメ協定の手数料	2,459	2,696
その他の委託に係る手数料	53,163	46,946
受取手数料合計	**208,564**	**180,451**
支払手数料	**-153,929**	**-101,840**

注P：金融業務損益（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
株式およびその他の変動利回証券に係る純損益	40,086	-82,996
貸借対照表上のポジションの換算に係る純損益	-2,916	3,325
債務証書借入買戻に係る純損益	-2,999	-1,284
デリバティブの純損益	26,590	112,257
有価証券流動性ポートフォリオの純損益（有価証券のみ）	-42,950	-60,321
金融保証に係る純損益	1,975	-7,850
金融業務損益合計	**19,786**	**-36,869**

注Q：その他の業務収益（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
賃貸料収益	10,768	8,803
過年度未使用引当金の戻入れ	8,776	4,370
EIF株式売却（注E.2）	723	762
その他	2,044	267
合計	**22,311**	**14,202**

注R：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
給与および手当(*)	-378,851	-310,394
福利厚生費およびその他人件費	-287,988	-237,040
人件費	**-666,839**	**-547,434**
その他の一般管理費	-239,104	-243,627
一般管理費合計	**-905,943**	**-791,061**

(*)　このうち経営委員会委員に対する金額は、2017年12月31日現在が2,844千ユーロ、2016年12月31日現在は3,230千ユーロである。

EIBの職員数は、2017年12月31日現在、3,203名（2016年12月31日現在は2,872名）であった。

注S：オフ・バランスシートの借入債務支払に係る特別預け金

この項目は、EIBが支払代理人に支払ったが、EIBが発行した債券の保有者による支払いのための呈示がなされていない期日の到来したクーポンおよび債券の金額に相当する。

注T：金融商品の公正価値

EIBは貸借対照表日において、（有価証券流動性ポートフォリオ（SLP）を除き）負債の場合は受領額、資産の場合は取得のための支払額を示す外貨建ての取得原価に基づき、貸借対照表の金融商品を計上している。次の表は、資産または負債に計上されている金融商品（主として貸付金、財務、有価証券、借入）の公正価値と帳簿価額とを比較したものである。

2017年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	162	162
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	470,897	501,980
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）（注B.2）	55,745	56,129
株式、その他の変動利回証券および参加持分（注E）	4,954	6,780
金融資産合計	**531,758**	**565,051**
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務（注J）	6,942	6,941
債務証書借入（注K）	449,585	493,107
金融負債合計	**456,527**	**500,048**

2016年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	317	317

金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	472,000	504,226
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）（注B.2）	66,048	66,519
株式、その他の変動利回証券および参加持分（注E）	4,061	5,642
金融資産合計	**542,426**	**576,704**
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務（注J）	15,072	15,067
債務証書借入（注K）	470,923	520,784
金融負債合計	**485,995**	**535,851**

注U：リスク管理

本注記は、EIBのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク－決済リスク等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 金利リスク－利率の絶対的水準、イールドカーブの形状またはその他の金利の関係の変動により投資価値が変動するリスク。
- 流動性および資金調達リスク－EIBが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。
- 為替リスク－為替レートの変動により投資の価値が変動するリスク。
- オペレーショナル・リスク－内部プロセス、人員、およびシステムが不適切であった、またはそれらに機能不全や過ちが生じた結果、あるいは外部の事象の結果、生じる可能性のある損失。

リスク管理組織

EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することにある。EIBは完全な規制対象とはされていないが、関連する銀行業に関する欧州連合指令、ならびに欧州連合加盟国の銀行監督当局、欧州連合の法令および所管の国際組織（バーゼル銀行監督委員会（BCBS）および欧州銀行監督機構（EBA）等）の勧告事項に準拠することを目指している。

リスク管理部門（RM）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスクならびにオペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。職務分掌を維持するために、RMは、フロント・オフィスから独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。RM担当のディレクター・ジェネラルは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、資金調達リスクおよびオペレーショナル・リスクについて経営委員会に報告し、定期的に監査委員会と会合を持ち、これらのリスクに関する議題を協議している。また、同ディレクター・ジェネラルは、経営委員会、リスク方針委員会および理事会へのリスク報告についても監督の任にある。

契約締結後の貸付金の管理およびモニタリングは、ポートフォリオの重要な部分に関しては、RMから独立している部門である取引管理・再編部門（TMR）が担当する。TMRは、よりリスクが高いカウンターパーティー、および特定の形態の担保のモニタリングに注力するとともに、特に注意を要する取引の管理も行う。信用リスクに係る提案は、すべてRMによる独立した立場からのセカンド・オピニオンの対象となる。

以下の項では、EIBが自己のリスク負担において実施する活動の中でさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常の環境下および起こり得るストレス状態下で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利益、流動性、市場に対するエクスポージャーおよびオペレーショナル・リスクの指標を組み合わせる。

信用リスク、ALMリスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する詳細な情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して四半期ごとに提出および説明される。

EIBのリスク許容度

EIBは、リスク許容度を定めており、事業戦略の追求によって生じるリスクに関して慎重な限度額を設定している。限度額を設定するにあたり、EIBは、EIBのリスク特性を事業戦略および利害関係者の期待に適合させるようにしている。EIBは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。その結果、それぞれに業績目標が定められていても、EIBは財務活動や資金調達・提供活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。よって、EIBの貸付業務や借入業務で生じるエクスポージャーに関しては、すべての重要な財務リスクのヘッジを確保することが、EIBの財務リスク管理方針の主要原則とされている。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会の承認を受けた上で改めて経営委員会の承認を取得することが義務付けられており、その承認を受けた限度枠の範囲内で管理されている。

収益の持続可能性および自己資金力

EIBの資産負債管理方針は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、資産負債管理方針では、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大を目指して、自己資本投資に中・長期物価スライド方式を採用している。この物価スライドの方針は、中・長期利回りに対するエクスポージャーを意味しており、金利の趨勢に関する短期的な見方に左右されることはない。

EIBの自己資本の目標投資期間を4.5年から5.5年の間に設定することで、この方針は達成されている。

資産負債委員会（「ALCO」）は、EIBのALM戦略、貸出金利設定原則およびEIBの活動から生じる財務リスクを検討するために上級経営陣による会議を開催する。

U.1. 信用リスク

信用リスクは主にEIBの貸付業務に関するものであるが、程度の差はあるものの、デリバティブ取引ならびに負債証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品に関するものも含まれている。すべて出資を通じて実施され、そのため市場リスクのみにさらされるEIBのベンチャー・キャピタル事業は、信用リスクを伴わない。デリバティブの使用に関する信用リスクについては、注Vで分析する。

信用リスクは、統治機関の承認を受けた詳細な行内指針に従って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクが慎重に管理されるようにする点にある。EU加盟国業務と非EU加盟国業務ではリスク・プロファイルが異なる場合があり、EU加盟国業務活動と非EU加盟国の業務には別々の指針が設けられている。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、定量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家としての判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容範囲内とみなされる担保種類も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。加えて、カウンターパーティー別と業種別に限度枠を設けるシステムを通じて、これらの指針は、EIBが保有する貸付ポートフォリオの許容可能な分散の実現を図っている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクが十分に分析，計量および軽減されるように、特定の種類の業務に関して、具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。また同指針は、デリバティブ取引および財務取引の相手の信用の質に関する最低限の基準、ならびに取引種類ごとの契約の枠組みも規定している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境を盛り込み、EIBが受領する新たなマンデートに対応できるよう、定期的に調整されている。

信用リスクの管理は、カウンターパーティーに関する信用リスクの水準およびカウンターパーティーの支払不能に備えてEIBに供された担保の水準の評価に基づいている。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（AD）の枠組みによるデータを使用している。2017年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU指令に基づくEIB単独の財務書類に基づくと208%、EU指令に基づく連結財務書類に基づくと211%であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

U.1.1. 貸付金

貸付金に関する信用リスクを測定・管理するために、EIBは一般に認められた基準に基づいて、債務者および適当な場合は担保の質に応じて貸付業務の格付けを行っている。

次の表は、未実行分も含め、2017年12月31日現在の貸付ポートフォリオの債務者と保証人の構成を分析したものである。

欧州連合域外への貸付金（EIBの自己のリスク負担のファシリティ群(*)に基づくものを除く）は、最終的には、欧州連合予算や加盟国（ACP諸国およびOCTへの貸付金の場合）の保証により担保されている。こうした保証は、包括型（すべてのリスクが対象）でなければ、定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定される。

(*) 自己のリスク負担のファシリティ群は、EIB定款第16条（旧第18条）に従って総務会が決定した地域性またはテーマ性を持った融資枠である。現在実行されているのは、加盟候補国向けファシリティ、近隣諸国資金供与ファシリティ、欧州自由貿易連合ファシリティ、気候行動および環境ファシリティ、ならびに戦略プロジェクト・ファシリティである。これらのファシリティ群に基づく貸付は、EIB自身の財源から、全額がEIB自身のリスクで行われている。

以下の表は、ファシリティ群およびリスク・シェアリング業務に基づいて供与された欧州連合域内および域外のプロジェクトに対する貸付金を示している（単位：百万ユーロ）。

債務者 ＼ 保証人	国家	公共機関	銀行	企業	無保証(1)	2017年の合計	2016年の合計
国家	0	0	0	0	56,424	56,424	53,924
公共機関	34,151	18,580	431	373	81,211	134,746	128,045
銀行	40,141	22,820	26,467	27,120	29,481	146,029	148,958
企業	11,320	9,082	15,524	35,334	98,121	169,381	174,504
2017年の合計(2)(3)(4)	**85,612**	**50,482**	**42,422**	**62,827**	**265,237**	**506,580**	
2016年の合計(2)(3)(4)	**88,118**	**52,662**	**49,224**	**62,669**	**252,758**		**505,431**

(1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、EIBが独立した担保を請求できる権利が確保されている。

(2) リスク・シェアリング業務での貸付金は、2017年12月31日現在5,202百万ユーロ（2016年：6,518百万ユーロ）である。

(3) この金額に、代替貸付金（2017年：19,921百万ユーロ、2016年：20,905百万ユーロ）は算入されていない。

(4) これらの金額は、現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されているものを除いている。

EIBの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるEIB資産の全額回収を保証すると思われるため、EIBは、期末現在の欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2016年においても、2017年においても、評価損益を計上しなかった。

保証および持分投資を含むEIBの貸付業務を通じたイギリスに所在している債務者に対する実行済のエクスポージャーは、2017年12月31日現在、370億ユーロ（2016年：360億ユーロ）であり、イギリスの保証人が存在する外国の債務者に対するエクスポージャーは、15億ユーロ（2016年18億ユーロ）であった。2017年12月31日現在、EIBは、イギリスを債務者とする直接的なエクスポージャーを有しておらず、またイギリスが保証する実行済の貸付金は、2017年12月31日現在で20億ユーロ（2016年：13億ユーロ）であった。

以下の表は、ファシリティ群およびリスク・シェアリング業務に基づいて欧州連合域内および域外で供与された貸付金に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している。

（単位：百万ユーロ）

	2017年			2016年		
	債務者となっているもの		保証人となっているもの	債務者となっているもの		保証人となっているもの
国名	実行済金額	未実行金額	契約済金額	実行済金額	未実行金額	契約済金額
オーストリア	0	0	77	0	0	82
ベルギー	0	0	104	0	0	118
ブルガリア	858	350	0	864	603	0
クロアチア	645	0	2,945	453	210	2,699
キプロス	922	225	1,356	850	389	1,285
チェコ共和国	2,005	0	80	2,082	0	130
デンマーク	0	0	47	0	0	51
エストニア	472	215	118	489	215	118
フィンランド	51	0	98	108	0	318
フランス	0	0	2,410	0	0	1,420

ドイツ	0	0	1,412	0	0	1,925
ギリシャ	7,882	300	7,691	7,473	700	7,650
ハンガリー	5,911	1,140	1,247	5,795	1,477	1,131
アイルランド	950	490	1,198	950	0	1,240
イタリア	2,967	400	4,513	3,040	0	5,374
ラトビア	353	200	47	357	200	56
リトアニア	1,343	0	55	1,396	0	87
ルクセンブルク	150	150	66	0	300	77
マルタ	0	72	301	0	72	313
オランダ	0	0	80	0	0	80
ポーランド	9,694	1,872	16,417	10,173	492	16,883
ポルトガル	1,142	325	4,965	1,112	250	5,420
ルーマニア	1,774	2,291	0	1,910	1,756	0
スロバキア	1,895	820	0	1,820	895	0
スロベニア	606	400	1,990	615	400	2,236
スペイン	4,696	3	29,388	3,978	358	29,428
スウェーデン	0	0	44	0	0	45
イギリス	0	0	2,085	0	0	2,161
非EU加盟国	1,099	1,756	6,878	1,110	1,032	7,791
合計	**45,415**	**11,009**	**85,612**	**44,575**	**9,349**	**88,118**

以下の表は、欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金（第16条ファシリティの対象であるもの、ならびに加盟候補国向けファシリティ、近隣諸国資金供与ファシリティ、欧州自由貿易連合ファシリティ、気候行動および環境ファシリティ、ならびに戦略プロジェクト・ファシリティの対象であるものを除く）を示している（単位：百万ユーロ）。

	2017年12月31日	2016年12月31日
以下による保証：		
加盟国	3,580	3,098
欧州連合予算(1)	42,831	45,643
合計(2)(3)	**46,411**	**48,741**

(1) うち5,202百万ユーロは上記のリスク・シェアリング業務の対象（2016年：6,518百万ユーロ）。
(2) 現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されている貸付金を含む。
(3) EIBが供与した総額433.6百万ユーロ（2016年：493.3百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金（単位：百万ユーロ）
（新規加盟国で加盟以前に実行された貸付金を含む）
貸付金残高の保証形態別内訳

協定	2017年12月31日	2016年12月31日
加盟国による75%グローバル保証		

- ACP/OCT第4次ロメ協定	1	2
- ACP/OCT第4次ロメ協定－第2次財務議定書	84	108
加盟国による75%グローバル保証合計	**85**	**110**
加盟国による75%保証		
- コトヌー・パートナーシップ協定	385	439
- 第2次コトヌー・パートナーシップ協定	1,533	1,627
- コトヌー議定書３ －OR/ACP	1,558	902
- コトヌー議定書３ －OR/OCT	19	20
加盟国による75%保証合計	**3,495**	**2,988**
加盟国による保証合計	**3,580**	**3,098**
欧州連合予算による100%保証		
- ALA中間（100%保証）－153百万	0	0
- CEEC－30億・1994年5月2日BG決定	1	2
- ロシア－100百万・2001年－2005年	27	37
- ロシア－500百万・2004年－2007年	195	212
欧州連合予算による100%保証合計	**223**	**251**
欧州連合予算による75%保証		
- 地中海議定書	47	70
欧州連合予算による75%保証合計	**47**	**70**
欧州連合予算による70%保証		
- 南アフリカ－375百万・1997年１月29日決定	25	31
- ALA II－900百万	10	22
- ボスニア・ヘルツェゴビナ－100百万・1999年／2001年	38	45
- ユーロメッド（EIB）－2,310百万・1997年1月29日決定	83	129
- FYROM（マケドニア旧ユーゴスラビア共和国）－150百万・1998年／2000年	25	34
- CEEC－3,520百万－1997年1月29日決定	307	425
欧州連合予算による70%保証合計	**488**	**686**
- 欧州連合予算による65%保証		
- 南アフリカ－825百万・2000年7月－2007年７月	161	188
- 南アフリカ－2007年2月－2013年12月決定	543	687
- ALA III－2,480百万・2000年2月－2007年7月	242	350
- ALAデシジョン－2007年2月－2013年12月	2,353	3,029
- ユーロメッド II－6,520百万・2000年2月－2007年1月	2,406	2,866
- 南東近隣諸国－9,185百万・2000年2月－2007年７月	3,945	4,799
- トルコ・スペシャル・アクション－450百万・2001年－2006年	122	128
- トルコ－TERRA－600百万・1999年11月－2002年11月	317	333
- PEV EE/CAS/RUS 2007年2月1日－2013年12月31日	2,472	3,621
- PEV MED 2007年2月1日－2013年12月31日	7,474	8,329
- 加盟候補国－8,700百万・2007年－2013年	7,448	8,214
- 気候変動マンデート・2011年－2013年	1,616	1,728
- ELMアジア2014年－2020年	624	529
- ELM中央アジア2014年－2020年	182	160
- ELM東ロシア2014年－2020年	4,252	3,664
- ELMラテンアメリカ諸国2014年－2020年	1,156	1,044
- ELM MED 2014年－2020年	4,661	3,077
- ELM加盟候補国2014年－2020年	1,902	1,740
- ELM RSA 2014年－2020年	197	150

欧州連合予算による65%保証合計	42,073	44,636
欧州連合予算による保証合計	42,831	45,643
合計(1)	46,411	48,741

(1) EIBが供与した総額433.6百万ユーロ（2016年：493.3百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

貸付金に付する担保（単位：百万ユーロ）

その他の信用リスク軽減手段の中のひとつとして、EIBは、金融有価証券に質権を設定する手法を使用している。これらの質権は、関連する法域において執行可能な質権設定契約によって正式化される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは26,277百万ユーロ（2016年：32,361百万ユーロ）であり、その内訳は以下の通りである。

2017年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）							
	債券							
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	政府債	国際機関債	政府機関債	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債	資産担保証券	現金	合計
Aaa	40	27	6	268	112	391	0	844
Aa1からAa3	239	7	18	561	395	0	0	1,220
A1	1,421	0	0	3,730	623	0	0	5,774
A1未満	14,005	0	1,644	43	1,447	0	0	17,139
格付けなし	30	0	0	0	761	0	509	1,300
合計	**15,735**	**34**	**1,668**	**4,602**	**3,338**	**391**	**509**	**26,277**

2016年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）							
	債券							
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	政府債	国際機関債	政府機関債	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債	資産担保証券	現金	合計
Aaa	210	76	0	1,023	0	578	0	1,887
Aa1からAa3	506	0	4	608	403	0	0	1,521
A1	1,582	0	0	647	502	0	0	2,731
A1未満	21,272	0	0	2,114	2,337	0	0	25,723
格付けなし	0	0	0	0	0	0	499	499
合計	**23,570**	**76**	**4**	**4,392**	**3,242**	**578**	**499**	**32,361**

12月31日現在の実行済貸付残高の債務者の業種別明細（単位：百万ユーロ）は以下のとおりである。

	満期				
業種	1年以内	1年超5年以内	5年超	2017年の合計	2016年の合計
運輸	6,646	30,623	92,684	129,953	128,541
グローバル・ローン(1)	12,575	49,521	28,063	90,159	91,668

エネルギー	4,979	23,641	37,477	66,097	65,572
医療・教育	2,443	8,257	23,053	33,753	33,299
上下水道施設	1,724	8,091	18,628	28,443	29,821
工業	4,664	16,463	7,261	28,388	28,236
その他インフラ	1,258	5,773	20,572	27,603	26,821
サービス	1,114	7,475	7,140	15,729	15,450
電気通信	960	6,800	3,437	11,197	11,635
農業・漁業・林業	133	864	2,548	3,545	3,310
2017年の合計	**36,496**	**157,508**	**240,863**	**434,867**	
2016年の合計	**37,839**	**159,458**	**237,056**		**434,353**

(1) グローバル・ローンとは、金融仲介機関または銀行に提供する融資枠で、その後にそれらの機関または銀行が、自らリスクを負担してその資金を官民が請け負う中小規模のプロジェクトに転貸するというものである。

貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。これらの手続きは、EIBが管理しているすべての貸付金に適用されている。

欧州連合予算または加盟国によるグローバル保証により担保されていない貸付金：

2017年12月31日現在、自己資金からの貸付金で90日を超える延滞が生じ、欧州連合予算または加盟国の保証により担保されていないものは、180.0百万ユーロ（2016年：89.6百万ユーロ）である。

2017年12月31日現在のこれらの延滞額が生じている貸付金に関連する元本残高は、479.5百万ユーロ（2016年：273.3百万ユーロ）であり、評価損益188.8百万ユーロ（2016年：206.5百万ユーロ）がエクスポージャー残高（元本残高および延滞額を含む）をカバーしている。

欧州連合予算または加盟国による保証で担保されている貸付金：

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金であって、委託により実施されたものは、欧州連合、加盟国またはリスク・シェアリングにより保証されている。このような貸付金については、返済期限が到来したとき、該当する場合はまず第一次保証の履行の請求が行われ、それ以外の場合は加盟国または欧州連合による保証の履行が正式に請求される。

2017年12月31日現在、こうした90日超の延滞が生じている額は2.2百万ユーロ（2016年：4.0百万ユーロ）であった。

欧州連合予算または加盟国による保証の履行が請求された貸付金：

2017年中、89.6百万ユーロの欧州連合予算による保証の履行の請求が行われ、加盟国保証の履行の請求はなかった。2016年における対応する金額は、それぞれ147.7百万ユーロおよび4.9百万ユーロであった。

下の表は、90日超の延滞が生じている貸付金の概要を示している。

(単位：千ユーロ)

	2017年12月31日	2016年12月31日
欧州連合または加盟国の保証によって担保されていない貸付金		
延滞金額	180,038	89,560
関連する元本残高	479,514	273,316
欧州連合または加盟国の保証によって担保されている貸付金（請求可能）		
延滞金額	2,163	3,964
関連する元本残高	0	0
欧州連合または加盟国の保証の履行が請求された貸付金		
請求金額（当期中）	89,577	152,613
年度末現在における請求済未返済累積額	502,285	489,243

貸付金の再交渉と支払猶予

EIBは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はEIBの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、EIBが決定するものである。支払猶予措置は、債務者が財務困難により契約の債務返済条件を履行することが不可能であるとみなされる状況において講じる。それらの困難に基づき、EIBは、債務者が債務を返済するか、または契約の全部もしくは一部を借り換えるのに十分な能力を有することができるように、契約上の債務返済条項の修正を決定する。エクスポージャーは、(i) 延滞の有無、(ii) 当該エクスポージャーが減損に分類されているか否か、または(iii) 当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

通常の事業の過程においては、再交渉の前に問題が生じている貸付金の貸付金格付け（LG）は低下しており、貸付金は要注意リストに入れられている。再交渉された場合、EIBは、当該貸付金を厳格に監視し続けることとなる。再交渉による支払条件では当初の簿価が回収できない場合、EIBは損益計算書に評価調整額を計上することを検討する。当初の実効金利により割り引いた予想キャッシュ・フローに基づき、評価損相当額が算出される。LGが「E-」まで低下した貸付金はすべて、定期的に評価損計上の必要性が検討され、LGが「F」の貸付金は、すべて評価損計上の対象とされる。貸付金格付けが十分に回復した場合には、EIBの手続きに沿って、当該貸付金はその段階で要注意リストから除かれる。

EIBの再編チームが報告期間中に着手した支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の違反および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2017年12月31日	2016年12月31日
支払猶予措置の対象となった契約件数	48	30
帳簿価額（利息および延滞金額を含む）	2,816	1,714
うち評価調整の対象となった貸付金	935	1,025
認識された評価損益	420	339
支払猶予された契約に係る受取利息	83	39
償却されたエクスポージャー（取引終了／貸付金売却後）	3	0

		支払猶予措置					
(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日	返済期限の延期	元本および利息の繰延	重大な財務制限条項の破棄	その他	契約上の返済および契約終了(1)	2017年12月31日
公共機関	251	51	0	730	0	0	1,032
銀行	4	0	6	0	0	0	10
企業	1,459	79	398	62	89	-313	1,774
合計	**1,714**	**130**	**404**	**792**	**89**	**-313**	**2,816**

(1) 減少は、2016年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に関して当年度中に発生した元本、利息および延滞金額の返済ならびに償却、ならびに当期中の契約終了による。

U.1.2. 財務ポートフォリオ

財務ポートフォリオ（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

有価証券ポートフォリオおよび財務商品残高の構成割合につき、経営陣が限度枠を設定している。この限度枠は、リスク管理部門により定期的に見直しが行われる。

EIBは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。EIBは、カウンターパーティーの信用リスクおよび担保の価値を日次でモニターし、必要とみなされる場合には、EIBに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間リバース・レポ取引は、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

－ 支払引替渡し
－ 担保の検証
－ 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、上記保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
－ 契約要件をすべて満たす代替担保の組成

以下の表は、財務ポートフォリオの有価証券および短期金融市場商品（預金およびリバース・レポ）に係る信用リスク構成比を、カウンターパーティーおよび発行体の信用格付別に示したものである。

ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	有価証券ポートフォリオ（単位：%）		短期金融市場商品（単位：%）	
	2017年12月31日	2016年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日
Aaa	**15**	17	**32**	2
Aa1からAa3	**41**	41	**30**	52
A1からA3	**26**	19	**34**	43
A3未満	**18**	23	**4**	3
合計	**100**	**100**	**100**	**100**

財務取引に供する担保

受取担保

財務取引には、2017年12月31日現在、三者間リバース・リパーチェス契約7,951百万ユーロ（2016年：10,369百万ユーロ）が含まれ、リパーチェス契約はゼロ（2016年：315百万ユーロ）であった。これらの取引は三者間契約によって規定されており、そのエクスポージャーは日次ベースで行われる追加担保請求により全額担保されている。担保ポートフォリオの時価は、2017年12月31日現在、8,275百万ユーロ（2016年：10,512百万ユーロ）であり、以下のように分類される。

2017年12月31日現在	三者間契約担保（単位：百万ユーロ）					
	債券					
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	政府債	国際機関債	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債	資産担保証券	合計
Aaa	519	562	1,056	100	73	**2,310**
Aa1からAa3	723	95	91	291	0	**1,200**
A1	366	0	0	54	0	**420**
A1未満	3,687	19	21	618	0	**4,345**
合計	**5,295**	**676**	**1,168**	**1,063**	**73**	**8,275**

2016年12月31日現在	三者間契約担保（単位：百万ユーロ）					
	債券					
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	政府債	国際機関債	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債	資産担保証券	合計
Aaa	537	66	1,992	36	282	**2,913**
Aa1からAa3	491	62	246	474	0	**1,273**
A1	30	0	230	183	0	**443**
A1未満	4,722	0	0	1,161	0	**5,883**
合計	**5,780**	**128**	**2,468**	**1,854**	**282**	**10,512**

預託有価証券

ユーロ制度の通貨政策の運用との関連で、EIBは、2017年12月31日現在、時価31億ユーロの有価証券をルクセンブルク中央銀行に預託している（2016年：26億ユーロ）。

U.1.3. 第三者が供与した貸付金に関してEIBが付与した保証

自らの財源を原資とするEIBの保証および証券化取引から生じる信用リスクは、定款および信用リスク管理方針ガイドラインで定めるリスク管理方針によって管理されている。

また、2017年末現在のEIBにより保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーは33億ユーロ（2016年：24億ユーロ）であり、その保証引当金は8.1百万ユーロ（2016年：13.7百万ユーロ）であった。

信用リスク管理方針ガイドラインにより、EIBが、商品範囲、対象地域、カウンターパーティー別のエクスポージャー、債務者別のエクスポージャー、業種別の集中度という点で分散している保証ポートフォリオを引き続き展開するよう徹底されている他、エクスポージャーの格付けに基づく資本配分規則も規定されている。

EIBの取引が細分化していることから、集中リスクは限定的である。通常、組入れているポートフォリオは、単一の債務者への集中度、業種セクター、地域の多様化という点において高度に分散化している。集中リスクに対処するため、EIBは（資本配分に基づき）取引ごとに原債権者レベルで厳格な限度額（原債権者および原債権者銀行に対するエクスポージャー合計の上限）を設けている。

EIBの保証業務においては、当初から案件ごとに信用リスクを追跡管理する一方、組入れられているポートフォリオのグラニュラリティ（分散度）や同質度に応じて、異なるモデル分析法を採用している。業種セクター別エクスポージャーは、EIBが各取引または各トランシェに付与した格付けに及ぼす影響を通じて、案件ごとに分析される。例えば、取引分析用の財務モデルによって、業種別エクスポージャーは黙示的な相関として反映され、あるいはモデルに入力する主要変数としてのデフォルト率の変動性の仮定を通して間接的に捕捉することができる。

さらに、ポートフォリオ内で集中度が高い業種セクターの現状や予想等の定性指標を用いて、それぞれの案件ごとに集中度に対するエクスポージャーを分析している。例外的に、一部の案件では、同一の（広義の）業種セクターにエクスポージャーが集中している。その場合は、通常、EIBに有益な信用補完の強化（優先劣後構造設定等）によって対処する。信用補完という特性を有する案件は、通常、単一の債務者に対するエクスポージャーの上限、債務者上位５者に対する合計エクスポージャーの上限、業種別集中度の上限等、ポートフォリオ基準を設けている。EIB全体のポートフォリオ分析の一環として、業種セクター別のエクスポージャーも検討している。

カウンターパーティー・リスクに関しては、EIBのカウンターパーティー（通常は主要市場参加者）の質に注意を払うことによって、リスクを軽減している。残存期間中の手続きやプロセスの遵守状況を確認するため、監視目的の現地調査を別途行っている。また極端な場合の仮定を含めた保証ポートフォリオ・ストレステストのシナリオで定期的にテストを実施し、悪影響に耐えうる資本基盤であるかを判定している。

U.2. 金利リスク

金利リスクとは、市場利回りや金利の期間構造の不利な変動による、EIBのポジションの経済価値または同ポジションによる収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。異なる資産、負債、ヘッジ商品の間で金利更改特性や満期特性に差異があると、金利リスク・エクスポージャーが生じる。

金利リスクの測定および管理にあたり、EIBはバーゼル銀行監督委員会（BCBS）および欧州銀行監督機構（EBA）の関連する主要原則を参考にしている。金利リスクの主な発生源は、金利更改リスク、イールドカーブ・リスク、ベーシス・リスク、およびスプレッド・リスクである。EIBに特に関係がある金利リスクはスプレッド・リスクである。スプレッド・リスクとは、EIBの資金調達スプレッドまたは貸付スプレッドの変動による、EIBのポジションの経済価値または同ポジションによる収益のボラティリティを指す。

EIBは、概念上の参考ポートフォリオに基づいて、グローバルの構造的金利ポジションを管理している。EIBが使用している財務リスク指標および統制の大部分が、このポートフォリオに適用されている。

U.2.1. EIBの自己資金のバリュー・アット・リスク

EIBのALM戦略は、EIBの経済価値のボラティリティを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。また、EIB成長資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。かかる全体目標は、中長期投資特性に沿ったEIBの自己資金投資によって達成されており、これは4.5～5.5年という自己資金の目標投資期間を意味する。

自己資金の期間目標とは別に、EIBの貸借対照表上、通貨および金利特性に応じた資金調達が図られるべきだとされている。しかしながら、運用上の理由から、若干の逸脱は認められている。このような若干の逸脱が残ることによって生じる残余ポジション純額は、市場リスクを最低限の水準に維持するべく、既定の限度枠内に収めて管理されている。

リスク管理部門は、金利リスク・パラメーターと為替リスク・パラメーターの双方について、自己資金のバリュー・アット・リスク（VaR）を計量している。これはリスク・メトリックス手法に基づいて算出されるパラメトリック法によるVaRで、ボラティリティや相関に関するデータは、過去の市場データに基づき内部的に算出される。VaRは、信頼区間を99%、期間を１日として、EIBのポジションについて測定される。2017年12月31日現在のEIB自己資金のVaRは、185百万ユーロ（2016年：257百万ユーロ）であった。2016年以後の自己資金のVaRの動向は、EIBのポジションのリスク特性の変化ではなく、リスク・パラメーターの実質的なボラティリティの低下を反映している。

一般的に、VaRは被りうる最大損失を測定しようとするものではない。そのため、定期的に金利ショックを用いたストレス・テストを実施することで、VaRを補完している。2017年12月31日現在、仮に金利カーブが200ベーシス・ポイント上方に平行移動すると、その影響での自己資金の経済価値は78.1億ユーロ（2016年：75.8億ユーロ）減少する。

EIBのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の取引（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

キャッシュ・フロー・レベルでは、こうした借入金はすべてスワップで十分にヘッジされているため、LiborまたはEuriborに連動する合成変動利付債とみなすことができる。

以下は、2017年12月31日現在および2016年12月31日現在のEIBの任意償還条項付ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2017年12月31日				
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	日本円	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,679	-21	-2,810	**-5,510**
平均満期日	2042年11月17日	2032年２月９日	2037年４月17日	**2039年12月27日**
平均予想償還日	2028年６月13日	2029年２月11日	2025年10月16日	**2027年２月４日**

2016年12月31日				
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	日本円	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,614	-77	-2,776	**-5,467**

平均満期日	2042年９月24日	2022年８月25日	2036年１月29日	**2039年１月25日**
平均予想償還日	2028年10月７日	2020年10月１日	2026年５月24日	**2027年６月13日**

関係するリスク・パラメーター別：

2017年12月31日	リスク・パラメーター			
(単位：百万ユーロ)	為替レートの水準	金利カーブの水準	金利カーブの勾配	合計
ユーロ建想定元本	-712	-4,659	-139	**-5,510**
平均満期日	2037年９月27日	2040年８月10日	2030年９月16日	**2039年12月27日**
平均予想償還日	2026年６月５日	2027年５月22日	2020年９月21日	**2027年２月４日**

2016年12月31日	リスク・パラメーター			
(単位：百万ユーロ)	為替レートの水準	金利カーブの水準	金利カーブの勾配	合計
ユーロ建想定元本	-1,004	-4,324	-139	**-5,467**
平均満期日	2034年12月22日	2040年４月15日	2030年９月16日	**2039年１月25日**
平均予想償還日	2024年７月24日	2028年４月23日	2021年７月３日	**2027年６月13日**

U.2.2. 金利リスク管理

利益の感応度は、金利カーブ全体が１パーセンテージ・ポイント上昇した場合、あるいは低下した場合の向こう12ヵ月間で変動しうる正味受取利息の金額を定量化する。このようなエクスポージャーは、承認を受けた限度枠内でEIBが容認する、資産と負債の間の金利更改期間、金額または利率の不一致により生じる。

2017年12月31日現在のポジションでは、金利が100ベーシス・ポイント上昇すると、利益が117.1百万ユーロ（2016年：103.6百万ユーロ）増加し、金利が100ベーシス・ポイント低下すると、利益が110.6百万ユーロ（2016年：119.1百万ユーロ）減少する計算である。

EIBは、案件ごとに利益のシミュレーションを実行する専用のソフトウェアで感応度指標を計算している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、EIBは業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。利益に関して適時に行われる月次のシミュレーションは、固定利付項目の場合には、すべて契約で定められた利率が維持され、変動利付項目の場合には、すべて、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じて金利が更改されるという仮定に基づいて実施されている。資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引の利率は、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じた短期金融市場の実勢利率に等しいとされる。EIBの現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、EIB業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

U.3. 流動性リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来した債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うEIBの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびそれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、EIBの

ポジションの経済価値あるいはEIBのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、EIBのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関係している。

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクの管理が行われている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファーを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務返済上のニーズ、貸付金の実行、および貸付ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク管理方針には、資金水準の下限も盛り込まれている。EIBの全体的な流動性比率（翌12ヵ月間の見積ネット・キャッシュ・フローに対する比率としての流動性）は、常に25%を上回っていることが義務付けられている。

EIBは非常時流動性計画（CLP）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。CLPは、バーゼル銀行監督委員会の「健全な流動性リスク管理および監督の原則」（2008年９月）を基準としている。CLPは随時更新の対象であり、承認のために年に１度経営委員会に提出される。

EIBの特定の事業モデルに合わせて策定された定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施される。

2009年７月８日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

EIBは、欧州委員会による「委任法令」（10月10日付EU 2015/61）の要件に従って、流動性カバレッジ比率（「LCR」）を導入した。EIBはLCRを日次で、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨（英ポンドおよび米ドル）についても算出している。過度の通貨のミスマッチを防止するために、EIBは正味流動性の流出と流動性資産の通貨が継続的に一致するようにしている。2017年末現在、LCRは201.4%（2016年末は198.9%）であった。

以下の表は、貸借対照表日から契約上の満期日までの残存期間別にEIBの資産および負債を示している。契約によって定められた満期日のない資産および負債は、「満期日未確定」に区分されている。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2017年12月31日時点における満期	３ヵ月以内	３ヵ月超１年以内	１年超５年以内	５年超	満期日未確定	2017年の合計

資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	162	0	0	0	0	**162**
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	13,197	8,179	11,016	8,000	0	**40,392**
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	764	0	0	0	0	**764**
- 金融機関	30,144	3,610	0	0	0	**33,754**
- 対顧客	1,679	63	0	0	0	**1,742**
	32,587	3,673	0	0	0	**36,260**
貸付金：						
- 金融機関	2,403	12,038	57,665	49,387	19	**121,512**
- 対顧客	3,806	18,240	99,693	191,340	46	**313,125**
	6,209	30,278	157,358	240,727	65	**434,637**
確定利付証券を含む負債証券	6,145	2,860	3,626	2,722	0	**15,353**
株式、その他の変動利回証券および参加持分	0	0	0	0	4,954	**4,954**
関係会社株式	0	0	0	0	837	**837**
その他の資産	0	26	125	67	16,731	**16,949**
資産合計	**58,300**	**45,016**	**172,125**	**251,516**	**22,587**	**549,544**
負債：						
金融機関に対する債務	5,011	0	0	0	0	**5,011**
顧客に対する債務	1,931	0	0	0	0	**1,931**
債務証書借入	34,735	31,634	217,182	166,034	0	**449,585**
資本金、準備金および利益	0	0	0	0	68,986	**68,986**
その他の負債	9	11	516	257	23,238	**24,031**
負債合計	**41,686**	**31,645**	**217,698**	**166,291**	**92,224**	**549,544**
オフ・バランスシートの通貨スワップ	**-321**	**475**	**2,826**	**-1,373**	**0**	**1,607**

借入金および関連するスワップの一部は、投資家あるいはヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、EIBにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。EIBが債券に係るすべてのコール・オプションを契約で定められた次回権利行使日に行使した場合、2018年から2020年の期限前償還累計額は27億ユーロとなる。

2016年12月31日時点における満期	３ヵ月以内	３ヵ月超１年以内	１年超５年以内	５年超	満期日未確定	2017年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	317	0	0	0	0	317
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	15,711	14,891	11,705	8,149	0	50,456
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	662	0	0	0	0	662
- 金融機関	28,345	6,836	0	0	0	35,181

- 対顧客	2,096	124	0	0	0	2,220
	31,103	6,960	0	0	0	38,063
貸付金：						
- 金融機関	3,228	12,913	59,480	48,590	3	124,214
- 対顧客	3,858	17,307	99,978	188,466	114	309,723
	7,086	30,220	159,458	237,056	117	433,937
確定利付証券を含む負債証券	8,408	2,050	2,353	2,780	0	15,591
株式、その他の変動利回証券および参加持分	0	0	0	0	4,061	4,061
関係会社株式	0	0	0	0	875	875
その他の資産	57	74	145	71	29,584	29,931
資産合計	**62,682**	**54,195**	**173,661**	**248,056**	**34,637**	**573,231**
負債：						
金融機関に対する債務	12,954	166	0	0	0	13,120
顧客に対する債務	1,952	0	0	0	0	1,952
債務証書借入	36,099	42,173	229,347	163,304	0	470,923
資本金、準備金および利益	0	0	0	0	66,180	66,180
その他の負債	0	41	466	327	20,222	21,056
負債合計	**51,005**	**42,380**	**229,813**	**163,631**	**86,402**	**573,231**
オフ・バランスシートの通貨スワップ	**1,330**	**3,211**	**7,345**	**2,294**	**0**	**14,180**

U.4. 為替リスク

為替（FX）リスクは、為替レートの不利な変動が原因で、EIBのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。資産と負債の間で通貨のミスマッチがある場合に、EIBは為替リスクにさらされる。

EIBは定款を遵守して、貸付業務を遂行するため、またはEIBが供与する貸付金もしくは保証から発生するコミットメントを履行するために、直接必要でない為替業務には従事しない。

EIBの資産・負債構造における通貨のミスマッチは、厳しい限度額内に維持されている。

ユーロ以外の通貨で発生する金利マージンに内在する為替リスクは、通常ヘッジされている。ヘッジ・プログラムは、今後３年間の米ドルおよび英ポンド建ての貸付金の金利マージンにローリング・ベースで対応している。

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2017年12月31日 現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2017年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	162	0	0	0	0	**162**
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	35,825	1,362	3,205	0	4,567	**40,392**
その他の貸付金および預け金：						

- 当座預金	678	33	5	48	86	**764**
- 金融機関	25,762	257	1,116	6,619	7,992	**33,754**
- 対顧客	614	0	0	1,128	1,128	**1,742**
	27,054	290	1,121	7,795	9,206	**36,260**
貸付金：						
- 金融機関	101,590	2,023	11,494	6,405	19,922	**121,512**
- 対顧客	249,846	34,700	9,959	18,620	63,279	**313,125**
	351,436	36,723	21,453	25,025	83,201	**434,637**
確定利付証券を含む負債証券	2,573	2,583	4,692	5,505	12,780	**15,353**
株式、その他の変動利回証券および参加持分	3,901	673	227	153	1,053	**4,954**
関係会社株式	837	0	0	0	0	**837**
その他の資産	16,152	341	205	251	797	**16,949**
資産合計	**437,940**	**41,972**	**30,903**	**38,729**	**111,604**	**549,544**
負債：						
金融機関に対する債務	4,704	0	259	48	307	**5,011**
顧客に対する債務	1,708	7	75	141	223	**1,931**
債務証書借入：						
- 負債証券	225,341	49,205	118,961	42,223	210,389	**435,730**
- その他	7,906	107	967	4,875	5,949	**13,855**
	233,247	49,312	119,928	47,098	216,338	**449,585**
資本金、準備金および利益	68,986	0	0	0	0	**68,986**
その他の負債	24,009	879	287	-1,144	22	**24,031**
負債合計	**332,654**	**50,198**	**120,549**	**46,143**	**216,890**	**549,544**
オフ・バランスシートの通貨スワップ	**-105,284**	**8,269**	**89,594**	**7,421**	**105,284**	
ポジション（純額）	**2**	**43**	**-52**	**7**	**-2**	

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2016年12月31日 現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2016年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	317	0	0	0	0	317
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	48,922	464	1,070	0	1,534	50,456
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	501	19	8	134	161	662
- 金融機関	26,320	58	2,953	5,850	8,861	35,181
- 対顧客	1,228	0	0	992	992	2,220
	28,049	77	2,961	6,976	10,014	38,063
貸付金：						
- 金融機関	102,465	2,780	12,190	6,779	21,749	124,214
- 対顧客	247,152	32,916	11,914	17,741	62,571	309,723

	349,617	35,696	24,104	24,520	84,320	433,937
確定利付証券を含む						
負債証券	7,983	375	2,465	4,768	7,608	15,591
株式、その他の変動						
利回証券および参加持分	3,175	602	147	137	886	4,061
関係会社株式	875	0	0	0	0	875
その他の資産	26,205	1,290	1,103	1,333	3,726	29,931
資産合計	**465,143**	**38,504**	**31,850**	**37,734**	**108,088**	**573,231**
負債：						
金融機関に対する債務	12,230	25	784	81	890	13,120
顧客に対する債務	1,715	31	86	120	237	1,952
債務証書借入：						
- 負債証券	212,909	51,676	145,501	45,575	242,752	455,661
- その他	7,993	196	1,182	5,891	7,269	15,262
	220,902	51,872	146,683	51,466	250,021	470,923
資本金、準備金および						
利益	66,180	0	0	0	0	66,180
その他の負債	16,371	1,920	1,215	1,550	4,685	21,056
負債合計	**317,398**	**53,848**	**148,768**	**53,217**	**255,833**	**573,231**
オフ・バランスシートの						
通貨スワップ	**-147,800**	**15,417**	**116,891**	**15,492**	**147,800**	
ポジション（純額）	**-55**	**73**	**-27**	**9**	**55**	

U.5. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、プロセス、人員、システムの潜在的な機能不全またはその他の外部事象のうち、EIBに直接的な財務エクスポージャーまたは事故寸前の事態をもたらすものをいう。定義上、法務リスクおよび風評リスクはこれに含まれるが、戦略リスクは除かれる。

オペレーショナル・リスクはEIBの活動に内在しており、人的要因、不適切な従業員の行動、サイバーおよびテクノロジー関連事象、不適切もしくは機能不全のプロセス、事業の中断もしくは保安措置、情報システムの障害、第三者外部委託での障害または不正行為を含む様々な態様で現れる可能性がある。オペレーショナル・リスクを、EIBの財務強度、事業の性格および業務を遂行する市場の観点から最低水準に維持することが目標となる。

オペレーショナル・リスク管理部門はオペレーショナル・リスクの枠組みと関連方針の設定を担当し、その枠組みを実践する責任は、EIBの各種部門に帰属する。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が勧告する銀行業の最善慣行の枠組みの主要な要素は、リスクの特定、評価、監視ならびにリスクの統制および軽減である。

EIBでは、スコアカードにまとめられた一連のオペレーショナル・リスク指標を通じて、内部損害履歴、シナリオ分析ならびに事業・統制環境等、入手可能なあらゆる情報を考慮する評価方法を採用している。特に、オペレーショナル・リスクは、オペレーショナル・リスクに係る現実の損害につながりまたはつながりうる重要なオペレーショナル・リスク事象および生じつつあるリスク分野の監視を提供する。EIBは、主要な事業プロセスごとにオペレーショナル・リスク・エクスポージャーおよび損害事象を継続的に監視するために、SASシステムを使用している。さらに、統計モデルとVaR計算エンジンによって、オペレーショナル・リスク環境を網羅している。

オペレーショナル・リスク管理は組織のあらゆるレベルで実施され、EIBの様々な部署のすべてがその責任を負う。

報告に関連して、オペレーショナル・リスクの内部損害履歴、シナリオ分析およびオペレーショナル・リスク指標は、副総裁、ディレクター・ジェネラルおよびリスク委員会に定期的に報告され、新商品委員会の活動に関する報告は、EIBの経営幹部に送られている。

注V：デリバティブ

EIBは、金利リスクおよび外貨リスクのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品を資産および負債の管理活動の一環として使用している。デリバティブは契約金融商品であり、その価値は、原資産、利率、為替そして種々のインデックスの価格変動に従って変動する。

EIBのスワップの大部分は、資金調達オペレーション（資金調達活動）の一環として、債券発行をヘッジする目的で締結されている。借入ポートフォリオに関連したすべてのスワップは満期が関連借入債務に対応しており、このため長期の性質を持つ。

またEIBは、貸付金や財務のヘッジ・オペレーションの一環として、またはグローバルな資産負債管理（ALM）ポジションのヘッジ（ALMヘッジ活動）のために、スワップを行っている（注V.1参照）。

EIBは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務の通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップも行っている（注V.2参照）。

先物契約（先物）は、一部の政府債投資から生ずるエクスポージャーをヘッジするため、財務活動の一環として使用することができる。先物は、規制市場において取引される標準化されたデリバティブであり、カウンターパーティー・リスクの測定と統制に関する一般方針の対象外となっている（注V.2.参照）。

EIBは、短期財務ポジションの金利リスクをヘッジするために、金利先渡契約を使用する（注V.2参照）。

V.1. 資金調達およびALMデリバティブ

資金調達およびALMヘッジとの関連で使用されるデリバティブには以下のものがある。

- 通貨スワップ
- 金利スワップ
- ストラクチャード・スワップ

V.1.1. 通貨スワップ

通貨スワップとは、調達されたある通貨の資金を別の通貨に交換することを合意し、それと同時に調達された資金を期日に返済できるよう、両通貨を将来において再度交換するための為替予約を締結する契約である。

EIBは、主に資金調達業務の一環として、開始時に借入資金を別の通貨に交換し、その後借入返済に必要な資金を元の通貨でEIBが入手することとなる、通貨スワップを締結している。

以下の表は、通貨スワップ（短期通貨スワップ（注V.2参照）を除く）の満期を想定元本および公正価値に細分して示したものである。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2017年12月31日現在の通貨スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	2017年の合計
想定元本（受取）	36,128	108,446	40,132	19,371	**204,077**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	35	-1,717	1,995	1,423	**1,736**

2016年12月31日現在の通貨スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	2016年の合計
想定元本（受取）	34,392	125,331	36,858	15,651	**212,232**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	3,865	8,323	2,443	2,064	**16,695**

(*) 2017年12月31日現在500百万ユーロ（2016年：1,994百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

V.1.2. 金利スワップ

金利スワップは一般的に、変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利スワップの利用により、EIBは、顧客からの要求に応えて借入ポートフォリオと他のポートフォリオの金利構造を変えることができるとともに、グループのある特定の資本市場への有利なアクセス条件をカウンターパーティーと交換することにより、資金調達コストを削減することも可能となる。

以下の表は、金利スワップ（外貨建てで計算された利息を合成的にユーロ建てに交換するシンセティック・スワップを含む）の満期を想定元本および公正価値に細分して示したものである。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2017年12月31日現在の金利スワップ（単位：百万ユーロ）	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超	2017年の合計
想定元本	44,391	202,704	126,652	136,260	**510,007**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	-350	4,158	4,267	1,345	**9,420**

2016年12月31日現在の金利スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	2016年の合計
想定元本	75,265	197,166	116,008	134,914	**523,353**
公正価値（すなわち、CVAおよびDVAを含む割引価値（純額））(*)	587	5,027	6,987	607	**13,208**

(*) 2017年12月31日現在マイナス333百万ユーロ（2016年：マイナス461百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

V.1.3. ストラクチャード・スワップ

EIBは、通常そのリスクヘッジ方針に関連してオプション取引を行っていない。ただし、金融市場で、より低いコストで資金を調達するという戦略の一環として、EIBは主に金利オプションまたは株価指数オプションを含む借入契約および貸付を行う。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。

以下の表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、価額および想定元本の詳細を示している。

	期限前解約が組み込まれているもの		株価指数		特別なストラクチャーに基づくクーポンまたは類似するもの	
	2017年	2016年	**2017年**	2016年	**2017年**	2016年
取引件数	**136**	138	**1**	1	**306**	300
想定元本（単位：百万ユーロ）	**5,490**	5,465	**500**	500	**19,437**	33,084
割引価値（純額）（単位：百万ユーロ）	**444**	512	**-33**	-19	**-2,461**	-2,207

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用する収益還元法により算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

借入れに組込まれている、もしくは借入れに関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。ストラクチャード・ディールとしては、金利、為替レート、インフレ率、株価指数、および金利のボラティリティに左右される様々な取引がある。

V.1.4. デリバティブ取引における信用リスクの軽減方針

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にEIBが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してEIBを保護するための一連の手続きが整備されている。

・ 取引契約の枠組み

EIBのデリバティブ取引はすべて、ISDAスワップ取引契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの契約枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。

・ カウンターパーティーの選択

取引開始時の格付けは、A3以上と定められている。格付けがある一定のレベルを下回った場合にはEIBは期限前に契約を解除する権利を有する。

・ 担保設定

- （限度枠を超過した）エクスポージャーに対しては、現金および債券による担保が差入れられる。
- 複雑で流動性の低い取引の場合は、現在の時価以上の担保が要求される。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は定期的にモニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

スワップについて受け取った担保の時価は、2017年12月31日現在、16,279百万ユーロ（2016年：37,963百万ユーロ）で、担保の性質およびムーディーズまたは同等の格付会社の格付けに基づいた詳細は、以下のとおりであった。

ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券		現金	2017年の合計
	政府債	政府機関債、国際機関債、カバード・ボンド		
Aaa	2,877	1,517	0	**4,394**
Aa1からAa3	2,430	0	0	**2,430**
A1からA3	96	0	0	**96**
Baa1からBaa3	4,419	0	0	**4,419**
Baa3未満	2	0	0	**2**
格付けなし	0	0	4,938	**4,938**
2017年の合計	**9,824**	**1,517**	**4,938**	**16,279**

ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券		現金	2016年の合計
	政府債	政府機関債、国際機関債、カバード・ボンド		
Aaa	3,470	3,870	0	**7,340**
Aa1からAa3	11,899	0	0	**11,899**
A1からA3	134	110	0	**244**
Baa1からBaa3	5,496	0	0	**5,496**
Baa3未満	221	0	0	**221**
格付けなし	0	0	12,763	**12,763**
2016年の合計	**21,220**	**3,980**	**12,763**	**37,963**

・ デリバティブの信用リスクの測定

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。

BISのバーゼル銀行監督委員会（BCBS）の勧告に従い、EIBは、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用し、資本配分には信用リスク相当額を使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。

EIBは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネッティング・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、破綻取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2017年12月31日現在のカレント無担保エクスポージャーは364百万ユーロ（2016年12月31日現在：448百万ユーロ）であった。

さらにEIBは、リスクのマージン期間中（取引ポートフォリオにより10日間から20日間）にネッティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2017年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは7,366百万ユーロ（2016年12月31日現在：9,499百万ユーロ）であった。

・ 限度枠

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを３種の期間グループ（１年未満、１年以上５年以下および５年超）と２種の格付シナリオ（現状維持およびA3格未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。

下記の表は、カウンターパーティーの内部格付け別内訳を示している。

格付けグループ	額面価額割合		カレント無担保エクスポージャー (単位：百万ユーロ)		ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	
ムーディーズまたは同等の格付会社の格付け	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
Aaa	**0.32%**	0.35%	**119**	91	**140**	169
Aa1からAa3	**23.48%**	24.57%	**224**	224	**1,904**	2,785
A1からA3	**65.33%**	65.68%	**0**	124	**5,094**	6,365
A3未満	**10.87%**	9.40%	**21**	9	**228**	180
合計	**100.00%**	**100.00%**	**364**	**448**	**7,366**	**9,499**

V.2. 流動性管理の一環として

EIBはまた、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップを行っている。

短期通貨スワップ（受取）の想定元本は、2017年12月31日現在で43,942百万ユーロであり、これに対して2016年12月31日現在は46,312百万ユーロであった。短期通貨スワップの公正価値は、2017年12月31日現在マイナス23百万ユーロ（2016年：847百万ユーロ）であった。

短期為替予約取引の想定元本は、2017年12月31日現在585百万ユーロ（2016年：667百万ユーロ）であった。短期為替予約取引の公正価値は、2017年12月31日現在39百万ユーロ（2016年：18百万ユーロ）であった。

注W：換算レート

2017年12月31日現在および2016年12月31日現在の貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2017年12月31日	2016年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ(CZK)	25.5350	27.0210
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4449	7.4344
英ポンド(GBP)	0.8872	0.8562
ハンガリー・フォリント(HUF)	310.3300	309.8300
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.1770	4.4103
ルーマニア・レイ(RON)	4.6585	4.5390
スウェーデン・クローナ(SEK)	9.8438	9.5525
欧州連合加盟国以外の通貨		
オーストラリア・ドル(AUD)	1.5346	1.4596
カナダ・ドル(CAD)	1.5039	1.4188
スイス・フラン(CHF)	1.1702	1.0739
中国人民元（CNY）	7.8044	7.3202
ドミニカ・ペソ（DOP）	57.1465	48.7476
エジプト・ポンド（EGP）	21.2725	19.0008
香港ドル(HKD)	9.3720	8.1751
アイスランド・クローナ(ISK)	124.7000	214.9400
日本円(JPY)	135.0100	123.4000
ケニア・シリング(KES)	123.7000	108.0600
モロッコ・ディルハム(MAD)	11.2144	10.6711
メキシコ・ペソ(MXN)	23.6612	21.7719
ノルウェー・クローネ(NOK)	9.8403	9.0863
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.6850	1.5158
ロシア・ルーブル(RUB)	69.3920	64.3000
セルビア・ディナール(RSD)	118.2700	123.4000
チュニジア・ディナール(TND)	2.9821	2.4255
トルコ・リラ(TRY)	4.5464	3.7072
台湾ドル(TWD)	35.5849	34.1539
ウクライナ・グリブナ(UAH)	33.7627	28.5012
米ドル(USD)	1.1993	1.0541
CFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	14.8054	14.4570

注X：関連当事者取引

X.1. 関係会社株式および参加持分

欧州投資基金（「EIF」）との関連当事者取引は、主として、EIFに代わってEIBがその財務、IT、年金基金、その他の役務を管理・運営することに関する取引である。一方EIFは、EIBのベンチャー・キャピタル事業（参加持分を含む）を管理・運営している。

EUマイクロファイナンス・プラットフォームFCP-FIS（「EUMPF」）との関連当事者取引は、主に2017年12月31日に終了した事業年度にわたってEIBが受領した分配金に関連している。約款に従い、EIFはEUMPFのアンブレラ・ファンドに対して管理会社としての機能を果たす。EUMPFは、約款に従ってEIFに管理報酬を支払う。EUMPFが2015年１月１日付で新規に関係会社株式に分類されていることに留意すること。

EIFおよびEUMPFとEIBの関連当事者取引に関連して、本財務書類に計上されている金額は、次のとおりである。

(単位：千ユーロ)

	2017年12月31日	2016年12月31日
資産：		
関係会社株式	836,653	875,209
参加持分	238,486	168,637
前払金および未収収益	1,914	1,351
その他の資産	8,379	2,485
資産合計	**1,085,432**	**1,047,682**
負債：		
その他の負債	-168,216	-143,943
負債合計	**-168,216**	**-143,943**
損益計算書：		
関係会社株式からの収益	16,120	16,658
参加持分からの損益	-1,923	-8,174
支払利息および類似費用	-5,297	-6,699
受取手数料	9,797	6,753
支払手数料	-41,696	-37,018
その他の業務収益	10,569	8,803
一般管理費	0	482
損益計算書計上額合計	**-12,430**	**-19,195**
オフ・バランスシート：		
EIF払込未請求資本	2,104,800	2,099,200
EUMPF払込未請求資本	0	0
EIF資金の管理	1,259,389	1,285,949
EIFの少数株主に付与されたプット・オプション	813,042	753,544
払込未請求参加持分	558,349	556,472
オフ・バランスシート項目合計	**4,735,580**	**4,695,165**

X.2. 主要経営者

EIBは、理事会、監査委員会および経営委員会の委員ならびにEIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラルを主要経営者と特定している。

一般管理費（注R）に算入されている主要経営陣の当該報告期間の報酬は、次の表のとおりである。

（単位：千ユーロ）

	2017年	2016年
短期給付(1)	9,569	9,821
退職後給付(2)	864	910
退職手当	2,344	9
合計	**12,777**	**10,740**

(1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。

(2) 退職給付は、経営委員会委員、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。

2017年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

（単位：千ユーロ）

	2017年12月31日	2016年12月31日
年金制度および健康保険制度（注L）	-44,709	-40,081
その他の負債（注G）	-16,796	-15,573

注Y：後発事象

2017年12月31日現在の本財務書類の調整または本財務書類における開示を要する、決算日後に発生した重要な事象はない。

注Z：第三者資金の管理

Z.1. インベストメント・ファシリティ-コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年６月23日付（その後改正済）のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.2. ギャランティー・ファンド

域外活動のためのギャランティー・ファンドは、非加盟国に供与された貸付および貸付保証の債務不履行をカバーするため、または非加盟国におけるプロジェクトのために、1994年に設立された。欧州委員会（EC）は、1994年11月に二者間で締結された契約およびその後の当該契約の改訂に基づき、ギャランティー・ファンドの財務管理をEIBに委託している。EIBは、ギャランティー・ファンドの個別財務書類を作成している。

Z.3. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i）EU の割当量単位（EUA）の収益化、ii）EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった２つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

Z.4. EIF資金

EIF資金は、EIBとEIFとの間で2000年12月に締結された資金管理契約に従い、EIBによって管理されている。

Z.5. JESSICA（保有基金）

JESSICA（都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援）は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。

EIBは、JESSICAの個別財務書類を作成している。

Z.6. イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）

InnovFinまたは「InnovFin－イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年－2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」の下でのEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム（2014年－2020年）であるホライズン2020を確立し、決定事項N1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則（EU）N1291/2013（「ホライズン2020規則」）が採択された。2014年６月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される一連の統合され、かつ補完的な金融ツールおよびアドバイザリー・サービスで構成され、零細

企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション（R&I）のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

Z.7. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（「RSFF」）

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年６月５日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業（SME）および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント（「RSI」）を用意した。RSIは、研究を推進する中小企業や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

Z.8. 欧州連合－アフリカ・インフラ（「EUAI」）信託基金

EUAI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年２月９日、ECとEIBは、欧州連合－アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援する欧州連合－アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUAI信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.9. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ（「PBI」）の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年１月１日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

Z.10. ファンド・オブ・ファンズ

ファンド・オブ・ファンズ（「FoF」）は、欧州構造投資基金（「ESIF」）が、2014年から2020年までの間に加盟国運用プログラムにより資金供給した地域金融商品（DFI）で構成されている。FoFは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給（拠出）の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。EIBは、各ファンド・オブ・ファンズの個別財務書類を作成している。

Z.11. GF ギリシャ

ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

Z.12. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年５月27日に設定された。1977年８月４日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIP、IPA（加盟候補国向け支援制度）、トルコについての委託および欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

Z.13. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

Z.14. 国際開発協力機構（AECID）

このパートナーシップ契約は、スペイン王国（スペインの国際開発協力機構（AECID））とEIBとの間で調印されたもので、モーリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国（「南地中海沿岸地域」）の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

Z.15. 東部深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）の委任契約に署名した。東部DCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるグルジア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（SME）向けに提供することによって、これら３国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

Z.16. 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信託基金

EIBが管理するFEMIP（ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ）信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.17. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.18. 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

HIPCイニシアチブ（「イニシアチブ」）とは、世界の最貧国に特別支援を供与する国際的な債務救済制度である。世界銀行と国際通貨基金からの申入れを受けて、1996年に設立された。主な目的は、貧困国の債務負担を維持可能な水準にまで削減することにある。EIBは、同イニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.19. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（PF4EE）商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

Z.20. EPTA信託基金

EPTA（東方パートナーシップ技術支援）信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.21. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

Z.22. 加盟候補国向け支援制度II（「IPA II」）

加盟候補国向け支援制度（IPA）に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。加盟候補国向け支援ファンドも、持続性のある経済回復、エネルギー供給、運輸、自然環境および気候変動などに関する目標をEUが達成できるよう支援する。IPA Iの後継制度IPA IIは、すでに達成された成果を土台とし、2014年から2020年までの期間に117億ユーロを充当して構築される予定である。IPA IIの最も重要な革新性は、戦略的焦点にある。フレームワーク・パートナーシップ契約は、2015年末に締結され、EIBにより履行される。様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。EIBは、IPA IIの個別財務書類を作成している。

Z.23. 欧州戦略投資基金（「EFSI」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（EFSI契約）、および欧州投資アドバイザリー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（EIAH契約）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のEIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。承認を受けたプロジェクトおよびEIBのエクスポージャーに関する詳細な情報については、注D.1を参照のこと。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは３つの補完的な構成要素であるa) 公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザリー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b) パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc) 既存のアドバイザリー・サービスの強化もしくは拡大または未対処のニーズに対応する新規のサービスの創出、で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

Z.24. 自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）

自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト（気候変動適応プロジェクトを含む）に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFFの個別財務書類を作成している。

Z.25. 研究・開発・イノベーション・アドバイザリー（「RDIアドバイザリー」）

RDIアドバイザリーは、ホライズン2020に基づくInnovFinプログラムの一環として、2014年６月に締結された７年間の包括協定に基づいて設立された欧州委員会とのパートナーシップである。RDIアドバイザリーには２系統の活動があり、(i) アドバイザリーに関連した立ち上げ段階のプロジェクト、および(ii) RDI投資の全体的な枠組みの状況の改善を取り扱う並列活動ならびにホライズン2020の下での金融手段である。EIBは、RDIアドバイザリーの個別財務書類を作成している。

Z.26. 欧州地域のサポート計画に対する共同支援（JASPERS）

JASPERS（欧州地域のサポート計画に対する共同支援）は、EIB、欧州委員会およびEBRDの間における技術支援ファシリティである。欧州構造投資基金の下での資金供与のために提起される主要プロジェクトの品質を高めることができるようにするために、EUおよび候補国の大部分を支援する。JASPERSによる支援には、EUからの資金供与に係る申請の把握から提出まで、プロジェクトの準備の支援、独立した立場でのプロジェクトの品質レビュー、均等な割り当て、戦略支援、能力の構築（能力センターを含む）、実行支援が含まれることがある。JASPERSの業務は、７つの部門（道路、鉄道・航空・海事、水道・ごみ、エネルギー・固形廃棄物、スマート開発、ネットワーキング能力センター、独立品質レビュー）に分かれている。運営期間の最初の10年（2005年－2015年）において、JASPERSは1,000を超えるプロジェクトを支援してきた。JASPERSが支援し、欧州委員会が資金供与を承認したプロジェクトの投資価値は、720億ユーロ超である。EIBは、JASPERSの個別財務書類を作成している。

Z.27. 金融商品（「FI」） コンパス・アドバイザリー・プラットフォーム

FIコンパス・アドバイザリー・プラットフォームは、EU加盟国およびその管理当局ならびに小口融資プロバイダーに、欧州構造投資基金（ESIF）ならびに雇用および社会イノベーション・プログラム（EaSI）の範囲内で、金融商品の開発についてのアドバイザリー支援と学習機会を提供する。FIコンパス・アドバイザリー・プラットフォームは、2014年－2020年の期間の包括協定の下で、ECが資金拠出しEIBが実施する。EIBは、FIコンパス・アドバイザリー・プラットフォームの個別財務書類を作成している。

特別部門計算書[1]

2017年および2016年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

資産	2017年12月31日	2016年12月31日
トルコ		
加盟国の財源によるもの		
実行済貸付残高	0	271
合計[2]	**0**	**271**
加盟候補国向け支援制度（IPA）		
加盟国の財源によるもの		
実行済貸付残高	0	0
合計[3]	**0**	**0**
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	36,934	49,130
リスク資本業務		
- 未実行金額	29,260	39,288
- 実行済金額	39,738	53,090
	68,998	92,378
合計[4]	**105,932**	**141,508**
アフリカ、カリブ海および太平洋地域諸国ならびに加盟国の属国および属領		
欧州連合の財源によるもの		
- ヤウンデ協定		
実行済貸付金	352	764
リスク資本形成拠出金		
- 実行済金額	419	419
合計[5]	**771**	**1,183**
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 未実行金額	0	0
- 実行済金額	194,336	219,272
	194,336	219,272
合計[6]	**194,336**	**219,272**
合計	**301,039**	**362,234**

特別部門計算書(1)（続き）

2017年および2016年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債	2017年12月31日	2016年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	76,672	102,220
- 加盟候補国向け支援制度（「IPA」）金融議定書	0	0
- ヤウンデ協定	771	1,183
- ロメ協定	194,336	219,272
- ロメ協定に基づくその他の原資	0	0
	271,779	322,675
加盟国の委託によるもの	0	271
受託管理資金の合計	**271,779**	**322,946**
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	29,260	39,288
ロメ協定に基づくリスク資本による業務	0	0
未実行金額の合計	**29,260**	**39,288**
合計	**301,039**	**362,234**

付記：

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計：

（a）2017年12月31日現在における第１次、第２次および第３次ロメ協定に基づくもの：229,159千ユーロ（2016年：321,166千ユーロ）

（b）2017年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの：54,433千ユーロ（2016年：60,557千ユーロ）

欧州連合－欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年８月20日に締結された。発行済EU保証の総額は、2017年12月31日現在で4,280千ユーロ（2016年：4,280千ユーロ）である。EU保証の総額は、2017年12月31日現在で38,920千ユーロ（2016年：38,920千ユーロ）である。

注(1)　特別部門は、総務会によって1963年５月27日に設定された。1977年８月４日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（NIF）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済

および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となりうる引当金もしくは評価調整は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2)　加盟国の委託に基づき、加盟国の勘定により、またそのリスク負担の下に、トルコにおけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			405,899
加算：	為替差額		20,547
減算：	解約額	215	
	返済額	426,231	
			-426,446
			0

注(3)　加入前支援制度に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、プロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			29,640
減算：	為替差額	10,517	
	解約額	0	
	返済額	19,123	
			-29,640
			0

注(4)　欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年１月１日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：			840,457
減算：	為替差額	58,999	
	解約額	164,335	
	返済額	511,191	
			-734,525
			105,932

注(5)　欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、連合アフリカ諸国、マダガスカルおよびモーリシャスならびに加盟国の属国、属領および地区（AASMM-OCTD）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

特別条件付貸付金		139,483	
リスク資本形成拠出金		2,503	
実行時の金額：			141,986
加算：	資産計上された利息	1,178	
	為替差額	9,823	
			11,001
減算：	解約額	3,310	
	返済額	148,906	
			-152,216
			771

注(6)　欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：			
条件付劣後貸付金		3,116,097	
出資		121,002	
実行時の金額：			3,237,099
加算：	資産計上された利息		9,548
減算：	解約額	731,474	
	返済額	2,264,829	
	為替差額	56,008	
			-3,052,311
			194,336
他の財源による貸付金：			
実行時の金額：			16,500
加算：	為替差額		58
減算：	解約額	8,414	
	返済額	8,144	
			-16,558
			0
			194,336

前へ

④【ＥＵ会計指令に基づく連結財務書類とＩＦＲＳに基づくものとの差異】

EU会計指令に基づき作成されたEIBグループの2017年12月31日現在の連結貸借対照表および2017年12月31日終了年度の損益計算書ならびにIFRSに基づき作成されたそれらとの間における差異

連結貸借対照表

2017年12月31日現在
（単位：千ユーロ）

	EU会計指令		調整		IFRS	
資産				参照		
1 現金、中央銀行および郵便局預け金		162,483	0			162,483
2 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券		41,508,248	134,709	A.1		41,642,957
3 金融機関貸付金および預け金						
a）要求払	937,805		0		937,805	
b）その他の貸付金および預け金	33,898,199		-8,883	B.2	33,889,316	
c）貸付金	121,560,358		1,613,801	B.2	123,174,159	
		156,396,362				158,001,280
4 対顧客貸付金および預け金						
a）その他の貸付金および預け金	1,741,983		-1,060	B.2	1,740,923	
b）貸付金	313,620,389		20,478,143	B.2	334,098,532	
c）貸付金および預け金の減損（戻入れ控除後）	-465,507		55,850	F	-409,657	
		314,896,865				335,429,798
5 確定利付証券を含む負債証券						
a）公共機関による発行	7,024,316		36,525	A.1	7,060,841	
b）その他による発行	8,647,411		57,145	A.1	8,704,556	
		15,671,727				15,765,397
6 株式およびその他の変動利回証券		5,035,790	2,209,361	A.2		7,245,151
7 参加持分		263,453		A.3		0
8 デリバティブ資産		0	43,861,007	B.1		43,861,007
9 有形固定資産		265,338	0			265,338
10 無形資産		21,264	0			21,264
11 その他の資産		162,310	-7,679	B.1		154,631
12 払込予定応募済資本金および準備金		25,983	-259	E		25,724
13 前払金		16,596,171	-16,513,344	A.1, B.1, B.2, B.3, B.4		82,827
資産合計		**551,005,994**				**602,657,857**

連結貸借対照表

2017年12月31日現在
（単位：千ユーロ）

	EU会計指令		調整	参照	IFRS	
負債および資本						
1　金融機関に対する債務						
a）要求払	4,953,852		-1,385	B.3	4,952,467	
b）期日払または通知払	57,475		51	B.3	57,526	
		5,011,327				5,009,993
2　顧客に対する債務						
a）要求払	1,922,566		0		1,922,566	
b）期日払または通知払	8,349		-3	B.3	8,346	
		1,930,915				1,930,912
3　債務証書借入						
a）負債証券	435,730,418		37,758,592	B.4	473,489,010	
b）その他	13,854,945		2,683,701	B.4	16,538,646	
		449,585,363				490,027,656
4　デリバティブ負債		0	32,651,732	B.1		32,651,732
5　その他の負債		854,828	875,650	B.1, B.2, D		1,730,478
6　繰延収益		20,531,793	-20,351,478	A.1, B.1, B.2, B.3, B4		180,315
7　引当金						
a）年金制度および健康保険制度	2,766,138		2,799,703	C	5,565,841	
b）保証引当金	23,460		0		23,460	
		2,789,598				5,589,301
負債合計		**480,703,824**				**537,120,387**
8　資本金						
a）応募済資本金	243,284,155		0		243,284,155	
b）払込未請求資本金	-221,585,020		0		-221,585,020	
		21,699,135				21,699,135
9　連結準備金						
a）準備基金	24,328,415		0		24,328,415	
				A.1, A.2, A.3, B.1, B.2, B.3, B.4, C, D, E, F,		
b）その他準備金	10,312,322		-6,862,754	G	3,449,568	
c）公正価値準備金	0		2,470,292	A.1, A.2, A.3	2,470,292	
d）特別活動準備金	7,504,091		0		7,504,091	
e）一般貸倒準備金	2,700,556		0		2,700,556	
		44,845,384				40,452,922
				A.1, A.2, A.3, B.1, B.2, B.3, B.4, C, D, E, F,		
10　当期純損益		2,858,647	459,331	G		3,317,978
EIB株主に帰属する資本合計						65,470,035
11 非支配持分		899,004	-831,569	D		67,435
資本合計		**70,302,170**				**65,537,470**
負債および資本合計		**551,005,994**				**602,657,857**

連結損益計算書

2017年12月31日終了事業年度
（単位：千ユーロ）

	EU会計指令		調整	参照	IFRS	
1 受取利息および類似収益		23,412,219	-1,623	B.1, B.2, E		23,410,596
2 支払利息および類似費用		-20,121,596	-15,474	B.1, B.3, B.4, C, D, E		-20,137,070
3 株式およびその他の変動利回証券からの収益		336,162	0			336,162
4 受取手数料		347,541	0			347,541
5 支払手数料		-112,257	0			-112,257
6 金融業務損益		-2,955	516,855	A.1, A.2, A.3, B.1, B.2, B.3, B.4		513,900
7 その他の業務収益		11,038	0			11,038
8 その他の業務費用		0	0	G		0
9 貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）		81,071	-719	F		80,352
10 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利回証券の減損の変動（戻入れ控除後）		-1,923	-22,796	A.1, A.2, A.3		-24,719
11 一般管理費						
a） 人件費	-771,360		-39,499	C	-810,859	
b） その他の管理費	-258,604		-6,572	G	-265,176	
		-1,029,964				-1,076,035
12 減価償却費および償却費：有形固定資産および無形資産						
a） 有形固定資産	-31,810		0		-31,810	
b） 無形資産	-7,388		0		-7,388	
		-39,198				-39,198
13 当期純利益		**2,880,138**				**3,310,310**
14 少数株主に帰属する当期利益		21,491	-29,159	D		-7,668
15 EIB株主に帰属する当期利益		**2,858,647**				**3,317,978**

評価および収益認識におけるIFRSおよびEU会計指令の間の差異

A　売却可能に分類される金融資産

1　負債証券ポートフォリオ

EU会計指令において、負債証券ポートフォリオは市場価値で計上される。評価損益は、当該期間の損益計算書の「金融業務損益」の項目に計上される。

経過利息は貸借対照表の「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の項目に計上される。

IFRSにおいて、負債証券ポートフォリオは公正価値で計上され、公正価値の変動は直接資本に反映される。

減損は、公正価値評価のマイナス変動が一時的でない場合、当期損益を通じて認識される。減損は、損益計算書上、個別に報告される。

経過利息および未収ディスカウント／プレミアムは、これらが関連する商品の貸借対照表の残高に含められる。

2　株式およびその他の変動利回証券

EU会計指令において、株式およびその他の変動利回証券は、当初は取得原価で計上される。それらの帳簿価額は、その後の貸借対照表日における測定で、取得原価と時価のいずれか低い方に調整される。

IFRSにおいて、株式およびその他の変動利回証券は公正価値で計上され、公正価値の変動は直接資本に反映される。

減損は、公正価値評価のマイナス変動が一時的でない場合、当期損益を通じて認識される。減損は、損益計算書上、個別に報告される。

B　損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債

1　デリバティブ資産および負債

a 財務デリバティブ

EU会計指令において、当行の売却可能および売買目的ポートフォリオに含まれる金融商品は、時価で評価され、「その他の資産」または「その他の負債」の項目に計上される。

発行手数料は償却されず、「支払利息および類似費用」の項目に計上される。

デリバティブ金融商品について発生する利息は「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の項目に計上される。

EU会計指令において、通貨スワップおよび外国為替予約のプレミアムおよびディスカウントの償却分は「支払利息および類似費用」および「受取利息および類似収益」の項目に計上され、一方IFRSにおいては「金融業務損益」の項目に計上される。

IFRSにおいては、全てのデリバティブ資産および負債は該当するものとして貸借対照表で認識され、再調達価額で計上される。

IFRS第13号の適用により、デリバティブ取引上のカウンターパーティーの信用リスクを反映した信用評価調整（CVA）およびデリバティブ取引上の自行の信用リスクを反映した債務評価調整（DVA）が、デリバティブの公正価値評価に含まれている。

デリバティブの公正価値の変動は損益計算書において認識される。

b ヘッジ・デリバティブ

EU会計指令において、ヘッジ・デリバティブ金融商品は貸借対照表で認識されない。これらはオフ・バランスシートにおいて額面価額で計上される。

デリバティブ金融商品について発生する利息は、「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の項目に計上される。

発行手数料および償還プレミアムまたはディスカウントは、「支払利息および類似費用」の項目に、関連するデリバティブの満期期間にわたって償却される。

IFRSにおいては、全てのデリバティブ資産および負債は貸借対照表で認識され、再調達価額で計上される。

発行手数料および償還プレミアムまたはディスカウントは、損益計算書の「金融業務損益」に直接認識される。

IFRS第13号の適用により、デリバティブ取引上のカウンターパーティーの信用リスクを反映した信用評価調整（CVA）およびデリバティブ取引上の自行の信用リスクを反映した債務評価調整（DVA）が、デリバティブの公正価値評価に含まれている。

IFRSに基づき、EIBは、金融資産および金融負債の相殺基準を充たす２種類の取引を有している。

デリバティブの公正価値の変動は、損益計算書において認識される。

2　貸付金および預け金

EU会計指令において、全ての貸付金および預け金は、償却原価で計上されている。経過利息は貸借対照表の「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の項目に計上される。

EU会計指令において、貸付金に係るフロントエンド・フィーは償却され、「受取利息および類似収益」の項目のもとに損益計算書において認識される。

IFRSにおいては、特定の貸付金は、初期認識において「公正価値貸付金」として分類され、損益を通じて公正価値で測定される。貸付金に係る経過利息／未収受取補助金／前払受取利息／未割当ての収入金は、これらが関連する資産の貸借対照表の残高に含めて報告される。

IFRSにおいては、貸付金に係るフロントエンド・フィーは、公正価値で測定される貸付金に関して損益計算書上の「金融業務損益」の項目で認識される。

IFRSにおいては、貸付金に係るフロントエンド・フィーは、償却原価による取扱いを受ける貸付金に関して貸借対照表の「対顧客／金融機関貸付金および預け金」の項目で認識される。

貸付金の仮勘定は、その他の負債から当該貸付金仮勘定が関連する貸付金残高に再分類される。

貸付金の公正価値の変動は、損益計算書において認識される。

3　金融機関／顧客に対する債務

EU会計指令において、「金融機関／顧客に対する債務」は、財務書類において償還額で表示される。

EU会計指令において、金融機関および顧客に対する債務の利息は、発生主義により、損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上される。未収利息は、負債勘定の「未払金および繰延収益」に含められる。

IFRSにおいては、「金融機関／顧客に対する債務」は、当初は取得原価で計上され、財務書類では償却原価で表示される。

IFRSにおいては、金融機関および顧客に対する債務の利息は、実効金利法を用いて損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上される。

4　借入債務

EU会計指令において、借入債務は償却原価で計上される。未収利息は貸借対照表の「未払金および繰延収益」の項目に計上される。

IFRSにおいては、EIBはその発行債務の大部分に公正価値オプションを適用する。未収利息は、当該利息が関連する負債商品の貸借対照表の残高に含めて報告される。

発行手数料および償還プレミアムまたはディスカウントは、かかる借入が公正価値で測定されない場合、関連する借入の返済期間にわたって償却されるが、この場合、損益計算書上の認識は「金融業務損益」に直接に行われる。

IFRS第13号の適用により、スワップによりヘッジされた非上場のまたは流動性の低い借入に係る自己信用リスクを反映した自己信用調整（OCA）が算出される。

IFRSにおいて、EIBは金融資産および金融負債の相殺基準を充たす取引１種類を有している。

借入の公正価値の変動は損益計算書において認識される。

C　年金基金

EU会計指令においては、10%回廊方式が採用されており、退職給付債務の10%を超過する過年度の保険数理上の過不足累計額は制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識される。

IFRSにおいて、グループは、退職後の確定給付年金制度に関連した収益または費用を決定するために改訂されたIAS第19号を適用している。

数理計算上の積立過不足累計額は、全額が「その他の包括損益」で認識される。純利息費用は、損益計算書の「支払利息および類似費用」で認識される。

D　少数持分調整

EIB、欧州投資基金（「EIF」）およびEUマイクロファイナンス・プラットフォーム FCP-FIS（「EUMPF」）とを合わせてグループと定義する。

EIBはその子会社の１つであるEIFの少数株主の全所有株式を対象としてプット・オプションを付与している。

EU会計指令において、プット・オプションは連結における少数持分の会計処理に影響を与えない。

IFRSにおいては、プット・オプションにより、当該非支配持分残高を資本ではなく負債に分類することとなり、損益を通じて公正価値で評価されるものとして計上される。

これに従いIFRSに基づく当期利益における非支配持分は、当期支払利息に含められる。公正価値調整は、「支払利息および類似費用」に計上される。

E　払込予定応募済資本金および準備金

EU会計指令において、「払込予定応募済資本金および準備金」の項目には、新規加盟国であるクロアチアからの正味の受取金を含む。

IFRSにおいて、受領予定の資本金および準備金は割引キャッシュ・フロー手法を用いて割引かれる。

割引かれた利息は「支払利息および類似費用」に、その償却は「受取利息および類似収益」に計上される。

F　貸付および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）

減損損失は損益において認識され、損失の金額は、帳簿価格および当該商品の当初有効であった金利により割引かれた将来予想キャッシュ・フローの現在価値との間の差異として測定される。

減損損失は、公正価値評価のマイナスの変動が一時的ではない年度の損益において認識される。

それは連結損益計算書の本表に、「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」の項目のもとで個別に計上されている。

IFRSにおいては、公正価値オプションに基づき処理される貸付金につきEU会計原則に基づく個別財務書類ですでに認識された減損は、全額が引当てられている。

G　その他の業務費用

この項目は、EUMPFのみに関する報酬および一般管理費に関係している。EU会計指令において、これらは損益計算書の「一般管理費 － b) その他の管理費」の項目に計上される。

(6) 【その他】

該当なし

(7) 【発行者の属する国等の概況】

該当なし